英国の EU 離脱後の日 EU 及び日英関係に係る調査・分析報告書

平成 29 年 3 月

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

本報告書は，デロイト トーマツ コンサルティング合同会社が外務省の委託を受けて独自に作成したものであり，外務省の見解を示すものではありません。参照者の皆様が本報告書に基づきとられた判断・行動等に対し，外務省は一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

目次

I.　本調査事業の背景と目的 3
II.　はじめに 4
III.　調査内容の構成 5
IV.　日英及び日 EU 間の貿易・投資への影響効果の分析 6
１．総論 6
２．分析の進め方 7
３．貿易・投資インパクト 8
（１）貿易インパクト 8
（２）投資インパクト 13
（３）Brexit インパクトの国際比較 19
４．日本の対英輸出における追加分析（関税観点） 21
（はじめに）関税観点での追加分析の進め方 21
（１）英国の関税率設定方針 22
（２）関税有税となり得る品目の予測 23
（３）日本の対英輸出の平均関税率分析 26
（４）試算結果 27
V.　Brexit による欧州進出企業の展開事業・グローバル戦略への影響調査 28
１．総論 28
２．製造業への影響 29
（１）製造業共通の影響 29
（２）自動車分野 31
（３）鉄道分野 35
（４）食品分野 39
３．製薬業への影響 43
４．金融・保険業への影響 48
VI.　Brexit によって影響が懸念される主要法令の解説 52
１．総論 52
２．製造業において Brexit による影響が懸念される主要法令 56
（１）製造業共通 56
（２）自動車分野 60
（３）鉄道分野 62
（４）食品分野 64
３．製薬業において Brexit による影響が懸念される主要法令 67
４．金融・保険業において Brexit による影響が懸念される主要法令 69
５．その他業界横断的分野において Brexit による影響が懸念される主要法令 71
（１）人権及び企業倫理・ガバナンス分野 71
（２）環境分野 88
（３）労働関連分野 100
（４）データ・情報保護分野 106

６．（参考）欧州・英国規格と Brexit による影響 109
VII. 日本政府への提言事項 111
１．英国の EU 離脱影響に関する政府分析・発信の強化 111
２．日 EU 経済連携協定の早期締結・発効 111
３．第三国間の経済連携交渉の情報収集・分析強化 111
Appendix① 112
（参考）貿易・投資インパクトの試算方法・利用データ 113
１．需要弾性値と為替弾性値の推定 113
（１） 輸出の需要弾性値と為替弾性値 113
（２） 投資の需要弾性値と為替弾性値 114
２．Brexit による GDP 及び為替レートの変化 115
（１） 英国の GDP 115
（２） EU の GDP 115
（３） 日英間の為替レート 115
（４） 日 EU 間の為替レート 116
３．利用データ 116
Appendix② 117
（参考）Brexit によって影響が懸念される業界毎の主要法令の詳細説明 118
１．製造業において Brexit による影響が懸念される主要法令の詳細説明 118
（１） 製造業共通 118
（２） 自動車分野 129
（３） 鉄道分野 140
（４） 食品分野 144
２．製薬業において Brexit による影響が懸念される主要法令の詳細説明 159
３．金融・保険業において Brexit による影響が懸念される主要法令の詳細説明 170

I. 本調査事業の背景と目的

英国の EU 離脱は、経済統合や貿易・投資の自由化の進展に大きな不安要因をもたらすとともに、政治・安全保障面でも欧州情勢や日英・日 EU 関係に留まらず、我が国として適時適切に対応するための外交戦略を可及的速やかに策定・実施していく必要がある。

2016 年 7 月に首相官邸で設置された「英国の EU 離脱に関する政府タスクフォース」の第三回会合（同年 9 月）においても、萩生田光一内閣官房副長官（タスクフォース議長）より、あらゆる事態に柔軟に対応するための様々なシナリオを想定したシミュレーション等の実施が打ち出されている。

このような背景・経緯を踏まえ、英国の EU 離脱後のあり得べき英国・EU 関係の展開について、利害関係者から情報収集の上、日 EU 間及び英国間の法的関係の影響、貿易・投資等の実体経済への影響、関連する課題等について総合的・多角的な分析を行った。

また複数のシナリオ・ベースの影響評価を実施し、欧州および英国の法律・経済に係る示唆に関して理解を深めると共に、各シナリオに応じて企業の現地活動継続のための対応策及び日本政府への要望・提言事項の取り纏めを行った。

（注）本報告書は，デロイト トーマツ コンサルティング合同会社が外務省の委託を受けて独自に作成したものであり，外務省の見解を示すものではありません。参照者の皆様が本報告書に基づきとられた判断・行動等に対し，外務省は一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

II. はじめに

2016 年 6 月 23 日、英国において同国の EU 残留・離脱を問う国民投票が行われた。結果は、離脱支持が 52%、残留支持が 48%となり、英国は EU を離脱する方向となった。直後の金融市場は世界的な株価下落とポンドやユーロの下落を中心とした為替の変動に見舞われたが、その後落ち着きを取り戻した。ただし、現段階では、英国の離脱に向けた具体的な道筋や、離脱後の英国と EU の新たな経済関係は見えておらず、不確実性の高まりが英国経済及び世界経済に与える影響が懸念されている。

EU との交渉の面では、EU との将来の通商関係が大きな関心を呼んでいる。EU との新たな通商関係について、英メイ首相は 2017 年 1 月の演説においては、「EU の準加盟国といった部分的な地位は一切求めない。（ノルウェーなどのような）既存の域外国のような地位も違う。英国は EU を離脱するのだ。」と人の移動の自由に制限を設けるためには無関税貿易の維持などができなくなることも辞さない所謂“ハードブレグジット”の可能性も否定していない[1]。

一方、英国には日本から 1,000 社以上の企業の拠点が所在している。英国を欧州の橋頭堡としている企業も多く、これらの企業にあっては、今後の欧州戦略の見直しもささやかれている。前述のとおりメイ首相は“ハードブレグジット”を明言したものの、先行きが不透明であることを鑑みると企業は欧州戦略を見直す上で、新協定のシナリオを想定し、シナリオに応じた自社への影響を探る必要がある。故に、本報告書においては英国の EU 離脱がもたらす日本経済とりわけ日本企業への影響について、シナリオ毎に分析を行い、事実関係を取りまとめた。

以下は英国財務省が 2016 年 4 月に発表した新たな通商協定を作り上げる上で参考とする 3 つのシナリオである[2]。本稿では以下 3 つのシナリオを基軸に据えながら分析を行った。

1) EEA 型（ノルウェー型）

EU 非加盟国のノルウェー、アイスランドなどが EU 加盟国と構成している欧州経済地域（European Economic Area : EEA）に加盟する方式である。単一市場へのアクセスの大半が維持されるものの、EU の政策決定に関与できない一方で、人の移動の自由の受け入れや EU 法の適用、EU 予算への貢献が義務付けられる。

2) Bilateral 型（スイス型／カナダ型／トルコ型）

スイスは EFTA（欧州自由貿易連合）に加盟しており、EU と数多くの分野別の個別協定を締結することで EEA 型とほぼ同等の市場アクセスを確保している一方、同等の義務も課されている。EU との関係においては、サービスや金融分野などの協定が不十分である上に、個別協定の締結には長時間を要するといったデメリットも指摘されている。

カナダは EU と包括的な自由貿易協定（CETA）を締結しており、一部の農産品等を除いた大部分の物品において関税が撤廃されている。人の移動の自由を受け入れる義務がなく、EU 予算への貢献も不要な一方、英国の関心の高いサービス分野の自由化は部分的なものとなっている。

トルコは EU と関税同盟を結んでおり、農水産分野を除いた大部分の物品において関税が撤廃されている。人の移動の自由を受け入れる義務がなく、EU 予算への貢献も不要な一方、サービスの自由化は対象外となる。また、関税同盟を結んでいる以上、EU の貿易政策に追随しなければならず、独自に第三国と締結できる FTA（自由貿易協定）にも制約があるという特徴がある。

3) WTO 型（特定の協定なし）

EU とは特別な貿易協定を締結せず、WTO 協定に基づく国際的な貿易ルールを適用する方式である。単一市場へのアクセスを全面的に失う一方、EU への拠出金や EU 法への調和（ハーモナイゼーション）などの義務は一切生じないという特徴がある。

[1] 日本経済新聞「英メイ首相の演説要旨　EU 単一市場から離脱表明」（2017 年 1 月 18 日）但し，3 月 29 日に EU に対し離脱を通知する書簡では，ハードブレクジットを回避すべく努力すべきとも述べている。

[2] 英財務省“HM Treasury analysis :the long-term economic impact of EU membership and the alternatives”（2016 年 4 月）

III. 調査内容の構成

Ⅳ. 日英及び日EU間の貿易・投資への影響効果の分析	• 日英間、日EU間における為替要因・需要要因に基づいたシナリオ毎の貿易および投資に対する影響効果分析 • 日本の対英輸出における関税要因に基づいた影響効果分析
Ⅴ. Brexitによる欧州進出企業の展開事業・グローバル戦略への影響調査	• Brexitによる主要分野（製造業・製薬業・金融業）における懸念点のバリューチェーン毎の洗い出し • 英・EU間で想定されるシナリオ毎に対応する、欧州進出企業のグローバル戦略への示唆および事業リスクの抽出
Ⅵ. Brexitによって影響が懸念される主要法令の解説	• 主要分野（製造業・製薬業・金融業）および業界横断分野において欧州展開企業のグローバル戦略へ影響を及ぼす恐れのある主要法令の解説
Ⅶ. 日本政府への提言事項	• Brexitに対する政府分析・発信の重要性およびBrexitが日本の通商政策および国際通商政策に与える影響に関する日本政府への提言
Appendix	① 貿易・投資インパクトの試算方法および利用データに関する詳細説明 ② 主要分野（製造業・製薬業・金融業）において影響が懸念される法令の詳細説明

なお、本報告書は文章の階層構造を以下のように定義している。
ローマ数字｛Ⅰ、Ⅱ…｝：章、算用数字｛１、２…｝：節、括弧つき算用数字｛（１）、（２）…｝：項

図 1　階層構造の具体例

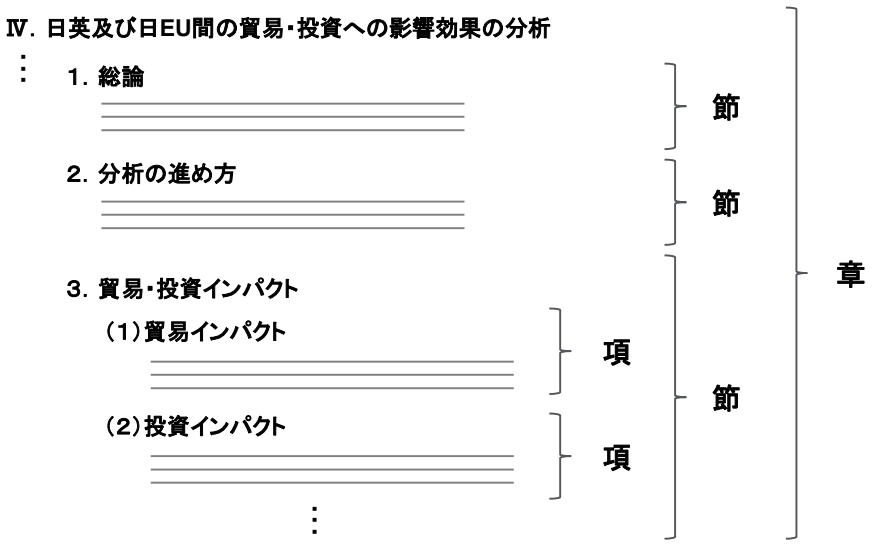

IV. 日英及び日 EU 間の貿易・投資への影響効果の分析

本章では、Brexit による日英及び日 EU 間の貿易・投資への影響について、複数のシナリオを想定した試算を実施した。なお、影響効果の検討範囲は、①日本から英国への輸出、②日本から EU への輸出、③日本から英国への投資、④日本から EU への投資という 4 パターンとした[3]。

1. 総論

【貿易・投資インパクト分析】

・貿易インパクト

日本の対英輸出は、EEA 型で-1,289 億円、Bilateral 型で-1,543 億円、WTO 型で-1,680 億円と、英国の EU 市場アクセスが不利なシナリオほど影響は大きいと試算された（EU 残留シナリオ比）。また、輸出の変動を（1）為替要因（為替レートの変化を通じた影響）と（2）需要要因（GDP の変化を通じた影響）に分解した結果、（1）為替レートが円高に進むほどには輸出は減少しない、（2）GDP の減少率ほどには輸出は減少しないと試算された。

日本の対 EU 輸出は、EEA 型で-3,683 億円、Bilateral 型で-4,034 億円、WTO 型で-4,221 億円と、英国の EU 市場アクセスが不利なシナリオほど影響は大きいと試算された（EU 残留シナリオ比）。また、輸出の変動を（1）為替要因と（2）需要要因に分解した結果、（1）為替レートの円高ほど輸出は減少しないものの、（2）GDP の減少率を上回るペースで輸出は減少すると試算された。

・投資インパクト

日本の対英直接投資残高は、EEA 型で-2,578 億円、Bilateral 型で-5,049 億円、WTO 型で-6,388 億円と、英国の EU 市場アクセスが不利なシナリオほど影響は大きいと試算された（EU 残留シナリオ比）。ただし、これは円換算で評価損が発生したことが大きい。円換算の影響を取り除いたポンド建ての直接投資残高は、どのシナリオでも投資は増加すると試算された。

日本の対 EU 直接投資残高（英国除く）は、EEA 型で-8,475 億円、Bilateral 型で-12,247 億円、WTO 型で-14,259 億円と、英国の EU 市場アクセスが不利なシナリオほど影響は大きいと試算された（EU 残留シナリオ比）。ただし、これは円換算で評価損が発生したことが大きい。円換算の影響を取り除いたユーロ建ての直接投資残高は、どのシナリオでも投資は増加すると試算された。

【対英輸出における追加分析（関税観点）】

英国は EU 離脱後に新たに英国の関税率（WTO 協定税率：MFN 税率）を約束し、その後各国との FTA 譲許税率が設定される。英国の関税率設定によって、日本の対英輸出は影響を受けるが、英国は自国の産業政策を鑑みて EU 加盟時より MFN 税率を低く設定し、市場を開放する可能性もあり得る。その場合は日本との間で FTA 特恵税率がなくとも、現状より関税コストが削減され、日本の対英輸出にはプラスに寄与することとなる。

ただし、離脱交渉の“時間切れ”によって期限内に交渉がまとまらない状態で EU を離脱した場合、英国は EU 加盟国である現状の MFN 税率を継続適用する可能性も排除できない。その場合、日本の対英輸出における関税面での影響は限定的となり、為替要因及び需要要因による落ち込みに対する軽減効果も限定的となる点に留意が必要である。

英国が市場を開放するという前提に立つ場合、今後英国が世界各国と関税交渉を進める上で関税削減リクエストの交渉力を高めるために、一部の品目に MFN 税率を設定する可能性もある。今回は英国の関税率設定の想定として 1) EU センシティビティ重視型（EU からの輸入金額が大きい品目を MFN 有税）、2) 主要貿易品目センシティビティ重視型（世界各国からの輸入金額が大きい品目を MFN 有税）の 2 パターンを仮定して英国の関税有税品目の予測分析を進めた。結果として、1)と 2)において英国が有税とする品目は近似したため、日本の対英輸出における影響も 1)と 2)に大きな差は認められなかったが、これは英国の輸入総額における EU 輸入額が過半数を占めることに起因すると考えられる。

[3] 日本の輸入については、海外要因（Brexit による為替変動）に加え、国内要因（日本国内の景気動向）にも大きく左右されると考え、影響効果の検討範囲に含めることを見送った。

２． 分析の進め方

①日本から英国への輸出、②日本から EU への輸出、③日本から英国への投資、④日本から EU への投資という 4 パターンの分析を実施するに際して、本章では Brexit による英国及び EU の為替レートの変化、需要の変化が日本の輸出及び投資に及ぼす影響を「３．貿易・投資インパクト」にてとりまとめた。

①日本から英国への輸出については、EU 離脱後に英国が新たに設定する MFN 税率が日本の対英輸出に対して影響を与えるため、「３．貿易・投資インパクト」にて算出された為替要因及び需要要因の数値に関税要因の数値を加味する形で総合的なインパクトを分析し、「４．日本の対英輸出における追加分析（関税観点）」にて結果をとりまとめた。なお、「②日本から EU への輸出」については、英国の EU 離脱後に EU が MFN 税率を変更するインセンティブは低く，また，変更されると仮定する根拠とする材料が見い出せないため、関税影響の分析を対象外とした。

図 2　貿易・投資への影響効果分析の進め方

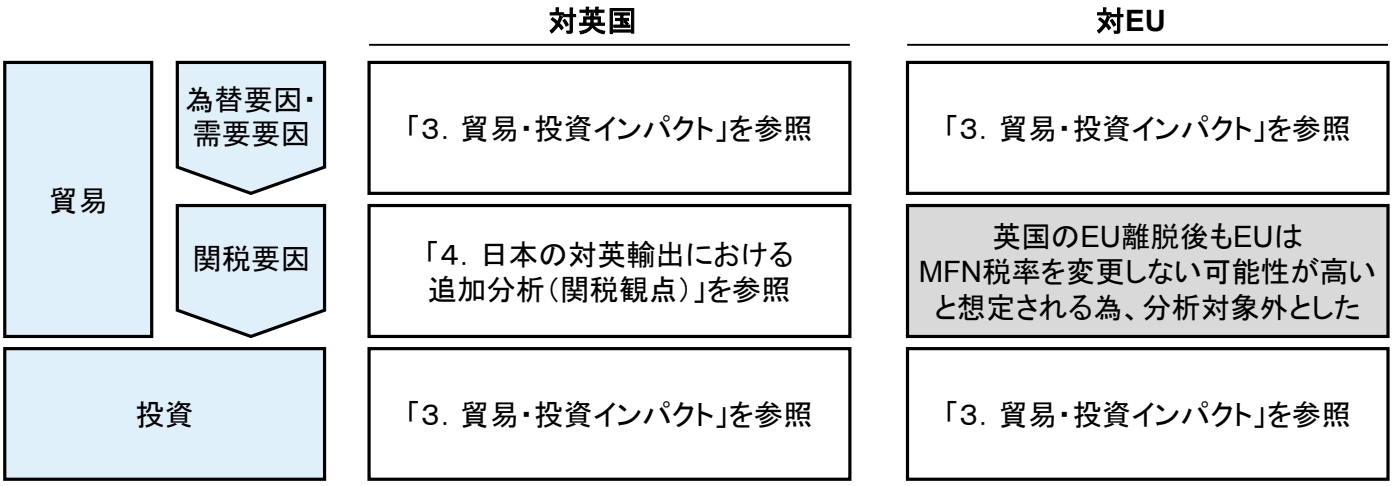

３．貿易・投資インパクト

（1）貿易インパクト

本節では、Brexit による日本の対英輸出、日本の対 EU 輸出へのインパクトについて解説する。貿易インパクトを試算する際は、①為替レートの変化を通じた為替要因、②GDP の変化を通じた需要要因の二つを考慮した[4]。なお、貿易インパクトは円建てで試算している。

為替要因と需要要因の試算方法は以下の通り[5]。

- 重回帰分析で推定した対英輸出（対 EU 輸出）の為替弾性値（輸出先の為替レートが 1%変化するときに日本の輸出が何%変化するか）に、Brexit による日英間（日 EU 間）の為替レートの変化を掛け合わせることで為替要因を試算した
- 重回帰分析で推定した対英輸出（対 EU 輸出）の需要弾性値（輸出先の GDP が 1%変化するときに日本の輸出が何%変化するか）に、Brexit による英国（EU）の GDP の変化を掛け合わせることで需要要因を試算した

具体的な試算方法や利用データの詳細については、Appendix①に記載している。

➢ **【日本の対英輸出】**

- **試算結果の概要**

日本の対英輸出の試算結果は図 3 の通り。EU 残留シナリオと比較した円建て輸出をみると、EEA 型では-1,289 億円、Bilateral 型では-1,543 億円、WTO 型では-1,680 億円と、英国の EU 市場アクセスが不利なシナリオほど影響は大きい（EU 残留シナリオ比）。また、対英輸出の変動を（1）為替要因（為替レートの変化を通じた影響）と（2）需要要因（GDP の変化を通じた影響）に分解した結果、（1）円高ポンド安による輸出競争力の低下ほど輸出は減少しない、（2）英国の GDP 減少率ほど輸出は減少しないと試算された（詳細は後述）。

- **為替要因：円高ポンド安の影響**

対英輸出の為替弾性値が 0.46 と 1 を下回るため、日本の対英輸出は-6.0%と、Brexit によるポンド円の下落率（-12.9%）ほど減少しない。これは、日・英・EU 間で形成されたバリューチェーンの影響が大きい。日本の企業は英国の工場を EU 向け輸出拠点と位置付けている。最終製品を組み立てる際に必要な部品・部材を日本の親会社から調達することもあり、輸出価格に為替レートの変化が反映されにくい構造になっていると考えられる。また、英国については現地通貨であるポンド建ての輸出決済比率が 3 割と日本の対米輸出（現地通貨ドル建て：8 割強）や日本の対 EU 輸出（現地通貨ユーロ建て：5 割弱）と比べて低いことも[6]、為替レートの変化の影響を受けにくい一因であると考えられる。

- **需要要因：GDP 減少の影響**

対英輸出の需要弾性値が 0.71 と 1 を下回るため、日本の対英輸出は EEA 型で-2.7%、Bilateral 型で-4.4%、WTO 型で-5.3%と、Brexit による英国の GDP 減少率ほど減少しない。為替要因と同じように、日・英・EU 間で形成されたバリューチェーンが英国の国内需要との連動性を押し下げていると考えられる。また、対英輸出の 2 割弱を占める金（ゴールド）の影響も大きい。一般に日本の英国向け金輸出は、インド、中国など新興国の金需要で決まることが多く、英国の国内需要との連動性は低いと考えられる。

---

[4] 一般に、輸出先の需要が拡大（縮小）すれば輸出は増加（減少）し、為替レートが円安（円高）になれば競争力の改善（悪化）を通じて輸出は増加（減少）すると考えられる。

[5] 輸出の変動を為替要因と需要要因に分解して試算する場合、(1) 為替弾性値と需要弾性値を組み込んだ輸出関数を過去のデータから推定し、(2) 為替要因（為替弾性値×為替レートの変化）と需要要因（需要弾性値×GDP の変化）を試算する必要がある。弾性値を推定する際は対数線形化したデータで回帰分析を行うことが一般的であり、本項でも同じ手法を採用した。

[6] 日本の対英輸出に占めるポンド建て決済比率は公開されていない。そこで、日本の対 EU 輸出額（2016 年：79,817 億円）×対 EU 輸出に占めるポンド建て決済比率（2016 年上半期：5.4%）で試算したポンド建て決済額（4,310 億円）を日本の対英輸出（2016 年：14,833 億円）で割ることでポンド建て決済比率を試算した。EU では英国以外にポンドを公式通貨として採用している国は存在しないため、日 EU 間のポンド建て決済額は、日英間のポンド建て決済額に近似するものと考えられる。

図 3　Brexit による対英輸出への影響

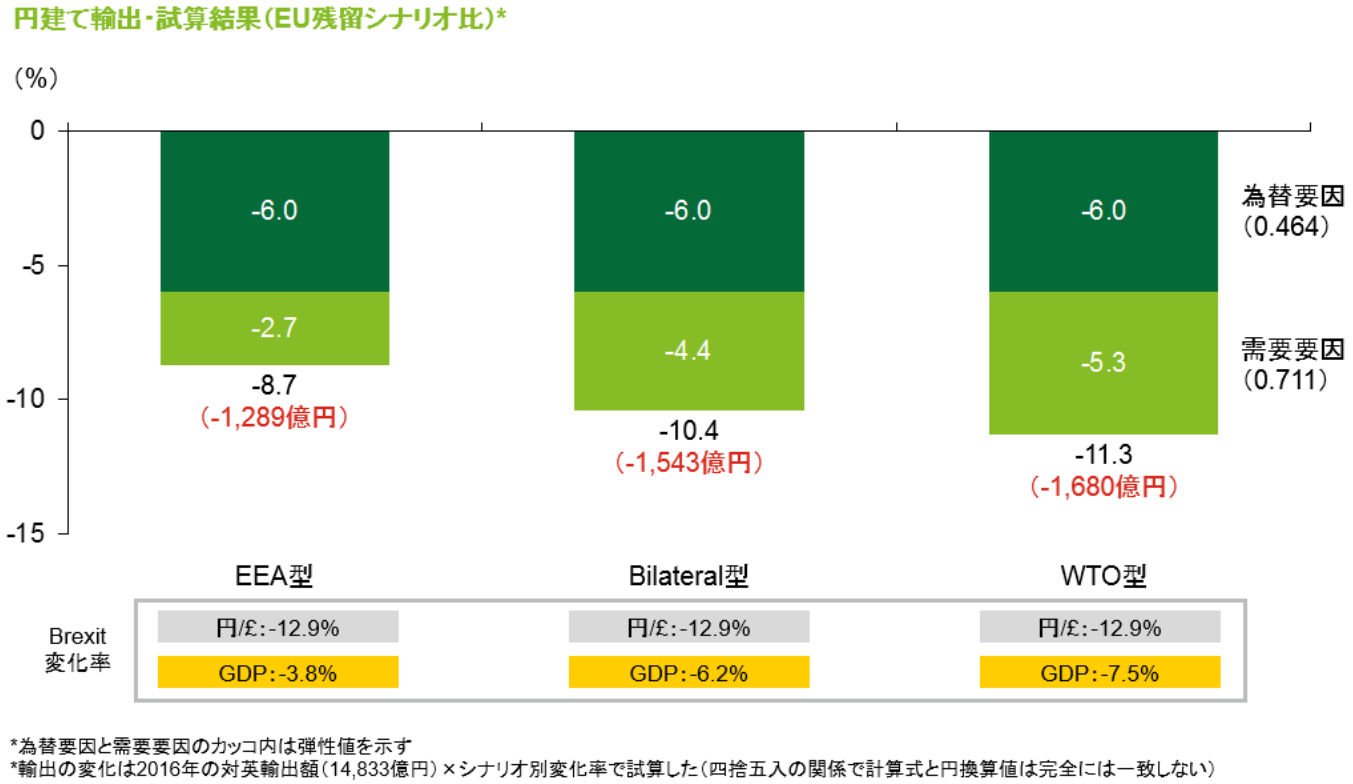

*為替要因と需要要因のカッコ内は弾性値を示す
*輸出の変化は2016年の対英輸出額(14,833億円)×シナリオ別変化率で試算した(四捨五入の関係で計算式と円換算値は完全には一致しない)

- **品目別の影響**

日本の対英輸出上位 10 品目（2016 年）は表 1 の通り（HS6 桁基準）。上位 10 品目には自動車関連製品が 4 品目含まるため、Brexit による影響も大きいと想定される。

表 1　日本の対英輸出上位 10 品目（2016 年）

順位	HS コード	輸出品目	対英輸出額	対英輸出シェア
1	7108.12	未加工の金(粉及びマネタリーゴールドを除く)	2,800 億円	18.9%
2	8703.23	乗用自動車その他の自動車(シリンダー容積が 1,500～3,000 ㎤)	1,260 億円	8.5%
3	0000.00	再輸出品	1,059 億円	7.1%
4	8703.32	ディーゼルエンジン乗用車(シリンダー容積が 1,500～2,500 ㎤)	843 億円	5.7%
5	8411.91	ターボジェット又はターボプロペラの部分品	531 億円	3.6%
6	8603.10	鉄道車両(客車及び貨車のうち外部電源により走行するもの)	374 億円	2.5%
7	8605.00	鉄道車両(客車及び手荷物車等のうち非自走式のもの)	363 億円	2.4%

8	8703.22	乗用自動車その他の自動車（シリンダー容積が 1,000～1,500 ㎤）	340 億円	2.3%
9	8708.40	自動車部分品及び付属品（ギヤボックスとその部分品）	298 億円	2.0%
10	3707.90	写真用の化学調製品（感光性の乳剤を除く）	285 億円	1.9%

出所：財務省 貿易統計

➢ **【日本の対 EU 輸出】**

- **試算結果の概要**

日本の対 EU 輸出の試算結果は図 4 の通り。EU 残留シナリオと比較した円建て輸出をみると、EEA 型では-3,683 億円、Bilateral 型では-4,034 億円、WTO 型では-4,221 億円と、英国の EU 市場アクセスが不利なシナリオほど影響は大きい（EU 残留シナリオ比）。また、対 EU 輸出の変動を（1）為替要因と（2）需要要因に分解すると、（1）円高ユーロ安による輸出競争力の低下ほど輸出は減少しないものの、（2）EU の GDP 減少率を上回るペースで輸出は減少する

- **為替要因：円高ユーロ安の影響**

対 EU 輸出の為替弾性値が 0.69 と 1 を下回ったため、為替要因は-5.0%と Brexit によるユーロ円の下落率（-7.2%）ほど減少しない。これは英国と比べ、日本と EU のバリューチェーン上の繋がりが弱いこと、EU との取引ではユーロ建てでの決済比率が輸出の約 5 割と円建ての 3 割より多く、為替レートの影響を受けやすい輸出構造になっていることが影響していると考えられる。

- **需要要因：GDP 減少の影響**

対 EU 輸出の需要弾性値が 1.64 と 1 を上回ったため、EEA 型では-0.6%、Bilateral 型では-1.2%、WTO 型では-1.5%と、Brexit による EU の GDP 減少率を上回るペースで輸出は減少する。これには日本の対 EU 輸出品目においては，一般に，景気拡大局面で買い替えが発生する一方、景気後退局面で買い控えが発生することが多い自動車、プリンター・複写機、建設・鉱山機械など買い替えサイクルの長い製品が多く，日本から EU への輸出で、EU の景気動向に左右されやすくなっていることも影響していると考えられる。また、為替要因と同じように、英国 EU 間で、日本と EU のバリューチェーン上の繋がりが弱く、安定した輸出需要が見込みにくいことも影響していると考えられる。

図 4　Brexit による対 EU 輸出への影響

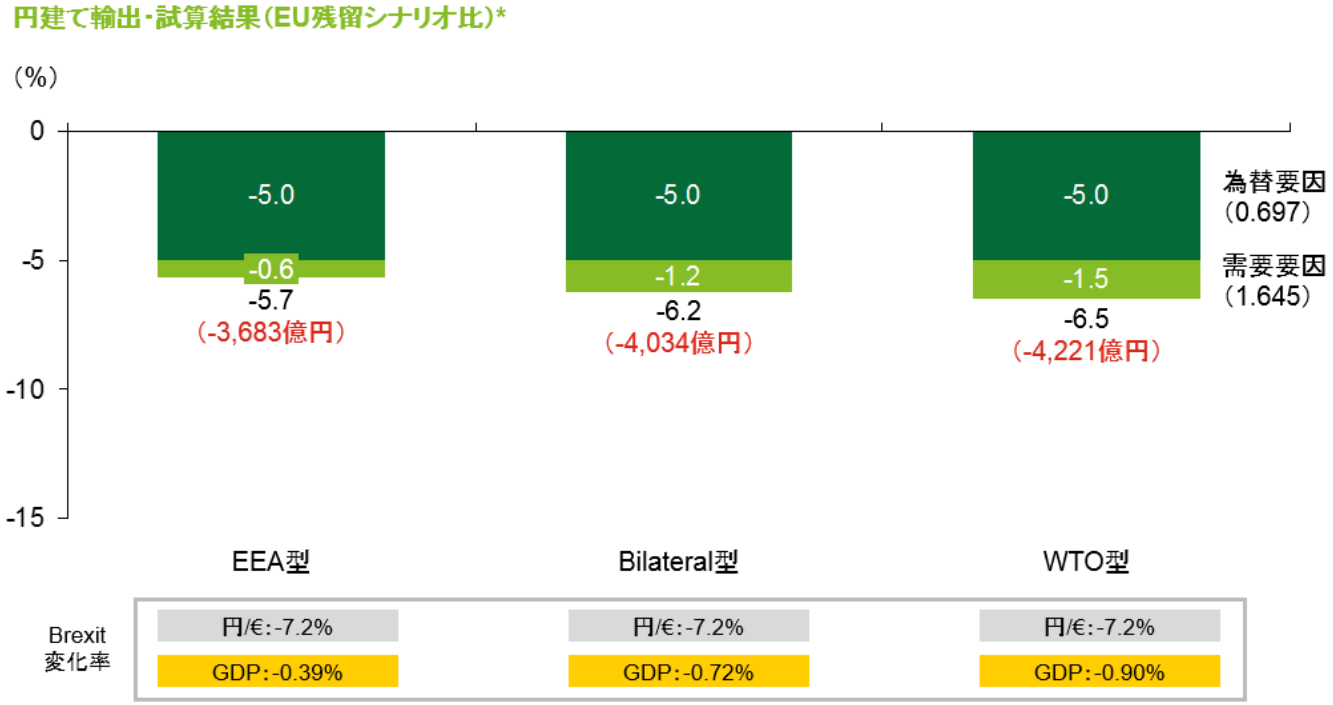

*為替要因と需要要因のカッコ内は弾性値を示す
*輸出の変化は2016年の対EU輸出額・英国除く（64,983億円）×シナリオ別変化率で試算した（四捨五入の関係で計算式と円換算値は完全には一致しない）

- **品目別の影響**

日本の対 EU 輸出上位 10 品目（2016 年時点・英国除く）は表 2 の通り。輸出額の大きい自動車関連製品、プリンター・複写機、建設・鉱山製品などは Brexit による影響が想定される。

表 2　日本の対 EU 輸出上位 10 品目（2016 年）

順位	HS コード	輸出品目	対英輸出額	対英輸出シェア
1	8703.23	乗用自動車その他の自動車（シリンダー容積が 1,500～3,000 ㎤）	4,426 億円	6.8%
2	0000.00	再輸出品	3,725 億円	5.7%
3	8703.32	ディーゼルエンジン乗用車（シリンダー容積が 1,500～2,500 ㎤）	2,901 億円	4.5%
4	8708.40	自動車部分品及び付属品（ギヤボックスとその部分品）	2,823 億円	4.3%
5	8443.99	印刷機の部分品・附属品（その他のもの）	2,183 億円	3.4%
6	8429.52	メカニカルショベル等の建設機械（上部構造が 360 度回転するもの）	1,219 億円	1.9%
7	8703.22	乗用自動車その他の自動車（シリンダー容積が 1,000～1,500 ㎤）	995 億円	1.5%

8	9027.90	物理分析用又は化学分析用の機器のうち、ミクロトーム並びに部分品及び附属品	930 億円	1.4%
9	8542.31	集積回路のうち、プロセッサー及びコントローラー	632 億円	1.0%
10	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー	611 億円	0.9%

出所：財務省 貿易統計

（2）投資インパクト

本節では、Brexit による日本の対英投資、日本の対 EU 投資へのインパクトについて解説する。投資インパクトを試算する際は、①為替レートの変化を通じた為替要因、②GDP の変化を通じた需要要因、の二つを考慮した[7]。なお、円建ての直接投資残高には円換算の影響が含まれることを考慮し、外貨建てで分析を進めた（詳細は後述）。

為替要因と需要要因の試算方法は以下の通り[8]。

- 重回帰分析で推定した対英投資（対 EU 投資）の為替弾性値（為替レートが 1%変化するときに日本の直接投資残高が何%変化するか）に、Brexit による日英間（日 EU 間）の為替レートの変化を掛け合わせることで為替要因を試算した
- 重回帰分析で推定した対英投資（対 EU 投資）の需要弾性値（投資先の GDP が 1%変化するときに日本の直接投資残高が何%変化するか）に、Brexit による英国（EU）の GDP の変化を掛け合わせることで需要要因を試算した

具体的な試算方法や利用データの詳細については、Appendix に記載している。

➢ **【日本の対英投資】**

- **試算結果の概要**

日本の対英投資の試算結果は図 5 の通り。EU 残留シナリオと比較した円建て直接投資残高をみると、EEA 型では-2,578 億円、Bilateral 型では-5,049 億円、WTO 型では-6,388 億円と英国の EU 市場アクセスが不利なシナリオほど影響は大きい（EU 残留シナリオ比）。また、ポンド建て直接投資残高をみると、EEA 型では+71 億ポンド、Bilateral 型では+56 億ポンド、WTO 型では+47 億ポンドと、どのシナリオでも投資は増加している。円建てで投資残高が減少したのは、円換算で為替差損が発生したためである[9]。現地通貨であるポンド建てで投資が拡大していることを考えると、日本企業は対英投資を増やす意思決定を行うと考えられる。

- **分析上の留意点**

対英投資への影響は外貨建て（ポンド建て）で試算し、参考値として円建ての金額を記載した。円建ての直接投資残高は簿価で取得した外貨建て資産を年末の為替レートで円換算している。そのため、（1）為替要因による変動、（2）取引要因（新規投資）による変動が含まれ、為替レートと新規投資の関係を正確に反映している訳ではない[10]。そこで、本項では為替要因による変動を取り除くため、ポンド建ての直接投資残高を中心に分析した。なお、円建て直接投資残高は参考値として記載している。

- **為替要因：円高ポンド安の影響**

為替弾性値が-1.25 と-1 を上回ったため（絶対値）、為替要因は+16.2%と Brexit によるポンド円の下落率（-12.9%）を絶対値で上回る。英国の株式市場は欧州最大の時価総額を誇る。株式市場が発達していることから、英国では上場企業が外資系企業の買収ターゲットとなることが多い。一般論として、円高ポンド安になると割安な買収候補先が増えるため、日本企業による投資も拡大しやすいと考えられる。

---

[7] 一般に、投資先の需要が拡大（縮小）すれば投資は増加（減少）し、為替レートが円高（円安）になれば外国の資産が割安（割高）になることで投資は増加（減少）すると考えられる。

[8] 直接投資の変動を為替要因と需要要因に分解して試算する場合、（1）為替弾性値と需要弾性値を組み込んだ投資関数を過去のデータから推定し、（2）為替要因（為替弾性値×為替レートの変化）と需要要因（需要弾性値×GDP の変化）を試算する必要がある。弾性値を推定する際は対数線形化したデータで回帰分析を行うことが一般的であり、本項でも同じ手法を採用した。

[9] 円高になると外貨建て資産の円評価額が小さくなり、円安になると円評価額は大きくなる。

[10] 厳密には、為替要因、取引要因に加え、その他要因（減損）による変動も含まれる。

- **需要要因：GDP 減少の影響**

需要弾性値が 1.1 と 1 を上回ったため、需要要因は EEA 型で-4.2%、Bilateral 型で-6.8%、WTO 型で-8.3%と、Brexit による英国の GDP 減少率を上回る。一般論として、直接投資は輸出と比べ、固定費負担が重く[11]、意思決定のハードルは高い。そのため、景気が拡大すれば投資は過熱し、縮小すれば冷え込みやすいと考えられるが、この数字は意外なほど低く感じられる。これは英国への直接投資が国内需要と連動する傾向の強い非製造業が中心であることが影響している可能性がある。

図 5　Brexit による対英投資への影響

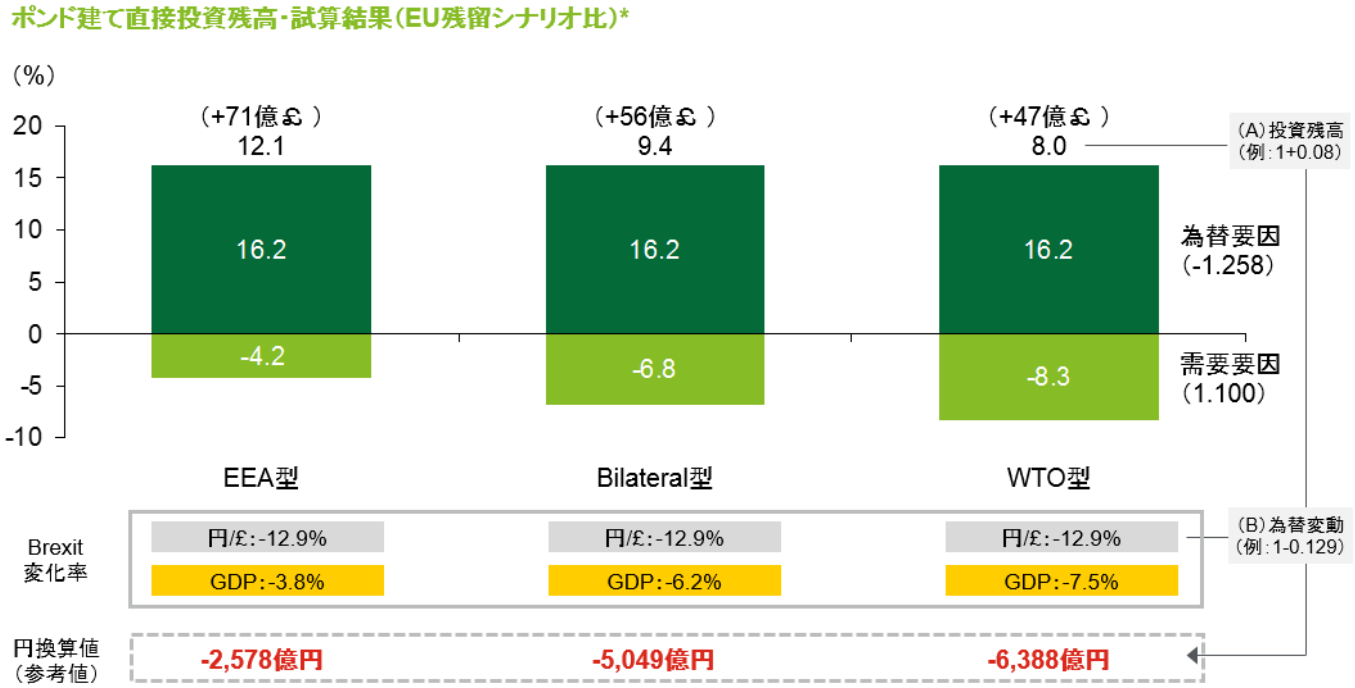

*為替要因と需要要因のカッコ内は弾性値を示す。投資残高は2015年末の対英投資残高（107,448億円、ポンド換算で590億£）×シナリオ別変化率で試算した
*円換算値（参考値）は（A×B-1）×2015年末の対英投資残高（107,448億円）で試算した（四捨五入の関係で計算式と円換算値は完全には一致しない）

[11] 直接投資は経営権の取得や土地・建物など実物資産の取得を行うため、現地拠点の維持費用が発生する。

- **業種別の影響**

日本の業種別対英直接投資残高は図 6 の通り。投資残高が 1 兆円を超える 2 業種（金融・保険業、鉱業）は Brexit による影響も大きいと想定される。

図 6　業種別の影響

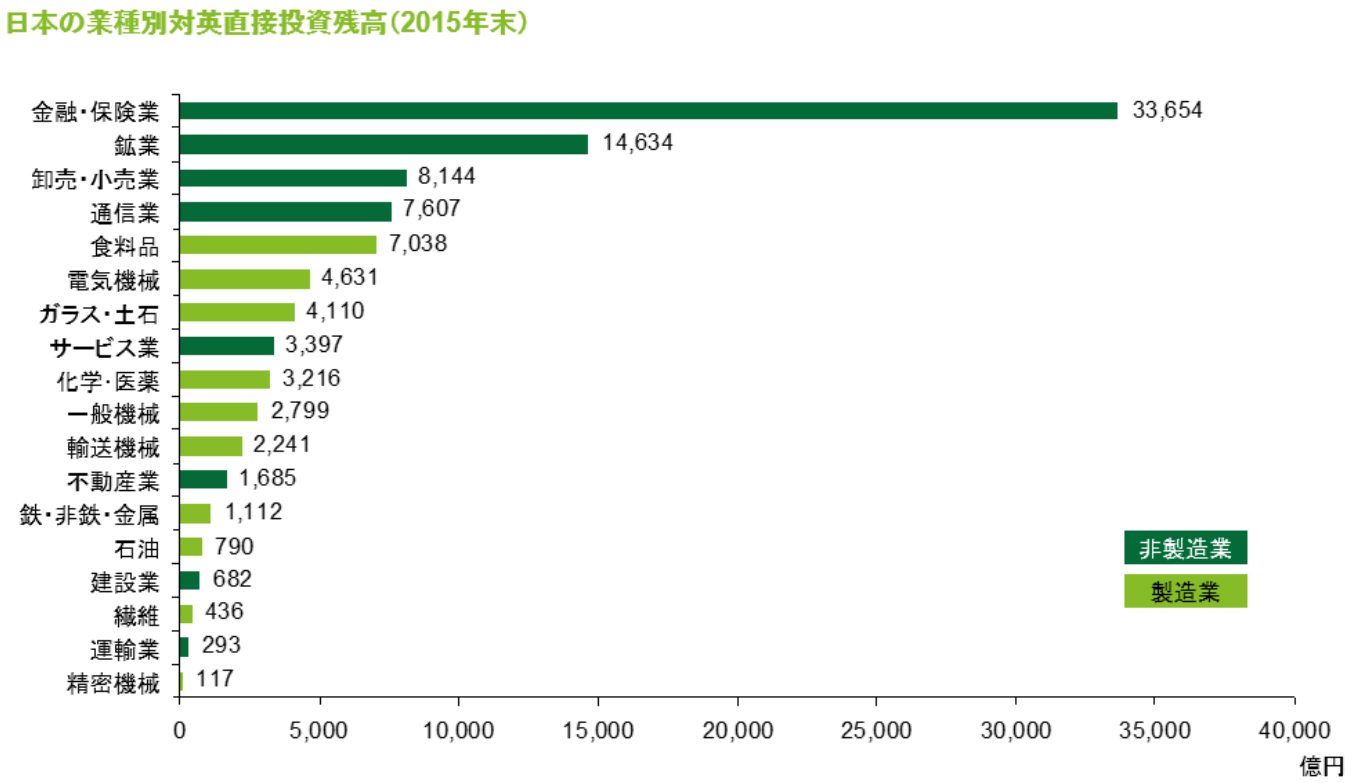

出所：日本銀行, 国際収支統計

➢ 【日本の対 EU 投資】

- **試算結果の概要**

日本の対 EU 投資の試算結果は図 7 の通り。EU 残留シナリオと比較した円建て直接投資残高をみると、EEA 型では-8,475 億円、Bilateral 型では-12,247 億円、WTO 型では-14,259 億円と英国の EU 市場アクセスが不利なシナリオほど、影響は大きい（EU 残留シナリオ比）。次に、ユーロ建て直接投資残高をみると、EEA 型では+72 億ユーロ、Bilateral 型では+41 億ユーロ、WTO 型では+25 億ユーロと、どのシナリオでも投資は増加している。円建てで投資残高が減少したのは、円換算で為替差損が発生したためである。現地通貨であるユーロ建てで投資が拡大していることを考えると、一般論として、日本企業は対 EU 投資を増やす意思決定を行うと考えられる。

- **分析上の留意点**

英国と同じように、対 EU 投資への影響は外貨建て（ユーロ建て）で試算した。円建ての直接投資残高は簿価で取得した外貨建て資産を年末の為替レートで円換算している。そのため、（1）為替要因による変動、（2）取引要因（新規投資）による変動が含まれ、為替レートと新規投資の関係を正確に反映している訳ではない[12]。そこで、本節では為替要因による変動を取り除くため、ユーロ建ての直接投資残高を中心に分析した。なお、円建て直接投資残高は参考値として記載している。

- **為替要因：円高ユーロ安の影響**

為替弾性値が-0.83 と-1 より小さくなったため（絶対値）、為替要因は 6.0%と、Brexit によるユーロ円の下落率（-7.2%）より絶対値では小さい。英国と比べると、欧州各国の株式市場の規模は小さい。円高ユーロ安でユーロ建て資産が割安になったとしても、魅力的な投資対象は比較的少ないため、日本企業はそれほど投資を積極化する訳ではないと考えられる。

- **需要要因：GDP 減少の影響**

需要弾性値が 5.1 と 1 を上回ったため、需要要因は EEA 型で-2.0%、Bilateral 型で-3.7%、WTO 型で-4.6%と、Brexit による EU の GDP 減少率より大きい。需要弾性値が高い背景としては、投資の不確実性の高さが影響している可能性がある。EU は複数の国家で構成される連合体である。旧 EC 時代に加盟した西欧諸国と、2000 年代以降に加盟した中・東欧諸国では所得格差が大きい。また、単一通貨であるユーロ未導入の国も 9 ヵ国存在する（英国含む）。一般論として、加盟国間で経済構造が大きく異なるため、景気が拡大すれば投資が過熱し、景気が落ち込めば投資が冷え込みやすいと考えられる。

[12] 厳密には、為替要因、取引要因に加え、その他要因（減損）による変動も含まれる。

図 7　Brexit による対 EU 投資への影響

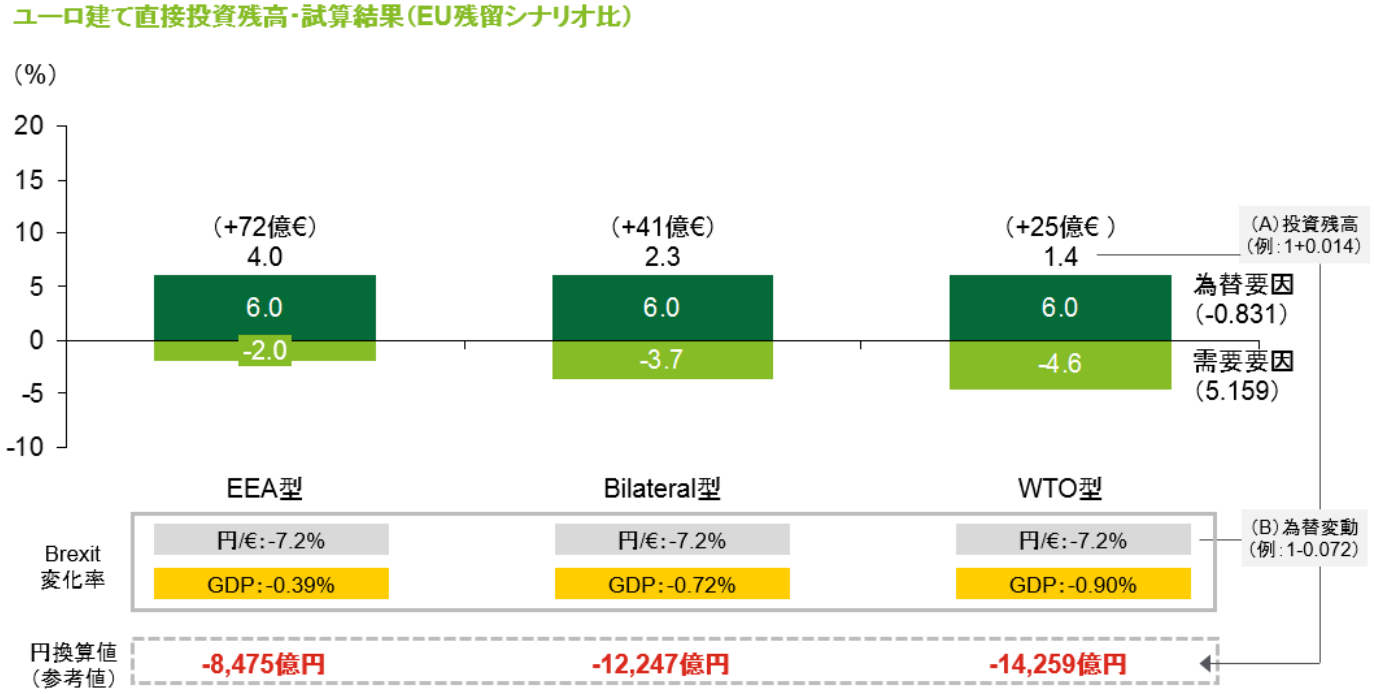

*為替要因と需要要因のカッコ内は弾性値を示す。投資残高は2015年末の対EU投資残高・英除く（240,151億円、ユーロ換算で1,812億€）×シナリオ別変化率で試算した
*円換算値（参考値）は（A×B-1 ）×2015年末の対EU投資残高・英国除く（240,151億円）で試算した（四捨五入の関係で計算式と円換算値は完全には一致しない）

- **業種別の影響**

業種別の対 EU 直接投資残高は図 8 の通り。投資額が 1 兆円を超える 7 業種（卸売・小売業、金融・保険業、食料品、電気機械、輸送機械、化学・医薬、鉱業）は Brexit による影響も大きいと想定される。

図 8　業種別の影響

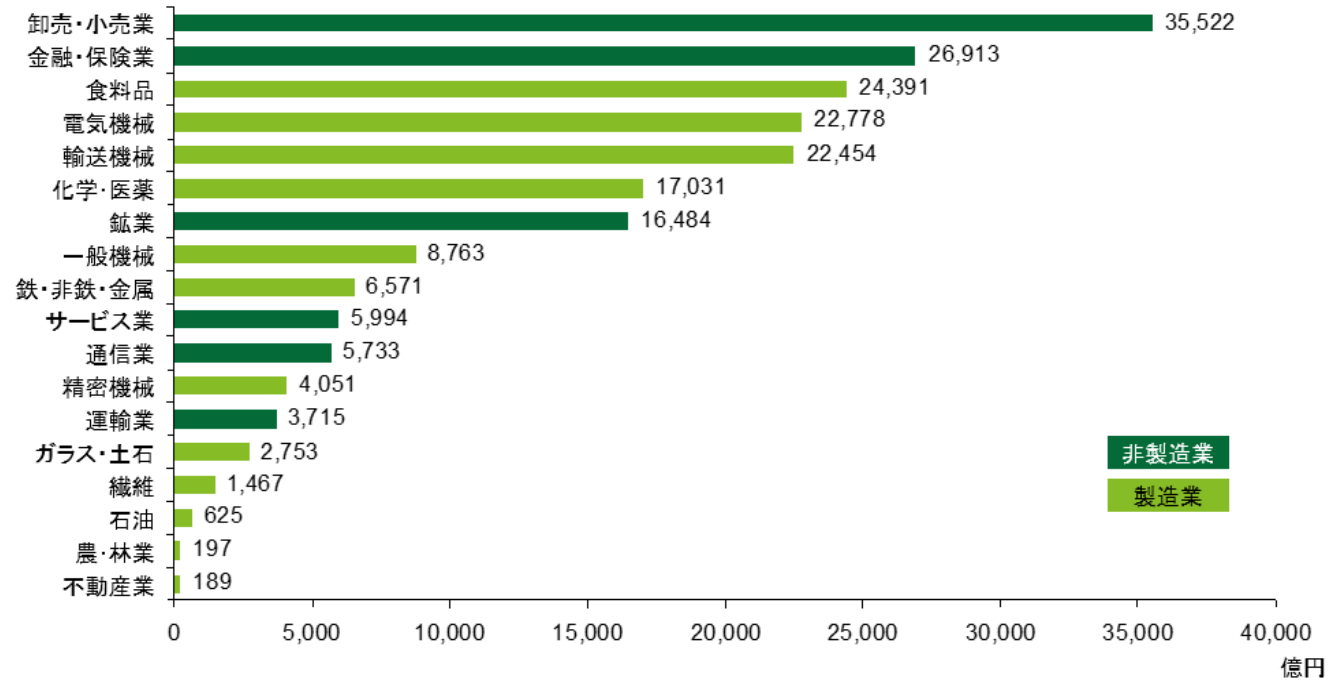

出所：日本銀行，国際収支統計

（３）Brexit インパクトの国際比較

Brexit による貿易・投資インパクトの国際比較を行うため、主要国・地域について、①貿易要因（各国の対英輸出額を各国の名目 GDP で割ったもの）、②投資要因（各国の対英直接投資残高を各国の名目 GDP で割ったもの）の二つを考慮した Brexit インパクトを試算した。この数字が大きいほど英国との経済的な結びつきが強く、Brexit による貿易・投資インパクトは大きいと考えられる[13]。Brexit インパクトの試算結果は図 9 の通り。

- **影響の大きい国・地域**

  Brexit インパクトの大きい国・地域をみると、オランダ、キプロス、アイルランドなど英国と地理的に近く、歴史的な繋がりも深いヨーロッパの国が多い。なお、非ヨーロッパで Brexit インパクトが最も大きい国は香港、2 番目はシンガポールである。

- **日本との比較結果**

  日本の Brexit インパクトはオランダの 1/20、香港の 1/5 と小さい。Brexit による日本への直接的な影響は少ないと想定される。なお、Brexit インパクトの大きい国には、日本と緊密な貿易・投資関係を築いている国も存在する。例えば、日本の製造業のオランダ向け直接投資残高は 62,468 億円（2015 年末）と EU28 ヵ国で最大、オランダ向け輸出は 12,829 億円（2016 年）と EU28 ヵ国で第 3 位となっている。英国と地理的に近く、歴史的な繋がりの深い国・地域で事業展開している日本企業には、Brexit インパクトが間接的に及ぶ可能性がある。

図 9　Brexit インパクトの国際比較

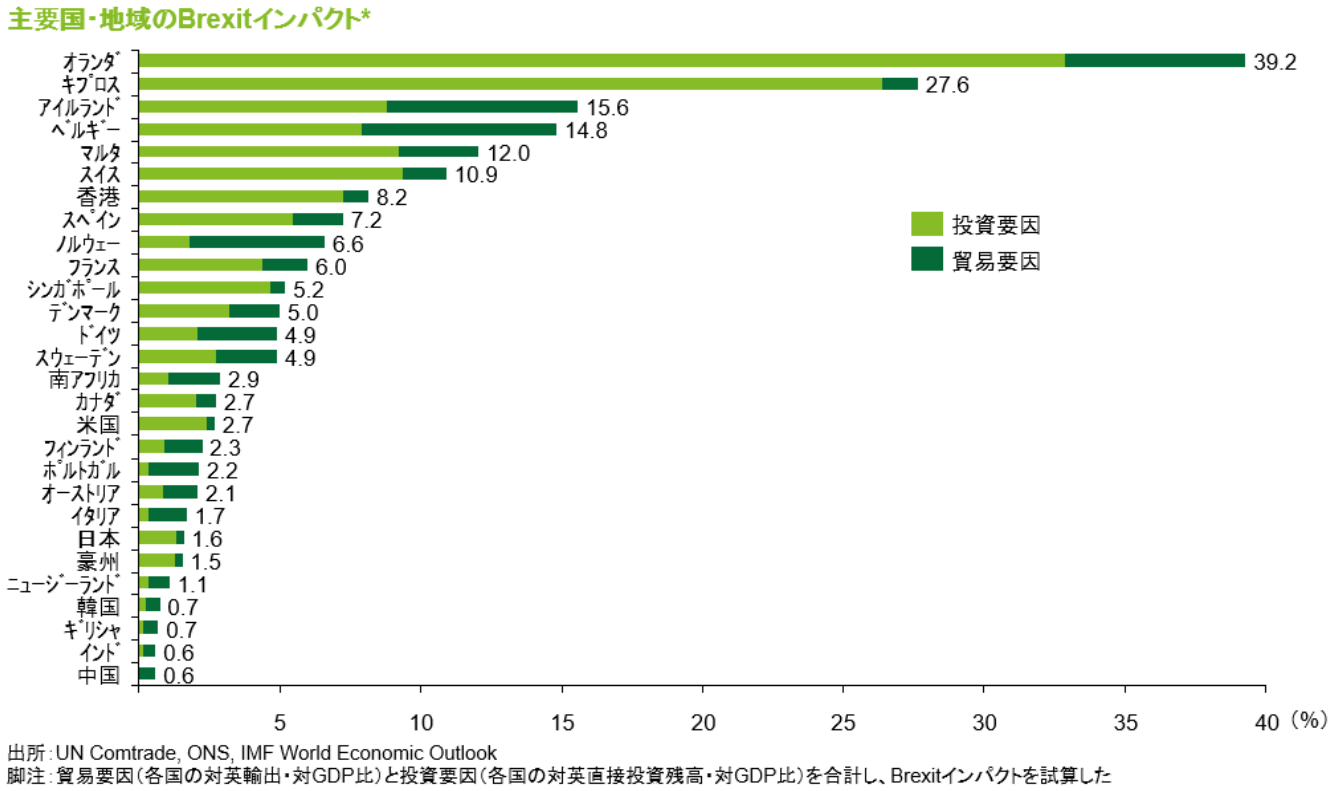

[13] 貿易要因は自国の経済規模と比較した対英輸出の大きさ、投資要因は自国の経済規模と比較した対英投資の大きさを示している。

- **Brexit インパクト上位 5 ヵ国（金額ベース）**

金額ベースで試算した Brexit インパクトは、図 10 の通り。金額ベースで影響の大きい 5 ヵ国は米国、オランダ、ドイツ、フランス、スペインとなっている。日本は 743 億ドルと 8 番目に多く、金額ベースでみた Brexit インパクトは決して小さくない。なお、前述したとおり、オランダについては経済規模と比較した相対的な Brexit インパクト（図 9）、絶対値でみた Brexit インパクト（図 10）とも大きいため、Brexit インパクトに十分留意する必要がある。

図 10　Brexit インパクトの国際比較：インパクト Top 5（金額ベース）

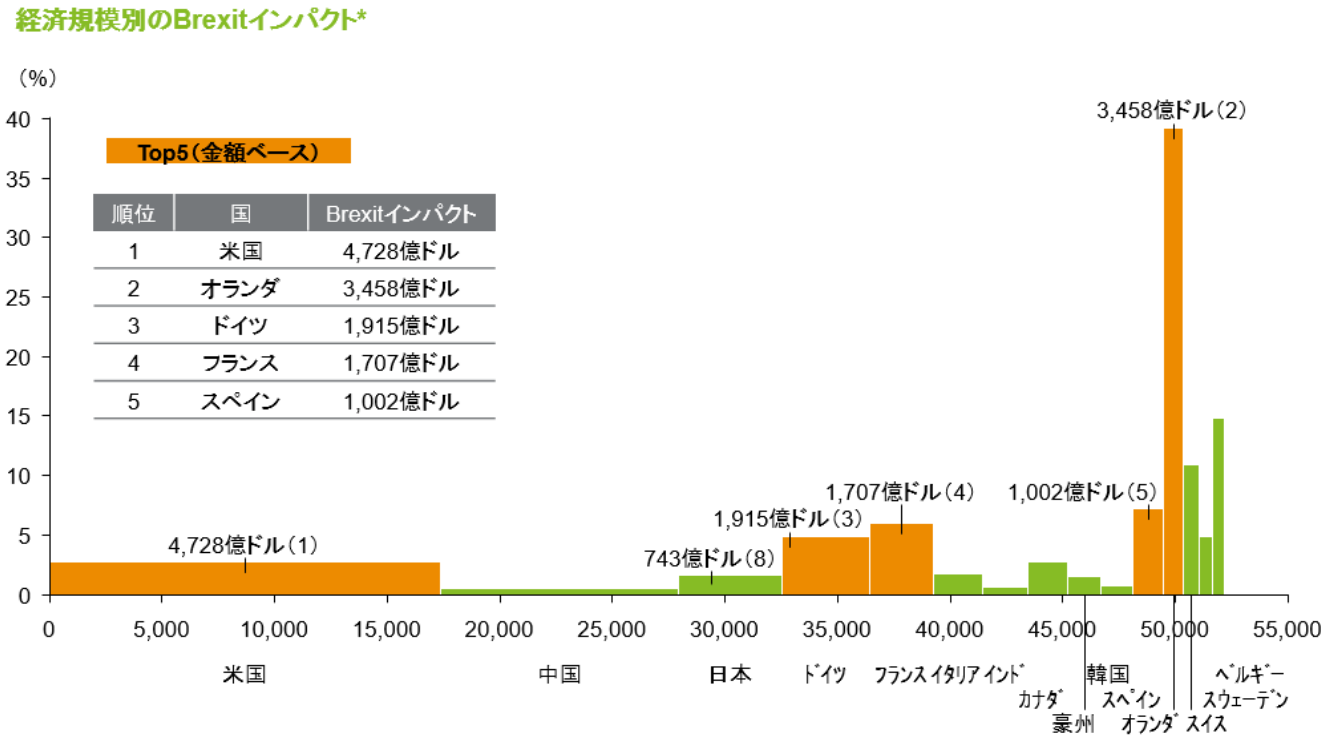

出所：UN Comtrade, ONS, IMF World Economic Outlook
脚注：金額は各国の名目GDP×Brexitインパクトで試算した。カッコ内数値は金額の順位を示している。

４． 日本の対英輸出における追加分析（関税観点）

（はじめに）関税観点での追加分析の進め方

日本の対英輸出における関税影響を分析する上で、まずは EU 離脱後の英国の関税率が MFN 税率（WTO 協定税率）および将来的に想定される FTA 協定でどのように設定されるかを考慮する必要がある。
（１）英国の関税率設定方針[14]では、EU 以外の第三国との関係で、①市場開放型（自国の産業政策を鑑みて EU 加盟時より関税率を低く設定するケース）と、②EU MFN 継続適用型（EU 加盟国である現状の MFN を維持するケース）の大きく２パターンと仮定し、（２）関税有税となり得る品目の予測で、関税率設定方針のパターン毎に有税となり得るセンシティブ品目を貿易データから定量的に予測した。（３）日本の対英輸出の平均関税率分析では、日本の対英輸出における平均関税率の変化を関税率設定方針のパターン毎に算出し、算出された値を用いて（４）試算結果にて為替要因・需要要因に関税要因を加えた総合的なインパクトを試算した。

図 11　関税観点での追加分析の進め方

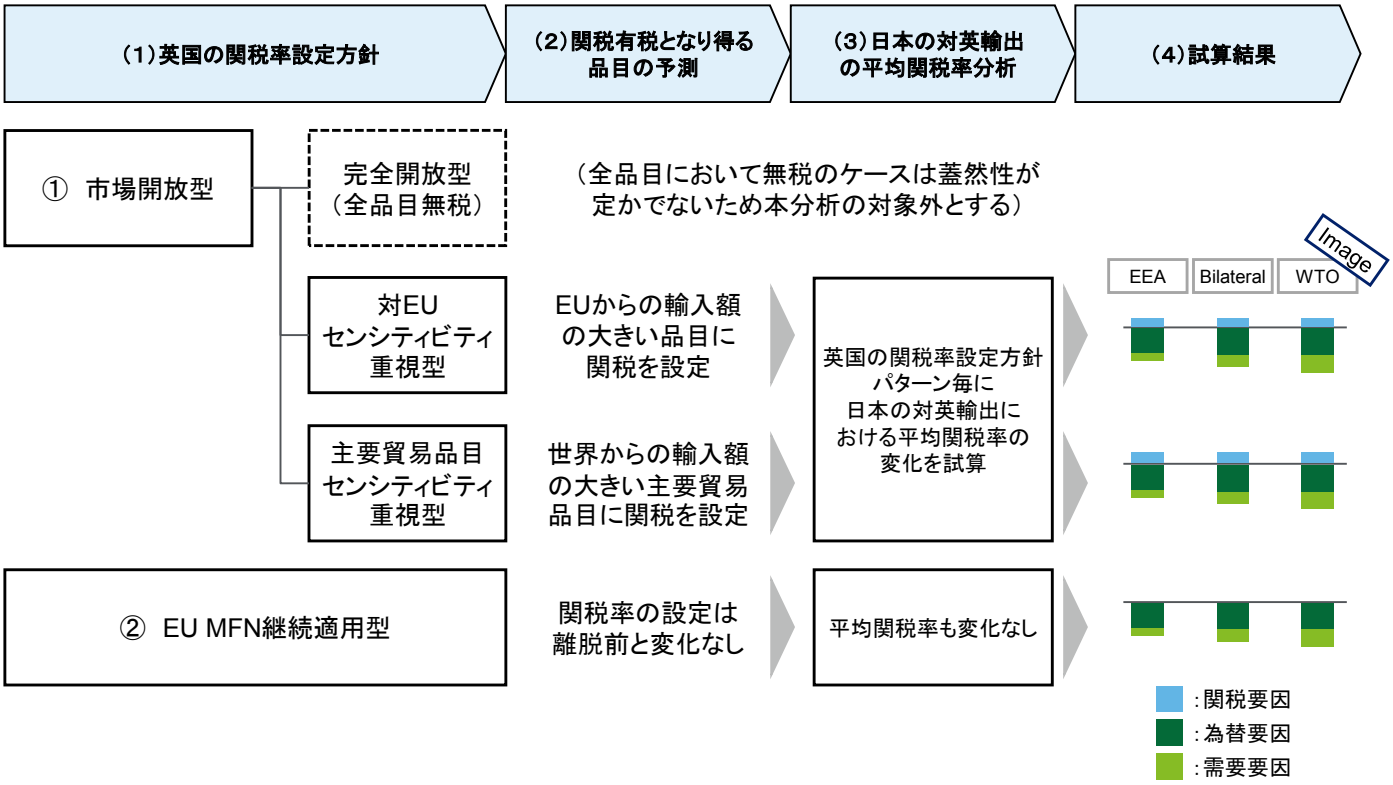

[14] 英国の関税率は、「EU からの離脱後に適用される WTO 約束（英国の MFN 税率）」と「その後に個別の第三国との FTA 交渉で譲許される FTA 特恵関税率」の順に設定されることとなる。本分析における「英国の関税率設定」は双方を包含した関税率の設定を指す

（1）英国の関税率設定方針

英国の関税率設定方針は、EU 以外の第三国との関係で、①市場開放型（自国の産業政策を鑑みて EU 加盟時より関税率を低く設定するケース）と、②EU MFN 継続適用型（EU 加盟国である現状の MFN を維持するケース）の大きく 2 パターンと仮定した。

英国は製造業における海外調達比率が高く、例えば英国製造業の主力である自動車産業は部品の海外調達比率が 6 割（ドイツの 2 倍に相当）[15]となっていることから、調達コストアップによって自国産業の競争力が低下することを避けるためにも市場を開放する①を採択する可能性が想定される。加えて、英国の歳入のうち関税収入が占める割合も約 0.6%（日本は約 2%）[16]と比較的小さい為、市場を開放した際の国家財政へのインパクトも限定的と考えられる。一方、離脱交渉の“時間切れ”によって期限内に交渉がまとまらない状態で EU を離脱した場合、英国は EU 加盟国である現状の MFN 税率を継続適用する②という選択肢の可能性も排除できないと考えられることから、関税率設定方針の想定は大きく上記 2 パターンを分析の基軸に置いた。

なお、①が採択された場合、二国間協定における関税削減リクエストの交渉力を高めるために一部の品目にはあえて MFN 税率を設定する可能性もある。今回の分析においては、英国の貿易ポリシーを 1) 対 EU センシティビティ重視型と 2) 主要貿易品目センシティビティ重視型の 2 つのパターンと仮定して検討を進めた。

① 市場開放型

1) 対 EU センシティビティ重視型

英国は二国間協定における関税削減リクエストの交渉力を高めるために、一部の輸入産品に MFN 税率を設定する可能性がある。英国が今後も EU を最大の輸出相手国と捉える場合、EU からの輸入金額が大きい産品に対して MFN 税率を設定することで EU に対して関税削減をリクエストすることもあり得る。

2) 主要貿易品目センシティビティ重視型

英国は二国間協定における関税削減リクエストの交渉力を高めるために、一部の輸入産品に MFN 税率を設定する可能性がある。英国が世界に対してバランス良く貿易を推進する場合、世界全体からの輸入金額が大きい主要貿易品目に対して MFN 税率を設定することで世界各国に対して関税削減をリクエストすることもあり得る。

② EU MFN 継続適用型

離脱交渉の“時間切れ”によって期限内に交渉がまとまらない状態で EU を離脱した場合、英国は EU 加盟国である現状の MFN 税率を継続適用する可能性がある。

[15] Wall Street Journal“Brexit Vote Looms Large for U.K.'s Car Industry”（2016 年 6 月 9 日）
[16] HMRC TAX & NIC RECEIPTS（2017 年 3 月 21 日）

（２）関税有税となり得る品目の予測

本項では、英国の関税率設定方針ごとに有税となり得る品目を予測する。選定基準は、EU MFN 税率がゼロでない品目のうち、英国と EU 間及び英国と世界各国における貿易金額上位 10%[17]を占める品目とした。実際に自国関税率（一般税率および MFN 税率）を設定する上では、食糧安全保障の観点や産業の保護・育成という観点から検討がなされると想定されるが、本分析においては貿易データによる定量分析に特化して関税有税となり得る品目を予測した。

なお、EU MFN 継続適用型は、EU 加盟国である現状の MFN 税率を継続適用する為、関税有税品目の予測対象からは除外した。

1) 対 EU センシティビティ重視型

英国は EU からの輸入金額が大きいディーゼルエンジン車や原油以外の石油について MFN 税率をゼロとしない可能性があり、これらの品目を交渉カードとして活用することで、EU 向けの輸出金額が大きい乗用車や航空機部品の関税削減をリクエストすることもあり得る。
※グレーアウトされている品目は EU MFN 税率がゼロの品目

表 3　英国が関税有税にする可能性のある品目

HS コード	品目名	EU の対英輸出額	EU の対英輸出総額に占める割合	現状の EU MFN 税率 (参考)
8703.32	ディーゼルエンジン乗用車（シリンダー容積が 1,500～2,500 ㎤）	202 億ドル	6.0%	10%
3004.90	各種医薬品	121 億ドル	3.6%	0%
8703.22	乗用自動車その他の自動車（シリンダー容積が 1,000～1,500 ㎤）	79 億ドル	2.3%	10%
2710.19	その他の石油及び歴青油（原油を除く。）	61 億ドル	1.8%	4.7%

出所: UN Comtrade; TradeCompass

表 4　（参考）英国が EU に対して関税削減をリクエストする関心品目

HS コード	品目名	英国の対 EU 輸出額	英国の対 EU 輸出総額に占める割合	現状の EU MFN 税率
2709.00	石油及び歴青油（原油に限る。）	88 億ドル	4.7%	0%
3004.90	各種医薬品	67 億ドル	3.6%	0%
8703.32	乗用自動車その他の自動車（シリンダー容積が 1,500～2,500 ㎤）	60 億ドル	3.2%	10%

[17] 関税有税にする品目の予測にあたって自由化（無税にする）範囲の閾値を決める必要があり、本分析においては英国が自国産業政策の観点で貿易自由化を選好するという前提に立ち、仮に GATT24 条の設定に閾値を揃えることで、定量分析に特化して有税となり得る品目を予測した。

（参考）地域貿易協定を締結する場合、GATT 第 24 条に基づき、「実質上のすべての貿易（substantially all the trade）」について関税を撤廃する必要がある。日本は「実質上のすべての貿易」に対して、WTO に提出した文書“SUBMISSION ON REGIONAL TRADE AGREEMENTS”（2005 年 10 月 28 日）において「少なくとも貿易額の 90%を対象とする関税の撤廃が必要である」と述べている。

8803.30	飛行機又はヘリコプターのその他の部分品	54 億ドル	2.9%	2.7%
2710.19	その他の石油及び歴青油（原油を除く。）	49 億ドル	2.6%	4.7%

出所: UN Comtrade; TradeCompass

2) 主要貿易品目センシティビティ重視型

英国は世界各国からの輸入金額が大きいディーゼルエンジン車や原油以外の石油などについて MFN 税率をゼロとしない可能性があり、これらの品目を交渉カードとして活用することで、世界各国向けの輸出金額の大きい乗用車や航空機部品の関税軽減をリクエストすることもあり得る。
※グレーアウトされている品目は EU MFN 税率がゼロの品目

表 5　英国が関税有税にする可能性のある品目

HS コード	品目名	世界の対英輸出額	世界の対英輸出総額に占める割合	現状の EU MFN 税率 (参考)
8703.32	ディーゼルエンジン乗用車（シリンダー容積が 1,500～2,500 ㎤）	220 億ドル	3.5%	10%
7108.13	各種形状の金（一次製品に限る。）	186 億ドル	3.0%	0%
2709.00	石油及び歴青油（原油に限る。）	184 億ドル	2.9%	0%
3004.90	各種医薬品	179 億ドル	2.8%	0%
2710.19	その他の石油及び歴青油（原油を除く。）	154 億ドル	2.5%	4.7%
8517.12	携帯回線網用その他の無線回線網用の電話	100 億ドル	1.6%	0%
8703.22	乗用自動車その他の自動車（シリンダー容積が 1,000～1,500 ㎤）	90 億ドル	1.4%	10%
8802.40	飛行機その他の航空機（自重が 15,000kg を超えるもの）	86 億ドル	1.4%	2.7%
8411.91	ターボジェット又はターボプロペラの部分品	75 億ドル	1.2%	2.7%

出所: UN Comtrade; TradeCompass

表 6　（参考）英国が世界各国に対して関税削減をリクエストする関心品目

HS コード	品目名	英国の対世界輸出額	英国の対世界輸出総額に占める割合	現状の EU MFN 税率
7108.12	未加工の金（粉及びマネタリーゴールドを除く）	317 億ドル	7.7%	0%
8703.23	乗用自動車その他の自動車（シリンダー容積が 1,500～3,000 ㎤）	156 億ドル	3.8%	10%
3004.90	各種医薬品	141 億ドル	3.4%	0%
2709.00	石油及び歴青油（原油に限る。）	117 億ドル	2.8%	0%
8803.30	飛行機又はヘリコプターのその他の部分品	94 億ドル	2.3%	2.7%
2710.12	軽質油及びその調製品	78 億ドル	1.9%	4.7%
8703.24	乗用自動車その他の自動車（シリンダー容積が 3,000 ㎤以上）	74 億ドル	1.8%	10%

出所: UN Comtrade; TradeCompass

（３）日本の対英輸出の平均関税率分析

本項では、前項で抽出した関税有税となり得る品目が日本からの輸出にも有税になったと仮定し、日本の対英輸出における平均関税率がどのように変化するかを試算した[18]。英国が①市場開放型を採択した場合、英国は自国の産業政策を鑑みて市場を開放すると想定されるため、関税コストの削減を通じて日本の対英輸出の落ち込みは軽減される公算が大きい[19]。一方、②EU MFN 継続適用型を採択した場合は、現在日本の対英輸出に適用されている EU MFN 税率が変わらず適用されるため、対英輸出への影響は限定的との評価が可能。

① 市場開放型

1) 対 EU センシティビティ重視型

対 EU センシティビティ重視型の場合、日本の対英輸出における平均関税率は現状の 4.15%（最大）から 0.55%（最大）に減少する。

2) 主要貿易品目センシティビティ重視型

対世界センシティビティ重視型の場合、日本の対英輸出における平均関税率は現状の 4.15%（最大）から 0.65%（最大）に減少する。

② EU MFN 継続適用型

英国は EU 加盟国である現状の MFN 税率を継続適用するため、平均関税率は変化しない。

[18] UN Comtrade の日本の対英輸出データに TradeCompass の税率データを乗算し、加重平均することで平均関税額を試算。なお、重量単位で課税される品目など税率計算が複雑な品目の貿易額は日本の対英輸出総額のうち約 3%であり、試算から除外した。

[19] 本分析は定量分析に特化して実施したため、HS コード 6 桁ごとに MFN 有税とする品目を予測し、平均関税率を試算しているが、実際にはより広範に MFN 有税範囲を設定する可能性もあり、その場合は上記試算結果よりも関税影響がネガティブに働く恐れもある。例えば、日本の対英輸出における貿易額上位品目である「乗用自動車その他の自動車（シリンダー容積が 1,500～3,000 ㎤）」（HS8703.23）は、今回の分析上センシティブ品目として認められないため、MFN 無税として平均関税率を試算しているが、英国が MFN 有税にする品目を決める上では「完成車」という単位で課税する可能性もあり、その場合は上記試算よりも平均関税率が上昇する恐れがある。

（４）試算結果

「３．貿易・投資インパクト」にて算出された為替要因及び需要要因での対英輸出の減少値に日本の対英輸出における平均関税率の減少幅も加味する形で総合的なインパクトを試算した。

英国が①市場開放型を採択した場合、関税コストの削減を通じて日本の対英輸出は増加することが想定されるものの、為替要因及び需要要因による対英輸出の減少分を吸収するには及ばず、結果として日本の対英輸出は約 7～10%減少すると試算された。一方、英国が②EU MFN 継続適用型を採択した場合は、現在日本の対英輸出に適用されている EU MFN 税率が変わらず適用されるため、為替要因及び需要要因による対英輸出の落ち込みに対する軽減効果は限定的となると想定される。

いずれにしても、日本の対英輸出は金額面で見ると約 1,000 億円～1,700 億円の減少に留まることから、日本の輸出全体への影響は限定的との評価がある。

関税要因の試算方法は以下の通り。

- 関税変化を国内価格の変化とみなし、重回帰分析で推定した対英輸出の為替弾性値に、日本の対英輸出における平均関税率の減少値を掛け合わせることで関税要因を試算した。

図 12　日本の対英輸出に対する総合的なインパクト

*カッコ内は弾性値を示す。輸出額は2016年の対英輸出額（14,833億円）×シナリオ別変化率で試算した

V. Brexit による欧州進出企業の展開事業・グローバル戦略への影響調査

本章においては、英・EU 間、日英間で想定されるパターン（シナリオ）に対応する海外展開企業のグローバル戦略への示唆、リスク・コストの分析・評価を実施した。

１．総論

本章では新協定のシナリオを想定し、シナリオに応じて欧州進出企業への影響を製造業（自動車産業・鉄道産業・食品産業）、製薬業、金融業において分析した。

自動車産業では、日系完成車メーカー各社が英国に生産拠点を設立しており、各社 EU への製品輸出比率が高いため、新協定において完成車の EU 輸出に関税が課せられた場合、売上原価上昇の影響を強く受けると考えられる。一方、英国国内市場は欧米系メーカーの存在感が大きく、国内市場への大幅な販路移行が困難とすれば、日系メーカーは英国の EU 離脱後も現状の英国生産・欧州販売のサプライチェーンを保つ公算が大きい。故に、主に欧州生産・欧州販売を行うことで関税影響を受けない欧米メーカーと比して相対的に不利となることから、競争環境はより厳しくなることも想定される。日系メーカーは英国政府への支援要請に加え、拠点での継続的な改善を行いつつ、影響の大きさに応じて資源配分の見直しが必要となると見込まれる。

鉄道産業では、日系鉄道メーカーが英国政府の主導する巨大プロジェクトの受注に合わせる形で英国内に生産拠点を設立している。新協定において鉄道車両の EU 輸出に関税が課せられた場合、短期的には英国内のプロジェクトに対応するべく国内販売が中心となるため影響は限定的になると想定されるが、長期的には英国から EU への輸出を見込んでおり、売上原価の上昇が想定される。また、英国が EU から第三国と見なされた場合は、EU 加盟国の政府調達案件へのアクセスが事実上制限されるなど不利な影響を受ける可能性があり、その際は競合である欧州三大鉄道メーカーと比して相対的に競争力が低下する可能性がある。

食品産業では、日系食品メーカーの欧州事業のウェイトが小さいことから影響は限定的であると考えられる。また、肉や魚などの食品原料は関税率の高さと EU からの輸入依存度の高さから英国が EU からの輸入産品に対して関税をかけた際の調達コストアップが懸念される。ただし、現時点で輸入に依存している食品原料を短期的に英国内で自給することは一般論として困難であることから、国内産業への影響を鑑みて輸入する食品原料に関税を設定する範囲は限定的となると考えられる。また、EU はフードロスの削減目標を掲げているものの、現時点で英国としての削減目標は定めていないため、影響は限定的と想定される。一方、英国食品メーカーは従業員における移民労働者比率が他業界と比較して高いため、移民労働者の流入が制限された場合、長期的には労働力不足や労働コストアップの影響を受ける恐れがある。

製薬業では、日系大手製薬メーカー各社が英国に研究開発拠点を設立しており、英国の EU 離脱に伴う EMA（欧州医薬品庁）の移転や英国の研究開発拠点としての魅力減少の影響を受け、欧州事業拠点や研究開発拠点を欧州大陸側に移動させる可能性があり、人材確保や新たな大学研究機関との連携が必要になると想定される。また、英国が EU 薬事規制からも逸脱した場合、英国は新薬承認において独自のルールを設定するため、製薬企業が英国で新薬を販売するためには欧州医薬品庁の承認とは異なる英国独自の承認プロセスを通す必要があり、製薬企業の負荷増大が懸念される。ただし、承認プロセスの複雑性が増すことで英国市場の魅力が減少してしまう点などを鑑みると英国は EU 薬事規制と同様の法規制を整備するか、医薬品・医薬品規制庁である MHRA が EMA と相互承認を結ぶことで企業への負荷を軽減する可能性が高いと考えられる。

金融・保険業では、日系大手金融機関各社が英国に欧州事業拠点を構えており、英国の EU 離脱に伴う EU 単一パスポートの失効によって、クロスボーダーサービスの停止や EU 域内支店の営業停止などの影響を受ける可能性がある。現在と同様のサービスを継続するために英国以外の EU 加盟国でパスポートを再取得するか、サービス提供先の EU 加盟国に新たに拠点を設立する必要がある。また、パスポート失効に伴う金融都市シティの欧州統括拠点としての魅力が低下することも相まって欧州統括拠点自体を欧州大陸側に移動などの可能性も十分あると想定される。ただし、パスポート失効の影響度は業界によって異なり、銀行は影響を強く受けることが見込まれる一方、証券や保険への影響度は限定的と見込まれる。また、パスポート権の再取得や同等性評価の承認には一定の時間がかかることが見込まれており、クロスボーダーでのサービス提供権が喪失する空白期間が出来ないよう、企業は政治動向を継続的に注視しつつ、最悪の事態に備える必要がある。

２．製造業への影響

（１）製造業共通の影響

調査の結果、製造業に最も大きな影響を及ぼす要因は製品輸出時の関税発生に伴う売上原価の上昇であると想定される。ただし、関税の影響度は生産拠点の所在地や製品の欧州輸出依存度、輸出品目の関税率などによって大きく異なるため、本節では製造業の中でも影響が大きいと見込まれる自動車産業、鉄道産業、食品産業の三分野を例に取り上げて影響を分析する。一方、英国が輸入する部品・材料に関税を課した場合、調達コストアップに繋がることが懸念されるが、部品・材料に対して英国が関税を設定する範囲は限定的となる公算が大きく影響は限定的と見込まれる。

- **製造業共通の懸念点**

➢ **【設計・開発への影響】**

- **EU 共同研究やイノベーションの枠組みから外れる影響**

英国企業（在英日系企業を含む）は「Horizon2020」をはじめとした EU 共同研究やイノベーションの枠組みに参加しているが、**新協定の内容次第では、今後の資金調達や共同研究機会が減少するほか、EU の優秀な研究者の確保が困難になることで、競合と比して相対的に競争力が低下する可能性がある。**ただし、影響は業　界及び新協定のシナリオによって異なるため、詳細はシナリオ分析パート（**【製造業の共通論点①】EU 共同研究やイノベーションの枠組みから外れる影響を参照**）にて解説する。

✓ 英国政府は「Horizon 2020」に既に採択されているプロジェクト及び英国の EU 離脱前に申請されるプロジェクトに参画する英国の研究者については、その研究費を保証するとしている。また、EU 離脱後まで継続するプロジェクトであっても、英国財務省が必要な費用を負担するため、英国の産業界と大学は、英国が EU の加盟国である間、引き続き EU の競争的資金を受けるとともに申請も継続可能になると発表している[20]。

- **英国 EU 間のデータ移転の自由が制限される影響**

英国の EU 離脱によって英国 EU 間のデータ移転の自由が制限される可能性は低く、IoT をはじめとした製造業への影響は限定的と想定される。

✓ 現行の個人情報保護関連規制である「EU データ保護指令」は 2018 年より、「一般データ保護規則（GDPR）」に代替される予定である。GDPR では、EEA 域外への移転は原則禁止とされているが、本人の明確な同意に加え、「欧州委員会の十分性認定（国単位で、個人情報が十分に保護されていると、EU 当局が認定）」が得られている場合には域外へのデータ移転が許される例外規定が存在する。**承認プロセス等に時間はかかるものの、英国が「EU データ保護指令」を既に国内法制化していることを鑑みると、欧州委員会から十分性認定を得られれば、英 EU 間のデータ移転の自由は維持される。**

➢ **【調達・生産・物流への影響】**

- **輸入時の関税による調達コストアップの影響**

英国は自動車産業をはじめとした中間財の海外調達比率が高いため、調達コストアップによって自国産業の競争力が低下することを避けるためにも、関税障壁の少ない国を志向すると想定される。故に、EU から輸入する産品に対して英国が関税を設定する範囲は限定的になると考えられるものの、新協定に向けた交渉カードとして一部の産品にはあえて関税を設定する場合があり、その際は調達コストアップに繋がる恐れがある。ただし、影響は業界及び新協定のシナリオによって異なるため、詳細はシナリオ分析パート（**【製造業の共通論点②】輸入時の関税による調達コストアップの影響を参照**）にて解説する。

- **原産地証明など手続きの煩雑化による影響**

英国が今後締結する新協定次第では、**EU への輸出時に原産地証明が求められるなど手続きが煩雑化することが想定される。**ただし、影響は業界及び新協定のシナリオによって異なるため、詳細はシナリオ分析パート（**【製造業の共通論点③】原産地証明など手続きの煩雑化による影響を参照**）にて解説する。

[20] HM UK Treasury “Chancellor Philip Hammond guarantees EU funding beyond date UK leaves the EU”（2016 年 8 月 13 日）

- **移民労働者の流入が制限されることによる影響**
  英国は既に合法的に居住している EU 市民のステータスは変更しないポリシーをとっている[21]ことから、英国への EU 移民労働者の流入が制限された場合のコストアップの影響は、短期的には限定的と想定される。ただし、**長期的には移民労働者への依存度の高い産業において、労働力不足や英国市民の活用による労働コストアップの影響を受ける恐れがある。**ただし、影響は業界及び新協定のシナリオによって異なるため、詳細はシナリオ分析パート（**【製造業の共通論点④】移民労働者の流入が制限されることによる影響を参照**）にて解説する。

➢ **【販売への影響】**

- **輸出時の関税による販売コストアップの影響**
  新協定によって EU から関税を設定された場合、**関税分を販売価格に転嫁出来ない企業は、売上原価の上昇に繋がり、大きな影響を受けるものと思われる。**ただし、影響は業界及び新協定のシナリオによって異なるため、詳細はシナリオ分析パート（**【製造業の共通論点⑤】輸出時の関税による販売コストアップの影響を参照**）にて解説する。

- **基準認証の枠組みから外れる影響**
  CE マークなどの基準認証は欧州市場に対する貿易機会を維持する上で継続して準拠が必要となるため、英国が当枠組みから逸脱する可能性は低く、影響は限定的と想定される。

[21] HM Government "The United Kingdom's exit from and new partnership with the European Union"（2017 年 2 月）の P29 を参照。ただし、在英 EU 市民のステータスを守る上では、EU 加盟国が在 EU 英国市民のステータスを守るよう英国と EU 加盟国間で相互認証を結ぶ必要があることに言及している点に留意が必要である。

（２）自動車分野

- **自動車分野特有の懸念点**

  - **【設計・開発への影響】**

    - **環境規制に関する EU 法規制から逸脱する影響**

      英国が EU の環境規制の枠組みから抜けた場合であっても、英国自動車産業の欧州への輸出比率の高さを鑑みると、欧州市場に対する規制製品の貿易機会を維持する上で変更範囲は限定的となり、自動車メーカーへの影響は限定的と想定される[22]。ただし、分野によって環境規制に対する英国の考え方は異なり、EU の目指す方向性から逸れる可能性のある分野には注視が必要と考えられる。

      - ✓ 気候変動分野では、英国は 2008 年に「気候変動法」を制定し、「2050 年までに温室効果ガスの排出量を 1990 年比で 80%削減する」という世界で初めて数値目標を設定するなど CO2・温室効果ガス削減施策に積極的な姿勢を示していたため、EU 離脱後も大きな変更はないと想定される。また、自動車の CO2 排出規制についても欧州への輸出機会を維持する上で、引き続き準拠することが想定される。

      - ✓ 大気汚染分野では、英国は EU の厳格な大気汚染基準を緩和させるための努力を続けてきた一方、自動車を EU に輸出する上では、自動車による大気汚染物質の排出規制値を定めた EU 規制「EURO6」への準拠が引き続き求められるため、EU 離脱後も大きな変更はないと想定される。

      - ✓ 化学物質分野では、「REACH 規則」や「CLP 規則」といった環境規制は、現在直接適用されているが EU 離脱と共に適用範囲外となる。しかし、既に国内規則にて REACH 規則や CLP 規則の内容が施行されていることを鑑みると、EU 離脱後も大きな変更はないと想定される。

      - ✓ 再生可能エネルギー分野では、2020 年までにエネルギー消費量に占める再生可能エネルギーのシェアを 15%にする（電力分野では 30%）という「EU 再生可能エネルギー指令」に対して、英国はコスト観点からネガティブなポジションをとってきた経緯があることから**見直しが加えられる恐れがある。**ただし、見直しが加えられた場合であっても、自動車産業が再生可能エネルギーに強く依存した産業でないことを鑑みると影響は限定的と考えられる。

  - **【調達・生産・物流への影響】**

    - とくになし

  - **【販売への影響】**

    - とくになし

[22] Wall Street Journal“Brexit Vote Looms Large for U.K.'s Car Industry”（2016 年 6 月 9 日）によると、輸出される英国車の 58%が EU に輸出されており、EU への輸出比率が高い点を鑑みると、英国が独自の環境規制を整備することであえて欧州とのダブルスタンダードを設けるインセンティブは低いと考えられる。実際に、英国自動車工業会は“AUTOMOTIVE PRIORITIES FOR THE UK'S WITHDRAWAL FROM THE EUROPEAN UNION”（2016 年 12 月 7 日）にて、EU との貿易における法令障壁の撤廃を要望しており、例えば CO2 や排ガス規制の EU 法との調和を求めている。

- **シナリオ分析（WTO 型の場合）**

【欧州進出企業への影響サマリ】

日系メーカーは各社英国に生産拠点を設立し、EU からの部品調達比率及び EU への製品輸出比率が高いため、WTO 型が採択された場合、関税発生に伴う売上原価上昇の影響を強く受けると考えられる。一方、英国国内市場は欧米系メーカーの存在感が大きく、国内市場への大幅な販路移行が困難とすれば、日系メーカーは EU 離脱後も現状の英国生産・欧州販売のサプライチェーンを保つ公算が大きい。この場合、主に欧州生産・欧州販売を行うことで関税影響を受けない欧州メーカーと比して相対的に不利となることから、競争環境はより厳しくなることも想定される。日系メーカーは英国政府への支援要請に加え、拠点での継続的な改善を行いつつ、影響の大きさに応じて資源配分の見直しが必要となると見込まれる[23]。

- **【製造業の共通論点①】EU 共同研究やイノベーションの枠組みから外れる影響**

  自動車産業は自動運転など先進技術開発において「Horizon2020」をはじめとした EU 共同研究の枠組みに参加している。WTO 型を採択した場合、英国が「Horizon2020」における提携国として認められる可能性は低く、結果として資金調達機会や共同研究機会が減少するほか、研究開発拠点としての英国の魅力度が低下することによって在 EU 研究者の確保が困難になる恐れがある。

  ✓ 例えば「Horizon2020」における自動運転関連プロジェクトには 2016 年～17 年の 2 年間に約 1.1 億ユーロの助成金が準備されている[24]。

- **【製造業の共通論点②】輸入時の関税による調達コストアップの影響**

  英国完成車メーカー（在英日系メーカーを含む）は多くの部品を EU 域内から輸入しているため、WTO 型の場合、自動車部品の関税設定による調達コストアップが懸念される。ただし、**英国は自国で生産する完成車価格の上昇を防ぐためにも自動車部品に対して関税をかける公算は小さいと想定される。**

  ✓ 英国全体の自動車部品国外調達比率は 6 割[25]であり、そのうち 8 割は EU から輸入している[26]。輸入する自動車部品に関税を設定し、サプライヤが関税分を販売価格に転嫁した場合、調達コストアップに繋がるものと思われる。（※自動車部品は MFN4%）

- **【製造業の共通論点③】原産地証明など手続きの煩雑化による影響**

  非特恵の WTO 協定関税を適用する場合、原産地証明は不要なため、影響は限定的と想定される。

- **【製造業の共通論点④】移民労働者の流入が制限されることによる影響**

  英国自動車業界は現時点で人材不足に陥っており、英国への EU 移民労働者の流入が制限された場合に労働力不足に陥る可能性がある。

  ✓ 英国自動車工業会（SMMT）会長の Mike Hawes は「移民は英国市民の職を奪うのではなく、英国市民で不足する労働力を補っており、移民の制限によって自動車産業は労働力不足に陥る可能性がある。英国自動車産業は現時点で 5000 人の労働力を必要としており、英国及び EU 全体から人材を募集している。」とコメントしている[27]。

---

[23] （参考）トランプ政権による NAFTA 再交渉が行われた場合、カナダやメキシコから米国への輸出における関税が上昇する可能性があるため、関税回避のために米国国内での生産拡大や現地調達化を検討することが想定される。一方、EU-カナダ間の協定（CETA）及び EU-メキシコ間の協定の下、カナダやメキシコの工場稼働率を確保するために、両工場から EU へ輸出する可能性が考えられる。英国の EU 離脱と合わせてカナダやメキシコから EU への輸出という選択肢が現実味を増しており、このように日系自動車メーカーはサプライチェーン見直しの国際連鎖に備える必要があるものと想定される。

[24] 国土交通省資料「自動運転技術の動向」（2015 年 11 月 5 日）

[25] Wall Street Journal “Brexit Vote Looms Large for U.K.'s Car Industry”（2016 年 6 月 9 日）

[26] UN Comtrade データを基にデロイトが試算。（HS コードは 8708 として計算）

[27] The Guardian “UK carmakers face skills shortage if EU workers restricted, says industry”（2016 年 6 月 29 日）

- **【製造業の共通論点⑤】輸出時の関税による販売コストアップの影響**
  日系自動車メーカーは各社英国に生産拠点を設立し、EU への製品輸出比率が高いため、**輸出時の関税発生に伴う売上原価の上昇が想定される。**一方、主に欧州生産・欧州販売を行う欧州自動車メーカーは英国の EU 離脱による関税影響を受けないため、英国から欧州への輸出時に影響を受ける**日系企業と比して、相対的に優位に立つものと考えられる。**（※完成車は MFN 約 10%）

  ✓ 欧州自動車メーカーは主に欧州で生産した完成車を欧州へ販売しており、英国の EU 離脱による関税影響は限定的である。

  ✓ （参考）英国国内市場は欧米系メーカーの存在感が大きく、国内市場への大幅な販路移行は困難と想定される。

- **シナリオ分析（Bilateral 型の場合）**

【欧州進出企業への影響サマリ】

英国が EU 加盟国各国と完成車及び自動車部品の関税を減免する二国間協定を締結した場合、WTO 型よりも関税面の影響は軽減されるものと想定される。一方、二国間協定の特恵関税を利用する場合は原産地証明の事務コストが発生するため、多数の部品を EU 圏サプライヤから輸入している自動車メーカーは影響を受けるものと想定される。

- **【製造業の共通論点①】EU 共同研究やイノベーションの枠組みから外れる影響**
  スイスは、大量移民制限案が国民投票で可決されたことを受けて、「Horizon2020」の参加を保留にされた経緯があり[28]、英国も EU との協定交渉の中で移民の移動の自由を制限する主張をした場合は EU 共同研究などへの制限を受ける可能性もあると想定される。（ただし、スイスはヒトの移動の自由を拡大する協定に批准したため、現在は EU 加盟国と同様の条件で「Horizon2020」に参加している[29]）

- **【製造業の共通論点②】輸入時の関税による調達コストアップの影響**
  二国間協定において EU から輸入する自動車部品に対して英国が関税を設定しなかった場合、調達コストアップによる影響は限定的と想定される。

- **【製造業の共通論点③】原産地証明など手続きの煩雑化による影響**
  トルコのように EU と関税同盟を結ばない場合、二国間協定の特恵関税を利用する際に原産地規則の準拠が求められ、原産地証明に向けた事務コストが発生することが想定される。英国自動車は部品の 6 割を海外から輸入している上に、自動車は一台あたり数万点の部品から構成されているため、原産地証明は非常に煩雑になると考えられる。

- **【製造業の共通論点④】移民労働者の流入が制限されることによる影響**
  トルコ型、カナダ型の協定を締結した場合は移民の移動の自由を受け入れる義務を負わないため、WTO 型と同様の影響を受けるものと想定される。一方、スイス型の協定を締結した場合は移民の移動の自由を受け入れる義務を一定程度負うため、EU 加盟国である現状からの変化は限定的と想定される。

- **【製造業の共通論点⑤】輸出時の関税による販売コストアップの影響**
  二国間協定において完成車輸出に対する関税が減免された場合、販売コストアップによる影響は WTO 型よりも軽減されると想定される。

[28] JETRO「研究開発の資金難や人材難への懸念高まるーEU 離脱の影響、第三国の新規投資に期待」（2016 年 8 月 10 日）
[29] European Union “Switzerland steps up research and innovation cooperation with the EU”（2016 年 12 月 22 日）

- **シナリオ分析（EEA 型の場合）**

【欧州進出企業への影響サマリ】

EEA 型では単一市場へのアクセスが認められるため、関税面や法制面での影響を受けず、基本的には EU 加盟国である現在の英国の状況から大きな変化はないものと思われる。一方、原産地証明など手続きが煩雑化する点は Bilateral 型と同様であることに留意が必要である。

- **【製造業の共通論点①】EU 共同研究やイノベーションの枠組みから外れる影響**
  ノルウェーのように EEA に所属する国は関連国として「Horizon2020」に参加することが認められている[30]ため、英国が EEA 型を選択した場合の影響は限定的と想定される。

- **【製造業の共通論点②】輸入時の関税による調達コストアップの影響**
  EEA 型では単一市場へのアクセスが認められるため、EU 加盟国である現状から大きく変化はないものと想定される。

- **【製造業の共通論点③】原産地証明など手続きの煩雑化による影響**
  EEA 型では原産地証明の準拠が必要となるため、Bilateral 型と同様の影響を受けるものと想定される。

- **【製造業の共通論点④】移民労働者の流入が制限されることによる影響**
  EEA 型では移民の移動の自由を受け入れる義務を負うため、EU 加盟国である現状から大きく変化はないものと想定される。

- **【製造業の共通論点⑤】輸出時の関税による販売コストアップの影響**
  EEA 型では単一市場へのアクセスが認められるため、EU 加盟国である現状から大きく変化はないものと想定される。

[30] European Commission“Iceland and Norway sign up to join Horizon 2020”（2014 年 5 月 16 日）

（３）鉄道分野

- **鉄道分野特有の懸念点**

  - **【設計・開発への影響】**

    - **鉄道ネットワークに関する欧州指令から逸脱する影響**
      かつて欧州の鉄道ネットワークは分断されており、各国で異なる安全基準やシステムが活用されていたため、近年欧州単一鉄道ネットワークの構築に向けて安全基準の標準化やインターオペラビリティ（相互運用性）が EU によって推進されてきた。英国が本枠組みから外れることで英国と欧州のダブルスタンダードが発生し、鉄道車両メーカーの負荷増大が懸念されるものの、英国は既に本枠組みのもとに車両設計や線路建設を行っていることから、引き続き EU 標準を受け入れる公算が大きく、鉄道車両メーカーへの影響は限定的と考えられる。

    - **欧州の標準化戦略の影響**
      欧州では欧州規格（EN）を国際規格化することにより、市場でのシェアを高めようとする動きが加速しており、鉄道分野においても同様の標準化の動きがあるものの、基本的には欧州主要メーカーによって主導されているため、英国の EU 離脱に伴う在英鉄道車両メーカーへの影響は限定的と想定される。

      - ✓ （参考）鉄道車両において、電気機器の規格が「IEC（国際電気標準会議）」によって、車体部分の規格が「ISO（国際標準化機構）」によって定められている。また、信号システムの規格は欧州統一規格である「ETCS（欧州鉄道制御システム）」によって定められており、これらの規格によって EU 加盟国の相互乗り入れが可能となっている。

  - **【調達・生産・物流への影響】**

    - とくになし

  - **【販売への影響】**

    - **EU 公共調達へのアクセスが制限される影響**
      英国の EU 離脱に伴い、新協定の交渉の結果英国が第三国と見なされた場合、**英国企業は EU 加盟国の政府調達案件へのアクセスが事実上制限されるなど不利な影響を受ける可能性がある。**ただし、影響度は新協定のシナリオによって異なるため、詳細はシナリオ分析パート（**【鉄道固有の論点①】EU 公共調達へのアクセスが制限される影響を参照**）にて解説する。

      - ✓ （参考）「EU 公共調達指令」は、一定の金額（2 年ごとに見直し）以上の調達に適用され、調達手続きや落札基準を定めており、英国は「EU 公共調達指令」に準拠する形で国内法「英国公共契約規則」を定めている。

- **シナリオ分析（WTO 型の場合）**

【欧州進出企業への影響サマリ】

日系鉄道メーカーは英国政府が主導する巨大プロジェクトの受注に合わせる形で英国内に生産拠点を設立している。短期的には英国内のプロジェクトに対応するべく国内販売が中心となるため輸出時の関税影響を受けないが、長期的には英国から EU 諸国への輸出を見込んでおり、売上原価の上昇が想定される。また、英国が第三国と見なされた場合は、EU 加盟国の政府調達案件へのアクセスが事実上制限され、欧州三大メーカーと比して相対的に競争力が低下する可能性がある。

- **【製造業の共通論点①】EU 共同研究やイノベーションの枠組みから外れる影響**
  欧州鉄道産業は欧州単一鉄道ネットワークの構築に向けて、鉄道車両や鉄道管理システムの開発において「Horizon2020」をはじめとした EU 共同研究の枠組みに参加している。ただし、在英鉄道メーカー（日系鉄道メーカー含む）は現時点で当枠組みに参加できておらず、WTO 型を採択した場合であっても英国の離脱による影響は限定的と想定される。

  ✓ （参考）Shift2Rail は 2014 年から 2020 年にかけて「Horizon2020」から 4.5 億ユーロ、民間鉄道産業から 4.7 億ユーロの計 9.2 億ユーロの予算を持つ鉄道産業における官民共同パートナーシップである。当パートナーシップは高品質な鉄道車両や鉄道管理システムを開発することで、①鉄道輸送のライフサイクルコストの 50%削減、②鉄道キャパシティの倍増、③信頼性・時間厳守の 50%増加、を実現しようとしている[31]。

- **【製造業の共通論点②】輸入時の関税による調達コストアップの影響**
  日系鉄道メーカーは調達を出来る限り英国内で実施するという方針をとっており、短期的な調達コストアップの影響は限定的と想定される。また、競合である欧州鉄道メーカーは一部を除いて英国に工場を構えておらず、影響は限定的と考えられる。

- **【製造業の共通論点③】原産地証明など手続きの煩雑化による影響**
  非特恵の WTO 協定関税を適用する場合、原産地証明は不要なため、影響は限定的と想定される。

- **【製造業の共通論点④】移民労働者の流入が制限されることによる影響**
  日系鉄道メーカーは近年英国工場を設立し、欧州への輸出拠点として規模拡大を計画しているため、英国への EU 移民労働者の流入が制限された場合に労働力不足に陥る可能性がある。

- **【製造業の共通論点⑤】輸出時の関税による販売コストアップの影響**
  英国に生産拠点を構える日系鉄道メーカーは短期的には英国内巨大プロジェクトへの対応のため関税影響を受けないが、**長期的には英国から EU 諸国への輸出を見込んでおり、売上原価の上昇が想定される。**一方、欧州鉄道メーカーは一部を除いて英国に工場を構えておらず、影響は限定的と考えられる。

- **【鉄道固有の論点①】EU 公共調達へのアクセスが制限される影響**
  WTO 型を採択した場合、英国は第三国と見なされ、**英国に拠点を構える日系鉄道メーカーは EU 加盟国の政府調達案件へのアクセスが事実上制限されるなど不利な影響を受ける可能性がある。**一方、競合となる欧州三大鉄道メーカーは欧州に拠点を持っており、こうした影響を受けないことから、**在英日系企業と比して相対的に優位に立つものと見込まれる。**

  ✓ EU は WTO の政府調達ルール「GPA（Agreement on Government Procurement）」に批准しており、EU 公共調達指令は GPA の規定が適用されている。英国は EU を離脱したとしても、GPA 締約国の政府調達市場へのアクセスは確保する可能性が高く、GPA 締約国として留まると想定される。ただし、GPA の規定スコープは EU 公共調達指令よりも狭いため、EU 政府調達市場へのアクセスは EU 加盟国である現在よりも事実上制限される恐れがある[32]。

[31] European Union“The Shift2Rail Joint Undertaking”（2013 年 12 月 16 日）
[32] Harrison Clark Rickerbys“The effect of “Brexit” on UK public procurement legislation”（2016 年 7 月 26 日）

- **シナリオ分析（Bilateral 型の場合）**

【欧州進出企業への影響サマリ】

英国が EU 加盟国各国と鉄道車両及び鉄道車両部品の関税を減免する二国間協定を締結した場合、WTO 型よりも関税面の影響は軽減されるものと想定される。また、公共調達が二国間協定の内容に加えられた場合、公共調達への不利な影響は WTO 型よりも軽減される公算が大きい。一方、二国間協定の特恵関税を利用する場合は原産地証明の事務コストが発生する点には留意が必要である。

- **【製造業の共通論点①】EU 共同研究やイノベーションの枠組みから外れる影響**
  スイスは、大量移民制限案が国民投票で可決されたことを受けて、「Horizon2020」の参加を保留にされた経緯があり[33]、英国も二国間協定の中で移民の移動の自由を制限する主張をした場合は EU 共同研究などへの制限を受ける可能性は高いと想定される。（ただし、スイスはヒトの移動の自由を拡大する協定に批准したため、現在は EU 加盟国と同様の条件で「Horizon2020」に参加している[34]。）

- **【製造業の共通論点②】輸入時の関税による調達コストアップの影響**
  二国間協定において EU から輸入する鉄道車両部品に対して英国が関税を設定しなかった場合、調達コストアップによる影響は限定的と想定される。

- **【製造業の共通論点③】原産地証明など手続きの煩雑化による影響**
  トルコのように EU と関税同盟を結ばない場合、二国間協定の特恵関税を利用する際に原産地規則の準拠が求められ、原産地証明に向けた事務コストが発生することが想定される。鉄道車両は近年部品のモジュール化が進んでいるものの、一台あたり数百点の部品から構成されているため、原産地証明には一定のコストがかかると考えられる。

- **【製造業の共通論点④】移民労働者の流入が制限されることによる影響**
  トルコ型、カナダ型の協定を締結した場合は移民の移動の自由を受け入れる義務を負わないため、WTO 型と同様の影響を受けるものと想定される。一方、スイス型の協定を締結した場合は移民の移動の自由を受け入れる義務を一定程度負うため、EU 加盟国である現状からの変化は限定的と想定される。

- **【製造業の共通論点⑤】輸出時の関税による販売コストアップの影響**
  二国間協定において鉄道車両輸出における関税が減免された場合、販売コストアップによる影響は WTO 型よりも軽減されると想定される。

- **【鉄道固有の論点①】EU 公共調達へのアクセスが制限される影響**
  公共調達も対象にした二国間協定が締結された場合、WTO 型よりも EU 公共調達へのアクセスが事実上制限される影響は軽減されると想定される。なお、トルコが EU と結んでいる関税同盟は物品貿易が対象であり、公共調達は二国間協定の範囲外としている一方、スイスやカナダは EU との二国間協定の内容に公共調達を含めている[35]。

[33] JETRO「研究開発の資金難や人材難への懸念高まるーEU 離脱の影響、第三国の新規投資に期待」（2016 年 8 月 10 日）
[34] European Union“Switzerland steps up research and innovation cooperation with the EU”（2016 年 12 月 22 日）
[35] European Commission“Bilateral relations with non-EU countries”

- **シナリオ分析（EEA 型の場合）**

【欧州進出企業への影響サマリ】

EEA 型では単一市場へのアクセスが認められるため、関税面や法制面での影響を受けず、基本的には EU 加盟国である現在の英国の状況から大きな変化はないものと思われる。一方、原産地証明など手続きが煩雑化する点は Bilateral 型と同様であることに留意が必要である。

- **【製造業の共通論点①】EU 共同研究やイノベーションの枠組みから外れる影響**
  ノルウェーのように EEA に所属する国は関連国として「Horizon2020」に参加することが認められている[36]ため、英国が EEA 型を選択した場合の影響は限定的と想定される。

- **【製造業の共通論点②】輸入時の関税による調達コストアップの影響**
  EEA 型では単一市場へのアクセスが認められるため、EU 加盟国である現状から大きく変化はないものと想定される。

- **【製造業の共通論点③】原産地証明など手続きの煩雑化による影響**
  EEA 型では原産地証明の準拠が必要となるため、Bilateral 型と同様の影響を受けるものと想定される。

- **【製造業の共通論点④】移民労働者の流入が制限されることによる影響**
  EEA 型では移民の移動の自由を受け入れる義務を負わないため、EU 加盟国である現状から大きく変化はないものと想定される。

- **【製造業の共通論点⑤】輸出時の関税による販売コストアップの影響**
  EEA 型では単一市場へのアクセスが認められるため、EU 加盟国である現状から大きく変化はないものと想定される。

- **【鉄道固有の論点①】EU 公共調達へのアクセスが制限される影響**
  EEA 型では EU 法への準拠が求められるため、公共調達においても EU 法と同水準の法令を保つ可能性が高く、EU 加盟国である現状から大きく変化はないものと想定される。

[36] European Commission“Iceland and Norway sign up to join Horizon 2020”（2014 年 5 月 16 日）

（4）食品分野

- **食品分野特有の懸念点**

  - **【設計・開発への影響】**
    - とくになし

  - **【調達・生産・物流への影響】**
    - **フードロスに関する EU 目標から逸脱する影響**
      EU は、フードロスの発生を 2025 年までに 30%削減する目標を設定しているものの、現時点で英国としての削減目標は定めておらず、影響は限定的と想定される。なお、英国では、NGO「WRAP（Waste and Resources Action Programme）」による自主的な活動を英国環境食料農村地域省が支援している状況である[37]。

    - **CAP（共通農業政策）の枠組みから外れる影響**
      EU では CAP（Common Agricultural Policy）という農業政策が EU 加盟国 28 か国共通で定められており、農業者の収入は本政策によって支えられている。実際に、英国農家の収入の 55%は本政策からの助成金で成り立っており[38]、英国が CAP の枠組みから外れることで英国農家が危機に晒され、主に英国産農作物からの調達依存度の高い食品企業が影響を受ける恐れがある。しかし、CAP の枠組みから外れた場合であったとしても、自国の食料安全保障の観点から農業補助の枠組みがなくなる可能性は低く、CAP に代わる新たな枠組みが設けられることで農家への影響、ひいては食品企業への影響も限定的となると考えられる。

      - ✓ ただし、CAP に代わる新たな枠組みでは、農家への影響を最小限にしながらも、財政的な観点から助成金については引き下げられる可能性が高い。政府は EU 離脱後も農業者に向け何かしらの補助を引き続き行う旨を発表しているが、環境・食料・農業大臣の George Eustice 氏は、現在英国の農業者が受け取っている約 30 億ポンドの助成金が EU 離脱に伴い 20 億ポンド程度まで引き下げられる可能性を示唆している。

  - **【販売への影響】**
    - **食品安全に関する認証制度から逸脱する影響**
      EU では、食品安全認証制度である HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）が規制によって実施義務となっている[39]。HACCP は EU を越えた国際認証制度であることから、EU 離脱後も貿易機会を維持する上で英国は引き続き準拠すると考えられ、影響は限定的と想定される。加えて、EU では英国で主流の BRC（British Retail Consortium）が策定する認証制度や欧州大陸で主流の IFS（International Food Standard）という認証制度も浸透しており、HACCP の取得に加えて小売業者から 2 つの認証のうちいずれか（又は両方）を求められる場合が多い。BRC も IFS も安全基準の認証機関である GFSI（Global Food Safety Initiative）によって食品安全基準の同等性が保証されており、2 つの認証に大きな差はないと認識されている[40]ため、英国の EU 離脱に伴う影響は限定的と想定される。

    - **検疫に関する EU 法規制から逸脱する影響**
      畜産物や野菜・果実等農産物の輸入に際しての動物検疫ルールは、原則として国際的な検疫ルールに準拠した内容となっており、EU 離脱後も引き続き英国にて適用されることが予測されるため、企業にとっての影響は限定的と想定される。

---

[37] Parliament UK“Food Waste: key facts, policy and trends in the UK”（2016 年 8 月 30 日）
[38] Financial Times“Britain's farmers will need help after Brexit”（2016 年 8 月 21 日）
[39] 一般的に HACCP は衛生管理手法を指すが、此処では HACCP 認証の意で使用している。
[40] JETRO「食品安全認証規格・規制実態調査」（2016 年 3 月）

- **シナリオ分析（WTO 型の場合）**

【欧州進出企業への影響サマリ】

日系食品メーカーは欧州事業のウェイトが小さいことから、WTO 型が採択された場合であったとしても輸出時の関税影響は限定的であると想定される。また、食品原料は関税率の高さと EU からの輸入依存度の高さから、英国が EU から輸入する産品に対して関税をかけた際の影響が懸念されるものの、現時点で輸入に依存している食品原料を短期的に英国内で自給することは一般論として困難であることから、英国が食品原料に対して関税を設定する範囲は限定的と考えられる。一方、英国食品メーカーは従業員における移民労働者比率が他業界と比較して高いため、移民労働者の流入が制限された場合、長期的には労働力不足や労働コストアップの影響を受ける恐れがある。

- **【製造業の共通論点①】EU 共同研究やイノベーションの枠組みから外れる影響**

  食品産業は 2025 年までのフードロスの発生 30%削減に向けて、政策の策定及び支援やフードロスを改善する技術イノベーションの開発において「Horizon2020」をはじめとした EU 共同研究の枠組みに参加している。ただし、在英食品メーカー（在英日系食品メーカーも含む）は当パートナーシップに参画しておらず、WTO 型が採択された場合であっても英国の離脱による影響は限定的と想定される。

  ✓ REFRESH（Resource Efficient Food and dRink for the Entire Supply cHain）は 2015 年から 2019 年にかけて「Horizon2020」から資金を受けるマルチステークホルダーパートナーシップ（欧州 12 か国と中国の計 13 か国から 26 のパートナーが参加）である。当パートナーシップは 2025 年までのフードロスの発生 30%削減に向けて、①スペイン、ドイツ、ハンガリー、オランダにおいて政府・企業・地域ステークホルダとフードロス削減のための戦略的な協定の策定　②EU の政策の推奨及びフードロスの政策フレームワークの国内導入の支援　③フードロスの価格設定を改善する IT プラットフォームなど技術的なイノベーションの開発を実現しようとしており、英国からは製薬会社、コンサルティング会社、研究機関、NGO、大学が参加している[41]。

- **【製造業の共通論点②】輸入時の関税による調達コストアップの影響**

  英国全体として食品原料を EU からの輸入に依存している一方、食品原料の関税率は高いため、WTO 型が採択された場合、在英食品メーカーは関税発生に伴う調達コストアップの影響を受ける可能性がある。ただし、現時点で輸入に依存している食品原料を短期的に英国内で自給することは一般論として困難であることから、国内産業への影響を鑑みて、英国が EU から輸入する食品原料に対して関税を設定する範囲は限定的と想定される。

  ✓ 英国は乳製品の 96%、肉類の 83%、青果類の 76%を EU からの輸入に依存しており[42]、品目ごとの MFN 平均関税率は乳製品の 39.9%、肉類 32.3%、野菜 15.1%[43]と他品目と比較して非常に高い。

- **【製造業の共通論点③】原産地証明など手続きの煩雑化による影響**

  非特恵の WTO 協定関税を適用する場合、原産地証明は不要なため、影響は限定的と想定される。

- **【製造業の共通論点④】移民労働者の流入が制限されることによる影響**

  英国食品製造業は移民労働者率が 40%以上（業界別移民比率第 1 位）[44]と高い一方、英国飲食品連合の推計では､労働者の高齢化に伴い今後 10 年で 13 万人の雇用が必要と想定されている[45]ことから、移民労働者の流入が制限された場合、長期的には労働力不足や英国市民の活用による労働コストアップの影響を受ける恐れがある。

---

[41] REFRESH HP

[42] UN Comtrade データを基にデロイトが試算。（HS コードは肉類：第 02 類、乳製品：第 04 類、青果類：第 07 類として計算）

[43] CIVITAS“Potential post-Brexit tariff costs for EU-UK trade”（2016 年 10 月）

[44] MIGRATION OBSERVATORY“Migrants in the UK Labour Market: An Overview”（2016 年 12 月）

[45] Liberal Democrats“PAPER: Food, Drink and Brexit”（2016 年 10 月 17 日）

- 【製造業の共通論点⑤】輸出時の関税による販売コストアップの影響
  英国はスコッチウイスキーをはじめとした食品を英国内で生産しており、その一部を EU に輸出している。加工食品は品目によって関税が大きく異なるため、取り扱う品目とその輸出比率によって影響は大きく異なる。なお、**日系食品メーカーの海外展開はアジアが中心であり、欧州におけるウェイトは小さいため、影響は限定的と想定される。**

  ✓ ウイスキーは英国の食料品輸出の 25%を占める非常に重要な品目であり、その後にチョコレート（3.1%）、ビール（2.9%）などが続く[46]。なお、ウイスキーやビールの MFN 税率はゼロである一方、チョコレートは 38%など品目によって MFN 税率は大きく異なる [37]。

  ✓ 日系大手食品企業 165 社の欧州現地法人は 30 拠点（全体の 6%）に留まる一方、アジア現地法人は 355 拠点（全体の 74%）にのぼる。なお、北米には 80 拠点（全体の 17%）、中南米に 12 拠点（全体の 3%）となっている[47]。

- **シナリオ分析（Bilateral 型の場合）**

【欧州進出企業への影響サマリ】

英国が EU 加盟国各国と食品及び食品原料の関税を減免する二国間協定を締結した場合、WTO 型よりも関税面の影響は軽減されるものと思われる。一方、原産地規則などの通関における手続の煩雑化が発生することにより、生鮮食品など時間管理の厳しい製品を取り扱う企業は一定の影響を受ける点には留意が必要である。

- 【製造業の共通論点①】EU 共同研究やイノベーションの枠組みから外れる影響
  スイスは、大量移民制限案が国民投票で可決されたことを受けて、「Horizon2020」の参加を保留にされた経緯があり[48]、英国も EU との協定交渉の中で移民の移動の自由を制限する主張をした場合は EU 共同研究などへの制限を受ける可能性もあると想定される。（ただし、スイスはヒトの移動の自由を拡大する協定に批准したため、現在は EU 加盟国と同様の条件で「Horizon2020」に参加している[49]。）

- 【製造業の共通論点②】輸入時の関税による調達コストアップの影響
  二国間協定において EU から輸入する食品原料に対して英国が関税を設定しなかった場合、調達コストアップによる影響は限定的と想定される。（ただし、トルコは EU との関税同盟において工業製品及び加工された農産物を対象としているため、未加工の農水産品は関税同盟の対象外としており、カナダも牛肉や豚肉、青果など一部の農産品に関税を残している点に留意が必要である。）

- 【製造業の共通論点③】原産地証明など手続きの煩雑化による影響
  トルコのように EU と関税同盟を結ばない場合、EU への輸出時に原産地規則の準拠が求められ、原産地証明に向けた事務コストが想定される。一方、生鮮食品など時間管理の厳しい製品を取り扱う企業は通関遅延によって一定の影響を受ける恐れがある。

  ✓ 時間管理の厳しい（Time-sensitive）製品を取り扱う企業は 1 時間の通関遅延によって 0.8%のコストアップ、そして 5%の貿易量減少が見込まれると言われている[50]。

---

[46] Department for Environment and Food & Rural Affairs“British food and farming at a glance”（2016 年 3 月 21 日）
[47] 東洋経済「海外進出企業総覧（国別編）」よりデロイト集計
[48] JETRO「研究開発の資金難や人材難への懸念高まるーEU 離脱の影響、第三国の新規投資に期待」（2016 年 8 月 10 日）
[49] European Union“Switzerland steps up research and innovation cooperation with the EU”（2016 年 12 月 22 日）
[50] HM Government“HM Treasury analysis : the long-term economic impact of EU membership and the alternatives”（2016 年 4 月）

- **【製造業の共通論点④】移民労働者の流入が制限されることによる影響**
  トルコ型、カナダ型の協定を締結した場合は移民の移動の自由を受け入れる義務を負わないため、WTO 型と同様の影響を受けるものと想定される。一方、スイス型の協定を締結した場合は移民の移動の自由を受け入れる義務を一定程度負うため、EU 加盟国である現状からの変化は限定的と考えられる。

- **【製造業の共通論点⑤】輸出時の関税による販売コストアップの影響**
  二国間協定において食品輸出における特恵関税が設定された場合、販売コストアップによる影響は WTO 型よりも軽減されると想定。（ただし、トルコは EU との関税同盟において工業製品及び加工された農産物を対象としているため、未加工の農水産品は関税同盟の対象外としており、カナダも牛肉や豚肉、青果など一部の農産品に関税を残している点に留意が必要である。）

- **シナリオ分析（EEA 型の場合）**

【欧州進出企業への影響サマリ】

EEA 型では単一市場へのアクセスが認められるため、関税面や法制面での影響を受けず、基本的には EU 加盟国である現在の英国の状況から大きな変化はないものと思われる。（ただし、EEA に参加しているノルウェーは EU から農水産品を課税対象とされている点に留意）一方、原産地証明など手続きが煩雑化する点は Bilateral 型と同様であることに留意が必要である。

- **【製造業の共通論点①】EU 共同研究やイノベーションの枠組みから外れる影響**
  ノルウェーのように EEA に所属する国は関連国として「Horizon2020」に参加することが認められている[51]ため、英国が EEA 型を選択した場合の影響は限定的と想定される。

- **【製造業の共通論点②】輸入時の関税による調達コストアップの影響**
  EEA 型では単一市場へのアクセスが認められるため、EU 加盟国である現状から大きく変化はないものと想定される。（ただし、EEA に参加しているノルウェーは EU との同盟において農水産品を対象外としている点に留意）

- **【製造業の共通論点③】原産地証明など手続の煩雑化による影響**
  EEA 型では原産地証明の準拠が必要となるため、Bilateral 型と同様の影響を受けるものと想定される。

- **【製造業の共通論点④】移民労働者の流入が制限されることによる影響**
  EEA 型では移民の移動の自由を受け入れる義務を負うため、EU 加盟国である現状から大きく変化はないものと想定される。

- **【製造業の共通論点⑤】輸出時の関税による販売コストアップの影響**
  EEA 型では単一市場へのアクセスが認められるため、EU 加盟国である現状から大きく変化はないものと想定される。（ただし、EEA に参加しているノルウェーは EU との同盟において農水産品を対象外としている点に留意）

[51] European Commission“Iceland and Norway sign up to join Horizon 2020”（2014 年 5 月 16 日）

３．製薬業への影響

- **製薬業特有の懸念点**

  - **【設計・開発への影響】**

    - **EMA（欧州医薬品庁）の移転による影響**

      「EMA（欧州医薬品庁）」はロンドンから欧州大陸側へ移転する公算が大きく、**英国に研究開発拠点を構える企業は EMA に追随する形で拠点を移動する可能性がある。**本影響の詳細はシナリオ分析パート（**【製薬業の論点①】EMA（欧州医薬品庁）の移転による影響を参照**）にて解説する。

      ✓ 現在の欧州における医薬品の許認可の仕組みは EMA が一括して新薬の審査を行う「中央承認審査方式」と EU 加盟国に個別申請する「相互認証審査方式」に分かれる。中央承認審査方式では EMA が審査を行い、承認が取得出来れば EU 各国で販売が可能となる。審査対象はバイオテクノロジー応用医薬品や革新的医薬品など最先端の医薬品が多く、実質的な新薬の承認は EMA が中心となっている。一方、相互認証審査方式は加盟国で得られた承認を他の加盟国が承認する形式であり、審査対象はバイオや革新的医薬品以外の医薬品となっている。

      ✓ EU 機関である EMA は英国の EU 離脱に伴いロンドンから欧州大陸側へ移転される可能性が高く、英国に拠点を置く製薬企業は EMA の移転に追随すると言われている。EMA は約 900 名の雇用、年間 3 億ユーロの予算、年 500 回以上の国際会議による 6 万 5 千人の誘客能力を有し、製薬企業の進出も展望できる経済的価値の高い機関である。故に、例えば主要な EU 機関を有さないスペインは EMA を招致するためのワーキンググループを立ち上げており、他にもイタリア、スウェーデン、デンマークなどが興味を示している[52]。

    - **EU 薬事規制から逸脱する影響**

      EMA の移転に加えて英国が EU 薬事規制からも逸脱した場合、英国は新薬承認において独自のルールを設定するため、製薬企業が EMA で承認された新薬を英国で販売するためには別途英国独自の承認を得る必要があり、製薬企業の負荷が増大する可能性がある。一方、EU 離脱後に英国が EU 薬事規制と同様の法規制を整備する、あるいは英国の医薬品・医薬製品規制庁である MHRA が EMA と相互認証を結ぶことで影響を軽減することも可能であると言われている。ただし、影響度は新協定のシナリオによって異なるため、詳細はシナリオ分析パート（**【製薬業の論点②】EU 薬事規制から逸脱する影響を参照**）にて解説する。

    - **製薬に関する EU 共同研究の枠組みから外れる影響**

      英国製薬企業（在英日系企業を含む）は「Horizon2020」をはじめとした EU 共同研究やイノベーションの枠組みに参加しているが、**新協定の内容次第では、今後の資金調達や共同研究機会が減少するほか、EU の優秀な研究者の確保が困難になることで、競合と比して相対的に競争力が低下する可能性がある。**ただし、影響は業界及び新協定のシナリオによって異なるため、詳細はシナリオ分析パート（**【製薬業の共通論点③】製薬に関する EU 共同研究の枠組みから外れる影響を参照**）にて解説する。

      ✓ 英国政府は「Horizon 2020」に既に採択されているプロジェクト及び英国の EU 離脱前に申請されるプロジェクトに参画する英国の研究者については、その研究費を保証するとしている。また、EU 離脱後まで継続するプロジェクトであっても、英国財務省が必要な費用を負担するため、英国の産業界と大学は、英国が EU の加盟国である間、引き続き EU の競争的資金を受けるとともに申請も継続可能になると発表している[53]。

    - **EU の有能な人材が確保できない影響**

      英国が移民の流入を制限した場合には、EU の有能な人材の確保が困難になると想定される。本影響の詳細はシナリオ分析パート（**【製薬業の論点④】EU の有能な人材が確保できない影響**）にて解説する。

---

[52] Financial Times“Madrid begins Brexit land-grab for London-based EU agencies”（2016 年 7 月 2 日）
Science“At least seven countries are jockeying to host EU's medicine watchdog after United Kingdom leaves”（2017 年 1 月 20 日）

[53] HM UK Treasury“Chancellor Philip Hammond guarantees EU funding beyond date UK leaves the EU”（2016 年 8 月 13 日）

- **医薬品の知的財産に関わる規制から外れる影響**
  SPC (Supplementary Protection Certificate）という医薬品等の特許延長を可能にする EU 規制から外れることによって、研究開発費の回収機会の損失が懸念されるが、英国は離脱後も現在の SPC に等しい権利が得られるように新規定を導入する公算が大きく、影響は限定的と想定される[54]。

➢ **【調達・生産・物流への影響】**

- とくになし

➢ **【販売への影響】**

- **薬価に関する EU 規制から逸脱する影響**
  薬価は各国の規制当局によって自由に設定されており、英国の EU 離脱による影響は限定的と想定される[55]。

- **輸出時の関税による販売コストアップの影響**
  大半の医薬品は関税が免除されているため、影響は限定的と想定される。

● **シナリオ分析（WTO 型の場合）**

【欧州進出企業への影響サマリ】

「EMA（欧州医薬品庁）」の移転に伴い、日系製薬メーカーや欧米製薬メーカーの英国欧州事業拠点や研究開発拠点が移転する可能性があり、人材確保や新たな大学研究機関との連携が必要になるものと見込まれる。一方、承認プロセスの複雑性が増すことで英国市場の魅力が減少してしまう点などを鑑みると、EU 薬事規制から外れる可能性は低いと考えられ、英国が EU 薬事規制と同様の法規制を整備する、あるいは英国の医薬品・医薬製品規制庁である MHRA が EMA と相互認証を結ぶことで、企業への影響は限定的となる可能性が高いと思われる。また、今後 EU 共同研究やイノベーションの枠組みから外れることで資金調達や共同研究機会が減少することで、競合と比して相対的に競争力が低下する可能性がある。

- **【製薬業の論点①】EMA（欧州医薬品庁）の移転による影響**
  EU 機関である EMA は、新協定のシナリオに関わらず欧州大陸側に移転する公算が大きい。英国に欧州統括拠点や研究開発拠点を構えている日系企業は、英国の拠点としての魅力減少の影響を受け、EMA に追随して拠点を移動する公算が大きい。拠点移転時においては、現在勤務している英国人従業員の一部はビザ申請や転居コストを鑑みて英国に留まることが想定され、結果として移転先の欧州大陸側で労働力不足に陥る恐れがある。また、ケンブリッジ大学などの大学研究機関とも欧州大陸側で新たに連携する必要も考えられる。
  加えて、EMA が欧州大陸側に移転した際に、当局に新薬承認の経験が乏しい人材が雇用される可能性が高く、企業は臨床試験において当局から適切な指示を受けられず新薬承認が従来よりも長引く恐れがある。

[54] Norton Rose Fulbright“Impact of Brexit on life sciences and healthcare”（2016 年 7 月）
[55] European Commission“Pricing and reimbursement of medicinal products”

- **【製薬業の論点②】EU 薬事規制から逸脱する影響**

英国が EU 薬事規制からも逸脱し、新薬承認において独自のルールを設定した場合、製薬企業が英国で新薬を販売するためには欧州医薬品庁の承認とは異なる英国独自の承認プロセスを通す必要があり、製薬企業の負荷増大が懸念される。ただし、承認プロセスの複雑性が増すことで英国市場の魅力が減少してしまう点や、英国の医薬品・医療製品規制庁である MHRA が EMA の業務の 3 分の 1 を処理している[56]ことで新薬承認プロセスの一部が国内組織で定着している点を鑑みると EU の薬事規制から積極的に外れる可能性は低い。**EU 薬事規制と同様の法規制を英国内に整備するか、MHRA が EMA と相互認証を結ぶ[57]ことで企業への負荷を軽減する可能性が高く、**影響は限定的と想定される。

  - ✓ バイオ産業協会（BioIndustry Association）は「英国が製薬分野で有力であり続けるためには、ライフサイエンスに関する EU の規制の多くを忠実に模倣するか、外部から受け入れなくてはならず、いずれにせよ英国は影響力を行使できないシステムに従わざるをえないだろう」とコメントしている[58]。

  - ✓ （参考）現在 EU では臨床試験に関する規制である「EU 臨床試験指令」が存在するが、2018 年 10 月までに施行される予定の「EU 臨床試験規則」として改正される。本改正によって、これまで多国間臨床試験において申請者は各加盟国の規制当局へ個別申請していたが、今後は EMA が管理する EU ポータルを窓口として、一括電子申請することになり、申請者の承認負荷を軽減することが可能となる。英国の EU 離脱に伴って当規制の枠組みからも逸脱した場合は承認負荷が増大することが想定されるものの、上述の通り非効率を最小化するためにも当薬事規制と同レベルの法規制を整備し、同等性を保つことで EU との相互承認を構築すれば、企業への影響は限定的と考えられる[59]。

- **【製薬業の論点③】製薬に関する EU 共同研究の枠組みから外れる影響**

製薬業は新薬創出において「Horizon2020」をはじめとした EU 共同研究の枠組みに参加している。WTO 型を採択した場合、英国が「Horizon2020」における提携国として認められなければ、結果として資金調達機会や共同研究機会が減少するほか、研究開発拠点としての英国の魅力度が低下することによって在 EU 研究者の確保が困難になる恐れがある。

  - ✓ IMI2（革新的製薬イニシアティブ）は IMI（Innovative Medicines Initiative）によって主導されている新薬創出プログラムであり、7,000 人超の研究者を抱えている EFPIA（欧州製薬団体連合会）[60]と「Horizon2020」が半々で研究開発資金を拠出し、2014 年～2024 年にかけて約 33 億ユーロの予算を確保している。

- **【製薬業の論点④】EU の有能な人材が確保できない影響**

WTO 型を採択した場合、移民の流入が制限されることで EU の有能な人材の確保も困難になると想定される。

  - ✓ 英国の製薬業従事者は 7 万 3 千人であり、そのうち 7%が英国以外の EU 市民であることから、移民の流入が制限された際には一定の影響を受ける恐れがある[61]。

---

[56] 英国議会科学技術委員会の議事録（2016 年 6 月 8 日）のうち“The EU regulatory process: the UK's influence on it and scope for improvement”パートを参照

[57] Regulatory Affairs Professionals Society“Brexit Conundrum: How Does MHRA Work With EMA Moving Forward”（2016 年 6 月 24 日）

[58] Scrip“Brexit Would Hit UK Life Sciences Hard, Says Parliamentary Committee”（2016 年 6 月 13 日）

[59] Norton Rose Fulbright“Impact of Brexit on life sciences and healthcare”（2016 年 7 月）

[60] 欧州製薬団体連合会資料「欧州における官民パートナーシップ IMI について」（2016 年 1 月 19 日）

[61] PwC“Brexit and the Pharma & Life Sciences industry - there will be change”（2016 年 7 月 7 日）

- **シナリオ分析（Bilateral 型の場合）**

【欧州進出企業への影響サマリ】

EU と新たに締結する二国間協定の内容に関わらず、英国の EU 離脱に伴い EMA は移転する可能性が高く、その場合は WTO 型と同様の状況が見込まれる。ただし、新協定の内容次第では英国で準備した臨床試験データを EMA に送信することで新薬承認を得ることも考えられる。また、WTO 型と同様に、EU 薬事規制からは外れない可能性が高く、影響は限定的になると想定される。一方、IMI の枠組みには条件つきで留まる事が可能と想定され、今後の交渉を注視する必要がある。

- **【製薬業の論点①】EMA（欧州医薬品庁）の移転による影響**

  EU と二国間協定を結んでいるスイス、トルコに EU 機関は存在していない上に、各国の EMA 誘致キャンペーンと英国に対する EU の制裁を鑑みると、仮に二国間協定が締結されたとしても EMA は移転する可能性が高く、その場合は WTO 型と同様の影響を受けるものと想定される。

  一方、EMA が移転した場合であっても新協定の内容次第では英国で準備した臨床試験データを EMA に送信することで新薬承認を得ることも考えられる。

- **【製薬業の論点②】EU 薬事規制から逸脱する影響**

  WTO 型と同様、英国は EU 薬事規制と同様の法規制を整備するか、MHRA が EMA と相互認証を結ぶ可能性が高く、企業への影響は限定的と想定される。なお、スイスでは新薬販売において、Swissmedic という国内機関の承認が別途必要になっているものの、Swissmedic の認可要件は、大部分が EU の認可要件と一致しているため、スイスと EU での認可願書の同時提出は簡素化されている[62]。

- **【製薬業の論点③】製薬に関する EU 共同研究の枠組みから外れる影響**

  スイスは、大量移民制限案が国民投票で可決されたことを受けて、「Horizon2020」の参加を保留にされた経緯があり[63]、英国も EU との協定交渉の中で移民の移動の自由を制限する主張をした場合は IMI2 をはじめとした EU 共同研究などへの制限を受ける可能性もあると想定される。（ただし、スイスはヒトの移動の自由を拡大する協定に批准したため、現在は EU 加盟国と同様の条件で「Horizon2020」に参加している[64]）

- **【製薬業の論点④】EU の有能な人材が確保できない影響**

  トルコ型、カナダ型の協定を締結した場合は移民の移動の自由を受け入れる義務を負わないため、WTO 型と同様の影響を受けるものと想定される。一方、スイス型の協定を締結した場合は移民の移動の自由を受け入れる義務を一定程度負うため、EU 加盟国である現状からの変化は限定的と想定される。

[62] Switzerland Global Enterprise「事業展開ハンドブック」
[63] JETRO「研究開発の資金難や人材難への懸念高まるーEU 離脱の影響、第三国の新規投資に期待」（2016 年 8 月 10 日）
[64] European Union“Switzerland steps up research and innovation cooperation with the EU”（2016 年 12 月 22 日）

- **シナリオ分析（EEA 型の場合）**

【欧州進出企業への影響サマリ】

EMA の移転確率は他シナリオと比較して下がるものの、EEA に加盟しているノルウェーやアイスランド等に主要な EU 機関が存在していない点や、他加盟国の EU 離脱を防ぐ上での英国への制裁という点を鑑みると、仮に EEA に加盟したとしても EMA は移転する可能性が高く、その場合は WTO 型と同様の影響を受けるものと想定される。一方、EEA 型では EU 薬事規制の準拠も必要となる為、基本的には EU 薬事規制から外れることはないものと想定される。

- **【製薬業の論点①】EMA（欧州医薬品庁）の移転による影響**
  EEA 型では、EMA の移転確率は他シナリオと比較して下がるものの、EEA に所属しているノルウェーやアイスランド等に EU 機関が存在していない点や、他加盟国の EU 離脱を防ぐ上での英国への制裁という点を鑑みると、仮に EEA に所属したとしても EMA は移転する可能性が高く、その場合は WTO 型と同様の影響を受けるものと想定される。

- **【製薬業の論点②】EU 薬事規制から逸脱する影響**
  ノルウェーやアイスランドなど EEA 参加国は EU 薬事法の枠組みの範疇にあるため、EMA で承認された医薬品は EEA 参加国で販売が可能となっており[65]、EU 加盟国である現状から大きく変化はないものと想定される。

- **【製薬業の論点③】製薬に関する EU 共同研究の枠組みから外れる影響**
  ノルウェーのように EEA に所属する国は関連国として「Horizon2020」に参加することが認められているため、英国が EEA 型を選択した場合の影響は限定的と想定される。

- **【製薬業の論点④】EU の有能な人材が確保できない影響**
  EEA 型では移民の移動の自由を受け入れる義務を負うため、EU 加盟国である現状から大きく変化はないものと想定される。

[65] European Medicines Agency HP

４．金融・保険業への影響

- **金融機関特有の懸念点**

  - **【サービス面の影響】**

    - **EU 単一パスポートが失効する影響**

      欧州では、「EU 単一パスポート制度」によって、いずれかの EU 加盟国においてパスポートを取得した金融機関に対して、EU 域内の国境を越えたサービスの提供や自由な支店の設立を可能にしている。また、単一パスポートは提供する金融サービスの内容により種類が異なっており、預金や貸し出しサービスを提供する銀行に適用される「資本要求指令（CRDⅣ）」や投資サービスを提供する金融機関に適用される「金融商品市場指令（MiFID）」などがある。英国で「EU 単一パスポート」を取得している金融機関は、英国の EU 離脱に伴って単一パスポートが失効する可能性がある。ただし、影響度は新協定のシナリオによって異なるため、詳細はシナリオ分析パート（**【金融業の論点①】EU 単一パスポートが失効する影響を参照**）にて解説する。

    - **金融都市シティの規制方針転換の影響**

      単一パスポートが適用されなくなることに伴い、英国は業界から見たシティの魅力度を維持するため、EU とは異なるポリシーをとる可能性もある。英国の金融規制に対する過去の姿勢を鑑みると、「①公共インフラ的要素の強い機関（銀行）へのリスク管理はより厳格に、②リスクを取りにいく機関（ファンド）はより自由に、③インセンティブには甘く」、という自国の金融産業の競争優位性を最大限に生かせる方向をとる可能性もあると想定される。

      - ✓ ①「資本要求指令（CRDⅣ）」や「銀行再生・破綻処理指令（BRRD）」等の一部については、財務的に耐えられない金融機関を有する国を含む EU の枠組みに沿うため、英国国内規制から後退した形となっており、これらは厳格化すると想定される。
        ②「金融商品市場指令（MiFID）」の取引前透明性及びコモディティー・エネルギーポジション限度額は緩和の可能性がある。また、英国はヘッジファンド及びプライベート・エクイティを対象とした「オルタナティブ投資ファンドマネジャー指令（AIFMD）」にも反対の立場をとっている。
        ③英国は賞与報酬規制（ボーナスキャップ）の導入には反対の立場をとっており、導入しない可能性が高い。また、「FTT（国家財政への貢献や投機的取引の抑制を目的とした金融取引税）」の導入にも反対している。

    - **EU の有能な人材が確保できない影響**

      英国が移民の流入を制限した場合には、EU の有能な人材の確保が困難になることも想定される。本影響の詳細はシナリオ分析パート（**【金融業の論点②】EU の有能な人材が確保できない影響**）にて解説する。

    - **英国 EU 間のデータ移転の自由が制限される影響**

      英国の EU 離脱によって英国 EU 間データ移転の自由が制限される可能性は低く、影響は限定的と想定される。

      - ✓ 詳細については、前述の「２．（１）製造業共通の影響」を参照。

➢ 【インフラ面への影響】

- **LCH（ロンドンクリアリングハウス）の移転による影響**

デリバティブ等の清算機関である「LCH（ロンドンクリアリングハウス）」が英国に設立されているが、一般論として、LCH はロンドンからユーロ圏内へ移転する可能性が高いと言われている。ただし、仮に LCH がユーロ圏内に移転した場合であっても、移動には一定の時間が必要な上に、短期的には部署単位の移動に留まる可能性が高く、影響は限定的と想定される。

✓ 英国の EU 離脱以前から大陸側は LCH の移転を狙っており、「ECB（欧州中央銀行）」と英財務省間で裁判となっていた。結果的には ECB の敗訴で終結したものの、定款の変更がなされれば前裁判の判例からユーロ圏内に移動していくと見込まれている。ただし、定款の変更には一定の時間が必要な上に、企業の移転としては、短期的には決済部門など部署単位の移動に留まる可能性が高い。

✓ LCH の直接雇用は約 1,000 人だが、関連する金融機関のミドル・バックオフィスや、ロンドンで働く多くの法律専門家の収入を支えている。また、LCH の精算額は 1 日あたり約 92 兆円であり、そのうちユーロの通貨シェアは約20%とドルの約50%に次いでいる。ユーロ決済の移転に伴い、他通貨の決済も EU 側に移転する可能性がある。

● **シナリオ分析（WTO 型の場合）**

【欧州進出企業への影響サマリ】

英国で単一パスポートを取得しており、英国から EU へサービスを提供している金融機関は、EU 単一パスポートの失効によってクロスボーダーサービスの停止や EU 域内支店の営業停止などの影響を受ける恐れがある。現在と同様のサービスを継続するために英国以外の EU 加盟国でパスポートを再取得するか、サービス提供先の EU 加盟国に新たに拠点を設立する必要があり、パスポートの不適用・失効に伴う金融都市シティの魅力が低下する場合、英国の欧州統括拠点は欧州大陸側に移転する公算が大きい。ただし、パスポート失効の影響度は業界によって異なり、銀行は影響を強く受けることが見込まれる一方、証券や保険への影響度は限定的と見込まれる。また、パスポート権の再取得や同等性評価の承認には一定の時間がかかることが見込まれており、クロスボーダーでのサービス提供権が喪失する空白期間が出来ないよう、企業は政治動向を継続的に注視しつつ、最悪の事態に備える必要がある。

- **【金融業の論点①】EU 単一パスポートが失効する影響**

英国で取得した単一パスポートが失効した場合、今後も現在と同様のサービスを継続するために**英国以外の EU 加盟国でパスポートを再取得するか、サービス提供先の EU 加盟国に新たに拠点を設立する必要があり、さらにパスポートの不適用・失効に伴う金融都市シティの魅力が低下する場合、英国の欧州統括拠点は大陸側に移動する公算が大きい。**

ただし、EU 単一パスポートが失効した際の影響は業界によって異なる。**銀行業界では、「資本要求指令（CRDⅣ）」による預金受入、融資、決済サービス等が、英国からクロスボーダーで提供できなくなり、影響を強く受けると想定される。**一方、証券業界では、「金融商品市場指令（MiFID）」が 2018 年より施行される「MiFIDⅡ」及び「金融商品市場規則（MiFIR）」によって EU 加盟国に子会社を設立せずとも第三国から EU 顧客への投資サービスの提供が可能となる予定であり、影響は限定的と考えられる。資産運用業界では、「オルタナティブ投資ファンドマネジャー指令（AIFMD）」や「譲渡可能証券の集団投資事業（UCITSⅤ）」による EU 内の分散されたファンドの単一拠点からの管理が出来なくなり一定の影響を受けると想定される。保険業界では、EU へアクセスする際に、子会社を利用しているケースが多いため、他業界と比して影響は限定的と想定される[66]。最後に、Fintech 業界はインターネットを活用したクロスボーダーサービスを提供する業態が多いものの、比較的小規模で移動も容易な事業者が多く、影響は限定的と思われる。

また、英国以外の EU 加盟国でパスポートを再申請する場合、取得には約 2 年かかると見込まれており[67]、英国の離脱交渉期間の 2 年と重なることから早急な対応が求められる。

一方、パスポート権が失効した場合でも「ソルベンシーⅡ」に定める再保険領域などには、EU と

[66] Open Europe "Understanding regulatory equivalence – an effective fall-back option for UK financial services after Brexit?"
[67] 日本経済新聞「英金融、欧州へ移転加速も 域内「単一パスポート」要望断念」（2017 年 1 月 14 日）

英国の間で規制の同等性評価の枠組みが存在し、同等性が認められた場合には、パスポート権に近い権利を獲得することも可能となると考えられる。ただし、仮に同等性が認められるとしても、同等性は英国の正式な EU 離脱後に申請可能であり、承認には一定の期間[68]を要するため、離脱から承認の間にクロスボーダーでのサービス提供権が失効する空白期間が発生することには留意が必要である。

逆に、EU との間で同等性評価の枠組みが存在しない規制もある。前述の CRDⅣや AIFMD、UCITSⅤ、ソルベンシーⅡのダイレクト保険領域には同等性評価が存在せず、単一パスポート失効後に再取得するか、拠点を設立しない限り金融機関のサービス提供に制限がかかると想定される。

- ✓ 英国から EU 全体にクロスボーダーサービスを提供する「中央集権型」の金融機関の場合、EU 域内の拠点新設コストがかかる他、コーポレート機能や IT メンテナンス、インフラなど本社との重複コストが発生する。これによって欧州内の営業コストが 22%増加すると試算されている。一方、EU 全体に拠点を広げ、各国の拠点からサービスを提供する「多角型」の金融機関の場合、EU 域内に拠点を新設する必要がないものの、人員の追加やインフラコストの増加によって営業費用が 8%増加すると試算されている[69]。上記試算の前提のように、IT インフラをゼロから整備するケースなどは稀であるものの、企業のサービス提供の在り方次第で影響は大きく異なると想定される。

- ✓ 金融機関によって単一パスポートの申請国は異なっており、英国で単一パスポートを取得している企業は影響を受ける一方、英国以外で単一パスポートを取得している企業への影響は限定的と想定される。

- **【金融業の論点②】EU の有能な人材が確保できない影響**

WTO 型を採択した場合、移民の流入が制限されることで EU の有能な人材の確保も困難になると想定される。

- ✓ 英国の金融業従事者の 6.8%にあたる 36 万人が英国以外の EU 市民であることから、移民の流入が制限された際には一定の影響を受ける恐れがある[70]。

[68] ESMA（欧州証券市場監督機構）の同等性承認は最大 180 日間を要すると言われている。
[69] The Boston Consulting Group“Global Capital Markets2016: The Value Migration(Part2) – Assessing the Impact of Brexit”（2016）
[70] Financial Times“Most EU migrants in UK would fail visa rules in event of Brexit”（2016 年 6 月 16 日）

- **シナリオ分析（Bilateral 型の場合）**

【欧州進出企業への影響サマリ】

二国間協定の内容に関わらず英国の EU 離脱に伴いパスポート権は失効する公算が大きく、WTO 型と同様の状況が見込まれる。ただし、同等性評価は二国間協定の内容とは無関係であり、スイスやカナダなど特定の領域において同等性を認められている国は存在する。

- **【金融業の論点①】EU 単一パスポートが失効する影響**
  スイス、トルコ、カナダにパスポート権が認められていないことを鑑みると、二国間協定においてパスポート権が認められる可能性は低く、WTO 型と同様の影響を受けるものと想定される。一方、前述のとおりソルベンシーⅡの再保険領域のようにパスポート権が失効した場合でも EU と英国の間で規制の同等性が認められた際には、パスポート権に近い権利を獲得することも可能とされている。

  ✓ 例えばスイスは独自の保険監督において独自のソルベンシー規則である Swiss Solvency Test を有しており、EU から「再保険」、「グループ・ソルベンシー評価」、「グループ監督」の 3 つの監督分野において、「完全同等性」が認められているため、スイスの保険会社は EU の保険会社と同等に取り扱われる形になっている。また、カナダでも EU から定められた期間の中で同等性を認める「暫定同等性」が承認されている。ただし、スイス及びカナダの二国間協定では EU 域内で営業するために子会社を設立することが条件づけられている点に留意が必要である。

- **【金融業の論点②】EU の有能な人材が確保できない影響**
  トルコ型、カナダ型の協定を締結した場合は移民の移動の自由を受け入れる義務を負わないため、WTO 型と同様の影響を受けるものと想定される。一方、スイス型の協定を締結した場合は移民の移動の自由を受け入れる義務を一定程度負うため、EU 加盟国である現状からの変化は限定的と想定される。

- **シナリオ分析（EEA 型の場合）**

【欧州進出企業への影響サマリ】

EEA 内では単一パスポート制度が認められているため、EU 加盟国である現在の英国の状況から大きな変化はないと想定される。

- **【金融業の論点①】EU 単一パスポートが失効する影響**
  ノルウェーのように EEA に所属する国にはパスポート権が認められているため、英国が EEA 型を選択した場合の影響は限定的と想定される。

- **【金融業の論点②】EU の有能な人材が確保できない影響**
  EEA 型では移民の移動の自由を受け入れる義務を負うため、EU 加盟国である現状から大きく変化はないものと想定される。

VI. Brexit によって影響が懸念される主要法令の解説

本章においては、前章の英・EU 間、日英間で想定される海外展開企業のグローバル戦略への示唆、リスク・コストの分析・評価に関連する、Brexit により影響が懸念される主要法令の特定、その内容の解説を行う。

１． 総論

本章では、前章にて説明した新協定のシナリオに基づく製造業（自動車産業・鉄道産業・食品産業）、製薬業、金融・保険業への影響示唆に関連する主要な EU 法令（規則・指令）及び英国法について説明すると共に、今後の Brexit に伴う新たな法令の制定・改正の可能性や、EU・英国間での規制・制度の調和の可能性について触れる。
（注：各分野における関連法令の詳細については、Appendix②「（参考）Brexit によって影響が懸念される業界毎の主要法令の詳細説明」を参照）

自動車産業：
今後の離脱交渉の結果、英国が EU の環境規制の枠組みから外れる場合、異なる CO2 削減ターゲットや排出枠組みを定める場合、それに伴い自動車の設計・排出基準等のルールに影響を及ぼす可能性がある。また、Brexit に伴い、CE マーク等の EU 統一の認証基盤や自動車の型式証明の枠組みから外れる場合、中間財（搭載部品・機器）や最終財（自動車）の認証・承認に際し、別途企業へ手続きやコスト等が発生することが懸念されている。

一方で、自動車の製造に係る化学物質や廃棄物の輸出入・域内流通に際しては、国際条約に準拠した内容が EU・英国で定められており、また製造工程における労働安全衛生の要件等については、EU 法令に準拠した英国国内法・ガイドライン等が既に定められていることから、Brexit 後もこれら内容を踏襲することが予測され、企業への影響は限定的と考えられる。

鉄道産業：
今後の離脱交渉の結果、英国が EU 統一の基準認証の枠組みから外れる場合、現在 EU 全域での鉄道システムの相互互換性を目的とし定められる EU 共通の安全基準や第三者認証・適合性評価機関の要件が英国にて適用されなくなるため、英国にて異なる製品開発や認証手続きが必要となるなど、企業にとってコストが増大する可能性がある。また、Brexit により英国が第三国と見なされる場合、今後の EU 加盟国の政府調達案件へのアクセスが制限されるなどの影響が指摘されている。

食品産業：
今後の離脱交渉の結果、英国が共通農業政策（Common Agricultural Policy: CAP）や共通漁業政策（Common Fishery Policy: CFP）から外れる場合、英国内の農業・漁業者の収入や農水産物の価格に影響を与える可能性があるほか、英国から EU への拠出が途絶えることで、EU 内の CAP／CFP 制度の見直し・変更が行われる可能性も示唆されている。特に英国が CFP から外れる結果となる場合、漁業管理／割当、排他的経済水域等分野における EU との交渉次第では、英国での水産品の漁獲量の変化により、企業の生産・調達コストへの影響を増幅させる恐れがある。

第三国から英国への食品輸出に関しては、Brexit により英国にて EU 共通の第三国からの農林水産品・食品輸入許可リストの適用を受けなくなった場合、英国にて許可対象が変更される可能性がある。検疫措置に関しては、現在も国際ルールに準拠した内容が施行されており、かつ現行の EU 法令でも各加盟国に一定の裁量が与えられていることから、Brexit に伴う英国の検疫措置の大きな変更は考え難く、企業への影響は限定的となる可能性が高い。

製薬業：
英国が EU 薬事規制の枠組みから逸脱することにより、現在 EU で進められている臨床試験規則への移行及びそれに伴う EU 域内での多国籍臨床試験の申請の一本化（EU 共通の情報登録・公開システム等を含む）の恩恵を受けることができなくなり、EU と英国双方で臨床試験を行う企業では、追加の手続き業務やコストが発生する可能性がある。

金融・保険業：
英国が EU 単一市場から撤退することにより、各種指令に定める信用機関、投資サービス会社、保険会社への EU 単一パスポート制度が英国に適用されなくなり、その結果 EU の金融拠点が英国からその他 EU 域外へ移転するリスクが高まっている。また、EU 共通のデータ保護規則が英国にて適用されなくなることにより、EU・英国間でのデータ移動に制限が課せられる場合、金融サービス分野へのマイナス影響は大きくなると考えられる。

（参考）

本調査では、主に全加盟国へ直接適用・国内法制化の義務があり、EU 単一市場のガバナンスにとって重要な EU 規則・EU 指令を調査対象とする。

EU 法の特徴として、「EU 法の直接効果」（連合法が加盟国の法源となり加盟国・市民に権利・義務を直接付与）、「EU 法の優越性」（EU 法がいかなる国内法に対しても優越、EU 法に適合しない立法は禁止）がある[71]。

EU では、一次法である EU 条約と、二次法である共同体立法が存在している。共同体立法は主に「規則」「指令」「決定」「勧告」「意見」の 5 つの種類に分類される。
中でも、規則（Regulation）及び指令（Directive）は、全ての加盟国へ直接適用・国内法制化の義務が課せられており、EU 単一市場のガバナンス（"Single Market Governance"）にとって要となる法令群である。

したがって本事業の法令調査では、EU 規則及び指令を対象とし、EU 法令を反映した英国国内規則、英国独自法である英国制定法との関連性を調査し、Brexit による法令への影響を導出することとする。
なお、英国が単独で締結している国際条約・協定は、基本的に英国の EU 離脱後も存続することが予測されるため、英国を含む EU 加盟各国が締結する国際条約・協定は基本的には調査の対象外とする。
（ただし、後述の「5. その他業界横断的分野において Brexit による影響が懸念される主要法令」にて概要を記載。）
英国規格協会（BSI）が定める BS 規格、欧州加盟国にて制定される EN 規格等、規格の種類の特定・詳細把握についても、基本的には調査の対象外とする。
（ただし、後述の「6.（参考）欧州・英国規格と Brexit による影響」にて概要を記載。）

図 13　EU 法体系の全体像と調査対象法令（規則・指令）の位置づけ

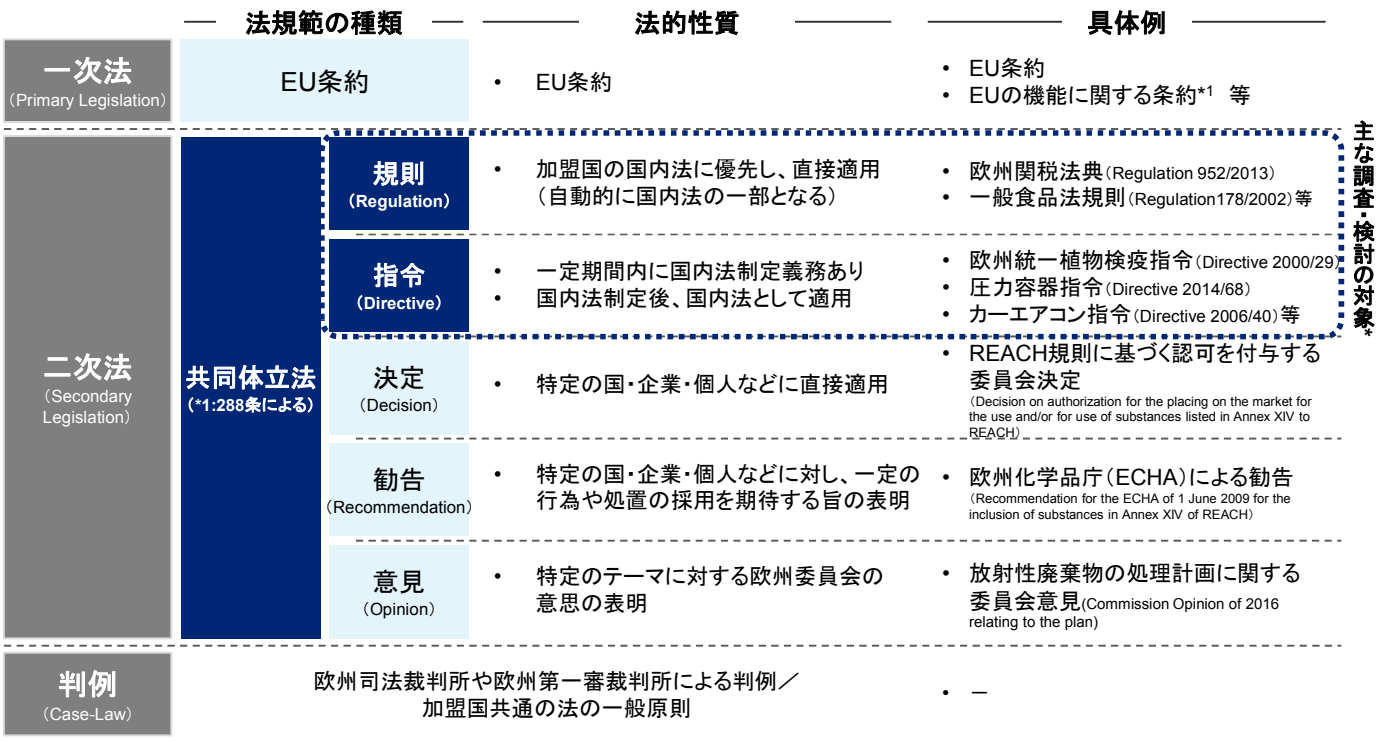

*主な対象は規則・指令とするが、日本の農林水産業・食品企業の活動との関連が深いと考えられる「決定」（例：暫定措置、特定の日本産食品の輸入を許可・制限するリスト等）も必要に応じて特定し、調査

[71] 英国では、「1972 年欧州共同体法（European Communities Act 1972）」の立法により、EC 法を英国法として受け入れ、優先させる意志を示している。同法では、後の国会により（EU からの脱退等により）明示的に覆されない限りは、EU 法に反する国会立法により EC 法が優先させるべきとしている。
英国の EU 離脱により、同法が破棄された場合、約 40 年間にわたる英国の EU 加盟から生じた諸法律の無効や改正、あるいは保持を行うために新たな立法が必要となり、法的に不安定な期間が生じ得ることが指摘されている。

直接適用である EU 規則の中でも、英国内で国内法として明文化されていない内容については、「規制の空白」が生じるため、今後新たな法令を制定しなおす必要がある。
加えて、EU 指令及び一部規則については、既に国内法を介し適用されているため、離脱後直ちに失効はしないと考えられるものの、妥当性検証及び存続／廃止の判断を行ったうえ、改正や新法令の制定が行われる可能性がある[72]。

EU 規則は、加盟国の国内法に優先し直接適用される（自動的に国内法の一部となる）こととなっており、英国においても国内規則として内容とその罰則等が制定されているものと、明確に制定されていないものに分かれる。
現在国内規則として存在しないものについては、EU 離脱により（EEA 型シナリオなど多くの EU 法が引き続き適用される場合を除き、）EU 法規制の適用が失効した場合、規制の空白が生じ、英国国内法として新たに内容を制定しなおす必要が生じる可能性がある。

一方 EU 指令については、直接適用ではなく、EU 指令の制定後に一定の期間内に国内法に反映させる仕組みとなっている。そのため、既に国内に法令が存在するため、EU 離脱後に当然に効力を失うことにはならないと考えられる。とはいえ、EU 法規制の内容を受けている英国国内法については、EU 離脱後も妥当するかどうか、どれを廃止しどれを存続させるか、存続させるためにどのような改正すべきか等について今後検証が必要となってくる。
そして、EU 法規制の内容を反映させている英国国内法のうち、今後もそのまま存続させる法令についても、EU 離脱後は、それ以後の EU 指令改正の反映を行う必要がなくなることから、英国独自の改正や EU による指令内容の改正により、EU 法令と英国国内法の内容に差が生じる可能性がある。

（参考）なお現在加盟国による EU 指令の国内法制化は、(i) 追加要求事項を含む上乗せ規制となってしまうケースや、(ii) 指令の内容がそのまま反映されるケース、(iii) 不十分な規制となるケースが存在している。

図 14　EU 指令（Directive）の国内法制化のパターン

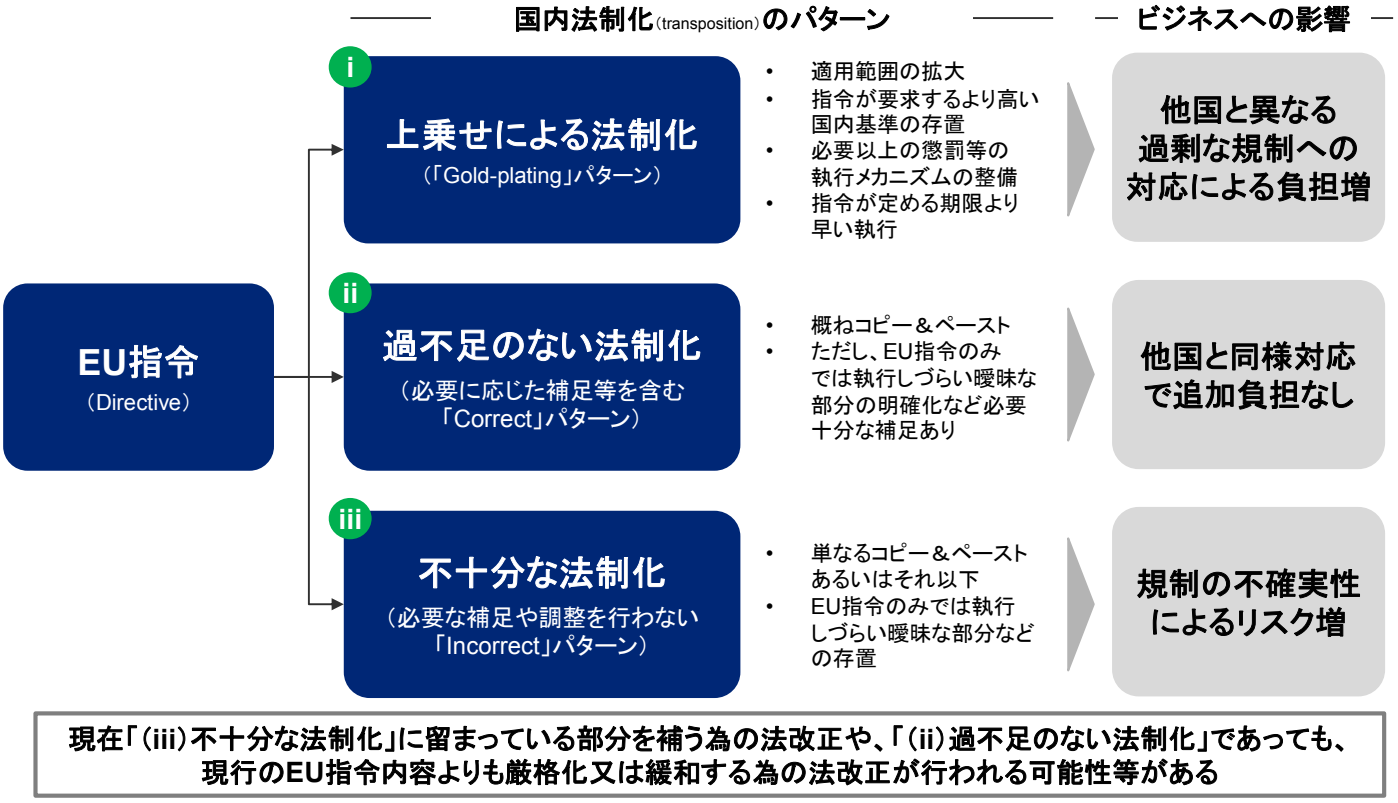

[72] 英国の「2010 年憲法改正及び統治法（Constitutional reform and Governance Act 2010）」等に基づき、離脱に関する EU との条約の批准が、「1972 年欧州共同体法（European Communities Act 1972）」に基づき、EC 法を英国法として受け入れることが定められている。
これら法律に基づき、各種 EU 法規制を英国国内法に取り込むための諸法令の廃止や改正については議会の承認が必要となっている。
英国の EU 離脱により、同法が破棄された場合、約 40 年間にわたる英国の EU 加盟から生じた諸法律の無効や改正、あるいは保持を行うために新たな立法が必要となり、法的に不安定な期間が生じ得ることが指摘されている。
なお、正式に離脱するまでの間は英国に対する EU 法の適用は続き、制度的な変更はない旨を英国側および EU 側双方が明言している。

EU では政策分野によって権限の強弱がある。基本条約により EU に権限が与えられていない分野については、既に加盟国にて規制等が存在するため EU 離脱による影響は僅少と考えられるが、EU がスプラナショナルな権限を持つ政策分野については、（国内法による規定等のない場合）EU 離脱により規制の空白が生じるリスクが高いと考えられる。

EU のみが立法・法令の制定が可能な、スプラナショナルな性質の分野については、今後英国にて新たに法令の制定や EU を含む他国との交渉・協定の締結等が必要となることから、今後の方向性の不確実性が高い。

EU のみが立法その他法令を制定することが可能な分野（「EU の排他的権限が存在する分野」）には、関税同盟や域内市場の機能に必要な競争法の制定、共通通商政策、既存の EU 立法や権限に関わる国際協定の締結、等が含まれている。

EU も加盟国と共に立法を制定することが可能な主要分野には、農漁業や環境保護、消費者保護、エネルギー等が含まれており、既存の EU 立法の廃止や離脱など等 EU の権限行使が停止された場合には、その範囲で加盟国の権限が復活することとなる

また EU として法令を制定することが可能なものの加盟国の各国法の調和・共通化が不可能な分野（「補充的権限が存在する分野）としては、文化・観光促進、教育・スポーツ等があり、実質加盟国各国が政策の舵取りをしている。加えて、外交・安全保障政策、経済・雇用政策などは、（加盟国は基本条約の定める域内で政策調整を行う必要があるものの）実施を行う権限が加盟国に存在している。

図 15　EU による各政策分野における権限と Brexit による「規制の空白」発生リスクの度合い

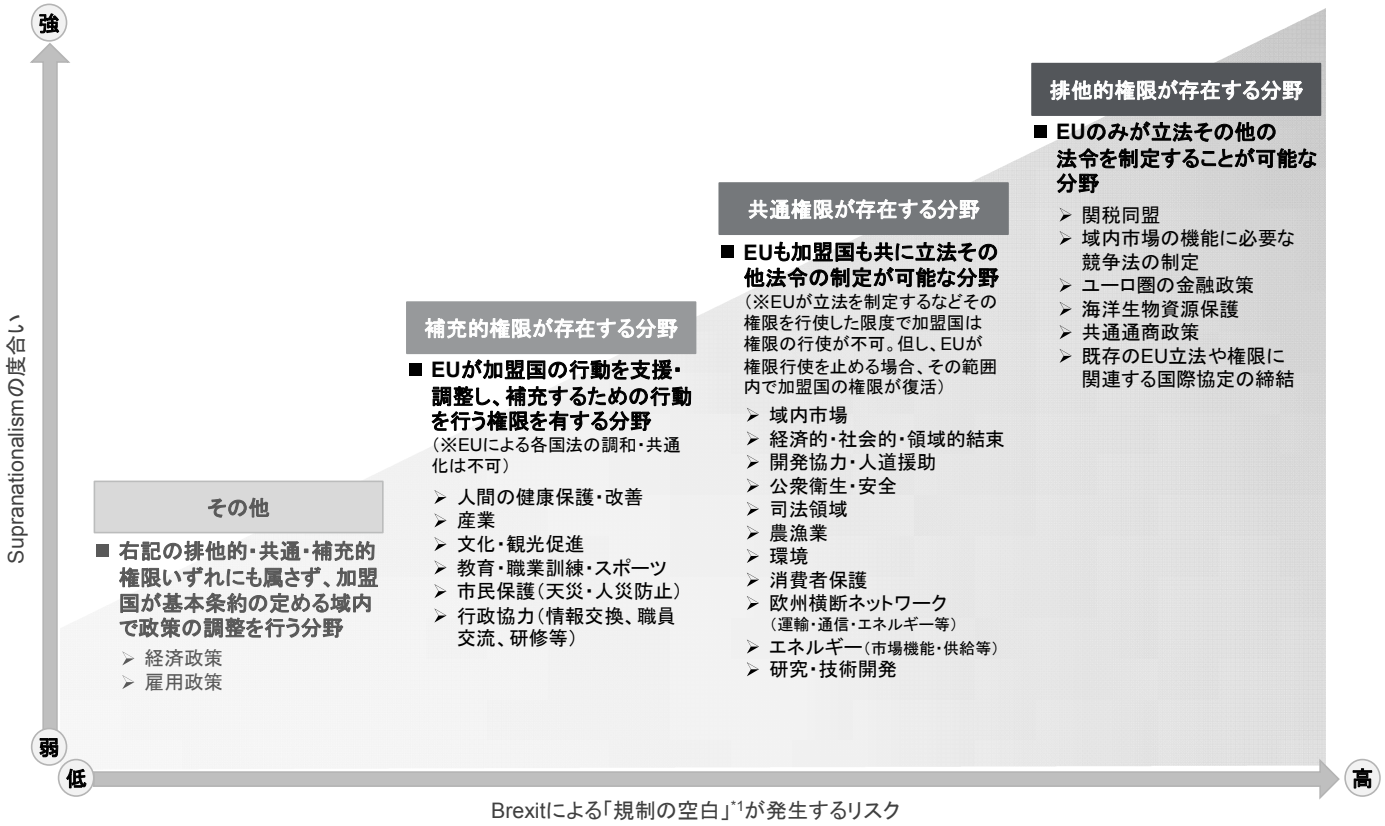

*1　EU法が適用されなくなることで、政策の空白が生じる可能性が高く、企業への影響の不確実性が高くなると予測される分野

２．製造業において Brexit による影響が懸念される主要法令

（注）下記主要法令の内容に含まれる人権及び企業倫理・ガバナンス、環境、労働、データ・情報保護に関連する分野の詳細については、後述の「5. その他業界横断的分野において Brexit による影響が懸念される主要法令」を参照。

（1）製造業共通

➢ **【設計・開発への影響】**

- **「EU 共同研究やイノベーションの枠組みから外れる影響」に関連する主要ルール**

✓ 欧州での研究・開発事業の促進及び研究の成果のイノベーション・経済成長・雇用への寄与を目的とし、7 年間の科学技術・イノベーションの方向性を定めた「Horizon 2020 - the Framework Programme for Research and Innovation (2014-2020)」に関しては、**「Horizon 2020 設置に関する規則（1291/2013）」**及び**「Horizon2020 への参画及び普及ルールに関する規則（1290/2013）」**にて、法人の参加資格や助成金の対象等が規定されている。

- **「Horizon 2020 設置に関する規則（1291/2013）」**にて、Horizon 2020 の参加対象は、1）EU 加盟国及び EU 加盟の候補・見込みのある国、2）一定の条件を満たす欧州自由貿易連合（EFTA）加盟国、3）その他 Seventh Framework Programme の提携国、とされている。[73]

- **「Horizon2020 への参画及び普及ルールに関する規則（1290/2013）」**では、資金援助の資格要件として、1）加盟国又は関連国に設置又は連邦法に基づいて作成された法人 、2）国際的な欧州の利害組織、3）Horizon 2020 ワークプログラムにて特定された第三国に設置されている法人としている。

✓ EU 離脱交渉期間中は、英国は EU 加盟国として扱われるため、Horizon 2020 に参加している英国の関係者は、EU の他加盟国及び関連国からの参加者と同様の身分・立場としての権利が全面的に認められる。

✓ EU 離脱後は、1）英国が引き続き Horizon 2020 の提携を申請し認められるケース、2）Horizon 2020 の合意に至らず第三国として扱われるケース、が存在する。

- 1）英国が提携を申請し認められる場合には、英国の研究機関・企業は現在と同じ条件下で Horizon 2020 のプロジェクトへの参加資格を有することとなるため、EU 離脱の影響は限定的となると考えられる。

- 2）一方、第三国としての扱いを受ける場合、引き続き英国側のパートナーによるプロジェクト参加は可能であるが、殆どの場合において、EU から資金を受け取ることが難しくなるため、製造分野における研究・開発の促進が妨げられる恐れがある。

- **「英国 EU 間のデータ移転の自由が制限される影響」に関連する主要ルール**

✓ EU では、EU 内での個人情報の自由な流れを推進すると同時に、個人情報の利用・処理方法に関し、プライバシーの権利を保護する目的で、**「EU データ保護指令（95/46）」**が定められている。本指令により企業は、（欧州委員会がその国の個人情報に関する保護が適切であると認定しない限り）個人情報を欧州経済領域以外の国や領域に転送してはならないとされている。

- EU では、個人情報保護を基本的権利と位置付け、情報・データ管理規制に力を入れており、個人情報の対象、情報保護の水準が日米よりも厳格に定められている。

✓ 2018 年 5 月からは、「EU データ保護指令」に代わり、**「一般データ保護規則（GDPR）（2016/679）」**及び**「改正一般データ保護指令（2016/680）」**（に基づく各国法）が適用される予定であり、本規

[73] これら条件に加え、一定の要件を満たし、Horizon 2020 の達成目的に合致する第三国及び国際機関に設置された法人は、Horizon 2020 の間接的な行動に参加する資格があることとされている。

則／指令では、個人情報の対象、第三国へのデータ移転が許容される例外規則の一層の明確化が図られている。

✓ EU 離脱によって、EEA 型以外のシナリオとなった場合、英国が「一般データ保護規則（GDPR）」上の「第三国」と見なされることで、EU・英国間のデータ移転に制限がかかり、企業のオペレーションに支障をきたす可能性がある。特に英国では、（金融など）国を跨いで大量のデータ送付・情報処理を行う事業が多いため、EU 離脱によって EU・英国間のデータ移動の制限が課せられる場合、サービス提供企業にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

- ただし、「一般データ保護規則（GDPR）」には、一定要件を満たした国に対し、例外措置が与えられるとされている。英国がこれまで EU と同等の水準でデータ管理・運用を行ってきたこと、今後も国際／EU 水準での管理・運用を表明していることを考慮すると、例外措置が適用される可能性が高い。その場合には、引き続き英国・EU 間のデータ移転が可能となるため、企業への影響は抑制されると考えられる。

➢ **【調達・生産・物流への影響】**

- **「輸入時の関税による調達コストアップの影響」に関連する主要ルール**

✓ 現在 EU 域内の関税は無税であり、域外に対しては**「関税及び統計的分類表並びに共通関税率に関する規則（2658/87）」**に基づき、原則として域外共通関税制度によって加盟国が等しく関税率を設定することになっている。 同規則の附属書 I には、最新の分類表に基づく製品コード（CN コード）と、その標準関税率が掲載されており、欧州委員会規則により年次改定されている。[74]

✓ また、現在通関・税関申告、課税基準 、EU 域内への物品搬入・搬出手続き等に関しては、EU 規則である**「欧州連合関税法典（UCC）（952/2013）」**とその詳細を定めた**「UCC：実施規則（2015/2447）」**及び**「UCC 委任規則（2015/2446）」**が定められている。

- UCC では、貨物のセキュリティ管理や法令遵守（コンプライアンス）等の体制、財務能力が一定あると承認・認定された企業に対し、税関続きが緩和される AEO 制度（EU 加盟国共通）を設けている。
- また、自由貿易協定等の協定による特恵関税を享受するため、企業は物品分類、原産地証明等の事前承認を得るための申請制度（「拘束的関税情報（BTI）」、「拘束的原産地情報（BOI）」）を利用することが可能である。

✓ EU 離脱により、英国が EU 共通関税から外れることで、企業にとっては輸出入に際しこれまで必要のなかった原産地証明の作成業務等の負担増加や、英国から EU への輸出における関税水準引き上げのリスクがあり、企業はサプライチェーンの見直し等の対策を講じる必要がある。

- 貿易円滑化のために、英国は原則として関税障壁をほぼ設けないと考えられるが、EU 加盟国は英国に対し、関税水準を引き上げることも予測される。
- EU 離脱により、「欧州関税法典」の自動適用がなくなった場合、英国に輸出を行っている日系企業は、従来通り AEO 制度や BTI／BOI 制度の恩恵を受けられなくなる可能性があるほか、英国が AEO や BTI／BOI 制度に代わる新たな制度を設ける場合、企業は新たに申請手続き等を行う必要性が出てくるなど、追加コストが発生する可能性がある。

- **「原産地証明など手続きの煩雑化による影響」に関連する主要ルール**

略（前述「『輸入関税による調達コストアップの影響』に関連する主要ルール」を参照）。

- **「移民労働者の流入が制限されることによる影響」に関連する主要ルール**

[74] 最新の附属書 I は、2016 年発行の「関税及び統計的分類表、並びに共通関税率に関する理事会規則 2568/87 の附属書 I を改正する欧州委員会実施規則（2016/1821）」

✓ EU では、各加盟国が移民の入国手続きや労働移民の受け入れ数を決定する権限を有しているが、各加盟国の移民政策補完の目的で、加盟国に合法的に移住する第三国国民の公正な待遇の確保と不正規移民の対応に係る共通政策を発展させている。（以下、例）

- **「第三国国民が加盟国領域に移住及び就労するための単一許可の単一申請手続、並びに加盟国に合法的に移住する第三国国民労働者のための共通の権利に関する指令（単一許可指令）（2011/98）」**
  - ✧ 移民労働者と雇用者の行政的負担を軽減のため、移住と労働の許可の申請手続きを一本化
- **「長期居住者たる第三国国民の地位に関する指令（第三国国民長期住居指令）（2003/109）」**
  - ✧ 加盟国が域外からの移民を受け入れた後、5 年以上合法的に居住している第三国国民に対し、長期住居の資格を付与
- **「高度資格雇用のための第三国国民の入国及び移住の条件に関する指令（ブルーカード指令：Blue Card Directive）（2009/50）」**
  - ✧ 域外国の IT 技術者など高技術者の EU 域内での労働を促進、自由な移動の権利を保証
- **「家族呼び寄せ（Family Reunification）の権利に関する指令（2003/86）」**
  - ✧ EU 内に合法的に居住している第三国国民に対し共通基準のもとで家族の呼び寄せを認め、家族に一定の権利を付与
- **「不法滞在する第三国国民を送還するための加盟国における共通基準及び手続に関する指令（不正規移民送還指令）（2008/115）」**
  - ✧ 不法滞在移民を送還するための共通施策を設置

✓ 英国内では、EU 域外からの移民・入国管理に関して**「2014 年入国管理法（The Immigration Act 2014）」**を制定し、EU 圏外からの移住者数制限のため、移住者を 4 つの階層（第 1 階層：「高価値移住者」、第 2 階層：「技能労働者」、第 4 階層：「留学生」、第 5 階層：「ワーキングホリデー及び短期労働者」）に区分し、ポイント制に基づくビザを発行の仕組みを採用している。

✓ EU 離脱派が掲げた移民政策では、「既に合法的に居住している EU 市民のステータスは変わらない」とされており、現実的にも EU 市民を英国外に追放することは考え難いため、短期的な影響は限定的と考えられる。しかし、Brexit 後には、EU 市民の新たな英国移住が制限され、今後 EU 市民が英国で働く際に就労ビザが必要となる可能性もある。その場合、移民労働者への依存度の高い産業においては、ビザ発給のためのコスト増加や、労働力不足や英国市民の活用による人件費の上昇を受ける恐れがある。

➢ **【販売への影響】**

- **「輸出時の関税による販売コストアップの影響」に関連する主要ルール**
  略（「『輸入関税による調達コストアップの影響』に関連する主要ルール」を参照）。
- **「基準認証の枠組みから外れる影響」に関連する主要ルール**

✓ EU では、1980 年代半ばより、域内での技術的貿易障害撤廃を目指す「ニューアプローチ指令」が採択されている。これにより企業は、機械類をはじめとする製品を EU 域内にて上市する際には、各製品を対象とした指令（及び一部規則）に定められる必須要求事項を満たし、適合性を証明する「CE マーク」を表示しなくてはならないとしている[75]。

- （自動車を含む）製造業一般に係る CE マーク貼付け義務を定める主な指令には、**「機械指令（2006/42）」**、**「電気・電子機器における特定有害物質の使用制限（RoHS）指令（2011/65）」**、**「低電圧指令（2014/35）、「電磁両立性（EMC）指令（2014/30）」**、**「ガス器具（GAD）指**

[75] 各指令の内容はそれぞれの製品が遵守すべき必須最低限の基準（必須要求事項）に留まっており、技術要件の詳細は、EU 統一規格である EN 規格（整合規格）に定められている。ニューアプローチとして、現在 25 の指令・規則が定められている

令（2009/142）」、**「爆発物機器（ATEX 機器）指令（2014/34）」**等がある。[76]
（※なお、医療機器に対する CE マーク貼付け義務を定める指令については、Appendix「2. 製薬業において Brexit による影響が懸念される主要法令の詳細説明」を参照）

- ✓ Brexit により EEA 型のシナリオとなった場合には、該当製品の移動は CE マーキング下で継続されるため、適合性評価のための Notified Body と代理人を英国に置き続けることが可能であり、Brexit の影響は僅少と考えられる。
- ✓ またそれ以外のシナリオであっても、CE マーキング済みの機器が自由に流通できるよう、EU 加盟国と英国間で各機器等に対する相互認証取り決めを準備した場合、（追加制約が課される可能性があるものの）通知機関と代理人は英国での操業が引き続き可能となり、Brexit の影響は僅少であると考えられる。しかしながら、EU 加盟国との相互認証や協定等の取り決めが難航し、通常の WTO 枠組みに従うシナリオとなった場合には、CE マークによる相互認証が担保されず、英国・EU 間での製品取引・流通の際には、別途認証手続きが求められるなど、企業にとって追加的な業務とコストが発生する可能性が高い。

- ✓ なお、一般自動車（完成品）及び自動車部品については、**「自動車の型式認証に係る指令（2007/46）」**により、企業は型式認証の取得、適合性証明書・型式認証マーク（欧州 e-マーク）の取得・貼付け等を行うことが定められている。
- ✓ EU 指令では、型式証明の要件として UNECE 規則との整合性が図られており、英国の EU 離脱後も英国に対して UNECE 規則は適用されることから、型式認証の際の基準に関し、大きな変化は生じないと考えられる。ただし、現在英国では、「自動車の型式証明に係る指令」を**「2007 年自動車（EC 型式認証）規則（The Motor Vehicles (EC Type Approval) Regulations 2007）」**、**「2009 年道路用自動車（認可）規則（The Road Vehicles (Approval) Regulations 2009）」**にて国内適用しているが、EU 離脱により、これら規則に定める EU 共通の型式認証制度やマーキングのルールに関する内容が変更となる可能性がある。

[76] その他、「玩具指令」、「保護具規則」、「無線及び電気通信端末機器指令（R&TTE 指令）」、「温水ボイラーの効率指令」、「レジャー用ボート指令」、「海洋機器に関する指令」、「昇降機（リフト）に関する指令」、「乗客用ケーブルカー指令」、「エネルギー関連製品のエコデザイン（ErP）指令」、「騒音指令」（最後 2 つについては、ニューアプローチでないが、CE マーク貼付義務有）等が定められている

（２）自動車分野

- **自動車分野特有の懸念点**

  - **【設計・開発への影響】**

    - **「環境規制に関する EU 法規制から逸脱する影響」に関連する主要ルール**

（気候変動分野）

✓ 英国では、2050 年までの気候変動対策を規定した国内法**「2008 年気候変動法（Climate Change Act 2008）」**が世界で初めて制定されるなど、地球温暖化・気候変動に関し、先進的な取り組みを行っている。

- また英国では、京都議定書枠組みに対応した「欧州連合排出量取引制度（EU-ETS）」実施のため**「2005 年温室効果ガス取引枠組み規則（The Greenhouse Gas Emissions Trading Scheme Regulations 2005）」**、**「2005 年温室効果ガス取引制度（改正）及び国家排出インベントリー規則（The Greenhouse Gas Emissions Trading Scheme (Amendment) and National Emissions Inventory Regulations 2005）」**等を定めている[77]。

✓ 英国は、EU 離脱後も、CO2・温室効果ガス削減への積極的な基本姿勢は変えないと想定されるが、今後新たに排出量取引制度を定める場合や、気候変動枠組条約に対応し CO2 削減目標を見直す場合には、企業活動に影響を及ぼす可能性がある。

- 今後英国が独自に EU-ETS に代わる排出枠取引制度の強化を図る場合には、それにより生じる排出枠や価格差の違いにより、企業活動・拠点配置等に影響を及ぼす可能性がある。
  加えて、現在気候変動枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC）締結国会議にて現在採択されているパリ協定では、EU 各国独自の削減目標値は提出されず、28 か国による目標値の提出に留まっている。そのため、今後 EU 離脱により英国独自の目標値の再設定・提出が必要となるなど、英国の CO2 削減政策の先行き不透明性が高まっており、今後の動向に注視する必要がある。

（大気汚染分野）

✓ EU では、新たに設計・製造を行う自動車の CO2 排出基準及び CO2 排出削減のための技術革新の促進を掲げた、**「軽量自動車の CO2 排出を削減する EU 統一的取組の一環としての新たな乗用車の CO2 排出性の性能基準に関する規則（443/2009）」**が定められている。また、**「軽乗用車及び商用車（Euro 5 及び Euro 6）の排出量に関する自動車の型式認証及び自動車の修理及び保守情報へのアクセスに関する規則（715/2007）」**にて、自動車の設計・製造にて遵守すべき EU の自動車の大気汚染物質排出規制である Euro 5 及び Euro 6 の排出制限値を設定している。

✓ Brexit 後に EU 共通の自動車に対する CO2 削減ルールは適用されなくなるが、英国から EU 市場への自動車販売には引き続き EU 法令に定める排出基準を満たすことが求められることから、当分は現行ルールからの変更は限定的と考えられる。

（化学物質分野）

✓ 規制対象となる化学物質の輸出については、**「有害化学物質の輸出に関する事前情報に基づく合意（PIC）規則（649/2012）」**に従い、事前申請や輸出者から輸入者への安全性データシートの送付等 CLP／REACH（後述）に遵守した対応が必要となる。また、バッテリー液等の物品につ

[77] EU にて定める「排出量取引に関する指令」、「京都議定書枠組みについて欧州連合排出量取引制度（EU-ETS）の設置に関する指令」等の指令に基づく

いては、**「麻薬前駆物質貿易監視に関する規則（111/2005）」**に基づき、輸出入の記録を付けると共に、ラベル表示を行わなくてはならない。

- なお、これら化学物質の管理に係る規則は、国際条約である「ロッテルダム（PIC）条約」、「麻薬及び向精神約の不正取引の防止に関する国政連合条約」にそれぞれ準拠した内容となっている。

✓ 加えて EU では、製造・輸送・取引の対象となる化学物質、混合物、成形品について、一定量（年間 1 トン以上）を取り扱う場合には、共通の**「REACH 規則（1907/2006）」**に従い所管官庁への登録・届出を行い、取引の相手方に対し安全性データシート（SDS）等の安全性情報を伝達することを義務付けている。また**「CLP 規則（1272/2008）」**にて、企業に対し市場流通前に化学物質へ適切な表示・包装を行うことを定めている。

✓ Brexit 後は、化学物質の国外輸送や取扱いについては、（PICs 等の）国際条約（及びそれに基づく EU 規則）の内容を国内法により踏襲することが考えられる。また EU 共通に定める REACH 規則、CLP 規則等化学物質の取扱いに関するルールについても、（英国にとって不必要な部分については改正の可能性があるものの、）引き続きこれら EU ルールの内容に基づき国内法が制定される可能性が高いため、Brexit による影響は限定的と考えられる[78]。

（再生可能エネルギー）

✓ EU では、**「再生可能エネルギー指令（2009/28）」**により、EU 全体での再生可能エネルギー使用率の目標（2020 年までに EU 全体の最終エネルギー消費の 20%を再生可能エネルギーとする）を掲げており、加盟国は 2 年毎に取組状況を欧州委員会に報告することが義務付けられている。

✓ 英国では、上記再生可能エネルギー指令に対応し、国内にて再生可能エネルギーの利用促進及び目標達成を図るため、**「2011 年再生可能エネルギー使用義務命令（The Renewables Obligation (Amendment) Order 2011）」**や**「2015 年再生可能電力購入義務 命令（The Renewables Obligation Order 2015）」**等を定めているが、英国はこれまでも「再生可能エネルギー指令」に定める EU での再生エネルギー到達目標に対し、消極的な姿勢をとっていたことから、EU 離脱後は再生可能エネルギーのターゲット見直しや法改正が行われる可能性がある。

➢ **【調達・生産・物流への影響】**

- とくになし

➢ **【販売への影響】**

- とくになし

[78] なお、英国では、上記 EU 指令に基づき、「2008 年薬物統制（前駆物質）規則（The Controlled Drugs Regulations 2010）」、「2013 年殺生物制製品及び化学物質規則（The Biocidal Products and Chemicals Regulations）」、「2008 年 REACH 施行規則（The REACH Enforcement Regulations 2008）」、「2015 年 CLP 規則（Classification, Labelling and Packaging of Chemicals (Amendments to Secondary Legislation) Regulations 2015）」がそれぞれ定められており、EU 離脱後はこれら法令の内容を踏襲すると予測される

（３）鉄道分野

- **鉄道分野特有の懸念点**

  - **【設計・開発への影響】**

    - **「鉄道ネットワークに関する欧州指令から逸脱する影響」に関連する主要ルール**

      - ✓ EU では、加盟国全域にわたる相互互換性のある鉄道システム構築を目指し、EU 域内での共通の安全基準（Common Safety Targets: CST）や安全保証の方法（Common Safety Method: CSM）を定めた**「鉄道の安全に関する指令（2004/49）」**を設けている。

      - ✓ 2016 年に上記指令（2004/49）の改定指令**「鉄道の安全に関する改正指令（2016/798）」**（※2020 年より施行予定）が発効され、他の安全認証と同様に第三者認証・適合性評価機関（Notified Conformity Assessment Bodies）の要件・役割等が明確化されている。

        - 同じく 2016 年には、EU 域内での鉄道システムの相互互換性・運用性を高めるため、欧州鉄道機関（European Railway Agency: ERA）の役割・権限等の詳細を定めた**「鉄道に係る欧州機関の設置に関する指令（2016/796）」**、技術要件（Technical Specifications for Interoperability: TSI）、適合性評価プロセスの詳細を定めた**「鉄道システムの相互互換性に関する指令（2016/797）」**が発効されている。今後は、これら 3 つの指令が各国で施行されることにより、EU 域内での鉄道システムの整合性がさらに図られるものと予想されている。

      - ✓ Brexit によって、英国の鉄道システムが EU 域内の鉄道システムの標準枠組みから外れることで、英国・EU との間にダブルスタンダードが生じる場合、英国で使用されるシステムや部品のコスト高、新たな鉄道システム開発・品質改善・技術革新の遅れ等が発生することもありうる。

        - ただし、英国が既に EU 共通の枠組みのもとに車両設計や線路建設を行っていることから、引き続き EU にて採用される基準を受け入れる公算が大きく、関連企業への影響は限定的と考えられる。

    - **「欧州の標準化戦略の影響」に関連する主要ルール**

      - ✓ （参考）鉄道車両の車体部分の規格は国際標準化機構（International Organization for Standardization: ISO）規格、電気機器の規格は国際電気標準化会議（International Electrotechnical Commission: IEC）規格、信号システムは（欧州統一である）欧州鉄道制御システム（European Train Control System: ETCS）によって定められている。

      - ✓ 近年は、EU 加盟国・EU 加盟国候補国・EFTA 加盟国により構成される欧州標準化委員会（Comité Européen de Normalisation: CEN）、欧州電気標準化委員会（Comité Européen de Normalisation Electrotechnique: CENELEC）を通じ、欧州統一の欧州（European Norm: EN）規格を策定し、その後国際規格化を目指す動きが加速している。EU 離脱により、英国の標準化機関である英国規格協会（BSI）がこれら欧州標準化機関への参加資格を失う可能性も出てきており、その場合英国は、国際標準化活動において EU 各国とのコンセンサス形成や自国規格の国際規格化がこれまでよりも難しくなる可能性がある。

        - ただし鉄道分野関連の国際標準化は、これまでも大陸側の欧州主要メーカーによって主導されているため、英国の EU 離脱に伴う在英鉄道車両メーカーへの影響は限定的と想定されている。

  - **【調達・生産・物流への影響】**

    - とくになし

  - **【販売への影響】**

- **「EU 公共調達へのアクセスが制限される影響」に関連する主要ルール**

  ✓ 欧州では、**「公共調達一般に関する指令（2014/24）」**が定められており、価格に加え品質を総合的に評価する総合方式（The Most Economically Advantageous Tender: MEAT）への統一によるサービス・品質の向上や、クロスボーダー調達率の向上が図られている

  ✓ 英国では「EU 公共調達一般に関する指令」の内容を反映させた国内法**「2015 年公共契約規則（Public Contracts Regulations 2015）」**により、EU 指令で定められた金額以上の調達を対象とし、調達手続きや落札基準を定めている。また当規則では、企業の調達案件へのアクセス拡大を狙い、公開対象とする調達案件の金額を EU 指令で定められた金額よりも低く設定している。[79]

[79] 英国では、「2015 年公共契約規則」以外にも、防衛や治安に関わる調達案件に適用される「2011 年防衛及びセキュリティ公共契約規則（Defense and Security Public Contracts Regulations 2011）」や、公共事業の契約に適用される「2016 年ユティリティ契約規則（Utilities Contracts Regulations 2016）」、一定金額以上のコンセッションに適用される「2016 年コンセッション契約規則（Concession Contracts Regulations 2016）」等が定められている

（4）食品分野

- **食品分野特有の懸念点**
  - **【設計・開発への影響】**
    - とくになし
  - **【調達・生産・物流への影響】**
    - **「フードロスに関する EU 目標から逸脱する影響」に関連する主要ルール**
      - ✓ EU では、**「廃棄物枠組み指令（2008/98）」**にて、廃棄物のヒエラルキーを定義し、廃棄物削減に向けた EU 全体での取り組みのための枠組みを定めている。また、**「埋め立て指令（1999/31）」**にて、埋立処理される生分解性廃棄物量の削減目標を設定しており、目標達成のための施策の中には、フードロス対策等も含まれている。
        - 英国では、上記指令に基づく国内規則を制定し、埋立税引き上げ、外食由来の食品廃棄物の回収助成金、バイオマス活用ファンド設立を実施策に盛り込んでいる。
      - ✓ また EU では、2020 年までに EU 域内における食料廃棄を 5 割削減することを掲げており、その一環として、第 7 次研究・技術開発のための枠組み計画（FP7）の中で、2012 年より Food Use for Social Innovation by Optimising Waste Prevention Strategies（FUSIONS）を始動している。[80]
        - ただし英国国内では、既述の廃棄物全般に係る削減目標は掲げているものの、食品類に特化した廃棄の削減目標は設定しておらず、いくつかの民間イニシアティブが設立されている（以下、例）。
          - ✧ Love Food Hate Waste（一般消費者向けの啓発プロジェクト。ウェブサイトを通じた基礎情報の発信、消費者のムダ削減・家計改善のためのアドバイスやツール提供等）
          - ✧ Feeding the 5000（市場に供給されない規格外農産物を中心に、従来廃棄されていた食料を活用し、5,000 人の一般市民に料理を提供。食料ロス・廃棄問題の啓発も実施。）
    - **「CAP（共通農業政策）の枠組みから外れる影響」に関連する主要ルール**
      - ✓ EU では、**「農産物の共通市場制度確立に関する規則（1308/2013）」**によって、EU の農産物市場体系を定めており、企業は、EU 共通農業政策（CAP）で保護されている農産品を EU への輸出する際に、ライセンスの取得が必要となる。
        - CAP 対象品目やプロセス等についての詳細は、**「農産物の輸出入ライセンス制度及び事前確認証明の申請に関する共通細則に関する規則（376/2008）」**、**「農産物の共通市場確立のための輸出入ライセンスに関する実施規則（2016/1239）」**、**「農産物の共通市場制度確立のための輸出入ライセンスに関する委任規則（2016/1237）」**等に定められている。
      - ✓ また、**「共通漁業政策に関する規則（1380/201）」**及び**「魚介・水産物の共通市場制度に関する規則（1379/2013）」**にて EU 統一の共通漁業政策（Common Fisheries Policy: CFP）に関する原則、水産製品の輸出入から流通までの水産活動に係る包括的な内容を定めている。
      - ✓ EU 離脱により、CAP や CFP 等の EU 共通スキームから抜けることで、事業者への助成金削減やそれに伴う英国内市場での需給バランスの変化が生じ、食品関係企業の農林水産品の調達コスト等に影響を与える可能性がある。

[80] なお、FUSIONS の後続として、2015 年より Resource Efficient Food and dRink for the Entire Supply cHain（REFRESH）が始動している。

➢ 【販売への影響】

- 「食品安全に関する認証制度から逸脱する影響」に関連する主要ルール

✓ EU では、食品全般（未加工・半加工・加工全てを含む食品・飼料）を EU にて輸出入・流出させるための一般原則・要件が**「一般食品法規則（178/2002）」**にて規定されている。食品産業事業者（第一次生産に携わる食品事業者及び食品の製造・加工・流通のあらゆる段階に従事する事業者）は、**「一般食品法規則（178/2002）」**及びそれに基づく**「一般食品に対する食品衛生規則（852/2004）」**に定められる微生物等の衛生基準や、温度管理要件、危害分析重要管理点（HACCP）を遵守する必要がある。

- また食品安全に関しては、**「食品の汚染物に関する規則（1881/2006）」**や**「食品の汚染物のためのプロセスに関する規則（315/93）」**に基づきサンプリング等を行い、流通する食品中の汚染物・有害物が規定の最大容量を超えてはならないとしている。

✓ また前章にて記載のとおり、食品に対しては、世界的に認められているコーデックス規格等が存在するが、EU を越えた国際規格であること、EU 法令にて強制規格化されているものではないことから、Brexit による影響は限定的と想定される。加えて、EU では英国で主流の「BRC（British Retail Consortium が策定した認証）」や大陸で主流の「IFS（International Food Standard）」という食品安全基準も浸透しており、HACCP の取得に加えて小売業者から 2 つの認証のうちいずれかを求められる場合が多くなっている。

- 「検疫に関する EU 法規制から逸脱する影響」に関連する主要ルール

✓ 日本など第三国から EU への畜産物の輸出に関しては、その種類・品目ごとに、各種規則・指令によって許可／制限がされている。（以下、例）

- **「野生動植物の取引に関する規則（338/97）」**
  - ✧ ワシントン条約に準拠し、特殊な野生動植物の輸出入・取引の制限・保護を規定
- **「特定の動物・生鮮肉持込の許可を受けた第三国リスト及び衛生証明要件に関する規則（206/2010）」**
  - ✧ 牛・ヒツジ等の動物及び生鮮肉、ミツバチ等の EU 域内への輸入及び EU 域内でのトランジットに必要となる動物検疫証明の要件等を規定。なお日本は 2013 年より第三国リストに追記され、生鮮肉の EU への輸出が可能
- **「特定有蹄動物の輸入/トランジットにおける動物衛生に関する指令（2004/68）」**
  - ✧ 牛・羊・山羊・豚のほか同様の病気伝染の危険性があるその他の有蹄類の輸入／トランジットの際の動物検疫ルール等を規定
- **「第三国から移送される動物に対する獣医学検査機関に関する指令（91/496）」**
  - ✧ 第三国から EU 域内に移送される際の動物検疫ルール等を規定
- **「家きん及び製品の輸入/トランジットが可能な第三国・検疫証明書要件に関する規則（798/2008）」**
  - ✧ 家きん、孵化卵、ひよこ、特定の無菌卵及び走鳥・野生猟鳥を含めた家きんの肉とひき肉及び機械的除去肉、卵と卵製品の EU 域内への輸入及び EU 域内でのトランジットに必要となる動物検疫ルール等を規定
- **「牛初乳及び牛初乳製品の公衆衛生条件と動物検疫証明に関する規則（605/2010）」**
  - ✧ 牛、雌羊、ヤギ、水牛の生乳及び乳製品の EU 域内への輸入及び EU 域内でのトランジットに必要となる動物検疫ルールを規定

✓ また、農産物の EU への輸出に際しては、**「特定の非動物起源食品・飼料輸入時の公的検査強化に関する規則（669/2009）」**にて定める、農産物の検疫措置に従う必要がある。加えて、合板・チップウッド等を含む林産物・木材製品に対しては、**「欧州統一植物検疫指令（2000/29）」**が定

められており、国際植物防疫条約（International Plant Protection Convention: IPPC）に準拠したプロセスにより各国にて検疫措置が採られることとしている。

- なお、生鮮・加工・混合食品（ないし飼料。植物性製品と動物性製品の双方を含む）を EU へ輸出する際には、**「食品の残留農薬基準に係る規則（396/2005）」**に従い、一律の残留農薬基準（Maximum Residue Levels: MRL）を満たしている必要がある。

✓ 畜産物や農産物の検疫ルールは、原則として「国際動物衛生規約（International Zoo-Sanitary Code: Terrestrial Animal Health Code）」や「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（WTO SPS 協定）」、IPPC 等の国際的ルールに準拠した内容となっている[81]。また、検疫に係る現行の EU 法令では、加盟国に検疫措置におけるある程度の裁量が与えられており、特に英国では動物殺傷・保護に関して既に EU 基準よりも厳格な基準が設けられるなどしている。そのため、EU 離脱後も現行の英国での検疫措置が継承される可能性が高く、企業への影響は限定的と考えられる。

[81] WTO SPS 協定の対象は、食品衛生、動植物検疫及び飼料安全となっている

３．製薬業において Brexit による影響が懸念される主要法令

（注）下記主要法令の内容に含まれる人権及び企業倫理・ガバナンス、環境、労働、データ・情報保護に関連する分野の詳細については、後述の「5. その他業界横断的分野において Brexit による影響が懸念される主要法令」を参照。

- **製薬業特有の懸念点**

➢ **【設計・開発への影響】**

- **「EMA（欧州医薬品庁）の移転による影響」に関連する主要ルール**

✓ 現在 EU では、人及び動物用を含む薬品に対し、EU 域内共通の販売許可手続き（中央承認審査方式）、市場監視方法等を規定・推進する機関として、欧州医薬品庁（European Medicines Agency: EMA）を設置することが、**「人用及び動物用薬品の許可手続きと監視並びに医薬品庁（EMA）の設立に関する規則（726/2004）」**にて定めている。

- **「EU 薬事規制から逸脱する影響」に関連する主要ルール**

✓ 企業は、臨床試験の実施や安全性保証のための承認・登録を行う際に、それぞれの医薬品の種類に対し定められる申請／承認プロセス、提出する臨床試験データの要件に従う必要がある。

– 一般製薬であれば、**「人用医薬品に関する指令（2001/83）」**、特殊医薬品については、**「希少医薬品（Orphan Drugs）に関する規則（141/2000）」**、小児用医薬であれば、**「小児用医薬品（Pediatric Drugs）に関する規則（1901/2006）」**、漢方薬等であれば**「伝統的植物薬（Traditional Herbal Medicines）に関する指令（2004/24）」**に定められる要件を満たさなければならない。

✓ また臨床試験については、**「EU 臨床試験指令（2000/21）」**に定める実施手順（インフォームドコンセント、レポーティング等を含む）、申請・承認プロセスに従うことが求められる。
（「EU 臨床試験指令」に代わり、2018 年からは**「EU 臨床試験規則（536/2014）」**の運用が開始される。新規則では、臨床試験の更なる効率性・透明性のため、EU 域内の多国籍臨床試験の申請を一本化し、臨床試験結果を登録・公開するための情報ポータルサイト「EU ポータル」を設置することを定めている。）

✓ EU 離脱により英国では、現在施行に向け準備が進められている多国籍臨床試験の単一申請の恩恵を受けられなくなる可能性があり、EU と英国双方で臨床試験を行う企業にとっては、追加の手続き業務・コストが発生する可能性がある。

- **「製薬に関する EU 共同研究の枠組みから外れる影響」に関連する主要ルール**

✓ 革新的製薬（Innovative Medicine）の開発及び患者の製薬へのアクセス促進による健康の向上を目的とした「革新的製薬イニシアティブ（Innovative Medicines Initiatives: IMI）」の設置が、**「Innovative Medicines Initiatives 2 共同事業の設置に関する規則（557/2014）」**にて定められており、各プロジェクトに参画するメンバー及び関連パートナー（ライフサイエンス業界の企業・機関等）には財政的支援が求められる[82]。

– なお Horizon 2020 については、「（１）製造業共通」中の「『EU 共同研究やイノベーションの枠組みから外れる影響』に関連する主要ルール」を参照

[82] 本イニシアティブの予算の約半分（€16.38 億）は Horizon 2020 から拠出され、残りについては、欧州製薬団体連合会（European Federation of Pharmaceutical Industries and Associations: EFPIA）（€14.25 億）、その他メンバー／関連パートナー／その他会社（€2.13 億）から拠出されている。

➢ 【調達・生産・物流への影響】

- 「EU の有能な人材が確保できない影響」に関連する主要ルール

  ✓ 略（前述の「（１）製造業共通」中の「『移民労働者の流入が制限されることによる影響』に関連する主要ルール」を参照）

- 「医療品の知的財産に関わる規制から外れる影響」に関連する主要ルール

  ✓ 英国では、知的財産権の国際ルールである「知的財産の貿易関連の側面に関する協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIPS）」に基づき、**「知的財産権の施行に関する指令（2004/48）」**を定めている。特に、医療製品の開発に関しては、**「医療品の補足的保護証明に関する規則（469/2009）」**にて企業に対し、最大 5 年間の特許延長及び補足保護証明（Supplementary Protection Certificates: SPC）の取得を可能としている。

  ✓ 今後の開発医療品の知的財産権・特許に関する方針は、現時点で不確実な部分もあるものの、英国政府は知的財産権に関し、EU 離交渉において最善のものとなるよう取り組むとしていることを表明している。（現行英国で認められている SPC の今後の扱いについて等、明確にされていない部分もあるが、英国政府の政策意向を鑑みるに、）今後補足保護証明（SPC）についても国内法の対応を進めるとかんがえられ、EU 離脱による影響は限定的となることが予測される。

➢ 【販売への影響】

- 「薬価に関する EU 規制から逸脱する影響」に関連する主要ルール

  ✓ 薬価に関しては、**「人用医薬品価格の規制措置の透明性と国民健康保険制度のスコープへの包含に関する指令（89/105）」**にて、各国での薬価及び補償額の決定において透明性が担保され、域内市場へ影響を及ぼさない限りで、各国の規制当局が自由に設定できることが定められている。

- 「輸出関税による販売コストアップの影響」に関連する主要ルール

  ✓ 略（前述の「（１）製造業共通）における「『輸入関税による調達コストアップの影響』に関連する主要ルール」を参照）。

    - （参考）EU では、医薬品に関しては、**「人用医薬品に関する指令（2001/83）」**にて、EU 域内での流通、第三国から EU への輸出に際して、事前に承認の取得を求めているほか、第三国から EU への医薬品の輸入時においては、バッジ毎に安全基準に照らし合わせた量的・質的分析を実施することを規定している。また英国国内法である**「1968 年英国薬事法（Medicines Act 1968）」**は、「人用医薬品に関する指令」など EU 法令を反映した内容となっており、現行でも医薬品の販売許可（Product license）、臨床治験の許可、卸売・販売業（輸入も含む）の許可に際しては、英国医薬品・医療製品規制庁（MHRA）へ申請することとなっている。

    - また、日本から英国への医薬品の輸出に際しては、多くの医薬品の関税は無税となっているため、日本等から英国への医薬品の輸出に関しては、EU 離脱による大きな影響は特にないと考えられる。

４．金融・保険業において Brexit による影響が懸念される主要法令

（注）下記主要法令の内容に含まれる人権及び企業倫理・ガバナンス、環境、労働、データ・情報保護に関連する分野の詳細については、後述の「5. その他業界横断的分野において Brexit による影響が懸念される主要法令」を参照。

- **金融機関特有の懸念点**

➢ **【サービス面の影響】**

- **「EU 単一パスポートが失効する影響」に関連する主要ルール**

✓ EU では、金融・保険業に関しては、大きく「信用機関（銀行）」、「投資サービス会社（証券含む）」、「保険関連機関」、のそれぞれに対し、設立、免許取得、運用要件等を定めている。

– **「第 4 次資本要件指令（4th Capital Requirement Directive: CRD IV）（2013/36）」**
  ✧ 信用機関の業務監視に際しての許可（Authorization）の取得の義務付け、単一免許制度／相互承認制度について規定

– **「金融商品市場指令（Markets in Financial Instruments Directive: MiFID）（2004/39）」**
  ✧ 投資サービス会社の設立許可の要件及び単一免許制度（並びに投資運用・助言業務に係る規制事項等）について規定

  ✧ その他、投資サービス事業の設立・運用要件に関しては、その業態／業務ごとに、**「譲渡可能証券の集団投資事業（Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities: UCITS）（2009/65）」**、**「オルタナティブ投資ファンドマネジャー指令（Alternative Investment Fund Directive: AIFD）（2011/61）」**等を規定

– **「ソルベンシーII (Solvency II) 指令（2009/138）」**（及び**「委任規則（2015/35）」**）
  ✧ 保険関連事業の設立・運用、単一免許制度、業界の健全性担保のための監督制度等について規定

  ✧ その他保険事業に関しては、その業態／業務ごとに**「保険仲介業務指令（Insurance Mediation Directive: IMD）（2002/92）」**（対仲介業者）、**「自動車保険指令（Motor Vehicle Insurance Directive: MID）（2009/103）」**（対自動車保険）、貯蓄型商品の運用に関する**「パッケージ型個人向け保険ベース投資商品（Packaged Retail and Insurance-based Investment Products: PRIIP）規則（1286/2014）」**（対貯蓄型商品運用）等を規定

- **「金融都市シティの規制方針転換の影響」に関連する主要ルール**

✓ 略（EU の金融関連ルールについては、前述の「EU 単一パスポートが失効する影響」に関連する主要ルール」を参照）

– （参考）なお英国では、**「2000 年金融サービス市場法（Financial Services and Markets Act 2000）」**、**「2012 年金融サービス市場法」**等を中心に、銀行、投資会社、保険会社の運用に際しての規制等を定めており、EU 離脱後は、これら国内法令に基づき、政策の方向性により現行規制の厳格化／緩和等がなされるものと想定される[83]。

- **「EU の有能な人材が確保できない影響」に関連する主要ルール**

✓ 略（前述の「（１）製造業共通分野」中の「『移民労働者の流入が制限されることによる影響』に関連する主要ルール」を参照）

[83] 英国では、「金融サービス市場法」に加え、「2009 年銀行法（Banking Act 2009）」等により、銀行システムの安全・維持に係る各種規制や、銀行破たん処理制度の枠組み等が設けられている。

- **「英国 EU 間のデータ移転の自由が制限される影響」に関連する主要ルール**
  - ✓ 略（前述の「（１）製造業共通分野」中の「『英国 EU 間のデータ移転の自由が制限される影響』に関連する主要ルール」を参照）

➢ **【インフラ面への影響】**

- **「LCH（ロンドンクリアリングハウス）の移転による影響」に関連する主要ルール**
  - ✓ （N/A）

５．その他業界横断的分野において Brexit による影響が懸念される主要法令

（１）人権及び企業倫理・ガバナンス分野

英国は、人権・企業倫理・ガバナンス分野のルールに関し、EU でも推進の立場を主張してきたこと、また当分野においては国際連合や OECD などの国際機関において採択されたルールを批准している部分も多いことから、引き続き、これらルールに準拠した国内法を適用することが予測され、ルールの変更やそれに伴う企業への影響は短期的には限定的になると考えられる。

ただし英国は、1）2000 年に Corporate Social Responsibility （CSR）促進の目的で CSR 担当大臣を世界に先駆け任命し、企業の CSR 活動やガバナンス活動に対し先進的な取り組みを行ってきたこと、2）EU とは別に「現代奴隷法」など、企業に対し、サプライチェーン上の「奴隷制（人身取引・強制労働・性的搾取等）」の根絶を求める厳格な人権関連ルールを制定していることなどから、Brexit 後中長期的には、EU よりも厳格なルールを制定していく可能性もある。

A. 人権（普遍的人権保障）に関するルール

(a) 関連法令の内容

－ 国際ルール

- 人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言した「世界人権宣言」を基礎とし、条約化した最も基本的かつ包括的なものとして「国際人権規約」がある。また、公正かつ好ましい条件のもとで働く権利、社会保障、適切な生活水準、身体・精神の健康を享受する権利、教育を受ける権利等の人権を含むものとして、「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」が発効されており、英国を含む世界 160 カ国以上が加入している。
  - ✓ 上記の人権に係る基本条約に加え、人種の違いを理由とした差別撤廃を定めた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」や女性に対する差別撤廃を定めた「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、児童、障害者、難民、先住民の権利や保護を定めた各種国際条約等が制定されている[84]。

－ EU ルール

- 欧州は、世界的に見ても人権の先進地域であり、EU（及び旧 EC、EEC）としても基本的人権に関する各条約、及びそれに基づく各法令・政策を打ち出している。
  - ✓ EU にとって人権は、その発足と共に条約に明確に規定された基本理念であり、**「EU 条約（Treaty on European Union: TEU）」（マーストリヒト条約）**にて基本的権利として位置付けている[85]。
  - ✓ また、人権に関しより包括的・具体的な内容が EU 条約と同等の法的な地位を持つ**「欧州連合基本権憲章（EU Charter of Fundamental Rights）」**によって定められている[86]。
  - ✓ 加えて EU として人種差別撤廃の基準の中核をなす**「民族・人種の平等な取扱いに関する指令（2000/43）」**等を定めている。

- さらに、（加盟国に対する法的拘束力はないものの）EU の政策全体における人権政策の徹底のため、2012 年に外務理事会において、対外政策における行動計画・戦略的な枠組みである**「人権と**

[84] その他国際条約としては、子どもの権利等を定めた「児童の権利条約」、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」、障害者の権利を定めた「障害者の権利に関する条約」、難民の保護や人道支援分野における原則を定めた「ウィーン宣言及び行動計画」、「難民条約」、「領域内庇護宣言」、「UNHCR 規約」、先住民の権利を定めた「国連先住民族権利宣言」等がある。

[85] 現行の EU 条約第２条にて「（欧州）連合は、人間の尊厳の尊重、自由、民主主義、平等、法の支配、並びに少数派に属する人々の権利を含む人権の尊重という価値に基盤を置いて成り立つ」と規定されている。

[86] 2009 年に発効したリスボン条約によって、基本条約と同等の地位を有することが定められ、EU 基本権憲章に法定拘束力が与えられることとなった。

民主主義に関する戦略的枠組み」を採択しているほか、死刑制度や子供の権利、国際人道法などの人権の 8 つの分野の指針を示したガイドライン「EU 人権ガイドライン」を定めている。[87]

- その他 EU 条約とは別に、欧州評議会により人権と基本的自由の保護のための条約として、「ヨーロッパ人権条約（European Convention on Human Rights）」が採択されている。

－ 英国ルール

- 英国では、ヨーロッパ人権条約の内容を具体化し、反映した「1998 年人権法（1998 Human Rights Act）」が国内の人権に係る基本法として制定されている。
- 加えて、「2010 年平等法（Equality Acts 2010）」によって、年齢、障害、性転換、結婚（同性婚）、妊娠（出産）、人種、宗教（信条）、性別、性嗜好という 9 つの保護特徴（Protected Characteristics）を定め、人種や障害、性による差別を禁止している[88] [89]。
- さらに 2015 年には、企業活動・経済活動において、サプライチェーン上の「現代における奴隷制（主に人身取引・強制労働・性的搾取等）」を特定し、根絶するための手順の報告を定めた「2015 年現代奴隷法（Modern Slavery Act 2015）」が定められており、英国と英国外の 12,000 社以上を対象とし、サプライチェーン上の「奴隷制」の排除、声明の発効等を求めている[90]。
（※詳細については、後述【サプライチェーン：原料生産・調達】を参照）

(b) Brexit による影響

- Brexit により英国では、EU 条約及び欧州連合基本条約の内容については効力がなくなるため、1998 年人権法に代わる独自の内容が採択されることが考えられる。しかしながら英国では、国民投票以前から 1998 年人権法に代わるものとして英国の権利章典（British Bill of Rights）の検討を進めていたが、結果を受け正式な EU 離脱までは検討を延期する、又は完全に当初の計画を見直すとの見方もあり、今後の英国国内における人権法整備の動向は、不透明な状況となっている。
- 一方で、ヨーロッパ人権条約については、EU 条約の一部ではないため、（別途離脱のための手続きを行わない限り）引き続き効力を有する。そのため今後は、EU 条約に代わり、ヨーロッパ人権条約が英国国内において重要性を増すことが考えられる。

- なお、国連など国際的に定められた人権に関するルールで、英国にて批准されているものについては、引き続き英国離脱後も適用されるため、これらルールで定められる部分については、Brexit による影響はないと考えられる。

- 加えて、既に国内法として制定されている「2010 年平等法（Equality Acts 2010）」、「2015 年現代奴隷法（Modern Slavery Act 2015）」等は EU 離脱の影響を受けることなく引き続き国内にて適用されるものと考えられる。

---

[87] 1)死刑制度、2)拷問・その他の残虐で非人間的な取扱い、3)第三国との人権対話、4)子供と武力紛争、5)人権擁護者、6)子供の権利の推進と保護、7)女性及び少女に対する暴力、あらゆる女性差別との戦い、8）国際人道法、等が定められている。

[88] 2010 年平等法は、これまでの性差別禁止法（SDA）や人種関係法（RRA）、障害差別禁止法（DDA）等の関連法令を統合した制定順法令である。なお、本法令の前身である「2006 年平等法（Equality Act 2006）」によって、平等人権委員会（Equality and Human Rights Commission: EHRC）が英国に設置されている。

[89] その他、雇用主が従業員を人種・民族により差別することを違法とする「1976 年人種関係法」や、EU の「民族・人種の平等な取扱いに関する指令」の内容を踏まえた「1976 年人種関係法（改正）規則」等が定められている。

[90] 「2015 年英国現代奴隷法」では、現代における奴隷の定義を、①奴隷・隷属・強制労働、②人身取引、③搾取（性的搾取、臓器提供の強制等）、の大きく 3 つとしている。また、対象企業が公表する「奴隷と人身取引声明」の中に含むべき内容を規定している。世界で売上高が 3,600 万ポンド（約 50 億円）を超える企業（英国・英国外の 12,000 社が対象。日系企業も含む）を対象に、「奴隷と人身取引に関する声明」を会計年度に 1 度発行することを求めている。

B. 企業倫理・ガバナンスに関するルール

企業倫理やガナバンスに関しては、企業方針全体に関わるものから、事業活動、サプライチェーンの各段階に関わるものまで、下図に示すとおり国際・EU・英国それぞれのレベルでルールが定められている。全体として、Brexit による方針の変更やそれに伴う企業への影響は限定的となると考えられるものの、（EU において現在審議中のルールや英国国民投票で焦点となった移民に関するルールなど）今後制定・改定が見込まれるルールもあることから、企業としてこれからの動向に注視する必要がある。

図 16　企業倫理・ガバナンスに関連するルール（例）と Brexit 後の方向性

企業活動の構成要素		内容	関連ルール（例） 国際ルール	EUルール	英国ルール	Brexit後の方向性
企業方針		■ コーポレートガバナンス（企業方針/行動指針/内部告発等） ■ 労働者・消費者・地域住民の保護 ■ 調達・購買・投資全般に係るガイドライン等	■ ラギー報告書 ■ 国連グローバルコンパクト（UNGC） ■ OECDガイドライン ■ GRI G4 ■ ISO19600 (ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ) /ISO26000(社会的責任)/ ISO20400 (持続可能な調達) 等	■ 欧州2020戦略 ■ 特定種の事業の年次財務諸表・年次連結財務諸表及び関連報告書に関する指令（2013/34/EU） ■ 特定の大規模事業・グループの非財務情報開示に関する指令（2014/95/EU） ■ 国際会計基準の適用に関する規則（(EC)1606/2002） ■ 特定の国際会計基準の適用に関する基準（(EC)1126/2008） 等	■ 2006年会社法（The Company Act 2006） ■ 英国版コーポレートガバナンスコード ■ 企業の責任に関する行動フレームワーク ■ 企業買収・合併に関するシティー・コード ■ 1998年公益開示法（The Public Interest Disclosure Act 1998） ■ 2015年企業・パートナーシップ・グループ（会計及び財務報告）規則（The Companies, Partnerships and Groups (Accounts and Reports) Regulations 2015） ■ 2016年企業・パートナーシップ・グループ（会計及び非財務報告）規則（The Companies, Partnerships and Groups (Accounts and Non-Financial Reporting) Regulations 2016） ■ BS13500 (組織のｶﾞﾊﾞﾅﾝｽ) ■ PAS1998:2008 (内部告発) 等	既に英国独自のガバナンスコードや非財務情報の報告・情報開示基準等が定められており、Brexit後も当該内容を踏襲することが予測されることから、Brexitによる影響は限定的と考えられる。
事業活動（全般管理）	全般管理	■ マネーロンダリング等違法行為の禁止 ■ 賄賂（反社会勢力やテロ組織、政府組織への資金提供等）の取締り	■ 国連腐敗防止条約 ■ UNGC (原則10. 腐敗防止) ■ OECD外国公務員贈賄防止条約 ■ FATF「資金洗浄に係る40の勧告」 ■ ISO 3700 (贈賄防止ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ) 等	■ マネーロンダリングのための財政システム利用防止に関する指令（(EU) 2015/849） 等	■ 2007年資金洗浄規則（Money Laundering Regulation 2007） ■ 2010年贈収賄禁止法（Bribery Act 2010） ■ 2000年英国年金法（Pension Act 2000） 等	既存の英国独自法やEU指令に基づく英国法（規則）の内容を踏襲する可能性が高く、Brexitによる影響は限定的と考えられる。
	人事労務管理	■ （賃金、労働時間、福利厚生、年金等）不当な職場待遇/労働慣行の阻止 ■ 雇用における人種・性別等に基づく差別の禁止	■ ILO条約*1／ILO三者宣言 等	■ 欧州会社への労働者の関与に関する指令（2001/86/EC） ■ 宗教・信条、障害、年齢、性的施行に基づく差別禁止を求める枠組み指令（2000/78/EC） 等	■ 2010年平等法（The Equality Act 2010） ■ 1993年労働組合改革・雇用権利法（The Trade Union Reform and Employment Rights Act 1993） ■ 2003年雇用均等（宗教・信仰）規則（The Employment Equality (Religion or Belief) Regulations 2003） ■ 2003年雇用均等（性的指向）規則（The Employment Equality (Sexual Orientation) Regulations） ■ 2006年雇用均等（年齢）規則（The Employment Equality (Age) Regulations 2006） 等	EU指令に基づく、労働・雇用に係る英国国内法が定められており、Brexit後も当該内容を踏襲することが予測されることから、Brexitによる影響は限定的と考えられる。（ただし、移民の就労・雇用に関するルールについては、今後厳格化される可能性あり。）

*1　現在ILO条約・勧告は約400近く存在しており、批准されることで国内法としての効力を持つ。英国では、89の条約のうち59の条約を批准している
雇用・労働に関連する代表的なILO条約としては、「差別待遇（雇用及び職業）条約」、「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「障害者の権利に関する条約」、「人種差別撤廃条約」、「職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約」等が存在する

企業活動の構成要素			内容	関連ルール（例）			Brexit後の方向性
				国際ルール	EUルール	英国ルール	
事業活動（全般管理）	Supply Chain	研究開発	■ 資源枯渇・環境破壊の抑制 ■ 動植物の搾取の取締り ■ 労働者の健康と安全侵害の防止	■ 生命倫理と人権に関する世界宣言 ■ 国連人間クローン禁止宣言 ■ 生物多様性に関する条約 ■ ボローニャ宣言 ■ OIE実験動物福祉綱領 ■ 医学生物学領域の動物実験に関する国際原則　等	■ 生物学及び医学の実践に関する人権及び人間の尊厳の保護のための条約 ■ 遺伝子組換え生物の意図的な環境放出に関する指令（2001/18/EC） ■ クローン技術及びノベルフードに関する指令（※審議中） ■ 生息地指令（92/43/EEC） ■ 鳥類指令（2009/147/EC） ■ EU基本条約／動物の保護と福祉に関する議定書 ■ 科学目的に使用される動物の保護に関する指令（2010/63/EU）等	■ 1990年ヒト受精・胚研究法（Human Fertilisation and Embryology Act 1990） ■ 2004年遺伝子組換え生物（意図的環境放出）規則（Genetically Modified Organisms (Deliberate Release) Regulations 2004） ■ 1981年野生生物とカントリーサイド法（Wildlife and Countryside Act 1981） ■ 1994年保全（自然生息地その他）規制法（Conservation (Natural Habitats, &c.) Regulations 1994） ■ 2010年生息地規則（The Conservation of Habitats and Species Regulations 2010） ■ 2006年動物福祉法（Animal Welfare Act 2006） ■ 1986年動物（化学的手続）法（The Animals (Scientific Procedures) Act 1986）等	これまで生物多様性等の施策や動物愛護施策・動物実験の制限等に推進的な立場であったことから、Brexitによる政策の変更・企業への影響は限定的と考えられる。 （ただし、クローン技術やノベルフードに関しては、今後EU法改正によりEU・英国間で差が生じる場合、企業への影響が生じる可能性あり。）
		原料生産・調達	■ 資源枯渇・環境破壊の抑制 ■ 強制労働・児童労働の防止 ■ 地域社会の文化・伝統の尊重 ■ 労働者の健康と安全侵害の防止	■ IFCパフォーマンススタンダード ■ 先住民族の権利に関する国連宣言 ■ ILO条約*2 ■ Electronic Industry Citizenship Coalition (EICC) 行動規範 ■ 採取産業透明性イニシアチブ（EITI）　等	■ 動物衛生に関する規則（2016/421） ■ 植物衛生に関する規則（2016/2031） ■ 財政支出フレームワークに関する規則（652/2014） ■ 公的統制に関する規則（※審議中） ■ EU木材規則（EUTR）（995/2010）等	■ 2015年現代奴隷法（The Modern Slavery Act 2015）　等	Brexitによる政策の変更・企業への影響は限定的と考えられる。 （ただし、中長期的には、「現代奴隷法」のような独自法による基準の厳格化が生じる可能性あり。）
		加工・製造	■ 工業排気／排水／汚染物発生による環境への悪影響の防止 ■ 労働者の健康と安全侵害の防止	■ POPs条約 ■ PIC条約 ■ 国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM） ■ 化学物質の安全に関する政府間フォーラム（IFCS） ■ OECD環境保健安全プログラム ■ ILO条約 ■ OHSAS 18001（労働安全衛生マネジメント）　等	■ 産業排出指令（2010/75/EU） ■ 労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する指令（89/391/EEC） ■ 作業場に関する安全衛生上の最低必要条件に関する指令（89/654/EEC）　等	■ 2010年大気水準規則（The Air Quality Standards Regulations 2010） ■ 1974年労働安全衛生法（Health and Safety at Work etc Act 1974） ■ 1999年職場安全衛生マネジメント規則（The Management of Health and Safety at Work Regulations 1999） ■ 1992年職場（衛生、安全、福祉）規則（Workplace (Health, Safety and Welfare) Regulations 1992））　等	製造に伴う排気などの環境分野や労働安全に関するルールについては、既にEU法令に基づく国内法が存在しており、Brexitによる政策の変更・企業への影響は限定的と考えられる。
		輸送/販売	■ 適切な商品・サービス情報の提供、消費者安全の保護 ■ 販売時の消費者情報・プライバシーの保護 ■ 文化・宗教・歴史等を屈辱した広告・宣伝の禁止	■ OCEDプライバシーガイドライン（※消費者の保護や広告における差別の禁止を求めるルール等は特になし。基本的には差別撤廃条約等の基本的な原則のみ）等	■ ローマI規則（593/2008） ■ 消費者権利指令（2011/83/EU） ■ 一般製品安全指令（2001/95/EC） ■ 視聴覚メディアサービス指令（2010/13/EU） ■ 消費者に対する商業上の不公正行為に関する指令（2005/29/EC） ■ 誤解を生じさせる不公正行為・比較広告指令（2006/114/EC） ■ 欧州共通販売法（CESL）規則（※審議中）　等	■ 1987年消費者保護法（The Consumer Protection Act 1987） ■ 2005年一般製品安全規則（The General Product Safety Regulations 2005） ■ 2003年英国通信法（The Communication Act 2003） ■ 2009年視聴覚メディアサービス規則（The Audiovisual Media Services Regulations 2009） ■ 2008年不公正取引からの消費者保護規則（The Consumer Protection from Unfair Trading Regulations 2008） ■ 2008年誤解を生じさせる販売からのビジネス保護規則（The Business Protection from Misleading Marketing Regulations 2008）　等	消費者保護や販売・広告・宣伝時の情報・プライバシーに関するルールについては、既にEU法令に基づく国内法が存在しており、Brexitによる政策の変更・企業への影響は限定的と考えられる。 （ただし、製品安全や販売法に関しては、今後EU法改正によりEU・英国間で差が生じる場合、企業への影響が生じる可能性あり。）
		廃棄	■ 廃棄量の削減（フードロス対策等を含む） ■ リサイクル促進による環境影響の抑制等	■ バーゼル条約 ■ 廃棄物の越境規制に関するOECD理事会決定 ■ Save Food Initiative/ Zero Hunger Challenge/ Think.Eat.Save 等	■ 廃棄物枠組み指令（2008/98/EC） ■ 埋め立て指令（1999/31/EC） ■ FUSIONS（Food Use for Social Innovation by Optimising Waste Prevention Strategies）　等	■ 2011年廃棄物規則（The Waste Regulations 2011） ■ 2002年埋め立て規則（The Landfill Regulations 2002） ■ 汚染目録（Pi）制度 ■ Love Food Hate Waste ■ Feeding the 5000 等	英国では、EUの廃棄物政策枠組への適合により、リサイクル率向上や廃棄物削減を達成してきた経緯があることから、Brexitによる政策の変更・企業への影響は限定的と考えられる。 （フードロス対策についても現行スキームの踏襲が考えられる。）

*2　ILO条約の中で、「就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）」、「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に対する条約（第182号）」の2つの条約にて児童労働に関するILO条約が締結されている。また、「独立国における原住民及び種族民に関する条約（第169号）」によって先住民族の権利等が規定されている

➢ 【企業方針】

コーポレートガバナンス（企業の基本理念・行動指針／情報開示方針／内部告発ポリシー等）や基本的な労働者・消費者・地域住民の保護、調達・投資全般に係る枠組み・ルール等

－ 国際ルール

- 2011 年に国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則（ラギー報告書）」では、全ての国と企業が尊重すべきグローバル基準が定められている。3 つの指導原則は（「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、人権の侵害が生じた場合の「救済制度へのアクセス」）に基づき、企業に人権を尊重する責任を方針として定めることを求めている。
- また国連では、企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮し、社会のよき一員として行動し、持続的な成長を実現するための枠組みとして、「人権」・「労働」・「環境」・「腐敗防止」の 4 分野・10 原則を定めた「国連グローバルコンパクト（United Nations Global Compact: UNGC）」を作成している。

- 多国籍企業の CSR（企業の社会的責任）に関する国際的なガイドラインである、「OECD 他国籍企業行動指針」では、企業は責任ある行動を取るために必要な労働基準、環境、情報開示、技術移転、競争、税等幅広い分野における責任ある企業行動に関する任意の原則と基準を示している。（ガイドラインには法的拘束力はなく、適用実施は各企業の自主性に委ねられている。）
- その他企業のサステナビリティレポートのガイドラインとしては、「Global Reporting Initiative 第 4 版（GRI G4）」にて、経済面・社会面・環境面の観点から、（サプライチェーン、ガバナンス、倫理と誠実性等の項目を含む）報告すべき内容とその報告方法が定められている
- 関連する国際的な基準としては、国際標準化機構（ISO）により、ISO19600「コンプライアンスマネジメント」 ISO26000「社会的責任に関する手引き」の制定や、その補完規則である ISO20400「持続可能な調達」（発行予定）が検討されている。[91]

－ EU ルール

- EU では、全体的な経済成長、企業活動の枠組みとして、「賢い成長（Smart Growth）」、「持続可能な成長（Sustainable Growth）」、「包括的な成長（Inclusive Growth）」という 3 つの保管的な重要課題を掲げた 10 か年経済成長戦略「欧州 2020 戦略」を掲げている。この戦略の中では、企業の信頼回復は不可欠な要素であり、CSR は企業信頼確立に大きく貢献するものとして人権や労働・環境問題など、CSR が取扱う社会問題を定義している。
- EU では、**「特定種の事業の年次財務諸表・年次連結財務諸表及び関連報告書に関する指令（2013/34）」**に従い、対象となる企業は、環境・社会・従業員・人権・腐敗防止に関する方針、主要なリスク、特定事業に関する業績指標（KPI）、サプライチェーン等におけるデューデリジェンス等の非財務情報をマネジメントレポートに記載し、情報開示しなくてはならない。
  - ✓ また、上記指令（2013/34）を補足するものとして、**「特定の大規模事業・グループの非財務情報開示に関する指令（2014/95）」**では、年間平均従業員数が 500 人以上の大企業に対し、企業の社会的責任（CSR）や環境保全、人権保護や汚職防止等への取組を含む非財務情報の開示を義務付けている[92]。
  - ✓ なお非財務情報の開示にあたって企業は、上記の「ラギー報告書」、「UNGC」、「OECD ガイドライン」「ISO26000」、「ILO 第三者宣言」、「GRI G4」等の国際的に認められた枠組みや EU 環境管理・監査スキーム（EU Eco-Management and Audit Scheme: EMAS）等を活用することが認められている。

[91] ISO26000「社会的責任に関する手引き」は、企業及び政府等あらゆる組織の調達活動において環境影響を最小限にとどめ、人権問題を対処し、社会及び経済へ貢献する努力を行うようにするためのガイドライン。「ISO26000 社会的責任に関する手引き」の補完規格として位置づけられており、2016 年 8 月に第二次国際規格原案（DIS）が公表されている。手続きが順調に進めば 2017 年中に発行予定となっている

[92] なお、これら非財務情報の開示に関するルールとは別に、通常の財務情報の開示等にあたっては、EU として、「国際会計基準の適用に関する規則（1606/2002）」、「特定の国際会計基準の適用に関する規則（1126/2008）」等にて、国際会計基準を企業の年次財務報告書に適用するための具体的な規則を定めている。

－ **英国ルール**

- 英国では、企業の設立・運営・情報開示等の基本原則を定めた会社法のほか、財務報告評議会（Financial Reporting Council: FRC）が公表する**「英国版コーポレートガバナンスコード（UK Corporate Governance Code）」**により、企業へ株主に対する取締役会の説明責任や透明性の担保を求めている。また、**「企業の責任（Corporate Responsibility）に関する行動フレームワーク」**を国家レベルで定め、指導原則等の国際的なアプローチの整合性の確保や企業報告の改善等を図っている。
  - ✓ その他事業活動の透明性や民間・公的機関における内部告発制度に関しては、**「企業買収及び合併に関するシティー・コード」**や、**「1998 年公益開示法」**が規定されている。
- また上記の EU 指令「特定種の事業の年次財務諸表・年次連結財務諸表及び関連報告書に関する指令(2013/34/EU)」、「特定の大規模事業・グループの非財務情報開示に関する指令(2014/95)」をそれぞれ国内法化した**「2015 年企業・パートナーシップ・グループ（会計及び財務報告）規則」**、**「2016 年企業・パートナーシップ・グループ（会計及び非財務報告）規則」**がそれぞれ定められている。
- そのほか英国では、国家規格として、**BS 13500「組織のガバナンス」**、**PAS 1998:2008「内部告発」**等が定められている。

(b) Brexit による影響

- 英国では、独自のコーポレートガバナンスコードや、非財務情報のレポート・情報開示等に関する EU 指令を国内法化した規則等が制定されている。Brexit 後も引き続き当該法令内容を適用することが予測され、企業への影響は限定的と考えられる。

➢ 【事業活動：全般管理】

マネーロンダリング等の違法行為や、賄賂（反社会勢力やテロ組織、政府組織への資金提供等）を禁止し、取り締まるための枠組み・ルール等

－ **国際ルール**

- 腐敗防止のルールとして、「国連腐敗防止条約」にて各国が外国公務員への贈収賄の禁止や適切な会計記録についての立法化、国際協力を行う旨を規定している。また、前述の UNGC 中の原則 10 にて「腐敗防止」が定められている。
  - ✓ 上記国連でのルールに加え、OECD でも「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（OECD 外国公務員贈賄防止条約）」にて贈賄行為の犯罪化、制裁の実施、犯罪人引渡し、を規定している。
- 加えてあらゆる組織（大・中小組織、上場・非上場含む）が対象となり展開される包括的な贈賄防止マネジメントシステム規格として、ISO 37000:2016 「贈賄防止マネジメントシステム」も定められている。[93]

- マネーロンダリングに関しては、マネーロンダリングに関する金融活動作業部会（Financial Action Task Force on Money Laundering：資金洗浄規制のための政府間機関）が、資金洗浄防止のため各国が刑事法制や金融規制にて採るべき措置を「資金洗浄に関する 40 の勧告」及び「9 の特別勧告」にて定めている[94]。

－ **EU ルール**

- 欧州では、「EU 腐敗防止条約」の他、**「特定の大規模事業・グループの非財務情報開示に関する指令(2014/95)」**に基づき、企業は、非財務情報として腐敗防止の方針についても開示することが求められている。[95]
- また、**「マネーロンダリングのための財政システム利用防止に関する指令（2015/849）」**に基づき、加盟国は国内法にてマネーロンダリング法制を整備することとしている。

－ **英国ルール**

- 英国では、上記 EU 指令に基づき、**「2007 年資金洗浄規則（Money Laundering Regulation 2007）」**[96]が定められているほか、国内法である**「2010 年贈収賄禁止法（Bribery Act 2010）」**にて贈賄・収賄、外国公務員への贈賄、法人犯罪（商業組織が贈収賄を防止しなかった行為）等を禁止している。
- また、**「2000 年英国年金法（Pension Act 2000）」**では、年金基金の運用に関し、倫理的、社会的、環境的側面をどの程度考慮したかについて企業へ情報開示を義務づけるなど、先進的な取り組みが実施されている。

---

[93] その他民間主導での贈賄防止のためのイニシアティブとしては、企業の腐敗防止対策の水準の底上げを行い、より透明性の高く競争力のある企業社会の実現を目指した、Partnership against Corruption Initiative (PACI)メンバーによる「PACI 贈収賄防止原則」（Transparency International の贈収賄防振のためのビジネス原則を基盤とした原則）等がある

[94] そのほか、資源産出国の政府への資金の流れの透明性を高めることで健全な統治を実現し、資源産出国の経済発展を目指す国際的な取り組みとして、「採取産業透明性イニシアティブ（Extractive Industries Transparency Initiative）」等がある

[95] そのほか、EU 加盟国に留まらず、欧州評議会として下記条約・ルール等が定められている。
「腐敗防止のための 20 の指導原則」（1997 年）（Twenty Guiding Principles for the Fight against Corruption）：国内外の腐敗行為を犯罪化するための協調、腐敗犯罪捜査等を行う当局の独立性の確保、メディアの自由、腐敗が組織犯罪や資金洗浄と絡んでいないか考慮すること、腐敗対策における最大限の国際協力などの原則を列挙
「腐敗に関する刑事法条約」（Criminal Law Convention on Corruption）（1999 年）：官民における贈収賄やあっせん贈収賄、資金洗浄など様々な腐敗行為の犯罪化を締約国に義務付け。腐敗犯罪の捜査や訴追に関する国際協力なども規定
「腐敗に関する民事法条約」（Civil Law Convention on Corruption）（1999 年）：締約国に対し、腐敗行為の被害者の損害賠償の権利について国内法上の措置を取ることを義務付け。

[96] その他英国では、「2016 年イングランド銀行及び金融サービス法（Bank of England and Financial Services Act 2016）」にも資金洗浄に係る規定あり

(b) Brexit による影響

- 英国では、資金洗浄に関する EU 指令に基づく規則や、独自法である贈収賄禁止法等が定められており、引き続き EU 域内の企業等とのビジネスの推進を行う上でも現行の内容を踏襲する可能性が高く、変更やそれに伴う企業への影響は限定的となると考えられる。
- また「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（OECD 外国公務員贈賄防止条約）」等の国際条約は、英国として締結していることから、Brexit 後も引き続き効力を有し、大きな変化はないと考えられる。

➢ 【事業活動：人事労務管理】

雇用における人種・性別等に基づく差別の禁止や、（賃金、労働時間、年金等に関して）不当な職場待遇／労働慣行を阻止するための枠組み・ルール等

－ 国際ルール

- 国連により、人種の違いを理由に差別を撤廃することを定める多国間条約として「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」があり、英国も批准している。
- また、ILO 条約にて、不当な労働管理の禁止、雇用における人種・性別等に基づく差別の禁止等の国際労働基準が定められている。
  - ✓ 具体的には、「1958 年の差別待遇（雇用及び職業）条約」（雇用上の差別的待遇の禁止）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（経済的及び社会的活動における差別撤廃のための適当な措置を採ることを規定）、「職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約」（予防的安全衛生文化の育成を促進すると共に、予防的措置を通じ、より安全かつ健康な作業環境を推進）等が定められている。[97]
- 加えて、労働慣行や雇用条件等に関し政府、多国籍企業、使用者団体及び労働団体に指針を提供する目的で「多国籍企業及び社会政策に関する ILO 第三者宣言」が定められている。

－ **EU ルール**

- EU では、EU 会社法の一つである**「欧州会社への労働者の関与に関する指令（2001/86）」**にて欧州会社（SE）における従業員の経営関与のあり方の大枠を規定するほか、**「宗教・信条、障害、年齢、性的指向に基づく差別禁止を求める枠組み指令（2000/78）」**等により、事業による雇用時の差別行為を禁止している。

－ 英国ルール

- 英国では、国内法である**「2010 年平等法（The Equality Act 2010）」**によって、雇用における差別の禁止、**「1993 年労働組合改革・雇用権利法」**により労働者の権利等が規定されている。
- また、EU にて雇用や職業に関する平等待遇の一般的な枠組みを規定した「宗教・信条、障害、年齢、性的指向に基づく差別禁止を求める枠組み指令」に基づき、**「2003 年雇用均等（宗教・信仰）規則（The Employment Equality (Religion or Belief) Regulations 2003）」**、**「2003 年雇用均等（性的指向）規則（The Employment Equality (Sexual Orientation) Regulations 2003）」**、**「2006 年雇用均等（年齢）規則（The Employment Equality (Age) Regulations 2006）」**等の各種雇用関連ルールが定められている。
  （※詳細については次項（３）労働関連分野の「EU における移民・労働者の権利に関するルール」を参照）

(b) Brexit による影響

- 労働市場における雇用・平等待遇の原則を徹底させるため、各種 EU 指令に基づき、英国にて国内法が定められていることから、Brexit 後も引き続きこれら国内法の内容が踏襲される可能性が高く、変更に伴う企業への影響は少ないと考えられる。
  ただし、Brexit により英国にて EU 市民の移動・就労の限定や、移民に対する規制の厳格化等が起こる可能性はある。
  （※詳細については次項（３）労働関連分野の「EU における移民・労働者の権利に関するルール」を参照）

[97] 現在 ILO 条約・勧告は約 400 近くあり、批准されることで国内法としての効力を持つ。現在英国では、59 の条約を批准している。

➢ 【サプライチェーン：研究開発】

研究開発事業における資源利用・環境破壊の抑制や、動植物の搾取など反倫理的行為の取り締まり、労働者の健康・安全保証に関する枠組み・ルール等

－ 国際ルール

- 研究開発における生命倫理に係る部分については、ユネスコ総会にて、「生命倫理と人権に関する世界宣言」が採択され、人権の保護、個人と社会の責任、プライバシーの保護、差別の排除、文化的生物的多様性の尊重など、生命科学及び医療関連技術全般の倫理問題に関する原則及び各国が進める政策立案の枠組みが示されている。さらに同年には、（法的拘束力はないものの）研究・開発における人間のクローン胚についての「国連人間クローン禁止宣言」が設けられている。

- また、研究開発での動植物の取扱いに関しては、「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」に基づき、生物資源の持続可能な利用を行うために、希少種の取引規制や特定の地域の生物種の保護が定められている。また、締結国会議（COP10）では、バイオテクノロジーによって改変された遺伝子組換え生物が生物多様性及び持続可能な利用に及ぼす悪影響阻止が掲げられている[98]。

- 研究開発での動物の使用に関しては、動物の不要な使用を制限し、加盟国による実験の重複を回避するため、「代替・削減・改善（Replacement, Reduction, Refinement: 3R）の原則」を定めた「ボローニャ宣言（世界動物実験代替法会議宣言）」や、畜産物の取扱いについて英国由来の動物保護政策に基づく原則を定めた「OIE 実験動物福祉綱領」等がある。

- そのほかにも、国際医学団体協議会（Council for International Organization of Medical Sciences: CIOMS）及び国際実験動物学会議（International Council for Laboratory Animal Science: ICLAS）が定める「医学生物学領域の動物実験に関する国際原則」や、「OECD 化学物質試験に関するガイドライン」にて、動物福祉や化学物質の取扱いに関する原則・指針が示されている。

－ EU ルール

- EU とは別に、現在クローン技術に関し欧州評議会は、**「生物学及び医学の実践に関する人権及び人間の尊厳の保護のための条約（「人権と生物医学に関する欧州条約」）」**にて研究目的でのヒト胚の作成を禁止しており、先端医療・医学における人権問題についての理念が明文化されたものとして、立法資料において頻繁に引用される条約となっている。
- EU では、2013 年に動物のクローンとクローン技術を使用した食品、ノベルフード（新規食品）に関する法案（Proposal）が提出され、現在も審議が行われている。本法令は、EU 域内でのクローン技術の使用及びクローン技術を使用した動物の輸入を禁止とするほか、クローン動物を使用した食物の上市も禁止する内容となっている[99]。

- 動物実験に関しては、**「科学目的に使用される動物の保護に関する指令（2010/83）」**にて、上記ボローニャ宣言に基づく、企業が研究開発にて遵守すべき動物の取扱い、制限等が設けられている[100]。

---

[98] 生物多様性条約締結国会議（COP : Conference of the Parties）（COP10）において、「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS: Access and Benefit Sharing）」に関する国際的な枠組みの策定が行われた。また、カタルヘナ議定書締結国会合（The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties of the Protocol: COP-MOP）にて、遺伝資源の扱いを含む補足議定書として「バイオセーフティに関するカタルヘナ議定書の責任及び救済についての名古屋・クアラルンプール補足議定書」が発効されている。

[99] 動物のクローンとノベルフード（新規食品）に関する法案（下記 2 指令、1 規則）は、欧州連合（EU）域内で家畜にクローン技術を使用することと、そのようなクローン動物を輸入することを禁止するもので、動物福祉及び同技術の使用に関する倫理上の懸念への対応を意図している
・「Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the cloning of animals of the bovine, porcine, ovine, caprine and equine species kept and reproduced for farming purposes
/* COM/2013/0892 final - 2013/0433 (COD) */」
・「Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE on the placing on the market of food from animal clones /* COM/2013/0893 final - 2013/0434 (APP) */」
・「Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on novel foods /* COM/2013/0894 final - 2013/0435 (COD) */」

[100] （参考）EU では動物保護に関しては、1992 年の EU 条約（マーストリヒト条約）に付帯された「動物保護宣言」に基づき、輸送・市場販売・研究に係る EU 立法で動物福祉に配慮するよう規定されたのを機に、「アムステルダム条約」によって動物保護への言及は「動物の保護と福祉に関

（※詳細については、Appendix「２．製薬業において Brexit による影響が懸念される主要法令の詳細説明」を参照）

－ **英国ルール**

- クローンについては、研究及び治療におけるヒト胚の作成及び利用に関し、**「1990 年ヒト受精・胚研究法」**を定め、研究目的によるヒト胚の研究利用については、ヒト受精・胚機構（Human Fertilisation and. Embryology Authority: HFEA）による許可制とし、細胞核移植を用いた杯を着床させることを禁止している。
  - ✓ なお英国では、クローン技術に関し欧州評議会が定める「人権と生物医学に関する欧州条約」の内容が厳格すぎるとの立場から批准していない。
- 英国では動物実験は、**「1986 年動物（科学的手続）法」**、**「2006 年動物福祉法」**により、哺乳類、鳥類等脊椎動物を対象とした動物実験は内務大臣の許認可がなければ実施ができない仕組みとなっている。

(b) Brexit による影響

- 現在 EU では、クローン技術を使用した食品、ノベルフードに関する基準の見直しなど、新たな法令に向けた審議を行っており、制定時期によっては、今後英国と EU との間に基準のギャップが生じ、企業の業務やコストの増加につながる可能性がある。

する議定書」のかたちをとり、マーストリヒト条約よりも高い位置づけが与えられた。さらに 2008 年の EU 機能条約（リスボン条約）では、動物福祉が初めて条約本体に取り込まれ、対象となる政策分野が明記されている。
EC 設立条約に付帯する「動物の保護と福祉に関する議定書」（1997 年）では、「高位なる条約締結者は、感受性のある生命存在としての、動物の福祉の擁護と尊重が確実に改善されることを願い、欧州共同体を設立する条約に以下の条項を付帯させなければならないということに合意した。共同体の農業、運輸、市場、研究に関する政策の策定と実施において、共同体及び加盟国は、動物福祉の要件に十分な配慮を行わなければならず、その際、とりわけ宗教儀式、文化的伝統及び地域遺産にかかわる、加盟国の法的又は行政上の措置と慣例を尊重する。」とある。

➢ 【サプライチェーン：原料生産・調達】

原料生産・調達時における過剰な資源搾取・環境破壊の防止、強制労働・児童労働の取締り、地域社会の持続性の保証等に関する枠組み・ルール等

－ 国際ルール

- 原料調達等に際しての先住民の文化・環境、基本的権利の尊重のため、「先住民の権利に関する国連宣言」や、環境社会配慮や住民の土地利用に係るデューデリジェンスの実施を盛り込んだ「IFC パフォーマンススタンダード」が定められている[101] [102]。
- ILO 条約の中でも、「就業が認められるための最低年齢に関する条約（第 138 号）」、「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に対する条約（第 182 号）」の 2 つの条約にて児童の権利及び自動労働の禁止、「独立国における原住民及び種族民に関する条約（第 169 号）」により先住民族の権利等が規定されている。

- 加えて、資源採取企業から資源算出国政府への資金の流れの透明性を高めること、で政治腐敗及び貧困を撲滅する取組として、12 の項目より構成される腐敗防止の原則を定めた「採取産業透明性イニシアティブ（EITI）」があり、石油・ガス開発、鉱業等の資源開発に関わる企業等が参画している。[103]

－ **EU ルール**

- 現在 EU では、製品流通のトレーサビリティ確保のため、アグリフードチェーン（農産物の生産から食品としての消費に至る一連の工程）全体における衛生・安全基準強化のための規則案パッケージが検討（一部は現在審議中、その他は既に制定）されている[104]。
- また、EU 域内市場における取引・流通においては、非合法に伐採された木材の流通を防ぐため、**「EU 木材規則（EUTR）（995/2010）」**に従い、木材製品の市場流通のためのデューデリジェンスの実施や、木材流通のトレーサビリティ確保が義務化されている。

－ 英国ルール

- 英国では、2015 年に企業活動・経済活動において、サプライチェーン上の「奴隷制（人身取引・強制労働・性的搾取等）」を特定し、根絶するための手順の報告を定めた**「2015 年現代奴隷法（Modern Slavery Act 2015）」**が定めており、世界で売上高が 3,600 万ポンド（約 50 億円）を超える企業（英国・英国外の 12,000 社が対象。日系企業も含む）は、サプライチェーン上の「奴隷制」排除のための声明（「奴隷と人身取引に関する声明」）を会計年度に 1 度発行しなくてはならない[105]。

---

[101] IFC パフォーマンススタンダードは、環境社会配慮に関して IFC の顧客に対する要求事項を示しており、PS1~PS8 の基準のうち PS7 にて先住民の権利が規定されている。PS7 に関し、土地取得に関わるデューデリジェンスの必要性が定められており、先住民から、外部からの干渉・強制のない（Free）、事前の（Prior）インフォームドコンセント（Informed Consent）を得ることが規定されている。

[102] 2007 年の国連総会において採択された「先住民族の権利に関する国連宣言」は、法的拘束力はないものの、先住民族の権利尊重に向けた国際原則として、多くの企業の社内施策（行動規範等）に反映されている。

[103] その他ルールとしては、鉱業・金属精錬業界の持続可能な開発を目指す団体である国際金属・工業評議会（International Council on Mining and Metals: ICMM）が定める 10 原則（企業活動における人権、環境、地域社会への考慮について規定）がある。

[104] 「COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL AND THE EUROPEAN PARLIAMENT Healthier Animals and Plants and a Safer Agri-Food Chain A modernised legal framework for a more competitive EU /* COM/2013/0264 final */」が 2013 年に提出されている。
アグリフード全行程に沿って発生する可能性のある人、動物、植物へのリスクを予防、排除、又は軽減するため、**「動物衛生に関する規則（2016/429）」**、**「植物衛生に関する規則（2016/2031）」**、**「財政支出フレームワークに関する規則（652/2014）」**が制定されており、「公的統制に関する規則（案）」が現在審議中である。

[105] 本法令では、現代における奴隷の定義は、①奴隷・隷属・強制労働、②人身取引、③搾取（性的搾取、臓器提供の強制等）の大きく 3 つに分けられる。また、対象企業の「奴隷と人身取引声明」の中には、以下内容を含むこととしている。

1.構造：組織の構造と事業内容及びサプライチェーン
2.方針：奴隷と人身取引に関連する方針（既存の関連する方針も活用）
3.デューデリジェンスのプロセス：事業とサプライチェーンにおける「奴隷と人身取引」に関連する人権デューデリジェンスのプロセス
4.リスクの評価と管理：事業とサプライチェーンのどこに奴隷と人身取引のリスクがあるか、また、そのリスクに対して評価し、管理するために講じるステップ
5.パフォーマンス指標：奴隷と人身取引が業務とサプライチェーン上で起こっていないことを確認する方法の有効性と、その行動のパフォーマンス評価指標による測定（及びモニタリング）
6.研修：奴隷と人身取引に関する研修のスタッフへの提供

(b) Brexit による影響

- 原料生産・調達に関しては、「2015 年現代奴隷法」により、企業に対し、サプライチェーン上の「奴隷制（人身取引・強制労働・性的搾取等）」の根絶を求めるといった、EU とは別の厳格な人権関連ルールを制定している。Brexit 後も引き続き国内法（及び各国際条約に準拠したルール）を踏襲することが考えられ、企業への影響は限定的と考えられる。ただし中長期的には、現行よりも厳格なルールを制定する可能性もある。

➢ 【サプライチェーン：加工・製造】

製品の加工・製造時に発生する工業排気／排水／汚染物等の環境への悪影響の防止に関する枠組み・ルール等

－ 国際ルール

- （略）加工・製造時に発生する環境への影響防止に係るルールについては、次項「（２）環境分野」を参照。

- 加工・製造に係る労働者の健康や安全性確保に関しては、化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標とし、科学的なリスク評価によるリスク削減、有害化学物質に関する情報収集と提供等を定めた「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAISM）」が採択されており、各国政府をはじめとするステークホルダが対応を検討すべきとしている[106]。
- また労働安全に関する国際規格としては、OHSAS18001「労働安全衛生マネジメント」等が策定されている。

－ EU ルール

- （略）加工・製造時に発生する環境への影響防止に係るルールについては、次項「（２）環境分野」を、加工・製造に係る労働者の健康や安全性確保に係るルールについては、「（３）労働関連分野」の【労働安全・衛生関連】を参照

－ 英国ルール

- （略）加工・製造時に発生する環境への影響防止に係るルールについては、次項「（２）環境分野」を、加工・製造に係る労働者の健康や安全性確保に係るルールについては、「（３）労働関連分野」の【労働安全・衛生関連】を参照

(b) Brexit による影響

- 英国にて既に工場排出等の環境関連の国内法や労働安全衛生に関する国内法が定められており、Brexit 後も当該内容を踏襲することが予測される。そのため、政策の変更やそれに伴う企業への影響は限定的と考えられる。

[106] 現在（英国を含む）175 の政府機関、90 以上の NGO、10 の政府間組織（IGO）等がステークホルダとなっている。

➢ 【サプライチェーン：輸送・販売】

製品輸送時の取扱い（危険物からの労働者の保護等を含む）、販売時における適切な情報提供と差別的な広告／宣伝の禁止、販売に際しての消費者情報・プライバシー保護等に関する枠組み・ルール等

－ **国際ルール**

- OECD では、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告（OECD プライバシーガイドライン）」が定められ、日本を含む各国の個人情報保護の考え方に関する 8 つの原則（「収集制限の原則」、「データ内容の原則」、「目的明確化の原則」、「利用制限の原則」、「安全保護の原則」、「公開の原則」、「個人参加の原則」、「責任の原則」）が定められている[107]。

－ **EU ルール**

- EU では、個人情報の利用・処理方法に関する EU 共通のルールとして**「EU データ保護指令（95/46）」**等が定められており、プライバシーの権利を保護すると共に、欧州連合内での個人情報の自由な流れを推進している。また、2018 年 5 月からは、**「一般データ保護規則（GDPR）2016/679」**に移行することになっている。
  （※詳細については、後述の「（４）データ・情報保護分野」を参照）
- また EU とは別に、欧州評議会によって、**「個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約」**（欧州評議会条約第 108 号）が個人データ保護に関する唯一の拘束力のある国際文書として制定されている。本条約における個人データ保護に関する原則は、内容的には OECD プライバシーガイドラインのものと概ね整合性のとれたものとなっている。

- EU では、企業が消費者へ製品・サービスを提供するにあたっては、**「消費者権利指令（2011/83）」**によって消費者保護のための契約撤回の期間を設けているほか、**「消費者に対する商業上の不公正行為に関する指令（2005/29）」**、**「一般製品安全指令（2001/95）」**、**「誤解を生じさせる不公正行為・比較広告指令（2006/114）」**等により企業に対し、消費者への正しい製品・サービスに関する情報の提供、市場流通における安全の確保を求めている。
- その他、国境を超える取引において複数の異なる国際法が適用される可能性がある際に、契約当事者がどの国の法を契約に適用するかを選択する目的で、**「契約上の義務に適用可能な法に関する規則（593/2008）（ローマ I 規則）」**が制定されている。
  - ✓ （参考）また近年は、①域内市場における物やサービスの自由移動を促進し、②契約の自由を基礎とするのと同時に高水準の消費者保護を保証するものとして、欧州共通販売法（CESL）規則（COM（2011）635 final）の策定・審議が進められている[108]。加えて、「一般製品安全指令」の改正規則も検討されており、EU にて製品の安全性確保、市場監視の強化が一層図られる予定となっている[109]。

－ **英国ルール**

- 英国の個人情報の保護に関しては、**「1998 年データ保護法（Data Protection Act 1998）」**があり、個人データは明示された合法的な目的に限り取得されるものとし、欧州経済地域以外の国への個人データの移転を禁じている[110]。
  （※詳細については、後述の「（４）データ・情報保護分野」を参照）

---

[107] OECD ガイドラインは、2013 年に改正が承認され、新たに国家的なプライバシー戦略、プライバシーマネジメントプログラム、データセキュリティ侵害通知、説明責任を果たす組織及び強化されたプライバシー執行といった概念が導入されている

[108] 欧州共通販売法（CESL）規則の提案（Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on a Common European Sales Law /* COM/2011/0635 final - 2011/0284 (COD) */）が審議中である。

[109] 「一般製品安全指令」の改正案「COM (2013) 78: Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on consumer product safety and repealing Council Directive 87/357/EEC and Directive 2001/95/EC」の審議も行われており、「Council Directive 87/357/EEC on the approximation of the laws of the Member States concerning products which, appearing to be other than they are, endanger the health or safety of consumers」と「Directive 2001/95/EC on general product safety (Text with EEA relevance)」が改定され、製品の安全性確保の向上、製品の市場監視スキームの強化等が図られる予定となっている。

[110] 英国では、個人の情報に関するセンシティブデータを政治的意見、宗教的信条、労働組合への加入、人種的・民族的出自、健康状態・性生活、犯罪の前科・容疑の手続・処分・判決を含む個人データ、と定義づけており、EU 指令や欧州評議会条約等とほぼ一致している。

- 消費者保護に関するルールとしては、英国独自法である**「1987 年消費者保護法（Consumer Protection Act 1987）」**のほか、上記各 EU 指令に基づき、**「2005 年一般製品安全規則（The General Product Safety Regulations 2005）」**、**「2008 年不公正取引からの消費者保護規則」（The Consumer Protection from Unfair Trading Regulations 2008）**」、**「2008 年誤解を生じさせる販売からのビジネス保護規則（The Business Protection from Misleading Marketing Regulations 2008）」**等が定められている。

- また販売促進に際し、テレビやラジオのコンテンツに関し差別的な内容がないかの審査基準を規定し、英国情報通信庁（OFCOM）に対しメディア監視に関する権限を与えた**「2003 年英国通信法（The Communication Act 2003）」**や、年齢・サービス・宗教等に基づく差別的な内容広告の禁止を定めた**「2009 年視聴覚メディアサービス規則（The Audiovisual Media Services Regulations 2009）」**等が定められている。

(b) Brexit による影響

- 消費者保護や販売・広告・宣伝時の情報・プライバシーに関するルールについては、既に EU 法令に基づく国内法が存在しており、Brexit による政策の変更・企業への影響は限定的と考えられる。

➢ 【サプライチェーン：廃棄】

（フードロス等を含む）廃棄物の削減、環境負荷を減らした処理の実施、リサイクル促進等に関する枠組み・ルール等

－ 国際ルール

- （略）廃棄物削減に係る一般的なルールについては、次項「（２）環境分野」の【廃棄物】を参照
  - ✓ なお、フードロスに関しては、国際連合食料農業機関（Food and Agriculture Organization: FAO）が二国間及び多国籍機関や金融機関（アフリカ開発銀行、世界銀行、EU 等）と共同で食料ロス・廃棄削減のためのキャンペーン、政策・投資支援を行うために設立した「Save Food Initiative」、国連持続可能な開発会議（リオ＋20）にて宣言された「Zero Hunger Challenge」、FAO や UNEP が中心となり、市民活動団体をパートナーとしてフードロス対策のための啓発を行う「Think.Eat.Save」等のイニシアティブが存在する。

－ EU ルール

- （略）廃棄物削減に係る一般的なルールについては、次項「（２）環境分野」の【廃棄物】を参照
  - ✓ EU では、**「廃棄物枠組み指令（2008/98）」**を定め、廃棄物のヒエラルキーを定義すると共に廃棄物削減に向けた EU 全体での枠組みを定めている。また、**「埋め立て指令（1999/31）」**にて、埋立処理される生分解性廃棄物量の削減目標が設定されており、目標達成のための施策には、フードロス対策等も含まれている。
  - ✓ また EU では、2020 年までに EU 域内における食料廃棄を 5 割削減することを掲げており、その一環として、第 7 次研究・技術開発のための枠組み計画（FP7）の中で、2012 年より Food Use for Social Innovation by Optimising Waste Prevention Strategies（FUSIONS）を始動している。[111]

－ 英国ルール

- （略）廃棄物削減に係る一般的なルールについては、次項「（２）環境分野」の【廃棄物】を参照
  - ✓ 英国では、上記「埋め立て指令（1999/31）」に基づく国内規則を制定し、埋立税引き上げ、外食由来の食品廃棄物の回収助成金、バイオマス活用ファンド設立を実施策に盛り込んでいる。
  - ✓ 英国では、廃棄物全般に係る削減目標は掲げているものの、食品類に特化した廃棄の削減目標は設定しておらず、いくつかの民間イニシアティブが設立されるにとどまっている（以下、例）。
    - 「Love Food Hate Waste」（一般消費者向けの啓発プロジェクト。ウェブサイトを通じた基礎情報の発信、消費者のムダ削減・家計改善のためのアドバイスやツール提供等）
    - 「Feeding the 5000」（市場に供給されない規格外農産物を中心に、従来廃棄されていた食料を活用し、5,000 人の一般市民への料理提供、食料ロス・廃棄問題の啓発等）

(b) Brexit による影響

- 英国では、EU の廃棄物政策枠組への適合により、リサイクル率向上や廃棄物削減を達成してきた経緯があることから、Brexit による政策の変更・企業への影響は限定的と考えられる。
  （フードロス対策についても当分は現行スキームの踏襲が考えられるが、将来的には独自法の制定もあり得る。）

[111] なお、FUSIONS の後続として、2015 年より Resource Efficient Food and dRink for the Entire Supply cHain（REFRESH）が始動している。

（２）環境分野

現在 EU の環境規制は世界で最難度であり、英国はこれまで EU の規制関連法令の緩和を主張しながらも、規制の直接適用や指令の国内法化を進め環境政策に取り組んできた経緯があるため、EU 離脱後も引き続き EU の環境基準と同等の内容を採用する可能性が高い。
ただし、一部環境法令・政策については、規制・基準の見直しが示唆されており、今後の方向性の不確実性が高まっている。例えば、英国は世界に先駆け 2050 年までの CO2 削減のターゲットを定めた「2008 年気候変動法」を制定するなど、地球温暖化対策に積極的であり、Brexit 後も基本方針は変えないと想定されるものの、Brexit に際しては、気候変動枠組条約にて英国としての目標値を新たに提出する必要があり、今後の英国の温暖化対策への影響が懸念されている。また、Brexit により、Euratom からの離脱に伴う英国での新規原子力発電の工期の遅延や、再生可能エネルギーの目標値の見直し等も示唆されており、今後の政策動向に注視していく必要がある。

(a) 関連法令の内容（環境分野全般）

- 現在 EU では、**EU 機能条約** 191 条 1 項に「EU 環境政策の目的」が、同上 2 項に「環境法の原則（高水準の保護の原則、予防原則、防止行動原則、発生源是正優先原則、汚染者負担原則）」を定めており、環境保護を EU の本質的目標の一つとして位置づけ、EU 全政策の策定・実施の段階で環境保護が考慮されなければならないとしている[112] [113]。
  - ✓ また EU 法の一般原則として「環境統合原則（The Principle of Environmental Integration）」があり、（環境保護以外の政策を含む）EU の全ての政策において、EU の環境政策目的が追求され、EU の環境諸原則が考慮されなければならないとしている。

- 現在 EU では、環境分野に関しては、EEA 国まで適用されるルールの多くを「指令」として定め、各加盟国が国内法化することで環境保護の方法・政策に裁量を持たせるスキームとなっている。これにより英国では、大気、水質、騒音・振動、廃棄物・リサイクル、化学物質・有害物質、エネルギー、気候変動・地球温暖化それぞれの環境分野において、EU 指令に基づいた国内法を定めている。
  - ✓ また、EU 法令を直接適用又は国内法化しているもののほか、英国では、国際条約等を採択/締結/批准しているものや、**「2008 年気候変動法」**のような英国独自に定めているものなど、多様なパターンの環境法令が存在している。
    （環境分野に係る主な国際・EU・英国ルールについては、図 17 を参照）

(b) Brexit による影響（環境分野全般）

- EU にて定められた環境に係る指令は、EEA 国にも適用されるものであるため、EU 離脱により EEA 型のシナリオとなった場合には、現行の多くの EU 法令が引き続き適用されることが考えられる[114]。
- 一方で EEA 型以外のシナリオの場合には、現行の EU 法令が適用されなくなることから、短期的には、引き続き現行の国内法を採用し、長期的には、分野によって規制緩和又は強化を図る可能性がある。
  - ✓ 一般的に英国では、比較的積極的に地球温暖化・CO2 削減、水質、生態系保護分野の取組みを推進し、廃棄物、化学物質分野においても EU 指令に基づく施策を行ってきたことから、これらの分野では引き続き現行の EU 指令に定める水準に基づく国内法を適用する可能性が高い。[115]
  - ✓ 一方大気分野では、これまで EU 基準の遵守が困難との観点から、EU の政策に反対を主張してきた経緯があり、場合によっては現行政策の見直しが図られる可能性がある。（ただし、大気/排気分野に関しても、（自動車の排ガス値規制など）EU への製品輸出に際しては、一定の環境基準が適用されることや、英国が批准している国際ルールは引き続き適用されること

---

[112] EU にて環境への取組が開始されたのは、（1972 年のストックホルムで開催された国連人間環境会議を踏まえ）、1973 年の第 1 次環境行動計画の策定、EEC 条約の立法化に遡る。その後数次の条約改正が行われ、現在は EU 機能条約 191 条に環境の原則が示されている。
[113] EU 機能条約 191 条第 1 項の環境分野における政策的目的には、「環境の質の維持、保護及び改善」、「人間の健康の保護」、「天然資源の慎重かつ合理的な利用」、「地域又は世界規模の環境問題に取り組むための国際次元の措置の促進及び特に気候変動との闘い」が含まれる
[114] 図 17 に示す EU 指令の中で、「水遊びに適した水指令」、「生息地指令」、「鳥類指令」以外の全ての指令は、EEA 国にも適用となる。
[115] ただし、地球温暖化分野においては、今後パリ協定での CO2 削減ターゲット値見直しなどにより、英国・EU それぞれの CO2 削減施策の方向性に変更が生じる可能性がある。（詳細は、後述【地球温暖化分野】を参照。）

から、企業活動に支障をきたすような大幅な環境政策・基準の変更等は行われないとの見方が強い。）

- 現時点において英国政府は、EU 離脱後に英国にとって利にかなわない現行の環境規制の緩和の可能性を示しながらも、（EU 離脱後も効力のある）様々な国際協定・条約を遵守し、ビジネス・投資の安定を図るために、一定の分野では、現行の水準維持（もしくは一部厳格化）の可能性を示唆しており、各分野における法令・施策の方向性は不確実性が高い[116]。

- 次頁以降に、各環境分野（大気、水質、騒音・振動、廃棄物、生態系・生物多様性、化学物質、エネルギー、地球温暖化）における主な国際ルール、EU ルールと英国ルールの関係性及び予測される Brexit 後の各分野における施策の方向性について示す。

[116] 英国下院図書館レポート（House of Commons Library Briefing Paper “Brexit: Impact Across Policy Areas”(http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-7213/CBP-7213.pdf)）に以下の記述あり。（抜粋）

…The environment is an area in which UK and EU law have become highly entwined. Depending on the terms of Brexit, it may be easier for future UK governments to change environmental standards

Some have raised concerns that as a result some environmental standards could be lowered. There may be fewer incentives for the UK Government to meet environmental standards if EU enforcement mechanisms do not apply to the UK.

However, some incentives to maintain environmental standards will remain. The Government would still have certain international environmental commitments and some EU standards may still apply if the UK seeks to keep access to the single market. Future governments may also decide to increase standards in some areas.

A particular challenge following Brexit may be ensuring effective ongoing coordination with other countries, as many environmental challenges cannot be tackled in isolation. New mechanisms for coordinating with the EU and between the four nations of the UK might be needed.

（※IEEP レポートにも同様の示唆あり(http://www.ieep.eu/assets/2000/IEEP_Brexit_2016.pdf)）

図 17　環境分野に係る主な国際・EU・英国ルールと Brexit 後の政策方向性

カテゴリ	国際ルール	EUルール	英国関連法	Brexitによる影響示唆
大気	■ 長距離越境大気汚染条約（CLRTAP） ■ 硫黄酸化廃棄物排出量削減に関するヘルシンキ議定書 ■ 窒素参加物排出凍結に関するソフィア議定書　等	■ 大気質枠組み指令（2008/50/EC） ■ 産業排出指令（2010/75/EU）　等	■ 2010年大気水準規則（The Air Quality Standards Regulations 2010 ） ■ 2011年公害防止と管理（指令の指示）命令（The Pollution Prevention and Control (Designation of Directives) Order 2011）等	英国は厳格なEUの大気汚染基準に対し、緩和を主張してきており、Brexit後に規制が緩和される可能性あり
水質（川・湖・海等）	■ 石油による海洋汚染防止のための国際条約（International Convention for the Prevention of Pollution of the Sea by Oil: OILPOL） ■ 廃棄物及びその他の物質の投棄による海洋汚染防止条約（ロンドン条約）（Convention on the Prevention of Marine Pollution by Dumping of Wastes and Other Matter:LDC） ■ 船舶による汚染防止のための国際条約（マルポール条約）（International Convention for the Prevention of Pollution from Ships: MALPOL） ■ 船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約 ■ 水ガバナンスに関するOECD指針　等	■ 水枠組み指令（2000/60/EC） ■ 都市排水指令（91/271/EEC） ■ 地下水指令（2006/118/EC） ■ 硝酸塩指令（91/676/EEC） ■ 下水汚泥に関する指令（86/278/EEC ） ■ 水質の優先取組物質に関する指令（2455/2001/EC） ■ 水遊びに適した水指令（2006/7/EC）　等	■ 2003年水環境（水枠組み指令）規則（The Water Environment (Water Framework Directive) Regulations 2003） ■ 1994年都市排水管理規則（The Urban Waste Water Treatment Regulations 1994） ■ 地下水規則（The Groundwater Regulations 2009） ■ 硝酸塩汚染防止規則（The Nitrate Pollution Prevention Regulations 2015） ■ 下水汚泥に関する規制（The Sludge (Use in Agriculture) Regulations 1989） ■ 2000年水供給（水質）規則（The Water Supply (Water Quality) Regulations 2000） ■ 水遊びに適した水規則（The Bathing Water Regulations 2008） ■ 2014年油汚染の防止（条約締約国）命令（The Prevention of Oil Pollution (Convention Countries) (Revocation) Order 2014） ■ 1974年海洋ダンピング（海外領）命令（The Dumping at Sea Act 1974 (Overseas Territories) Order 1975） ■ 1988年商船（公害防止）命令（The Merchant Shipping (Prevention of Pollution by Garbage) Order 1988／2006）　等	英国では、既に一部EUの水質水準よりも厳格なレベルを設定するなど、積極的な水質改善を図ってきており、Brexitによる政策の変更・企業への影響は限定的と考えられる
騒音・振動　等	■ ―	■ 環境騒音指令（2002/49/EC）　等	■ 2010年大気水準規則（The Air Quality Standards Regulations 2010）　等	Brexitによる政策の変更・企業への影響は限定的と考えられる
廃棄物	■ バーゼル条約／廃棄物の国境を超える移動の規則に関するOECD理事会決定　等	■ 廃棄物輸送規則（(EC) 1013/2006） ■ 廃棄物枠組み指令（2008/98/EC） ■ 埋め立て指令（1999/71/EC） ■ 使用済み車両（ELV）に関する指令（2000/53/EC） ■ 廃電気・電子製品に関する指令（EU 2012/19） ■ 鉱業廃棄物指令（2006/21/EC）　等	■ 2007年廃棄物の越境輸送規則（The Transfrontier Shipment of Waste Regulations 2007） ■ 2011年廃棄物規則（The Waste Regulations 2011） ■ 2002年埋め立て規則（The Landfill (England and Wales) Regulations 2002） ■ 2003年使用済み車両（ELV）規則（The End-of-Life Vehicles Regulations 2003） ■ 2013年廃電気・電子製品規則（The Waste Electrical and Electronic Equipment Regulations 2013） ■ 2005年危険廃棄物規則（The Hazardous Waste Regulations 2005）　等	英国では、EUの廃棄物政策枠組への適合により、リサイクル率向上や廃棄物削減を達成してきた経緯があることから、Brexitによる政策の変更・企業への影響は限定的と考えられる
生態系・生物多様性	■ ワシントン条約 ■ ラムサール条約 ■ 生物多様性に関する条約 ■ バイオセーフティに関するカタルヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書　等	■ 生息地指令（92/43/EEC） ■ 鳥類指令（2009/147/EC） ■ 欧州の野生生物及び自然生息地に関するベルン条約 ■ 遺伝子組換え生物の意図的な環境放出に関する指令（2001/18/EC）　等	■ 1981年野生生物とカントリーサイド法（Wildlife and Countryside Act 1981） ■ 1994年保全（自然生息地その他）規制法（Conservation（Natural Habitats, &c.）Regulations 1994） ■ 2010年生息地規則（The Conservation of Habitats and Species Regulations 2010 ） ■ 2004年遺伝子組換え生物（意図的環境放出）規則（Genetically Modified Organisms (Deliberate Release) Regulations 2004）　等	（今後の政策の方向性は明確にされていないものの）、これまでの生態系保護・生物多様性への推進の立場を鑑みるに、Brexitによる政策の変更・企業への影響は限定的と考えられる
化学物質	■ 麻薬及び向精神薬の不正取引防止条約 ■ ロッテルダム条約/PIC条約 ■ 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）　等	■ 麻薬前駆物質貿易監視に関する規則（(EC) 111/2005） ■ 有害化学物質の輸出に関する事前情報に基づく合意（PIC）規則（(EU)649/2012） ■ 残留性有機汚染物質（POPs）に関する規則（(EC)850/2004） ■ REACH規則（EC 1907/2006）　等	■ 2008年薬物統制（前駆物資巣）規則（The Controlled Drugs Regulations 2010） ■ 2013年殺生物制製品及び化学物質規則（The Biocidal Products and Chemicals Regulations） ■ 2007年残留性有機汚染物質（POPs）規則（The Persistent Organic Pollutants Regulations 2007） ■ 2008年REACH施行規則（The REACH Enforcement Regulations 2008）等	化学物質の輸出・輸送・取扱いについて、国際条約（及びそれに基づくEU規則）の内容を踏襲することが想定されるため、Brexitによる政策の変更・企業への影響は限定的と考えられる
エネルギー	■ （気候変動枠組み条約（UNFCCC）） ■ 国際再生可能エネルギー機関（IRENA）憲章 ■ 原子力の安全に関する条約 ■ 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約　等	■ 再生可能エネルギー指令（2009/28/EC） ■ 国際再生可能エネルギー機関（IRENA）憲章承認に関する決定（2010/385/EU） ■ 欧州原子力共同体（EURATOM）設立条約 ■ 原子力施設の原子力の安全確保のための枠組み指令（2009/71/Euratom） ■ 放射性廃棄物及び使用済み燃料の輸送の監督及び管理に関する指令（2006/117/Euratom）　等	■ 2011年再生可能エネルギー使用義務命令（The Renewables Obligation (Amendment) Order 2011） ■ 2015年再生可能電力購入義務 命令（The Renewables Obligation Order 2015） ■ 2011年国際再生可能エネルギー機関命令（The International Renewable Agency (Legal Capacities) Order 2011） ■ 1972年欧州共同体加盟法（The European Communities (Enforcement of Community Judgments) Order 1972） ■ 2008年放射性廃棄物の国境を越境輸送及び使用済核燃料規則（The Transfrontier Shipment of Radioactive Waste and Spent Fuel Regulations 2008）等	「再生可能エネルギー指令」に定める目標に対し消極的であり、Brexit後に再生可能エネルギー政策が見直される可能性がある。 またEU離脱に伴いEuratomから外れた場合、EU加盟国や第三国と原子力協定の再締結などに伴い、今後の原子力政策の見直し、事業の遅延等が生じる可能性がある
地球温暖化	■ 京都議定書（気候変動枠組み条約（UNFCCC）第3回締結国会議：COP3） ■ パリ協定（UNFCCC第21回締結国会議：COP21）等	■ 排出量取引に関する指令（2003/87/EC） ■ 京都議定書枠組みについて欧州連合排出量取引制度（EU-ETS）の設置に関する指令（2004/101/EC） ■ EUを代表しUNFCCCにて採択されたパリ条約への署名に関する決定（2016/590）　等	■ 2005年温室効果ガス取引枠組み規則（The Greenhouse Gas Emissions Trading Scheme Regulations 2005） ■ 2005年温室効果ガス取引制度（改正）及び国家排出インベントリー規則（The Greenhouse Gas Emissions Trading Scheme (Amendment) and National Emissions Inventory Regulations 2005 ）等	英国はCO2・温室効果ガス削減に積極的であるため、Brexit後も基本方針は変わらないと想定されるものの、パリ協定等の国際的枠組みにてターゲット再設定の必要があるなど、今後の動向に不透明さが残っている

➢ 【大気分野】

(a) 関連法令の内容

－ **国際ルール**

- 大気汚染分野に関しては、国連欧州経済委員会（UNECE）にて採択された「長距離越境大気汚染条約（ジュネーヴ条約）（CLRTAP）」（1983 年発効）があり、締結国は、酸性雨等の越境大気汚染防止及び硫黄等の排出防止策を検討する必要がある。[117]
  - ✓ また UNECE により、CLRTAP に基づく「硫黄酸化廃棄物排出量削減に関するヘルシンキ議定書」や「窒素参加物排出凍結に関するソフィア議定書」等が定められている他、「欧州における大気汚染物質の長距離越境移動の監視及び評価に関する協力計画の長期的資金計画に関する議定書（EMEP 議定書）」にて CLRTAP 締結国に対し、排出データ収集や発生源インベントリー等の情報管理を行うための資金を拠出が定められている。

－ **EU ルール**

- 大気汚染に関するルールとして、EU における環境及び人間への健康被害を回避・防止・削減するための大気水準の評価・管理を定めた**「大気質枠組み指令（2008/50）」**があり、大気中の汚染物質の計測において、CLRTAP との整合が図られるべきとしている。
- また、企業・工場施設の活動における排出基準等については、**「産業排出指令（2010/75）」**が設けられている。本指令により、エネルギー産業、金属の生成・プロセス、鉱物産業、化学産業、廃棄管理、その他食品等分野において活動を行う施設（保管・処理施設を含む）は、環境汚染物質の排出抑制やエネルギー効率化等の各種要件を満たすことを証明しなくてはならないほか、汚染物質の排出量を定期的に報告する義務等が定められている。

－ **英国ルール**

- 英国では、上記 EU 指令の内容を国内法化した「**2010 年大気水準規則（The Air Quality Standards Regulations 2010）」**や、**「2011 年公害防止と管理（指令の指示）命令（The Pollution Prevention and Control (Designation of Directives) Order 2011）」**等が定められている。

(b) Brexit による影響

- 英国は厳格な EU レベルの大気汚染基準に対し、緩和を主張してきている経緯があることから、Brexit 後には CLRTAP 等の国際ルールや、（自動車の排出基準など）EU とのビジネスにおいて支障をきたさない範囲で、国内の大気汚染政策を緩和する可能性がある。

[117] 英国は、当条約に 1979 年に署名、1982 年に批准している。

➢ 【水質分野】

－ 国際ルール

- 水質分野においては、1954 年に国際海事機関（IMO）により「石油による海洋汚染防止のための国際条約 （International Convention for the Prevention of Pollution of the Sea by Oil：OILPOL）」をはじめ、「廃棄及びその他の物質の投棄による海洋汚染防止条約（ロンドン条約）」や OILPOL 条約での規制対象を拡大した「船舶による汚染防止のための国際条約（マルポール条約）」等が定められている。
  - ✓ さらに、バラスト水に含まれる生物の排出に伴う環境被害防止のため、船舶に対しバラスト水の適切な管理を求める「船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」が 2004 年に採択されており、2017 年 9 月に発効する見通しとなっている。
  - ✓ また OECD では、水に関連する政策の企画立案から実行までの複数の段階におけるガバナンスの枠組みについて有効性、効率性、信頼と関与、という 3 つの観点より示した「水ガバナンスに関する OECD 指針」を定めている。（ただし、法的拘束力はない。）

－ **EU ルール**

- EU における水質汚染防止、水質管理等の大枠を定めた**「水枠組み指令（2000/60）」**のほか、都市排水の環境への影響抑制ついて定めた**「都市排水指令（91/271）」**や、地下水の水質管理等について定めた**「地下水指令（2006/118）」**、**「下水汚泥に関する指令（86/278）」**等が定められている。

－ 英国ルール

- 前述の国際ルール批准のため、**「2014 年油汚染の防止（条約締約国）令（The Prevention of Oil Pollution (Convention Countries) (Revocation) Order 2014）」**、**「1974 年海洋ダンピング（海外領）令（The Dumping at Sea Act 1974 (Overseas Territories) Order 1975）」**、**「1988 年商船（公害防止）令（The Merchant Shipping (Prevention of Pollution by Garbage) Order 1988）」**等が定められている。
- また「水枠組み指令」の内容に基づく**「2003 年水環境（水枠組み指令）規則（The Water Environment (Water Framework Directive) Regulations 2003）」**をはじめ、EU 各指令に基づく水質に係る国内規則がそれぞれ定められている。

(b) Brexit による影響

- これまでも英国では、一部の水質水準を EU 基準よりも厳格化するなど、国内法化により積極的な水質改善を実施してきたことから、Brexit による政策の変更やそれに伴う企業への影響は限定的と考えられる。国際条約に基づく海洋水質ルールについても Brexit に関わらず遵守する必要があることから、政策の変更やそれに伴う企業への影響は限定的と予測される。

➢ 【騒音・振動分野】

(a) 関連法令の内容

－ **国際ルール**

- とくになし

－ **EU ルール**

- 環境騒音への曝露に起因する不快感等有害な影響を回避・防止・削減することを目的とし、特に規制市街地での騒音曝露緩和を目指した「**環境騒音指令（2002/49）」**が定められている。

－ **英国ルール**

- 上記指令の内容を国内法化した**「2010 年大気水準規則（The Air Quality Standards Regulations 2010）」**が定められている。

(b) Brexit による影響

- 騒音・振動分野における Brexit による政策の変更やそれに伴う企業への影響は限定的と考えられる。

➢ 【廃棄物分野】

(a) 関連法令の内容

－ **国際ルール**

- 廃棄物の国外への輸出／輸送に際しては、「バーゼル条約」及び「廃棄物の国境を超える移動の規則に関する OECD 理事会決定」等があり、相手国の要請する手続きを必要とする「グリーンリスト廃棄物」、通告手続きを必要とする「アンバーリスト廃棄物」、輸出が禁止される「レッドリストの廃棄物」など、各廃棄物の種類により所要の手続きをとる必要がある。

－ **EU ルール**

- EU では、域外への廃棄物輸送に関し、上記「バーゼル条約」／「廃棄物の国境を超える移動の規則に関する OECD 理事会決定」の内容に準拠した**「廃棄物輸送規則（1013/2006）」**が定められている。
- また、全廃棄物を対象とし、廃棄時の包装やラベル表示等を含む共通枠組みを規定した**「廃棄物枠組み指令（2008/98）」**や、食品廃棄を含む一般廃棄物の削減を求める**「埋め立て指令（1999/71）」**等を定めている。
- 加えて、自動車や機械類に対しては、製造者による回収スキームやリカバリー基準等を定めた**「使用済み車両（ELV）指令（2000/53）」**、**「廃電気・電子製品に関する指令（WEEE 指令）（2012/19）」**等がある

－ **英国ルール**

- 上記「廃棄物枠組み指令」に基づく**「2011 年廃棄物規則（The Waste Regulations 2011）」**をはじめ、EU 規則・指令を国内法化した国内規則がそれぞれ定められている。

(b) Brexit による影響

- 英国では、EU の廃棄物処理の枠組みやその他各指令への適合により、リサイクル率向上や廃棄物削減を達成してきた経緯があり、Brexit による政策の変更やそれに伴う企業への影響は限定的と考えられる。また、廃棄物の国外輸送に関しても、今後もバーゼル条約に準拠した運用が想定され、大きな変更はないと考えられる。

➢ 【生態系・生物多様性分野】

(a) 関連法令の内容

－ **国際ルール**

- 野生動物の保護を目的とした「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際的取引に関する条約（ワシントン条約）」、湿地環境の保護を目的とした「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」、これら 2 つの条約を補完し、生物多様性の包括的な保全及び生物資源の持続可能な利用を行う目的として、「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」が設けられている。
  - ✓ なお、生物多様性条約に基づき、現代のバイオテクノロジーによる改変された生物（Living Modified Organism）による生物多様性の保全及び持続可能な利用への悪影響防止のための措置を規定した「生物多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカタルヘナ議定書（カタルヘナ議定書）」や、締結国会合（COP-MOP5）にて採択された「バイオセーフティに関するカタルヘナ議定書の責任と救済についての名古屋・クアラルンプール補足議定書」が作成されており、現在英国を含む 167 か国及び EU が締結している。

－ **EU ルール**

- EU における生物多様性保全への取組みは古く、1979 年に野鳥の生息地を指定し、保護することを義務付ける**「鳥類指令（2009/147）」**（その後数回の改正。直近は 2009 年に発効）が発効されたほか、1992 年には 450 種類の動物及び 500 種類の植物を貴重な野生種として生息地の保全を目指した**「生息地指令（92/43）」**が定められている。またこれら指令に基づき、EU では、独自の生物保護地区のネットワークの確立や生物多様性損失の防止のための 2020 年に向けた共通の優先目標等を掲げている。
- また、EU とは別に欧州評議会の下で、**「欧州の野生生物及び自然生息地に関するベルン条約」**がヨーロッパ地域の各国により締結されている。

－ **英国ルール**

- 英国では、「生息指令」施行のため内容を国内法化した**「1994 年保全（自然生息地その他）規制法（Conservation（Natural Habitats, &c.）Regulations 1994）」**等の国内法のほか、生息地指令及び鳥類指令双方の内容が盛り込まれた**「2010 年生息地規則（The Conservation of Habitats and Species Regulations 2010 ）」**が定められている。
- また英国では、野鳥及び海洋動物の保護を目的とし、UK 独自の自然保護区の設定について規定した**「1981 年野生生物とカントリーサイド法（Wildlife and Countryside Act 1981）」**も定められている。[118]

(b) Brexit による影響

- 当該分野における Brexit 後の政策の方向性については明確にされていないが、これまで英国は、生物多様性に推進の立場をとっていたことから、Brexit による政策の変更やそれに伴う企業への影響は限定的と考えられる。

[118] なお、遺伝子組み換え作物及びその環境・生態系への影響に関しては、EU 指令「遺伝子組換え生物の意図的な環境放出に関する指令（2001/18/EC）」、またそれに基づく英国規則「2004 年遺伝子組換え生物（意図的環境放出）規則（Genetically Modified Organisms (Deliberate Release) Regulations 2004）」が定められている。

➢ 【化学物質分野】

(a) 関連法令の内容

－ **国際ルール**

- 麻薬及び向精神薬の取引（輸出入・仲介等）を徹底するための法的な枠組みとして「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」があり、特に第 12 条において麻薬前駆物質の国際取引の監視システム構築の必要性、非合法的な麻薬前駆物質の製造・拡散防止のための適切な措置及び国家間での協力を求めている
- また、国際貿易の対象となる特定の有害化学物質及び駆除剤については、越境流通に際しての国際協力の推進を目的とし、事前の情報に基づく同意（PIC: Prior Informed Consent）の手続きを規定した「ロッテルダム条約（PIC）条約」がある。また、残留性有機汚染物質の取扱いについては、別途「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）」が設けられている。

－ **EU ルール**

- 上記条約に対応するルールとして、麻薬及び向精神薬の取引（輸出入・仲介等）については、**「麻薬前駆物質貿易監視に関する規則（111/2005）」**、PIC 手続きについては「**有害化学物質の輸出に関する事前情報に基づく合意（PIC）規則（649/2012）」**、残留性有機汚染物質の取扱いについては、**「残留性有機汚染物質（POPs）に関する規則（850/2004）」**がそれぞれ定められている。
- 加えて、EU 域内で年間 1 トン以上製造・輸入される全ての科学物質については、安全性や用途に関する情報の登録、評価、許可、制限等を規定した**「REACH 規則（1907/2006）」**があり、企業は当局への登録・届出のほか、取引の相手方へ安全性データシート（SDS）等の安全性情報の伝達を行う必要がある。

－ **英国ルール**

- 上記国際条約及び EU 規則（麻薬前駆物質、PIC、POPs、REACH 規則）に基づき、下記規則がそれぞれ定められている。
  - ✓ **「2008 年薬物統制（前駆物資巣）規則（The Controlled Drugs Regulations 2010）」**
  - ✓ **「2013 年殺生物制製品及び化学物質規則（The Biocidal Products and Chemicals Regulations）」**
  - ✓ **「2007 年残留性有機汚染物質（POPs）規則（The Persistent Organic Pollutants Regulations 2007）」**
  - ✓ **「2008 年 REACH 施行規則（The REACH Enforcement Regulations 2008）」**

(b) Brexit による影響

- Brexit 後も、化学物質の国外輸送や取扱いに係る（PICs や POPs 等の）国際条約は英国にて有効であり、引き続き、これら国際ルールに準拠した内容を踏襲することが考えられるため、政策の変更やそれに伴う企業への影響は限定的と考えられる。
- また EU にて定める REACH 規則等化学物質の取扱いに関するルールについても、（英国にとって不必要な部分については改正の可能性があるものの、）引き続きこれら EU ルールの内容に基づく国内法が制定される可能性が高く、Brexit による影響は限定的と考えられる[119]。

[119] そのほか 2002 年の世界首脳会議で合意された目標（2020 年までに化学物質をヒトと環境にもたらす悪影響を最小化する方法で使用、生産されること）を達成するための国際的な戦略・取り組みとして、国際的化学物質管理に関する戦略的アプローチ（Strategic Approach to International Chemicals Management: SAISM）等がある。SAICM 等のアプローチについても英国としては指示の立場を表明しており、引き続き EU 及び国際的な化学物質管理の枠組みに従った政策が取られることと考えられる。

➢ 【エネルギー分野】

(a) 関連法令の内容

－ **国際ルール**

- 再生可能エネルギー（太陽・風力・バイオマス・地熱・水力・海洋利用等）の普及及び持続可能な利用の促進を目的とした「国際再生可能エネルギー機関（International Renewable Energy Agency：IRENA）憲章」等が定められている[120]。
- また、原子力エネルギー政策、原子力の安全性確保に係る枠組みとしては、国際原子力機関（International Atomic Energy Agency: IAEA）の下で「原子力の安全に関する条約」、「核物質の防護に関する条約」、「原子力事故の早期通報に関する条約」、「原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約」などの国際条約が制定されており、EU では、Euratom が機関として加盟している。

－ **EU ルール**

- EU では、2009 年に**「再生可能エネルギー指令（2009/28）」**にて、EU 全体での再生可能エネルギー使用率目標（2020 年までに EU 全体の最終エネルギー消費の 20%を再生可能エネルギーとする）を掲げており、加盟国に 2 年毎に取組状況を欧州委員会に報告することを義務付けている。
- また EU として IRENA を承認する旨を示した**「国際再生可能エネルギー機関（IRENA）憲章承認に関する決定（2010/385）」**を定めている。

- EU における原子力利用に関しては、1957 年に締結された**「欧州原子力共同体（EURATOM）設立条約」**にその基礎が置かれている。当条約では、既存のエネルギー資源不足対処のための有効な手段としての原子力の平和的利用の推進、研究・安全基準の策定、公平な燃料の供給、外国・国際機関等との協力等を行うことが定められている[121]。
- EURATOM 設立条約を基礎とし、原子力利用における安全性の確保（適切な運転条件の達成、事故防止等を含む）のための枠組みとして、**「原子力施設の原子力の安全確保のための枠組み指令（2009/71/Euratom）」**や、廃棄処理目的の輸送を対象とし規制を設けた**「放射性廃棄物及び使用済み燃料の輸送の監督及び管理に関する指令（2006/117/Euratom）」**等が定められている。

－ **英国ルール**

- 英国では、上記「再生可能エネルギー指令」に対応し、国内にて再生可能エネルギーの利用促進及び目標達成を図るために、**「2011 年再生可能エネルギー使用義務命令（The Renewables Obligation (Amendment) Order 2011）」**や**「2015 年再生可能電力購入義務 命令（The Renewables Obligation Order 2015）」**等のルールを定めている。
- また、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）憲章の批准のため、**「2011 年国際再生可能エネルギー機関命令（The International Renewable Agency (Legal Capacities) Order 2011）」**が発効されている。

- 原子力エネルギー分野においては、**「1972 年欧州共同体加盟法（The European Communities (Enforcement of Community Judgments) Order 1972）」**により欧州共同体への加盟及び Euratom への加盟が示されているのに加え、**「2008 年放射性廃棄物の国境を越境輸送及び使用済核燃料規則（The Transfrontier Shipment of Radioactive Waste and Spent Fuel Regulations 2008）」**により Euratom 指令に対応する放射性廃棄物の取扱い等が規定されている。

(b) Brexit による影響

---

[120] 同憲章は、2010 年に発効され、これにより再生可能エネルギー利用の分析・検証・体系化、政策上の助言提供、加盟億の能力開発支援を目的とした国際再生可能エネルギー機関（IRENA）が 2011 年に設立されている。現在 IRENA には、英国や日本を含む 21 か国が理事国として参画している（理事国は 2017 年 3 月まで）。

[121] EU における原子力の安全性確保については、その基礎を EURATOM 設立条約においている。主として国際原子力機関（IAEA）のもとで策定された国際的な条約に EURATOM が機関として加盟し、原子力の安全分野での連携を図っている。

- 英国はこれまでも「再生可能エネルギー指令」に定める EU での再生エネルギー到達目標に対し、消極的な姿勢をとっていたことから、Brexit 後に再生可能エネルギー政策の見直しや、再生可能エネルギー使用率等のターゲットの再検討／再設定がなされる可能性がある。
- 原子力エネルギー分野においても、Brexit に伴い、政策方針の見直し・転換や現在進行中の原子力発電所建設への遅延等が生じることが懸念されている。
  - ✓ 英国政府は、2017 年 1 月に議会に提出した EU 離脱法案の説明文書で、「EU からの離脱は、欧州原子力共同体（Euratom）からの離脱も含まれる」と明記している。EU 離脱に伴い Euratom からも外れた場合、Euratom として締結していた第三国との原子力協定を英国として再度締結しなおす必要性や、新規原子力発電所の工期の影響が生じるとの懸念が広がっている[122] [123]。

[122] Euratom は、加盟国内での将来のエネルギー不足に対応する目的で 1958 年に設立された。原子力資源と燃料物質の適切・公平な供給を目的としており、EU 加盟国は Euratom へ加盟するが、原子力利用は各国の選択に任されている。また、Euratom は EU の下にありながら半独立機関として活動し、条約締結も行える法人となっている。そのため、IAEA の原子力安全条約、核物質防護条約、早期通報条約、相互援助条約、放射性廃棄物等安全条約に Euratom として加盟している。EU 離脱により英国が Euratom からも離れる場合には、英国として別途他国との協定を締結しなおすといった対応が必要となってくる可能性がある。
ただし、Euratom と IAEA による条約締結とは別に、英国として IAEA の各条約を批准していることから、EU 離脱後も引き続き原子力の安全管理等に係る国際原則は英国にて適用されるものと考えられる。加えて、日本の場合には、日欧州原子力共同体の原子力協定のほか、日英原子力協定が別途締結されており、情報の提供・交換、核物質・設備・施設の供給、役務の提供、が行えるため、2 国間の技術提供等の関係について、大きな影響は生じないと考えられる。（また、原子力発電所の工期への影響等が懸念される一方で、Brexit によりこれまでの EU のエネルギー同盟／エネルギー施策を離れ、脆弱化する英国のエネルギー安全保証を原子力によりさらに強化・支援する可能性もあり、場合によっては日本企業にとってチャンスが増えることも示唆されている。）

[123] 英国では、これまで豊富な天然ガスを梃子に、エネルギー供給の大部分を化石燃料に依存してきたが、温室効果ガス排出量の削減等気候変動の対策や、石油や天然ガスの生産量の減少に従い、エネルギー効率の向上、化石燃料使用量の削減、再生可能エネルギーの利用、原子力利用推進への投資等の脱炭素指向を打ち出してきた。英国は「2008 年気候変動法」にて、温室効果ガス削減のため、電力部門では 2020 年までに低炭素電源による発電量を 40%（再生可能エネルギー30%、原子力とクリーンコール（CCS 火力）で 10%）引き上げを掲げており、原子力発電を重要な位置づけとしているだけに、今後の政策動向が注目されている。

➢ 【地球温暖化分野】

(a) 関連法令の内容

－ **国際ルール**

- 気候変動・地球温暖化対策分野においては、環境と開発に関する国際連合会議（UNCED）において採択された「気候変動枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC）」がある。
- UNFCCC に関しては、締結国にて行われる第三回締結国会議（COP3：京都会議）にて法的拘束力のある数値目標を定める「京都議定書」が採択されており、また第 21 回締結国会議（COP 21：パリ）では、「パリ協定」が採択されており、EU としての CO2 排出削減のターゲット等について、取り決めがなされている。

－ **EU ルール**

- 上記 UNFCCC に基づき、EU では、排出量取引制度の設置・推進のため、2003 年に**「排出量取引に関する指令（2003/87）」**、2004 年に**「京都議定書枠組みについて欧州連合排出量取引制度（EU-ETS）の設置に関する指令（2004/101）」**等を発効している。
  また、直近のパリ協定に関しては、2016 年に**「EU を代表し UNFCCC にて採択されたパリ条約への署名に関する決定（2016/590）」**を発効している。

－ **英国ルール**

- 英国では、EU による排出量取引制度（EU-ETS）を国内において実施・管理するため、上記指令に対応する**「2005 年温室効果ガス取引枠組み規則（The Greenhouse Gas Emissions Trading Scheme Regulations 2005）」**、**「2005 年温室効果ガス取引制度（改正）及び国家排出インベントリー規則（The Greenhouse Gas Emissions Trading Scheme (Amendment) and National Emissions Inventory Regulations 2005）」**をそれぞれ定めている。
- さらに英国では、2008 年に今後 50 年に亘る気候変動対策を規定した国内独自法である**「2008 年気候変動法」**を世界で初めて制定するなど、地球温暖化・気候変動に関し、先進的な取り組みを進めている。

(b) Brexit による影響

- 英国では、国内独自法である「2008 年気候変動法」が世界に先立ち制定されるなど、CO2・温室効果ガス削減に積極的であり、Brexit 後も地球温暖化対策や CO2 削減に対する基本姿勢は変えないと想定される。

- 一方で、パリ協定等国際的枠組みにおいてターゲットを設定しなおす必要性が指摘されており、今後の地球温暖化に向けた削減基準や政策方針に不透明さが残っている。
  - ✓ 気候変動枠組条約（United Nations Conference on Climate Change (UNFCCC)）締結国会議にて採択されたパリ協定では、既に排出量に関する目標を提出した国は 160 を超える一方、EU 各国は独自の目標値は提出しておらず、28 か国による目標値（2030 年までに 1990 年比で少なくとも温室効果ガスの排出を 40%削減）のみが提出されている。
  - ✓ 英国はあくまでも EU の加盟国として参加しているため、EU からの離脱に際しては、今後英国独自のターゲットの設定について協議すると共に、EU28 か国での目標についても（英国を含めない目標値を）再計算・再提出する必要が生じてくると予測される。

- また EU では、気候変動、地球温暖化問題に対処するため、「京都議定書枠組みについて欧州連合排出量取引制度（EU-ETS）の設置に関する指令」に基づき、2005 年よりエネルギーを多く使用する域内の 1 万超の事務所に CO 排出量を割り当てる排出枠取引制度を開始しているが、排出枠の取引価格が低く、十分に機能していないとの指摘がある。
- そのため、EU 域内では効率改善による排出抑制、CO2 排出量の少ない燃料へ切り替えを促進するため、英国のリードにより EU-ETS 改善策を図ってきているが、Brexit により推進の立場であ

った英国が外れることで、今後の EU 域内における EU-ETS 枠組みの方向性が不透明になってきている。

- EU 離脱によって英国が独自に EU-ETS に代わる排出枠取引制度の強化等を図っていく可能性や、それにより生じる排出枠や価格差の違いにより、英国から EU 域内へ企業が事務所を移転するといった事象も懸念されている。

（３）労働関連分野

英国の EU 離脱により、「ヒトの自由移動」（EU 市民の移動と住居の自由）が制限され、それに伴い、英国にてこれまで必要とされなかった EU 市民への就労ビザが求められる場合、企業にとっては、クロスボーダーでの人材確保が困難となり、また雇用者へのビザ対応等、人事コストに影響を及ぼす可能性がある。
雇用や労働安全に関するルールは、一般に EU 指令に基づいた内容が英国にて国内法化されており、EU 離脱後も当分はこれら法令の内容が適用されると考えられるが、将来的には、廃止・改定等が行われる可能性がある。

➢ **【就労・雇用関連】**

(a) 関連法令の内容

－ **EU 域内における「ヒトの移動の自由」に関するルール**

- 現在 EU では、**EU 運営条約**第 21 条によって移動と移住の自由が、また同 45 条により労働者の自由移動が認められており、EU 市民は EU 域内での移住・労働の自由が保証されている[124]。
  加えて、「**リスボン条約**」第 151 条により、EU の雇用促進、生活・労働条件の改善等に関する大指針が示されている[125]。
- また EU では、域内におけるヒトの移動の自由を促進させるための共通の国境政策として、**「人の国境通過を規律する規範に関する EU コードを確立する規則（シェンゲン国境コード）に関する規則（562/2006）」**を定めている。当規則では、域内国境通過時にパスポート・チェックなどを国籍に関わらず廃止する一方で、加盟国内の国際空港で域外の国からの人の出入りがある際には、パスポート・チェックなどによる管理や効率的監視を国籍に関わらず実施することができるとしている。
  - ✓ ただし、英国は単一ユーロと同様に、「国境管理は国家主権の中核」との立場から、シェンゲン協定に参加せず、移民・入国管理に関しては、独自の入国管理法（The Immigration Act）を定めている。そのため、上記シェンゲン国境コードに係る規則についても適用を受けていない[126] [127]。

－ **EU における移民・労働者の権利に関するルール**

- EU では、各加盟国が移民の入国手続きや労働移民の受け入れ数を決定する権限を有しているが、各加盟国の移民政策を補完するため、加盟国に合法的に移住する第三国国民の公正な待遇の確保と不正規移民の対策に係る共通政策を発展させている。（以下、例）
  - ✓ **「第三国国民が加盟国領域に移住及び就労するための単一許可の単一申請手続、並びに加盟国に合法的に移住する第三国国民労働者のための共通の権利に関する指令（2011/98）」**
    - － 移民労働者と雇用者の行政的負担軽減を目指し、移住と労働の許可の申請手続き一本化を規定。
  - ✓ **「長期居住者たる第三国国民の地位に関する指令（2003/109）」**
    - － 加盟国が域外からの移民を受け入れた後の長期移住資格について、EU 加盟国に 5 年以上合法的に居住している第三国国民への長期住居の資格付与を規定。
  - ✓ **「高度資格雇用のための第三国国民の入国及び移住の条件に関する指令（2009/50）（ブルーカード指令：the Blue Card Directive）」**
    - － 域外国の IT 技術者など高技術者の EU 域内での労働促進、自由な移動の権利を保証。

---

[124] 一般に EU が掲げる労働市場政策は、「フレキシキュリティ（Flexicurity）」と呼ばれ、労働市場における「柔軟性（Flexibility）」と「保証／保護（Security）」を同時に強化する政策となっている。

[125] リスボン第 151 条にて、「EU 及び加盟国は、高い雇用と排除撲滅を目的として、雇用促進、生活及び労働条件の改善（その二つの調和）、適切な社会保障、経営陣と労働者の対話、人的資源の開発を目的とする。これを達成するため、EU 及び加盟国は、国内で多様性のある政策の施行、そして EU 経済の競争力を維持する必要性を考慮した政策を実施すべきである」旨が定められており、加盟国には主に労働者の健康と安全、社会保障（保護）、平等（差別の排除）を確立するよう行動すべきとしている。

[126] 上記**「人の国境通過を規律する規範に関する EU コードを確立する規則（シェンゲン国境コード）に関する規則（562/2006）」**の前文には、「*This Regulation constitutes a development of provisions of the Schengen acquis in which the United Kingdom does not take part, in accordance with Council Decision2000/365/EC of 29 May 2000 concerning the request of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland to take part in some of the provisions of the Schengen acquis. The United Kingdom is therefore not taking part in its adoption and is not bound by it or subject to its application*」との断りが示されている。

[127] 入国管理法は何度か改定が繰り返されており、最新は 2016 年入国管理法（Immigration Act 2016）となっている。

- ✓ **「家族呼び寄せ（Family Reunification）の権利に関する指令（2003/86）」**
  - 既に EU 内に合法的に居住している第三国国民に対し家族の呼び寄せを認め、家族に一定の権利を付与するための共通基準を規定
- ✓ **「不法滞在する第三国国民を送還するための加盟国における共通基準及び手続に関する指令（2008/115）（不正規移民送還指令）」**
  - 不法滞在移民を送還のための共通施策を規定[128]。

- EU 域内では、労働者の移動の自由を保障するため、**「労働者の移動の自由に関する規則（492/2011）」**が定められ、雇用へのアクセス、労働条件、社会的及び税制上の扶助・優遇、職業訓練、労働組合加入等の分野において他加盟国からの労働者の権利の保障を規定している。
- 労働者の移動の自由を規則にて定める一方で、EU 加盟国で労働市場の状況は大きく異なることから、加盟国全てに一律に課せられる雇用保護に係る規則は特に設けていない。明確な労働契約を締結する義務の下で、労働市場における平等待遇の原則を徹底させるための多様な EU 指令が設けられており、各加盟国が国内法化する仕組みが採用されている。
  （EU における雇用関連の各種指令と、それに対応する英国国内法については、図 18 を参照）

[128] 移民政策関連に加え、難民庇護に関しては、庇護希望者が EU 内のどの国・地域でも同じ保護が保障されることによって申請先が各国に分散されることを意図し、「欧州共通庇護制度（The Common European Asylum System: CEAS）」を創設し、EU 内での保護や受け入れの基準の調和を図っている。（本制度は難民条約やその他国際条約に従っている。）この CEAS を確立するため、「第三国国民又は無国籍者により加盟国の 1 つに提出された国際的保護の申請を審査する責任を負う加盟国を決定するための基準及びメカニズムを確立する規則 604/2013（ダブリンⅢ規則）」、「EURODAC 規則（603/2013）」、「国際的保護申請者の受入基準を定める指令（2013/33）（受入条件指令）」、「国際的保護の付与及び取り消しのための共通手続きに関する指令（2013/32）（庇護手続き指令）」、「第三国国民又は無国籍者の国際的保護の受益者としての資格、難民又は補充的保護適格者のための一律の地位、及び付与される保護の内容のための基準に関する指令（2011/95）（資格指令）」等が定められている。

図 18　雇用に係る主な EU 指令及び対応する英国国内法[129]

EU法令（指令）	（概要）	英国国内法
—		■ **2002年雇用法** （英国の雇用全般に係る原則を定めた国内制定法）
■ **欧州会社への労働者の関与に関する指令**（2001/86/EC）	• EU会社法の1つ。欧州会社（SE）における従業員の経営関与のあり方を規定	■ **2004年欧州LLC規則** （The European Public Limited-Liability Company Regulations 2004）※会社法の一部として規定
■ **雇用者の労働者に対する義務に関する指令**（91/533/EEC）	• 雇用主は従業員に対し、雇用条件等を提示する義務があること等を規定	■ **1993年労働組合改革・雇用権利法** （The Trade Union Reform and Employment Rights Act 1993）
■ **パートタイム労働指令**（97/81/EC）	• 各雇用形態に関しての欧州市場統一の要件を規定	■ **2000年 パートタイム労働者（不利益取扱防止）規則** （The Part-time Workers (Prevention of Less Favourable Treatment) Regulations 2000）
■ **有期労働指令**（99/70/EC）	• 各雇用形態に関しての欧州市場統一の要件を規定	■ **2002年有期雇用被用者（不利益取扱防止）規則** （The Fixed-term Employees (Prevention of Less Favourable Treatment) Regulations 2002）
■ **テンポラリー派遣労働指令**（2008/104/EC）	• 派遣労働者に対しての欧州市場統一の要件を規定	■ **2010年派遣労働者規則** （The Agency Workers Regulations 2010）
■ **労働時間の編成の一定の側面に関する指令**（2003/88/EC）	• 一週間当たりの最長労働時間、一日/一週当たりの最低休息時間（インターバル）等について規定	■ **1998年労働時間規則** （The Working Time Regulations 1998）
■ **従業員の安全・健康の改善促進策の導入に係る指令**（89/391/EEC）	• 加盟各国における最低基準としての共通の労働安全対策の枠組みの確立のため規定	■ **1999年職場安全衛生マネジメント規則** （The Management of Health and Safety at Work Regulations 1999）
■ **営業譲渡時における労働者の権利保護に関する指令**（2001/23/EC）	• 合法的な移譲・合併により仕事を移転する場合の被雇用者の権利保護を規定	■ **2006年事業譲渡（雇用保護）規則** （The Transfer of Undertakings (Protection of Employment) Regulations 2006）
■ **男女雇用機会の均等に関する指令**（2006/54/EC）	• 雇用、職務訓練、昇進、労働条件等に関して、男女間での平等待遇の原則を規定	■ **2010年平等法** （The Equality Act 2010 (Amendment) Order 2010）
■ **妊娠中及び出産後又は授乳中の労働者の労働安全衛生向上に関する指令**（92/85/EEC）	• 妊娠中及び出産をした労働者の業務上の健康・安全改善のための政策の導入を規定	■ **1999年出産・親休暇等規則** （The Maternity and Parental Leave, etc, Regulations 1999）
■ **若年労働者の保護に関する指令**（94/33/EC）	• 若年労働者の健康・安全のための政策の導入を規定	■ **1998年若年層（労働保護）規則** （The Children (Protection at Work) Regulations 1998）
■ **人種平等指令**（2000/43/EC）	• 人種又は倫理的価値観に関わらず雇用・賃金等の条件に関し平等待遇の原則を規定	■ **1976年人種関係法（2003年改定規則）** （The Race Relations Act 1976 (Amendment) Regulations 2003）
■ **宗教・信条、障害、年齢、性的指向に基づく差別禁止を定める枠組み指令**（2000/78/EC）	• 宗教もしくは信念、障害、年齢、性的指向に関する差別に関して、雇用や職業に関する平等待遇の一般的な枠組みを規定	■ **2010年平等法** （The Equality Act 2010 (Amendment) Order 2010） ■ **2003 年雇用均等（宗教・信仰）規則** （The Employment Equality (Religion or Belief) Regulations 2003） ■ **2003 年雇用均等（性的指向）規則** （The Employment Equality (Sexual Orientation) Regulations 2003） ■ **2006年雇用均等（年齢）規則** （The Employment Equality (Age) Regulations 2006）
■ **職業資格の相互承認に関する指令**（2005/36/EC）	• 7つの専門職（医者・看護師・歯科医・獣医・薬剤師・助産婦・建築家）の資格要件等を規定	■ **「2007年欧州資格枠組み（専門職業資格）規則** （The European Communities (Recognition of Professional Qualifications) Regulations 2007）

[129] EU 指令に基づく英国法令（規則）のほか、英国制定法として「2002 年雇用法」が定められている。上記法令の他に英国では、「1996 年雇用審判法（Employment Tribunals Act 1996）」、「1998 年全国最低賃金法（National Minimum Wage Act 1998）」、「2001 年教育訓練休業の権利規則（Right to Time Off for Study or Training Regulations 2001）」、「2002 年法定育児賃金及び法定養子賃金（全般）規則（Statutory Maternity Pay and Statutory Adoption Pay (General) Regulations 2002）」等を定めている。

(b) Brexit による影響

－ **<u>EU 域内における「ヒトの移動の自由」に関するルール</u>**

- Brexit によって、現在 EU 市場で保証されている労働力（ヒト）の単一市場における移動の自由が制限される可能性がある。ただし、現在も英国はシェンゲン協定に参加せず、独自の入国管理を採用していることから、EU 離脱後に入国管理のプロセス等へ大きな変更は生じないと考えられる。

－ **<u>EU における移民・労働者の権利に関するルール</u>**

- EU 離脱により「WTO 型」が採択され、EU 法が失効した場合、英国では、EU 市民の新たな英国移住が制限され、今後 EU 市民が英国で働く際には就労ビザが必要となる公算が大きい。
  - ✓ Brexit を問う英国民投票では、EU 移民の流入が大きな焦点となっていたことを鑑みるに、WTO 型以外の協定であっても、これまでよりも英国への EU 市民の移動が制限される可能性は高くなっている。
- EU 離脱により、英国への EU 市民の移動・就労の自由が制限される場合、今後は EU 移民に対しても就労ビザ発効にあたっては、日本人のように非 EU 移民に対して適用されている「ポイント制」を採用する可能性が高い[130] [131]。
  - ✓ 現在英国では、EU 域外からの移民・入国管理に関して**<u>「入国管理法（The Immigration Act）」</u>**を制定している[132]。なお、現在英国では、EU 圏外からの移住者数を制限するため、移住者を 4 つの階層（第 1 階層 :「高価値移住者」、第 2 階層 :「技能労働者」、第 4 階層 :「留学生」、第 5 階層 :「ワーキングホリデー及び短期労働者」）に区分し、ポイント制に基づくビザ発行を行っている。
- 英国にてこれまで必要とされなかった EU 市民への就労ビザが求められる場合、英国拠点の企業は、EU 域内の人物を採用する際にもビザの手続き等が必要となり、これまでよりも、優秀な人材の獲得が困難となるほか、ビザ申請のため人事コストが増加することが考えられる。

- 労働者の権利に関しては、EU 指令に基づく（英国の労働市場に適応させた）英国国内法が既に整備されているため、英国の EU 離脱後も、法改正のない限りにおいて、現行の英国国内法が適用されるものと考えられる。
  - ✓ ただし、労働党や労働組合からは、EU 指令及びそれに基づく国内法制定により整備の進んだ労働者の権利に関わる法制度が、離脱に伴って廃棄される可能性を危惧する声もあり、今後の改正・廃止の動向に注視する必要がある。特に、労使協議や労働時間規制、安全衛生、事業譲渡に係る労働者保護、派遣労働者など非正規労働者の保護、差別禁止法制の一部等がリスクの高い分野として挙げられている[133]。

---

[130] 国民投票キャンペーンにおいて EU 離脱派は、EU 移民の取扱いについては、現行の非 EU 移民の取扱いと同等とし、ビザについてはポイント制の導入を提案していた。

[131] 現在 EU 域外からの移民であっても、当該ポイント制に基づき一定期間が経てば、永住権の取得申請が可能となっている。また、現在 EEA からの英国移民に対しては、就労の自由が認められており、5 年経過すれば永住カードを得ることが可能となっている。今後の英国における EU・EEA 市民への英国の永住権付与の条件等は不透明な部分が多いが、英内務省は永住権を持つ EU 市民は Brexit 後であっても英国に住むことが可能な旨を主張していることから、現地点で既に（一定期間英国にて就労しているなど）永住権を得る資格を有する者は、Brexit 後も英国内で雇用を継続できる可能性が高い。

[132] 入国管理法は何度か改定が繰り返されており、最新は「2016 年入国管理法（Immigration Act 2016）」。入国管理法の他に、国籍が不法手段で獲得されたと判断した場合の市民権剥奪を定めた「2006 年移民、庇護及び国籍法（Immigration, Asylum, and Nationality Act 2006）」、「2009 年国境、市民権及び移民法（Borders, Citizenship and Immigration Bill）」等が定められている。

[133] （参考）英国では、1997 年からの労働党政権下での労働立法政策（英国の経済競争力向上のため、最低限の権利確立による公正な処遇を保障することで労使間のパートナーシップを確保し、柔軟で効率的な労働市場を維持することを目的として労働立法政策を展開する政策）により、EU への積極的関与、EU 労働法の受け入れ、「1998 年人権法（Human Rights Act 1998）」の制定によるヨーロッパ人権条約の国内法化、マーストリヒト条約の「社会政策協定」への参加、それに伴う関連労働・雇用関連の EU 指令の国内法化等が進展したが、今後の英国における労働政策の方向性については、不透明な部分も多い。詳細は、ナショナルセンターのイギリス労働組合会議（TUC）がまとめたレポート「Workers' Rights from Europe: The Impact of Brexit」を参照。

➢ 【労働安全・衛生関連】

(a) 関連法令の内容

- EU 域内の労働者に関するルールと同様、EU では、加盟国で労働市場の状況や労働環境が大きく異なるため、加盟国全てに一律に課せられる労働安全衛生の関連規則は特に設けられていない。

- EU では、労働安全衛生に係る一般法として、**「労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する指令（89/391）」**が定められている。
  - ✓ 当指令をベースとし、**「作業場における労働者の使用器具に関する安全衛生上の最低必要条件に関する指令（2009/104）」**等の指令で、使用する機器・工具等の安全・品質条件を、**「作業場に関する安全衛生上の最低要件に関する指令（89/654）」**等で作業場所の安全・衛生条件を、**「作業場の科学物質リスクからの労働者保護に関する指令（98/24）」**等で、有害化学物質など労働者の物理的・化学的リスクからの保護について規定している。
    （EU における労働安全・衛生関連の各種指令と、それに対応する英国国内法については、図 19 を参照）

(b) Brexit による影響

- 英国では、EU 指令に基づき、労働安全に係るルールが既に国内法化されており、労働環境や安全衛生分野については、国民投票においても大きな論点とはなっていなかったことから、EU 離脱後当分は、引き続きこれら法令の内容が適用される公算が大きいと考えられる。よって、EU 離脱による企業への影響は限定的と考えられる。
  - ✓ 英国では、**「1974 年労働安全衛生法（Health and Safety at Work etc Act 1974）」**にて、事業者が従業員及び一般公衆に対して負う一般的な義務、さらに従業員が従業員自身及び他の従業員に対して負う一般的な義務を定めている。
  - ✓ また、1980 年代頃から EU にて労働安全関連の指令の発効が進められたことを受け、EU 法令の内容に基づく安全衛生関連の国内法化が進められたため、現在英国法の多くは EU 法令に基づいた内容となっている。例えば、**「1999 年職場安全衛生マネジメント規則（Management of Health and Safety at Work Regulations 1999）」**は、「労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する規則」に基づくものであり、事業者に対しリスクアセスメント実施を義務付けている。

  - ✓ これら規則に加えて、安全衛生庁（Health and Safety Executive : HSE）は補足的事項として指針（Guidance）にて、（強制力はないが）ある特定の産業の安全衛生や、いくつかの産業で使われている特定プロセスの安全衛生に関する問題について手引きを策定している。また、公認実施準則（Approved Codes of Practice: ACOP）にて優れた実施内容／グッドプラクティスの提供を行っている。

図 19　労働安全・衛生に係る主な EU 指令及び対応する英国国内法

分類	EU法令（指令）	（概要）	英国国内法
一般	—		■ **1974年労働安全衛生法** （Health and Safety at Work etc Act 1974） （労働安全衛生、福利厚生等に係る基本的枠組みを規定）
	■ **労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する指令**（89/391/EEC）	• 労働者の安全衛生確保のための事業者へのリスクアセスメント情報提供、協議等の義務付け	■ **1999年職場安全衛生マネジメント規則** （The Management of Health and Safety at Work Regulations 1999）等
労働者の安全	■ **一時労働者の安全及び健康の向上に関する指令**（91/383/EEC）	• 一時雇用の労働者の安全衛生向上のための事項を規定	■（同上）
	■ **腰痛の危険を伴う荷物の手作業に関する安全衛生上の最低必要要件に関する指令**（90/269/EC）	• 手又は身体全体を使い物を移動する場合の注意すべき事項を規定	■ **1992年マニュアル・ハンドリング作業規則** （The Manual Handling Operations Regulations 1992）
使用機器・器具の安全	■ **労働者が作業中に使用する機器に関する安全衛生上の最低必要条件に関する指令**（2009/104/EC）	• 作業で使用する機器（機会含む）の安全確保を義務付け	■ **1998年作業機器提供・使用規則** （The Provision and Use of Work Equipment Regulations 1998）
	■ **作業場における労働者の保護具使用に関する安全衛生上の最低必要条件に関する指令**（89/656/EC）	• 事業者に対し従業員への適切な防護服・保護具の提供を義務付け	■ **1992年職場における個人用保護具規則** （The Personal Protective Equipment at Work Regulations 1992）
	■ **ディスプレイ・スクリーン機器作業に関する安全衛生上の最低必要条件に関する指令**（90/270/EEC）	• 視覚的表示装置（VDU）での作業を行う際の要件を規定	■ **1992年安全衛生（ディスプレイ機器）規則** （The Health and Safety (Display Screen Equipment) Regulations 1992）
	■ **爆発性雰囲気において使用される機器及び防御システムに関する指令**（2014/34/EC）	• 爆発性雰囲気にて取り扱われる機器の確保を規定	■ **2016年爆発性雰囲気において使用される機器及び防御システム** （The Equipment and Protective Systems Intended for Use in Potentially Explosive Atmospheres Regulations 2016）
作業場所の安全	■ **作業場に関する安全衛生上の最低必要条件に関する指令**（89/654/EEC）	• 職場での基本的な安全要件（喚起、照明、暖房、福利厚生施設等）について規定	■ **1992年職場（衛生、安全、福祉）規則** （The Workplace (Health, Safety and Welfare) Regulations 1992）
	■ **作業場の安全衛生標識の設置に関する最低必要条件に関する指令**（92/58/EEC）	• 事業者へ安全衛生に関し従業員が知るべき必要のある内容のポスター掲示を義務付け	■ **1996年安全衛生（安全標識と信号）規則** （The Health and Safety (Safety Signs and Signals) Regulations 1996）
	■ **仮設又は移動型の建設現場における安全衛生上の最低必要条件に関する指令**（92/57/EEC）	• 仮説現場における安全な作業システムについて規定	■ **1996年建設（安全衛生及び福祉）規則** （The Construction (Health, Safety and Welfare) Regulations 1996）
	■ **漁船上労働の安全衛生上の最低必要条件に関する指令**（92/29/EEC）	• 漁船／商船にて満たすべき従業員の安全衛生要件を規定	■ **1995年商船（船舶の医師）規則** （The Merchant Shipping (Ships' Doctors) Regulations 1995） ■ **1995年商船と漁船（メディカルストア）規則** （The Merchant Shipping and Fishing Vessels (Medical Stores) Regulations 1995）
	■ **危険物質による大規模災害に関する指令（Seveso III指令）**（2012/18/EU）	• 一定量の危険な化学物質／爆発物を製造・貯蔵・運搬する者に対し関係当局への届出を義務付け	■ **2015年大規模事故ハザード管理規則** （The Control of Major Accident Hazards Regulations 1999）
	■ **爆発性雰囲気からの労働者の保護に関する指令（ATEX職場指令）**（1999/92/EC）	• 事業者に対し、危険物質が関わる事業内容のリスクアセスメント実施を義務付け	■ **2002年危険物質及び爆発性雰囲気規則** （The Dangerous Substances and Explosive Atmospheres Regulations 2002）
作業場所における物理的・化学的物質リスクからの保護	■ **アスベストに暴露されるリスクからの労働者保護に関する指令**（91/382/EEC）	• 労働者保護のためのアスベスト管理等について規定	■ **2002年 職場のアスベスト管理規則** （The Control of Asbestos at Work Regulations）
	■ **作業場の発がん性物質又は変異原性に暴露されるリスクからの労働者保護に関する指令**（2004/37/EC）	• 従業員の健康・安全保護のため、発がん性物質・変異原性への暴露量を制限することを規定	■ **2007年商船と漁船（職場における健康と安全）（発癌物質と変異原）規制** （The Merchant Shipping and Fishing Vessels (Health and Safety at Work) (Carcinogens and Mutagens) Regulations 2007）
	■ **作業場の科学物質リスクからの労働者保護に関する指令**（98/24/EC）	• 事業者に対し、危険物質のリスクアセスメント、適切な予防策の検討・実施を義務付け	■ **2002年有害物質管理規則（COSHH）** （The Control of Substances Hazardous to Health Regulations 2002）
	■ **電磁場への曝露のリスクからの労働者保護のための安全衛生上の最低必要条件に関する指令**（2013/35/EU）	• 職場における電磁界からの統制、労働者の健康・安全管理を規定	■ **2016年作業場での電磁界の管理規則** （The Control of Electromagnetic Fields at Work Regulations 2016）
	■ **作業場における生物因子への曝露のリスクからの労働者保護に関する指令**（2000/54/EC）	• 職場における生物因子（微生物等）の管理、労働者の安全確保を規定	■ **2010年商船と漁船（職場における健康と安全）（生物因子）規則** （The Merchant Shipping and Fishing Vessels (Health and Safety at Work) (Biological Agents) Regulations 2010）

（4）データ・情報保護分野

Brexit により英国が第三国と見なされ、EU・英国間のデータ移送に制約が加わることで、（フィンテック等）大量のデータの取扱い・処理が重要となる業界では、企業活動の制限回避のため、拠点移動等を検討することが予測される。
ただし、英国はこれまで EU の水準でデータの管理・運用を行ってきたこと、今後も国際／EU 水準との整合性を担保する旨を表明していることから、EU からの個人情報移転が認められる「十分性認定」を受けられる可能性は十分にあり、この場合の企業活動への影響は限定的と考えられている。

(a) 関連法令の内容

- EU では、個人情報の利用・処理方法に関し、プライバシーの権利を保護すると共に、欧州連合内での個人情報の自由な流れを推進するため**「EU データ保護指令（95/46）」**を定めている[134]。
  - ✓ EU では、個人情報保護を基本的権利と位置付け、日米に比べより広範囲かつ厳格な個人情報の保護水準を定めており、（欧州委員会がその国の個人情報に関する保護が適切であると認定しない限り）個人情報を欧州経済領域以外の国や領域に転送してはならないこととしている[135] [136]。
- 「EU データ保護指令」に代わり、2018 年 5 月からは、**「一般データ保護規則（GDPR）（2016/679）」**及び**「改正一般データ保護指令（2016/680）」**（に基づく各国法）が適用となる予定となっている[137]。
  本規則、指令では、個人情報の対象の明確化、第三国へのデータ移転が許容される例外規則の明確化等が図られおり、より厳格なスキームの下で EU 内での個人情報の取扱いが行われることなる。

- また上記 EU データ保護指令に加え、EU では、個人情報の取扱いやデータの取扱いに関し、下記のような法令も定められている。（以下、例）
  - ✓ **「個人情報の処理と電子通信部門におけるプライバシーの保護に関する指令（2002/58）」**
    - 電気通信サービスやその設備におけるプライバシー件とデータ保護の調和を規定
  - ✓ **「個人情報違反の際の通知方法に関する規則（611/2013）」**
    - 情報セキュリティ強化のため、違反が生じた国の国家データ保護機関（The National Data Authority）に対し、違反の発見から 24 時間以内の違反通知を義務付け
  - ✓ **「EU データ保存指令（2006/24）」**
    - 加盟国に対し、当指令に規定するデータの保存、データのアクセス・開示に関する手続き・条件の規定を義務付け

- 英国では、**「1998 年データ保護法（The Data Protection Act 1998）」**により、データ管理者が遵守しなければならない 8 つのデータ保護に係る原則が定められており、その中には、EEA 以外の国であって、適切なデータ保護の方策のない国には転送を制限することが定められている。

- データ保護法に加え、通信の監視制限やマーケティングの目的での電子通信システムの利用について、分野毎に特定の関連法令が存在している（以下、例）
  - ✓ **「2000 年捜査権限規制法（The Regulation of Investigatory Powers Act 2000）」**
  - ✓ **「2000 年電気通信（正当なビジネス慣行）（通信傍受）規制法（Telecommunications (Lawful Business Practice) (Interception of Communications) Regulations 2000）」**
  - ✓ **「2003 年電子商取引（EC 指令）規則（The Electronic Commerce (EC Directive) Regulations 2003）」**
  - ✓ **「2003 年通信法（The Communications Act 2003）」**

---

[134] 正式名称は、「個人のデータ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する指令（95/46）」
[135] 現在欧州委員会が欧州経済領域以外の国で個人情報に関する保護が適切であると認定している国は、スイス、ハンガリー、カナダ、及びアルゼンチンであり、米国や日本は含まれていない。
[136] 本指令は、データ保護に関する最低限の基準を定めるものであり、データの提供者の権利、情報管理者の義務等は国ごとに異なる仕組みを採用している。
[137] 2018 年 5 月より欧州にて「一般データ保護規則（2016/679）」が執行され、（また離脱が想定される 2019 年頃までは英国にて EU 法を国内法化する義務があることから）英国にて、「改正一般データ保護指令（2016/680）」に基づく国内法が施行される予定である。

- ✓ **「2004 年プライバシー及び電気通信規則（EC 指令）（改正）規則（The Privacy and Electronic Communications Regulations (EC Directive) (Amendment) Regulations 2004）」**
- ✓ **「2011 年プライバシー及び電気通信規則（EC 指令）（改正）規則（The Privacy and Electronic Communications Regulations (EC Directive) (Amendment) Regulations 2011）」**

- さらに各分野に関する法令に加え、国内のデータ規制機関である情報コミッショナーオフィス（The Information Commissioner's Office）や第 29 条特別調査委員会[138]により発効された規制ガイダンスが存在している。
  - ✓ 例えば、「1998 年データ保護法」に関連し、労働者のデータ取扱いの詳細に関しては、「Employment Practice Data Protection Code (DP Code)」（社員の通信を監視する決定に関して好ましいと推奨される慣行を雇用主のために規定したコード）が定められている。

[138] 「EU データ保護指令（95/46）」に基づき設置された、情報保護問題について欧州委員会に助言を行う EU 規制機関グループを指す。

(b) Brexit による影響

- Brexit により、EEA 型以外のシナリオとなった場合、**「一般データ保護規則（GDPR）（2016/679）」**上の「第三国」と見なされることとなり、（例外措置が適用されない限り）EU・英国間のデータ移転に制限がかかることで、企業のオペレーションに支障をきたす可能性がある。
  - ✓ 英国では、金融分野など国を跨いで大量のデータ送付・情報処理を行うビジネスが多いため、英国が第三国と見なされ EU 域内からのデータ移動に制限が課せられる場合、Brexit によるマイナスの影響が増幅する可能性がある。
    - 特にフィンテック等は、インターネット経由で幅広く資金を集めるクラウドファンディングなど大量の情報処理が必要となるため、場合によっては、拠点移動等の検討が必要となるなど、 データ移送制限による影響が大きいと考えられる。

- ただし、「一般データ保護規則（GDPR）（2016/679）」では、一定要件を満たした国に対し、例外措置を与えるとしており、英国がこれまで EU の水準でデータ管理・運用を行ってきたこと、今後も国際／EU 水準での管理・運用の実施を表明していることを考慮すると、例外措置が適用される可能性が高い。例外措置が適用された場合には、英国・EU 間で引き続き個人情報・データの移転が可能となるため、企業への影響は軽減されると考えられる。
  - ✓ 「一般データ保護規則（GDPR）（2016/679）」では、EEA 域内でのデータ移転は許容され、域外への移転は原則として禁止されているが、例外条項が設けられている。
    例えば例外条項としては、本人の明確な同意に加え、国レベルで個人情報の十分な保護がなされているとの欧州委員会の承認（十分性認定）が得られていること、当局の承認を受けた「拘束的企業準則（BCR）」を導入していることや、「標準契約条項（SCC）」等により個人情報の適切な保護のための対策をそなえていること、等が定められている。
  - ✓ 正式な EU 離脱までの間は、英国に GDPR が適用され、EU と同水準でデータ管理・運用がされること、またこれまで「1998 年データ保護法」にて「EU データ保護指令（95/46）」を国内法化し施行してきたこと等を考慮すると、個人情報の移転が認められる「十分性認定」が受けられる可能性は高いと考えられている。

- （参考）なお、英情報コミッショナーオフィス（Information Commissioner's Office）では、データ保護分野において、Brexit 後も 1998 年データ保護法を基本とし、EU 規則や国際基準に基づく措置を採っていくことを発表している[139]。

[139] UK Information Commissioner's Office より、"Referendum Result Response"としてコメントが発表されている。（以下、抜粋）
"The Data Protection Act remains the law of the land irrespective of the referendum result. If the UK is not part of the EU, then upcoming EU reforms to data protection law would not directly apply to the UK. But if the UK wants to trade with the Single Market on equal terms we would have to prove 'adequacy' - in other words UK data protection standards would have to be equivalent to the EU's General Data Protection Regulation framework starting in 2018. ..With so many businesses and services operating across borders, international consistency around data protection laws and rights is crucial both to businesses and organisations and to consumers and citizens. The ICO's role has always involved working closely with regulators in other countries, and that would continue to be the case."

６．（参考）欧州・英国規格と Brexit による影響

Brexit によって、BSI が CEN/CENELEC のメンバーシップを喪失する可能性がある。その場合、ISO/IEC 等の国際標準における他 EU 加盟国との合意形成がこれまでよりも難しくなり、また国際機関とのつながりが弱まることで、PAS 規格／BS 規格の国際規格化の早期実現がこれまでよりも困難になる可能性が高い

(a) 欧州における規格の概要

- 欧州では、EU 加盟国・EU 加盟候補国・EFTA 加盟国にて構成される欧州標準化委員会（CEN）、欧州電気標準化委員会（CENELC）、欧州電気通信標準化機構（ESTI）によって EU 統一規格である European Norm（EN）規格が定められている。また加盟各国は、EN 規格を自国の国家規格として採用することが義務付けられている。
- 現在欧州 CEN や CENELEC からの脱退の基準は設けられていないものの、メンバーシップ基準として「EU／EFTA との間に、欧州協定又は同等の協定が存在すること、又は EU／EFTA へ加入するための移行期間を指定する国であること」という条件が定められている。

(b) Brexit による影響

（欧州規格との関係）

- 英国が EU から離脱することによって、英国からの参加規格協会である英国規格協会（BSI）の欧州標準化機関（CEN/CENELEC/ESTI）へ参加資格を失う可能性も皆無ではなくなってきている。
- 英国が欧州標準化機関への参加資格を失った場合、EN 規格を自国の国家規格として義務付ける必要がなくなるため、新規分野等において、欧州加盟国との規格の整合性が保たれなくなる可能性がある。

（国際規格との関係）

- 現在の ISO／IEC／ITU 等の国家標準化機関は、欧州域内の貿易・通商の障害をなくすための標準統一の目的で設立された歴史があるため、CEN／CENELEC／ETSI と国際標準化機関の間には各種協定により強い結びつきが存在している。現在の国際標準化機関の投票制度下では、EU 加盟各国が一票を持っているため、CEN/CENELEC 等を通じて EU 域内での合意が得られれば、国際標準化の世界で有利に規格化をすすめることができる仕組みとなっている。
- しかしながら英国が CEN／CENELEC／ESTI への参加資格を失った場合、国家標準化活動において、EU 各国とのコンセンサス形成がこれまでよりも難しくなり、BS 規格の国際規格化がこれまでよりも実現しにくくなる可能性がある。

図 20　CEN/ CENELEC のメンバー選定基準

*1　但し、脱退に関する規定なし　　出所:CEN/CENELEC Guide 20 - Guide on membership criteria of CEN and CENELEC (2011/07)

図 21　CEN/ CENELEC のメンバー基準「Guide on Membership Criteria of CEN and CENELEC」抜粋

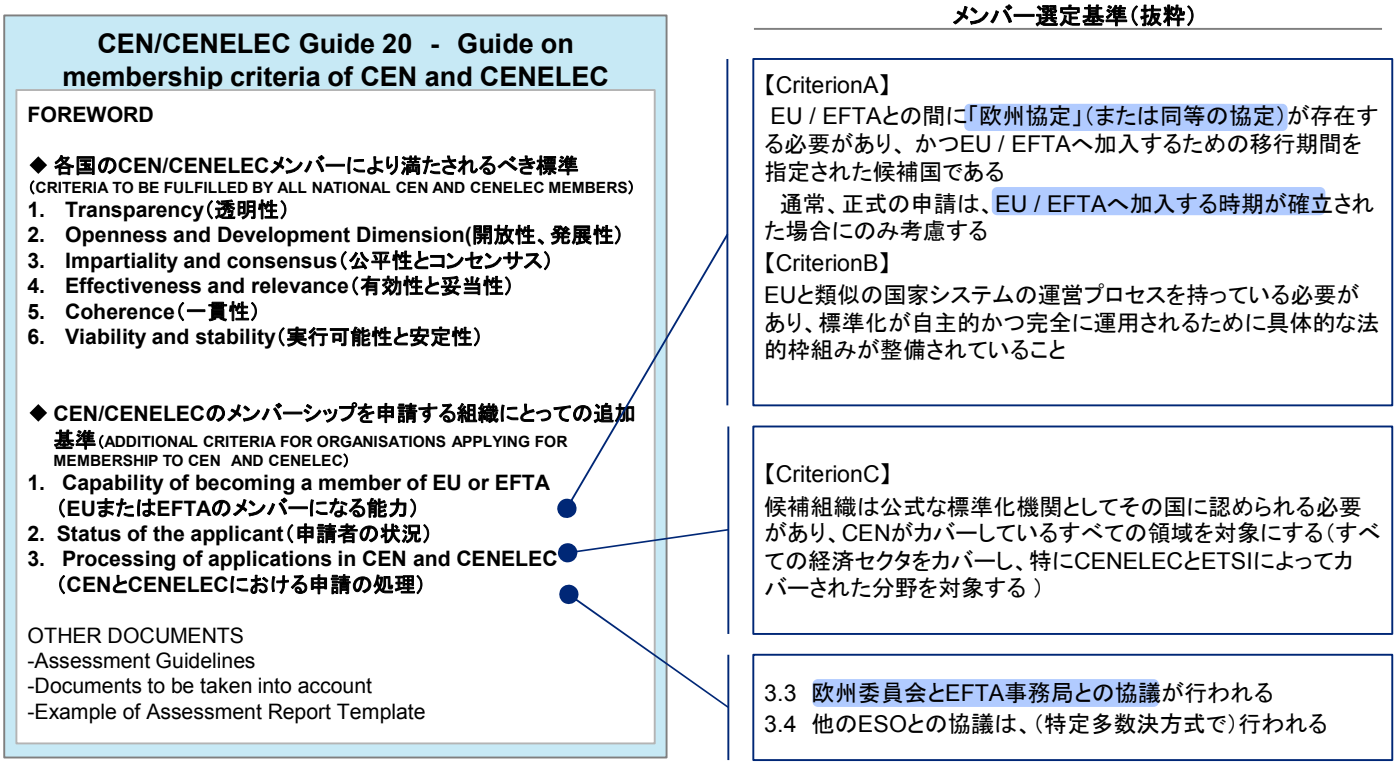

出所:CEN/CENELEC Guide 20 - Guide on membership criteria of CEN and CENELEC (2011/07)

VII. 日本政府への提言事項

１． 英国の EU 離脱影響に関する政府分析・発信の強化

- 首相官邸が 2016 年 9 月に発信した英国の EU 離脱に関する影響の分析レポート『英国及び EU への日本からのメッセージ』及び別添資料は、その調査分析の包括性や分析深度について欧州・米国を含む各国から高い評価を得た。国際通商シンクタンク Asia Trade Centre は「欧州での Brexit 分析が“空中戦”に終わっている中、日本政府の分析が具体論に及んでおり素晴らしい」との発信[140]をしている。

- これは即ち、日本政府が発信する英国の EU 離脱に関するリスクや懸念点は、わが国産業界のみならず、英国や EU 行政機関を含めた離脱交渉当事者にも直接伝わる可能性が高いことを意味する。旧来型の外交ルートによる正式申し入れのみならず、情報化社会における伝達速度・深度を効果的に活用した政府発信を積極的に行うべきと考えられる。

- マクロ的な観点では英国及び EU の景気変化・為替変化によって日本の対英輸出及び対 EU 輸出は減少する公算大きく、ミクロ的な観点では英国及び EU に多くの日系企業が進出しており、実際に日系企業から現状の欧州ビジネスを支えている法令・標準の維持や、新協定発効までの「移行期間」の必要性が叫ばれている。日本政府は、英国の EU 離脱が英国や EU に留まらず日本に対しても影響を及ぼすことに留意しつつ、企業の声を継続して収集し、積極的に発信する必要があると考えられる。

２． 日 EU 経済連携協定の早期締結・発効

- 日 EU 経済連携協定（EPA）の早期妥結については、日本経済団体連合会（経団連）をはじめとする各団体からも要望が挙げられており、産業界からの注目度は極めて高い。

- 先進経済の中においても日本は特に自由貿易の重要性を認識していることは論をまたない。米国新政権から保護主義的な政策が複数具現化しつつある中、日 EU EPA の早期締結・発効は、対 EU 経済関係強化のみならずグローバルな自由貿易の維持拡大のための重要な位置づけを持つ。

- これまでも EU は DG Trade（The Directorate General for Trade of the European Commission）をはじめとする通商交渉リソースを、妥結の勝算が高い交渉に集中投入することで複数の協定を実現させてきた。2017 年には欧州で多くの政治イベントがある中、日 EU EPA の妥結に向けたモメンタムを失うことは避けなければならない。

３． 第三国間の経済連携交渉の情報収集・分析強化

- 通商動向が激動の環境下においても、ビルディングブロックとしての既存協定や他国交渉の調査分析の重要性は変わらない。英国及び EU 関連の経済連携交渉は、日 EU 経済連携（EPA）交渉と併行しつつ今後同時多発的に枠組みが形成されていく。特に、EU として協定締結していた 60 余ヶ国との自由貿易協定・経済連携協定を矢継ぎ早に実現させる必要がある英国は、一定のテンプレート化した交渉スタイルを採る可能性が指摘されており、先行する他国との交渉に英国がどう臨むかについては十分な研究が必要となる。

- 具体的には、当該国首脳から「第一優先」と銘打たれている英米や英印などの二国間交渉については、本交渉の前段階からその議論を注視すべきである。

[140] ASIAN TRADE CENTRE report, December 28, 2016
（http://www.asiantradecentre.org/talkingtrade//special-edition-the-japanese-memo-on-brexit）”Many things are interesting in this policy document, but perhaps most important is that the Japanese government is putting out policy details that are far more advanced than many of the statements made by officials thus far in the UK (or the EU) on the topic of Brexit. While much of the Brexit debate appears to have remained at the “30,000 foot level,” the Japanese have gotten down to the details that are going to be critically important in negotiations.”

Appendix①

（参考）貿易・投資インパクトの試算方法・利用データ

１． 需要弾性値と為替弾性値の推定

貿易・投資インパクトを試算する際に参照した需要弾性値と為替弾性値は以下のように求めた。

（１）輸出の需要弾性値と為替弾性値

日本の実質輸出は輸出先の実質 GDP（需要要因）と二国間の実質為替レート（為替要因）で決まると仮定した以下の式（1.1 及び 1.2）を最小二乗法（OLS）で推定した。

（1.1）日本の対英輸出関数

ln 実質輸出,t ＝α＋β（ln 実質 GDP,t）＋γ（ln 実質為替レート,t）＋e

ln 実質輸出,t：日本の英国向け実質輸出（円建て）

ln 実質 GDP,t：英国の実質 GDP（ポンド建て）

ln 実質為替レート,t：日英間のインフレ格差を調整した為替レート（後方 4 四半期平均）

（1.2）日本の対 EU 輸出関数

ln 実質輸出,t ＝α＋β（ln 実質 GDP,t）＋γ（ln 実質為替レート,t）＋e

ln 実質輸出,t：日本の EU 向け実質輸出（円建て）

ln 実質 GDP,t：EU の実質 GDP（ユーロ建て）

ln 実質為替レート,t：日 EU 間のインフレ格差を調整した為替レート（後方 4 四半期平均）

ここで α は定数項、β は需要弾性値、γ は為替弾性値、e は誤差項を意味している。輸出先の需要が拡大すれば輸出は増加し、実質為替レートが円安になれば輸出は増加することが見込まれるため、β と γ の期待符号は正である。日本の対英輸出関数の推定結果は表 7、日本の対 EU 輸出関数の推定結果は表 8 の通り。なお、D/W 統計量から系列相関が疑われたため、t 値[141]はいずれも Newey-West の標準誤差で補正している。

表 7　日本の対英輸出関数の推定結果

	α	β	γ	調整済 R2	推定期間	D/W 統計量
推定結果	7.0022	0.7112	0.4643	0.4092	2001.1Q-2016.4Q	0.7439
t 値	1.4763	2.0501**	4.3529***			

表 8　日本の対 EU 輸出関数の推定結果

	α	β	γ	調整済 R2	推定期間	D/W 統計量
推定結果	-23.1679	1.6456	0.6972	0.5968	2001.1Q-2016.4Q	0.3094
t 値	-4.4559***	4.9390***	4.6032***			

[141] 推定結果で示した t 値のうち、***は 1%水準、**は 5%水準、*は 10%水準で係数が有意であることを示す。

（２）投資の需要弾性値と為替弾性値

日本の実質直接投資残高は投資先の実質 GDP（需要要因）と二国間の実質為替レート（為替要因）、実質直接投資残高の 1 期ラグに依存して決まると仮定した以下の式（1.3 及び 1.4）を最小二乗法（OLS）で推定した。

（1.3）日本の対英投資関数（ポンド建て）

ln 実質直接投資残高,t ＝α＋β（ln 実質 GDP,t）＋γ（ln 実質為替レート,t）＋κ（ラグ項）＋e

ln 実質直接投資残高,t：日本の英国向け実質直接投資残高（ポンド建て）

ln 実質 GDP,t：英国の実質 GDP（ポンド建て）

ln 実質為替レート,t：日英間のインフレ格差を調整した為替レート（年平均）

ラグ項：1 期前の日本の英国向け実質直接投資残高（ポンド建て）

（1.4）日本の対 EU 投資関数（ユーロ建て）

ln 実質直接投資残高,t ＝α＋β（ln 実質 GDP,t）＋γ（ln 実質為替レート,t）＋κ（ラグ項）＋e

ln 実質直接投資残高,t：日本の EU 向け実質直接投資残高（ユーロ建て・英国除く）

ln 実質 GDP,t：EU の実質 GDP（ユーロ建て）

ln 実質為替レート,t：日 EU 間のインフレ格差を調整した為替レート（年平均）

ラグ項：1 期前の日本の EU 向け実質直接投資残高（ユーロ建て・英国除く）

ここで α は定数項、β は短期の需要弾性値、γ は短期の為替弾性値、κ は望ましい水準への調整速度、e は誤差項を意味している。投資先の需要が拡大すれば投資は増加し、実質為替レートが円高になれば投資は増加することが見込まれるため、β の期待符号は正、γ の期待符号は負である。また、直接投資は機動的に投資先を組み替えることが難しいため、今期の直接投資残高は前期の水準に依存して部分的に調整されると考えられる。そのため、κ の期待符号は正である。日本の対英投資関数の推定結果は表 9、日本の対 EU 投資関数の推定結果は表 10 の通り。なお、投資インパクトの試算で参照した需要弾性値は短期の需要弾性値、為替弾性値は短期の為替弾性値をそれぞれ調整係数[142]で割ることで試算した。

表 9　日本の対英投資関数の推定結果

	α	β	γ	κ	調整済 R2	推定期間
推定結果	-1.0962	0.2940	-0.3363	0.7327	0.6588	1996 年～
t 値	-0.1127	0.4530	-1.3259	3.6849***		2015 年

表 10　日本の対 EU 投資関数の推定結果

	α	β	γ	κ	調整済 R2	推定期間
推定結果	-27.8447	1.9545	-0.3149	0.6212	0.9767	1996 年～
t 値	-2.3535**	2.4613*	-1.8554**	4.5947***		2015 年

[142] 需要弾性値＝短期の需要弾性値／（1-調整速度）、為替弾性値＝短期の為替弾性値／（1-調整速度）で試算した。

２． Brexit による GDP 及び為替レートの変化

（１）英国の GDP

Breixt による英国の GDP の変化は、英国財務省のシナリオ別 GDP の試算結果・中央値（EEA 型：-3.8%、Bilateral 型：-6.2%、WTO 型：-7.5%）を参照した[143]。なお、英国財務省の GDP 試算は英国の EU 残留時の GDP 水準と EU 離脱後の GDP 水準の比較結果をシナリオ別に示したものである。概念的には、本来あるべき GDP 水準からのかい離（いわゆる潜在 GDP の下方屈折）を示しているに過ぎないため、英国の GDP 自体が必ずしも減少する訳ではない点に留意する必要がある。

（２）EU の GDP

Brexit による EU（英国除く 27 ヵ国）の GDP については、英国と EU 間の貿易・投資関係が悪化することを考慮した[144]。具体的には（1）貿易要因（EU27 ヵ国の対英貿易収支が悪化することの影響）、（2）投資要因（英国の EU 向け投資が停滞することの影響）を合算して EU（英国除く 27 ヵ国）の GDP の変化（EEA 型：-0.39%、Bilateral 型：-0.72%、WTO 型：-0.90%）とみなした。貿易要因と投資要因の試算方法は以下の通り。

- 貿易要因は、EU27 ヵ国の対英貿易収支・名目 GDP 比（2015 年：1.0%）に英国のシナリオ別貿易減少率を乗じることで求めた。EEA 型は-0.10%、Bilateral 型は-0.17%、WTO 型は-0.21%と試算された[145]。
- 投資要因は、英国の EU に対する投資貢献度[146]（2014 年：3.4%）に英国のシナリオ別投資減少率（貿易減少率）[147]を乗じることで求めた。EEA 型は-0.30%、Bilateral 型は-0.56%、WTO 型は-0.69%と試算された。

なお、英国が EU から離脱すれば、世界（英国除く）と EU 間の貿易・投資関係にも一定の影響を及ぼすことが想定される。ただし、貿易・投資インパクトの試算では英国財務省の GDP 試算と一定の整合性を確保することを優先し、EU（英国除く 27 ヵ国）の GDP に反映することは見送った。そのため、EU（英国除く 27 ヵ国）の GDP の変化については幅をもってみる必要がある。

（３）日英間の為替レート

前述した通り、英国の GDP は本来あるべき GDP 水準からのかい離（EU 残留時と EU 離脱後の GDP の比較結果）を示している。そこで、為替レートについても同様の考え方で前提条件を置くことにした。仮に英国の国民投票（2016 年 6 月 23 日）で EU 残留が選択された場合、為替市場で急激な円高ポンド安が進むことはなかったと考えられる。そこで、英国の国民投票前後を含む 2016 年第 2 四半期～2016 年第 4 四半期（期中平均）の実質ポンド円レートの変化率（-12.9%）を Brexit による下振れ幅[148]であるとみなし、日英間の為替レートの変化として参照した。

---

[143] HM Treasury analysis: the long-term economic impact of EU membership and the alternatives（April 2016）P.7 を参照。なお、シナリオ別の GDP 試算値は EU 離脱による 15 年後の影響を示している。

[144] 英国財務省の GDP 試算に EU の GDP 試算は含まれていないため、本調査では別途推計している。

[145] HM Treasury analysis: the long-term economic impact of EU membership and the alternatives（April 2016）P.168 を参照。英国財務省は EU 離脱後の貿易量（中央値・対世界）は EEA 型では-9%、Bilateral 型では-16.5%mWTO 型では-20.5%になると試算している。

[146] 英国の対 EU 直接投資残高を EU27 ヵ国の名目 GDP で割り込んだ数値（5.3%）に投資先企業等の内部留保率に相当する再投資収益率（2000-10 年平均：64.2%）を乗じることで試算している。直接投資に含まれる株式・中古品の取得などは GDP 統計の設備投資にカウントされない。そのため、中長期的には内部留保に相当する再投資収益が設備投資に充当されると仮定し、このような試算方法を採用した。

[147] シナリオ別の対外直接投資残高は英国財務省の GDP 試算に含まれていないため、シナリオ別貿易減少率（対世界）で代替した。

[148] 過去の危機発生時（2008 年 9 月：リーマンショック、1992 年 9 月：英国の ERM 離脱）におけるポンドの実効レート下落率が危機発生から概ね半年で収束している点を考慮し、期間設定した。

（4）日 EU 間の為替レート

ポンドに連動する形でユーロが対ドル、対円で下落した点を考慮し、英国の国民投票前後を含む 2016 年第 2 四半期～2016 年第 4 四半期（期中平均）の実質ユーロ円レートの変化率（-7.2%）を Brexit による下振れ幅であるとみなし、日 EU 間の為替レートの変化として参照した。

３． 利用データ

需要弾性値と為替弾性値を推定する際に利用したデータの詳細は表 11 の通りである。なお、弾性値を求める都合上、データはすべて対数線形化している。

表 11　利用データの詳細

データ	周期	出所及び加工方法
英国向け実質輸出	四半期	日本の英国向け実質輸出は公表されていない。そこで日本銀行の地域別実質輸出の作成方法に準じる形で、財務省の貿易統計より品目別の対英輸出額を取得し、同品目を 8 グループに分類し、対応する輸出物価指数や国内企業物価指数で実質化した後、季節調整（X-12）を施したデータを参照した。
対英実質直接投資残高	年次	日本銀行の国際収支統計より取得した日本の対英直接投資残高を参照した。なお、日本の対英直接投資残高は円建てで公開されている。ポンド建てに換算する際は、円建て直接投資残高を各年 12 月のポンド円の名目レートを参照している。また、実質化に際しては英国の消費者物価指数（HICP）を参照した。
英国の実質 GDP	四半期及び年次	OECD より取得したポンド建ての実質 GDP（支出側統計）を参照した。
実質ポンド円レート	四半期	ポンド円の名目レートに相対物価（国内物価/海外物価）を乗じることで試算した。国内物価としては日本の消費者物価指数（CPI）、海外物価としては英国の消費者物価指数（HICP）を参照した。
EU 向け実質輸出	四半期	日本銀行の実質輸出より取得した EU 向け実質輸出を参照した。
対 EU 実質直接投資残高（英国除く）	年次	日本銀行の国際収支統計より取得した日本の対 EU 直接投資残高を参照し、英国分を控除した。なお、日本の対 EU 直接投資残高は円建てで公開されている。ユーロ建てに換算する際は、円建て直接投資残高を各年 12 月のユーロ円の名目レートを参照している。また、実質化に際してはユーロ圏の消費者物価指数（HICP）を参照した。
EU の実質 GDP	四半期及び年次	OECD より取得したユーロ建ての実質 GDP（支出側統計）を参照した。
実質ユーロ円レート	四半期及び年次	ユーロ円の名目レートに相対物価（国内物価/海外物価）を乗じることで試算した。国内物価としては日本の消費者物価指数（CPI）、海外物価としてはユーロ圏の消費者物価指数（HICP）を参照している。

Appendix②

（参考）Brexit によって影響が懸念される業界毎の主要法令の詳細説明

1． 製造業において Brexit による影響が懸念される主要法令の詳細説明

（1）製造業共通

製造業のバリューチェーン（「研究・開発」、「貿易管理」、「通関」、「取引・流通」、「組立・保管」、「域内輸送」、「販売・保守」、「廃棄物等の内外移動」）にて関連する主な規則・指令を特定し、体系的な整理を行った。

図 22　製造業（共通）におけるルール類型リスト

図 23　製造業（共通）における関連ルールマップ

物流行程

研究・開発		Horizon 2020設置に関する規則（Regulation (EC) No. 1291/2013 establishing Horizon 2020 - the Framework Programme for Research and Innovation (2014-2020) and repealing Decision No 1982/2006/EC ）
		Horizon2020への参画及び普及ルールに関する規則（Regulation (EC) No. 1290/2013 laying down the rules for participation and dissemination in "Horizon 2020 - the Framework Programme for Research and Innovation (2014-2020)" and repealing Regulation (EC) No 1906/2006 ）
輸出入	貿易管理	EU輸出管理規則（デュアルユース品）（Regulation (EC) No. 428/2009 setting up a Community regime for the control of exports, transfer, brokering and transit of dual-use items）
	通関	欧州連合関税法典（Regulation (EU) No. 952/2013 laying down the Union Customs Code (UCC)）
		欧州連合関税法典：実施規則（Implementing Regulation (EU) No. 2015/2447 laying down detailed rules for implementing certain provisions of Regulation (EU) No 952/2013）
		欧州連合関税法典：委任規則（ Delegated Regulation (EU) 2015/2446 supplementing Regulation (EU) No 952/2013 as regards detailed rules concerning certain provisions of the UCC ）
		欧州連合関税法典：移行委任規則（ Delegated Regulation (EU) 2016/341 supplementing Regulation (EU) No 952/2013 as regards transitional rules for certain provisions of the UCC where the relevant electronic systems are not yet operational ）
域内移動		関税及び統計的分類表並びに共通関税率に関する規則（Regulation (EEC) No 2658/87 on the tariff and statistical nomenclature and on the Common Customs Tariff）
		関税及び統計的分類表並びに共通関税率に関する規則（2658/87）の付属書Ⅰを改正する実施規則（Delegated Regulation (EU) 2016/341 supplementing Regulation (EU) No 952/2013 as regards transitional rules for certain provisions of the UCC where the relevant electronic systems are not yet operational ）
	取引・流通	単位に対する加盟国の法律の近似化に関する指令（Council Directive 80/181/EEC on the approximation of the laws of the Member States relating to units of measurement and on the repeal of Directive 71/354/EEC ）
		包装済み製品の重・容量に対する加盟国の法律の近似化に関する指令（Directive 76/211/EEC on the approximation of the laws of the Member States relating to the making-up by weight or by volume of certain prepackaged products）
		包装済み製品の容量サイズに関するルールを規定する指令（Directive 2007/45/EC laying down rules on nominal quantities for prepacked products, repealing Council Directives 75/106/EEC and 80/232/EEC, and amending Council Directive 76/211/EEC ）
		消費者に対する商業上の不公正行為に関する指令（Directive 2005/29/EC Concerning Unfair Business-to-Consumer Commercial Practices ）
		誤解を生じさせる不公正行為・比較広告指令（Directive 2006/114/EC concerning misleading and comparative advertising ）
		製造物責任指令（PL指令）（Directive 1999/34/EC amending Directive 85/374/EEC: liability for defective products）
		一般製品安全指令（GPSD）（Directive 2001/95/EC on General Product Safety）
	組立・保管	製品の上市に係る認定と市場監視の要件に関する規則（Regulation (EC) 765/2008 on setting out the requirements for accreditation and market surveillance relating to the marketing of products and repealing Regulation (EEC) No 339/93）
		労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する指令（Directive n the introduction of measures to encourage improvements in the safety and health of workers at work(89/391/EEC) ）
		労働者が作業中に使用する機器に関する安全衛生上の最低必要条件に関する指令（Directive 2009/104/EC concerning the minimum safety and health requirements for the use of work equipment by workers at work (second individual Directive within the meaning of Article 16(1) of Directive 89/391/EEC)）
		作業場における労働者の保護具使用に関する安全衛生上の最低必要条件に関する指令（Directive on the minimum health and safety requirements for the use by workers of personal protective equipment at the workplace (third individual directive within the meaning of Article 16 (1) of Directive 89/391/EEC)）
		SevesoⅢ指令（危険物質による大規模災害に関する指令）（Directive 2012/18/EU on the control of major-accident hazards involving dangerous substances）
		爆発性雰囲気からの労働者の保護に関する指令（ATEX職場指令）（Directive 1999/92/EC on minimum requirements for improving the safety and health protection of workers potentially at risk from explosive atmospheres）
		職場の化学物質リスクからの労働者の保護に関する指令（Directive 98/24/EC on the Protection of the Health and Safety of Workers from the risks related to Chemical Agents at Work amended by Directive 2014/27/EU）
		職場の発がん性物質又は変異原性に暴露されるリスクから労働者を保護に関する指令（Directive 2004/37/EC on the protection of workers from the risks related to exposure to carcinogens or mutagens at work amended by Directive 2014/27/EU）
		職場の安全衛生標識の設置に関する指令（Directive 92/58/EEC on Safety and/ or Health Sign amended by Directive 2014/27/EU）
	域内輸送	圧力容器指令（Directive 2014/68/EU on the market of pressure equipment）
		可搬型圧力容器に関する指令（Directive 2010/35/EC on transportable pressure equipment）
		危険物の国内輸送に関する指令（Directive 2008/68/EC on the Inland Transport of Dangerous Goods）
		道路交通に係る指令（Directive (EU) 2015/719 amending Directive 96/53/EC laying down for certain road vehicles circulating within the Community the maximum authorised dimensions in national and international traffic and the maximum authorised weights in international traffic ）
		欧州船舶交通監視及び情報システムの確立に関する指令（Directive 2002/59/EC on establishing a Community vessel traffic monitoring and information system and repealing Council Directive 93/75/EEC amended by Directive 2009/17/EU and 2011/15/E）
		民間航空機の共通ルール及び欧州航空安全機関の設置に関する規則（Regulation (EC) No. 216/2008 on common rules in the field of civil aviation and establishing a European Aviation Safety Agency）
		民間航空機利用のための技術要件及び行政手続きに関する規則（Regulation (EU) No 965/2012 laying down technical requirements and administrative procedures related to air operations pursuant to Regulation (EC) No 216/2008 ）
	販売・保守	欧州会社（SE）規則（Regulation (EC) No 2157/2001 on the Statute for a European company (SE) ）
		欧州会社への労働者の関与に関する指令（Directive 2001/86/EC supplementing the Statute for a European company with regard to the involvement of employees ）
		EU域内におけるサービスに関する指令（EUサービス指令）（Directive 2006/123/EC on services in the internal market ）
		EU競争法（欧州連合機能条約：第81条・82条・101条102条・103条等）
静脈物流	廃棄物等の内外移動	廃棄物枠組み指令（Directive 2008/98/EC on Waste: Waste Framework Directive）
		廃棄物輸送規則（Regulation (EC) 1013/2006 on Shipments of Waste）

動脈物流

➢ 【研究・開発】

EU 離脱により、EU 加盟国／関連国でなく「第三国」と見なされる場合、英国法人は EU 加盟国／関連国機関としての地位を失う他、自動助成金の対象外となる可能性がある。その場合、これまでよりも参画・助成の制約を受け、科学技術発展・イノベーションが滞る可能性がある

(a) 関連法令の内容

- 現在 EU では、欧州での研究・開発事業の促進及び研究の成果のイノベーション・経済成長・雇用への寄与を目的とし、7 年間の科学技術・イノベーションの方向性を定めた Horizon 2020 - the Framework Programme for Research and Innovation (2014-2020)がある。
- この Horizon2020 に関しては、**「Horizon 2020 設置に関する規則（1291/2013）」**及び**「Horizon2020 への参画及び普及ルールに関する規則（1290/2013）」**が制定されている。
  - ✓ **「Horizon 2020 設置に関する規則（1291/2013）」**にて、Horizon 2020 の参加対象は、1）EU 加盟国及び EU 加盟の候補・見込みのある国、2）一定の条件を満たす欧州自由貿易連合（EFTA）加盟国、3）その他 Seventh Framework Programme の提携国、とされている。また、一定の要件を満たし、Horizon 2020 の達成目的に合致する第三国及び国際機関に設置された法人は、Horizon 2020 の間接的な行動に参加する資格があるとしている。[149]
  - ✓ **「Horizon2020 への参画及び普及ルールに関する規則（1290/2013）」**では、資金援助の資格要件として、1）加盟国又は関連国に設置又は連邦法に基づいて作成された法人[150]、2）国際的な欧州の利害組織、3）Horizon 2020 ワークプログラムにて特定された第三国に設置されている法人であることとしている。

(b) Brexit による影響

- 英国の離脱交渉期間中は、英国は EU の加盟国として扱われるため、Horizon 2020 に参加している英国の関係者は、EU の他加盟国及び関連国からの参加者と同様の身分・立場としての権利が全面的に認められる。
- 離脱後は、1）英国が引き続き Horizon 2020 の提携を申請し認められるケース、2）Horizon 2020 の合意に至らず第三国として扱われるケース、があると考えられる。
  - ✓ 英国が提携を申請し認められる場合には、英国の研究機関・企業は現在と同じ条件下で Horizon 2020 のプロジェクトへの参加資格を有することとなるため、EU 離脱の影響は限定的と考えられる[151]。
  - ✓ 一方、第三国としての扱いを受ける場合は、引き続き英国側のパートナーがプロジェクトへ参加することは可能となるが、殆どの場合において、EU から資金を受け取ることが困難となるため、製造分野における研究・開発の促進が妨げられる恐れがある[152]。

---

[149] Horizon 2020 プログラムへは、原則世界中から応募が可能であるが、アクションタイプの募集においては、日本等の第三国の組織は単独で応募をすることができず、下記のパターンに示すようなコンソーシアム形成による応募が必要となる

1）研究・イノベーション・アクション（RIA）: コンソーシアムによる参加が必須で、少なくとも 3 つの法人組織による応募であること、それぞれ異なる EU 加盟国又は関連国で設立された組織であること、この 3 つの組織はそれぞれ独立した別の組織であること、が条件となる。

2）イノベーション・アクション (IA) : 少なくとも 3 つの法人組織による応募であること、それぞれ異なる EU 加盟国又は関連国で設立された組織であること、この 3 つの組織はそれぞれ独立した別の組織であること、が条件となる。

3）協力、サポート・アクション (CSA): 少なくとも 1 つの EU 加盟国又は関連国で設立された法人組織による応募であること、が条件となる。

[150] 現在協定により、2017 年 1 月現在アイスランド、ノルウェー、トルコ等 16 か国が関連国とされている。
（http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/grants_manual/hi/3cpart/h2020-hi-list-ac_en.pdf）
また、自動的助成の対象は原則として EU 加盟国と関連国、その他指定された途上国などに限られている。
（http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/wp/2014_2015/annexes/h2020-wp1415-annex-a-countries-rules_en.pdf）
日本の場合、EU との取り決めによる相互の助成措置等がとられた場合、又は日本からの参加がプロジェクトの成立に不可欠であり助成がメリットであると欧州が判断した場合に限り例外的に日本法人に助成措置が採られることとされている。
なお、日本企業が EU 法人を通じて参加する場合は、EU 企業として参加し、助成措置を受けることは可能である。

[151] EFTA 国となった場合、一定の要件を満たせば、Horizon 2020 の関連国として GDP に応じた一定の拠出が求められる一方、加盟国と同様 Horizon 2020 からの資金配分を受け取ることは可能である。

[152] 英国の離脱前に英国機関が直接応札した研究・プロジェクトに対しては HM UK Treasury が離脱前に発生した金額及び離脱後～プロジェクト完了までの発生費用を負担するため、離脱までは引き続き英国政府を含むコンソーシアムの形成及び Horizon 2020 への応募が可能である。なお、既に HM UK Treasury は、英国が EU から離脱した場合、Horizon 2020 のコンソーシアムに参加している英国機関の助成金は英政府が負担することを発表している。
（https://www.gov.uk/government/news/chancellor-philip-hammond-guarantees-eu-funding-beyond-date-uk-leaves-the-eu）

➢ 【貿易管理】

Brexit により企業は、現行のデュアルユース品の EU 域内での移転が制限される他、輸出許可／ライセンスの対象・申請プロセスの変更等による追加対応が発生する可能性がある

(a) 関連法令の内容

- 現在 EU では、デュアルユース品の輸出の際、**「EU 輸出管理規則（428/2009）」**に従いライセンスの取得等を行う必要があり、製造や切削に使用する工作機械等、武器に転用され得る部品等を含む製品はデュアルユース品に該当するケースがある。
- なお、現在一部品目を除き、デュアルユース品の域内移転は原則自由となっている[153]。

(b) Brexit による影響

- 現在英国では、製品輸出、技術移転、技術支援、貿易活動の制限等を定めた**「2002 年輸出管理法（Export Control Act 2002）」**及びその実施令である**「2008 年輸出管理令（The Exports Control Order 2008）」**にて、軍事品目、英独自規制のデュアルユース品目に関する輸出、技術移転、技術支援、禁止事項等を定めている[154]。
- 現在は、EU 輸出管理規則に基づいたデュアルユース品に対するリスト規制、エンドユーズ規制は EU 加盟国の関連法に優先して実施されているが、EU 離脱後の英国では、EEA 型ににて引き続き EU ルールが適用される場合を除き、これら国内法（もしくは改正）に基づく輸出管理を行うものと考えられる[155]。
- その場合、企業にとっては、EU へのデュアルユース品の移転が制限される可能性があるほか、許可・ライセンスの対象品目や取得プロセスが変更となる可能性がある。
  - ✓ ただし、「EU 輸出管理規則」に定められる規制対象は、基本的には国際的な輸出管理の枠組みである「ワッセナーアレンジメント（WA）」、「核兵器関連の原子力供給国会合（NSG）」、「化学兵器と生物兵器関連のオーストラリア・グループ（AG）」、「ミサイル関連機材・技術輸出規制（MTCR）」の対象となるデュアルユース品に準拠していること、英国としてそれぞれの協定に参加していることから、対象となるデュアルユース品のスコープについては、英国の EU 離脱に大きく変わることはないと考えられる。また、現在英国にてデュアルユース品に対し発効されるライセンスは、EU 共通に定められるものではないことが多いため、申請プロセス等に大きな変更は生じないと考えられる[156]。

[153] 域内移転であっても許可対象となる品目については、本規則の Annex IV にて規定。
[154] 国内法令に加え、デュアルユース品の輸出に関する手引書（コード・オブ・プラクティス）や各種ガイダンスノートを整備し、輸出管理対象者の法令遵守の実効性が図られている。
[155] 2017 年 1 月 17 日に英国のメイ首相が欧州連合（EU）離脱交渉方針に関する演説を行い、単一市場残留に向けた妥協案を否定し、ハードブレグジット（強行離脱）を目標に掲げたことから、EEA 型ではないシナリオとなる可能性が高い。
[156] 現在英国では、Standard Individual Export License (SIEL), Open Individual Export License (OIEL), Open General Export License (OGEL), Global Project License (GPL) をはじめとする複数のライセンスが設けられている。

➢ 【通関】

Brexit により英国が EU 共通関税から外れることで、企業にとっては、輸出入に際しこれまで必要のなかった原産地証明の作成業務等の負担増加や、英国から EU への輸出での関税水準引き上げ等のリスクがあるほか、AEO 制度（税関手続き簡素化）、BTI/BOI（特恵関税の事前承認）等の特権を受けられなくなる可能性がある

(a) 関連法令の内容

- 現在通関・税関申告、課税基準[157]、EU 域内への物品搬入・搬出手続き等に関しては、EU 規則である**「欧州連合関税法典（UCC）（952/2013）」**が定められている。
  - ✓ **「欧州連合関税法典（UCC）（952/2013）」**とその詳細を定めた**「UCC：実施規則（2015/2447）」及び「UCC 委任規則（2015/2446）」**では、貨物のセキュリティ管理や法令遵守（コンプライアンス）等の体制、財務能力が一定あると承認・認定された企業に対し、税関続きが緩和される AEO 制度が存在している。なお現在一加盟国で AEO として認定された事業者は、他加盟国でも AEO とみなされる仕組みとなっている。
  - ✓ また、自由貿易協定等の協定による特恵関税を享受するため、EU へ物品を輸出する企業は、物品分類、原産地証明等の事前承認を得るための申請制度（「拘束的関税情報（BTI）」、「拘束的原産地情報（BOI）」）を活用することが可能である[158]。

- 現在 EU 域内の関税は無税であり、域外に対しては「**関税及び統計的分類表並びに共通関税率に関する理事会規則（2658/87）」**に基づき、原則として域外共通関税制度によって加盟国が等しく関税率を設定することになっている[159]。
  - ✓ 同規則の附属書 I には、最新の分類表に基づく製品コード（CN コード）と、その標準関税率が掲載されており、欧州委員会規則により年次改定されている。
    （※最新は 2016 年発行の**「関税及び統計的分類表、並びに共通関税率に関する理事会規則 2568/87 の附属書 I を改正する欧州委員会実施規則（2016/1821）」**）

(b) Brexit による影響

- 英国が EU を離脱することにより、UCC の自動適用がなくなった場合、英国に欧州域内・域外より物品を輸出している日系企業は、従来通り AEO 制度や BTI／BOI 制度の恩恵を受けられなくなる可能性がある。
  - ✓ 英国が AEO や BTI／BOI 制度に代わる新たな税関手続きの簡素化制度や特恵関税の為の事前承認制度を設ける場合、企業は新たに申請手続き等を行う必要がある[160]。

- 英国の EU 離脱により、EU 共通関税から外れた場合、英国が EU 加盟国に適用する関税水準や EU 加盟国が英国に適用する関税水準が見直されることが想定される。
  - ✓ 貿易円滑化のために、英国は原則として関税障壁をほぼ設けないと考えられるが、EU 加盟国は英国に対し、関税水準を引き上げることも予測される。
  - ✓ また、EU 共通関税から外れることで、企業にとってはこれまで必要のなかった原産地証明の作成業務といった負担が増加することが見込まれる。

[157] UCC では、原則的に CIF 価格を課税基準としている。従来の（最初の取引の価格を課税価格とする）「ファーストセール」制度は、UCC の実施に従い 2016 年より廃止された。

[158] UCC、UCC 実施規則、UCC 委任規則に加え、UCC 実施委任規則（「欧州連合関税法典（UCC）:実施委任規則」）が定められており、通関に係る各種申請システムの電子化を 2020 年までに完了させるための移行措置が採られている。

[159] 原則として、域内は無税、域外には等しく関税率を設定することとなっているが、EU として各地域もしくは各国との個別協定（関税同盟・自由貿易協定等）が締結されている場合には、異なる関税率を設定している。なお、EU と第三国の間で取引される物品に適用される規定や関税法の範囲・定義等は欧州関税法典（UCC）に定められている。

[160] 上記の影響に加えて、英国では、UCC 実施委任規則に基づき、2016 年からの UCC の本格導入に伴い、輸出入申告の際に使用される現行の通関処理システム（Customs Handling of Import and Export Freight: CHIEF）を、新しい税関申告サービス（Customs Declarations Service: CDS）に移行することとしている（※ただし具体的な移行時期等は未定）が、EU 離脱によって、システムの再検討が必要となった場合、手続きの混乱や通関管理の効率化・迅速化の遅れが発生する可能性もある。

➢ 【取引・流通】

製品の安全・情報提供に関しては、関連する各 EU 指令に効力を生じさせる英国国内法が定められているため、引き続き当該内容が適用される限り、EU 離脱後に大きな変化は生じないと考えられる。（ただし、今後英国での国内法改正や EU 指令の改正により、英国と加盟国との法令内容に差が生じる可能性がある。）

製品の品質・安全性保証、加盟国間の技術障害撤廃のため EU 共通に定める認証基盤・体制については、EU 離脱後に英国・EU 間での相互認証体制が担保されない場合、企業の製品流通に支障をきたす可能性がある。

(a) 関連法令の内容

- 一般消費者に対して提供している商品（物品・サービス）については、**「消費者に対する商業上の不公正行為に関する指令（2005/29）」**に従い、企業は原産地表示を含め、誤解を生じさせる行為や不公正行為を行なってはならないことが定められている。
- また商品の広告については、**「誤解を生じさせる不公正行為・比較広告指令（2006/114）」**により、商品の特徴（原産地を含む）や商品提供者に関する情報を提供しなくてはならず、比較広告において不当に他社の評判を下げてはならないことが定められている。
- 加えて、自社製品の流通にあたっては、**「製造物責任指令（PL 指令）（1999/34）」**に従い、自社製品が欠陥品として見なされないよう製品説明（包装も含む）を付さなければならないほか、製品に瑕疵等がある場合、各国当局に報告する義務がある。
- 自動車の型式認証に係る指令や機械指令などの対象とならない一般消費者向け製品（例：チャイルドシート）などは、**「一般製品安全指令（2001/95）」**に従い、製品の適合性を確認しなければならないほか、消費者に対し、製品に関するリスク関連情報を提供しなくてはならない。
  - ✓ また取引・流通に際して、機械類の電流の表示や液体の容量等の EU 域内での表示の近似化を図る目的で、**「単位に対する加盟国の法律の近似化に関する指令（80/181）」**、**「包装済み製品の量・容量に対する加盟国の法律の近似化に関する指令（76/211）」**、**「包装済み製品の容量サイズに関するルールを規定する指令（2007/45）」**等が定められており、企業は製品流通の際に遵守する必要がある。
- また流通する製品の安全性の担保、適合性評価機関の権威の向上、市場の信頼性回復（販売後の市場監視機能の強化を含む）のため、1 加盟国当たり 1 認定機関の原則等を規定した**「製品の上市に係る認定と市場監視の要件に関する規則（765/2008）」**が定められている。
  （製品認証に関連するルールの詳細は、次項「（２）自動車分野」を参照）

(b) Brexit による影響

- 製品流通の際の情報提供・安全性保証等に関するルールは、上記指令の内容を反映させた国内法が定められており、EU 離脱後にこれら国内法に基づく運用が予測されることから、EU 離脱による企業への影響は僅少と考えられる。
  - ✓ 例えば、英国では**「1987 年消費者保護法（Consumer Protection Act 1987）」**が PL 指令に忠実に準拠した国内法として定められており、（オプション条項や一部情報の間に相違はあるものの）条文に殆ど差は見られない内容となっている。また、**「2005 年一般製品安全規則（General Product Safety Regulations 2005）」**にて、製品安全指令の内容を反映させ、不安全な製品の製造事業者や流通事業者に英国で刑事責任を課す規制を設けている。
    - ただし EU の製品安全指令については、今後廃止され、消費者製品安全に関する新規則に置き換えられることが決まっている。新規則の制定時期・内容次第では、新規則に定める追加要件が英国国内法に反映されず、英国・EU 間の製品流通に影響を与える可能性がある[161]。

[161] 現在 EU では、「COM (2013) 78: Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on consumer product safety and repealing Council Directive 87/357/EEC and Directive 2001/95/EC」のプロポーザルの審議が行われており、「Council Directive 87/357/EEC on the approximation of the laws of the Member States concerning products which, appearing to be other than they are, endanger the health or safety of consumers」と「Directive 2001/95/EC on general product safety」が改定される予定となっている。改正規則では、製品の安全性確保の向上、製品の市場監視スキームの強化等が図られることとなっている。

➢ 【組立・保管】

英国では、国内制定法である 1974 年労働安全衛生法や、EU での労働安全関連指令を反映した規則のほか、安全衛生庁（Health and Safety Executive）により当該法令に基づく規則やガイドライン等が定められている。引き続きこれら国内法令に基づく内容が適用される限り、Brexit による労働安全分野での大きな変更はないと想定される[162]。

(a) 関連法令の内容

- 自動車の製造・組立にあたっては、**「労働者が作業中に使用する機器に関する安全衛生上の最低必要条件に関する指令（2009/104）」**や**「作業場における労働者の保護具使用に関する安全衛生上の最低必要条件に関する指令（89/656）」**等に基づき、作業者・雇用者は、ヘルメット・グローブ等保護具の安全な着用を行い、使用機器の定期的な検査による安全性保証を行う義務がある。
- また、関連部品の保管場所等を含む作業環境における労働者の安全に関する欧州ルール（危険物質の取扱い方法・リスク評価等を含む）には、下記指令等が含まれる。
  - ✓ **「ATEX 職場指令（爆発性雰囲気からの労働者の保護に関する指令）（1999/92）」**
    - 引火により燃焼が拡大することが想定される可燃性物質を含む混合空気が生じる作業環境（保管場所含む）を有する場合に該当
  - ✓ **「職場の科学物質リスクからの労働者の保護に関する指令（98/24）」**
    - 後述の CLP 規則で危険物質に分類される化学物質や危険物質に分類されないもののリスクのある物質を取り扱う場合に該当
  - ✓ **「職場の発がん性物質又は変異原性に暴露されるリスクからの労働者の保護に関する指令（2004/37）」**
    - 後述の CLP 規則においてカテゴリ 1A 又は 1B に分類される発がん性物質・変異原性及びこれらの混合物を取扱う場合に該当
  - ✓ **「危険物質による大規模災害に関する指令（Seveso III 指令）（2012/18）」**
    - 規定以上の危険物質を取り扱う施設として届出の必要な場合に該当

(b) Brexit による影響

- 英国では、労働安全衛生法のほか、EU 安全衛生指令の導入に対応した各種規則、ガイドライン等が定められており、EU 離脱後も大きな内容の変更はないものと考えられる
  - ✓ 英国では、**「1974 年労働安全衛生法（Health and Safety at Work Act 1974）」**によって、労働者及び労働活動により影響を受け得る一般公衆の福利厚生の問題に対する統一的・単一的・包括的な法的枠組みが定められている。
  - ✓ また、EU 指令に定められる労働衛生関連法規についても、それぞれ国内にて規則を設けている。例えば上記「ATEX 職場指令」の内容は、**「2002 年危険物質及び爆発性雰囲気に係る規則（Dangerous Substances and Explosive Atmospheres Regulations 2002）」**にて、「職場の科学物質リスクからの労働者の保護に関する指令」及び「職場の発がん性物質に関する指令」の内容は、**「2002 年有害化学物質管理規則（Control of Substances Hazardous to Health Regulations）（COSHH 規則）」**にて国内法化されている[163]。

[162] 労働安全や衛生管理に関する法令の詳細については、「Ⅶ　Brexit によって影響が懸念される主要法令の解説」の「5. その他業界横断分野において Brexit による影響が懸念される主要法令」（３）労働関連分野を参照

[163] 同上。また、現在英国にて定められる労働安全・衛生関連の法令一覧・詳細については、HSE HP（http://www.hse.gov.uk/legislation/）及び Consolidated Report（http://www.hse.gov.uk/legislation/assets/docs/consolidation-report-2012.pdf）等を参照

➢ 【域内輸送】

危険物等の域内輸送は、関連する EU 法令が EU 加盟国に限定されない国際協定・条約に準拠しており、EU 離脱後も英国としてこれら国際協定・条約に遵守する必要があることから、ルール変更やそれに伴う企業への影響は限定的となると考えられる。

(a) 関連法令の内容

- 危険物に該当する製品の域内輸送にあたっては、陸上、海上、航空それぞれ国際ルールに基づく EU の共通規則が定められている。
  - ✓ （国連危険物輸送（TDG）勧告に規定する）危険物に該当する製品の（域内）陸上輸送にあたっては、**「危険物の国内輸送に関する指令（2008/68）」**が定められており、危険物の国際ルールである 1）国連危険物輸送（TDG）勧告、2）欧州危険物国際道路輸送協定（ADR）、3）鉄道による危険物の国際輸送に関する規則（RID）、4）内陸水路による危険物の国際輸送に関する欧州協定（ADN）に従うことが必要となる。
  - ✓ また航空輸送に際しては、**「民間航空機の共通ルール及び欧州航空安全機関の設置に関する規則（216/2008）」**、及びその詳細を定めた**「民間航空機利用のための技術要件及び行政手続きに関する規則（965/2012）」**があり、危険物の航空安全輸送に係る技術指針（ICAO-TI）に従う必要がある。
  - ✓ なお海上輸送においては、**「欧州船舶交通監視及び情報システムの確立に関する指令（2002/59）」**が定められているが、危険物の輸送に関しては、国際海上危険物規定（IMDG コード）が直接国内法化されている[164]。

(b) Brexit による影響

- 危険物の域内輸送は、EU 加盟国に限定されない国際ルール（協定・条約）に準拠しており、EU 離脱後も国際ルールは適用されるため、EU 離脱後に大きな規制等の変更はないと考えられる。
  - ✓ 「危険物の国内輸送に関する指令」にて参照している ADR、RID は、UNECE により制定されており、（EU 加盟国に限定されず欧州諸国及び北アフリカの一部に適用されるものであることから、）EU 離脱後も引き続き当該ルールに従うことが想定される[165]。
  - ✓ 危険物の国際航空輸送の基本ルールである国際民間航空条約（Convention on International Civil Aviation）を英国として締結しており、引き続き ICAO-TI に基づく航空輸送が実施されるものと想定される。
  - ✓ 同様に国際海上輸送の国際ルールである「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）」を英国として締結しており、引き続き関連する IMDG コードに基づく海上輸送を行うと考えられる。

---

[164] （参考）なお、危険物等の輸送に関して、圧力容器及び圧力容器によって取扱われる流体（Fluid）等の物質・混合物の輸送に関しては、「圧力容器指令」、危険物として定義されるガス等を輸送する可搬式圧力容器、タンク、バッテリー車/ワゴン、複数要素ガス容器（MEGCs）、及びそれらのバルブ・付属品の輸送に関しては、「可搬式圧力機器に関する指令」が定められている。圧力容器自体の流通に際しては、製造者による適合性評価手続きの実施及び CE マークの貼付・関連情報の表示が、可搬式圧力機器に関する指令の対象容器・部品に関しては、適合性評価の実施及びパイ（Π）マーク貼付・関連情報の表示がそれぞれ必要となる。
域内輸送時の圧力容器・可搬式圧力容器等へ適用されている適合性評価手続きや CE／パイ（Π）マークについては、EEA 型のシナリオの場合、又はマーキング済み機器の流通のための相互承認が取り決められた場合、現行との変化は特にないと考えられる。一方で、EU 加盟国との相互承認・協定等の取り決めが難航し、現行と同等の枠組みが英国にて構築されない場合、企業は基準認証体系の変化に伴う試験・認証手続きの変更等を強いられる可能性がある。（※詳細は、「（２）自動車分野」を参照）

[165] 英国では、「危険物の国内輸送に関する指令」の施行のため、「2009 年危険物運搬・可搬式圧力装置使用規則（The Carriage of Dangerous Goods and Use of Transportable Pressure Equipment Regulations 2009）」が制定されている。なお、「危険物の国際輸送に関する指令」にて参照されている ADN については、英国にそもそも物理的に欧州本土の陸上水路とのコネクションがないため、適用されていない。

➢ 【販売・保守】

EU 離脱によって、英国と EU 加盟国間で単一市場としての会社の設立／登記、営業を行うことができなくなった場合、企業はそれぞれに対し手続きを行う必要があり、コストが増大する可能性がある。また、英国競争法と EU 競争法双方が適用される事案に対しては、どちらの当局にも対応する必要が出てくるため、企業の負担が増大する可能性がある

(a) 関連法令の内容

- 欧州域内での会社の設置及び各種サービスの提供に際しては、**「欧州会社（SE）規則（2157/2001）」**及び**「EU 域内におけるサービスに関する指令（EU サービス指令）（2006/123）」**が定められている
  - ✓ **「欧州会社（SE）規則（2157/2001）」**に従い、企業は欧州会社（Societas Europaea: SE）として設立・登記を行うことで、加盟国ごとの会社法に応じて設立・登記・決算報告の会社運営について手続きを変える必要がなく、EU 全域の事業を展開することが可能である。また本社を別の加盟国に移転する場合にも、従来のような各加盟国での解散・新規設立手続きを行う必要がないなど、手続きの簡素化が図られている[166]。
  - ✓ **「EU サービス指令（2006/123）」**は、会社の設立の自由及びサービス提供の自由についての法的・行政的障害を除去することによって、EU 域内のサービス市場自由化を達成することを目的としており、サービス提供者の「サービスを提供する権利」を尊重すると共に、自国におけるサービス活動への自由なアクセス及びその実施の保証が規定されている。
- 現在欧州では、EU 加盟国間に影響を与える取引行為について適用される**「EU 競争法」**（欧州連合機能条約第 101 条「競争制限的協定の規制」、第 102 条「市場支配的地位の濫用行為の規制」、企業結合規則から構成）が存在している[167]。

(b) Brexit による影響

- 英国の EU 離脱によって、単一市場としての会社の設立・営業、サービス提供が英国と EU 加盟国間で行えなくなり、企業の手続きコストが増大する可能性がある。
  - ✓ 英国では、現在欧州会社規則を適用させるために、**「2004 年欧州 LLC 規則（The European Public Limited-Liability Company Regulations 2004）」**等を定めているが、Brexit により欧州会社規則が適用されなくなることで、企業は、設立・登記・決算報告等の運営に際して、英国と EU 加盟国間で手続きを変える必要が生じる。また、英国から他国へ移転する際に、別途手続きが必要となるなど、企業のコスト増大につながる可能性がある[168]。
  - ✓ サービス指令についても同様に、英国では**「2009 年英国サービス提供規則（The Provision of Services Regulations 2009）」**が定められているが、EU 離脱後には、英国と EU 加盟国間で別の手続きが必要となると想定される。
    （ただし、英国は、雇用の安定を重視する仏・独と異なり、EU サービス指令の制定に際し、サービス市場開放に積極的な姿勢をとっていたことから、サービスの提供に際しては、可能な限り EU 加盟国間との障壁の抑制する措置を求めるものと考えられる。）

- また、競争法に関しては、EEA 型のシナリオの場合、EU 競争法と同内容の規制が引き続き適用されるため、EU 離脱による変更はほぼないと考えられる。

---

[166] EU では、「欧州会社法」は SE の設立方法や機関を規定する「欧州会社法規則」と SE における従業員の経営関与のあり方を規定する「欧州会社への労働者の関与に関する指令」より構成される。（「欧州会社への労働者の関与に関する指令」については、「５．その他業界横断的分野において Brexit による影響が懸念される主要法令」の（３）労働関連分野の内容を参照。）なお欧州会社法は、合併・転換による SE 設立が公開有限責任会社に限定されている。本規則では、税制に関する規制は定められておらず、SE 設立以降も域内各国に点在するグループ内企業、支社は、各所在国にて定められた納税手続きをとる必要があることに留意する。

[167] EU 機能条約第 101 条は、複数の事業者が明示的又は目次的に合意して製品やサービスについて価格の設定、生産量の制限、市場や顧客を分割することなどによって、競争を制限することを禁じている。また、第 102 条では、支配的地位にある事業者がその地位を濫用することを禁じている。加えて、第 81 条にて不当な協定・合意の禁止、第 82 条にて支配的な地位の濫用を禁止している。
第 81 条の違反の例として、2001 年 10 月に欧州委員会がダイムラー・クライスラーに対し、並行輸入を妨げ、自動車のリースと販売の市場における競争を害したとして 7,200 万ユーロの罰金を科した事件等がある。特に自動車部門は部品や特殊技術を除いて一社が独占的な地位となる可能性が高いことから問題となるケースが多く、過去には、ガラス等を製造するサンゴバン（Saint Goblin）社が 2008 年に自動車用ガラスのカルテルで 7 億 1,500 万ユーロの制裁を科されている。自動車部門に関連する競争法については、「（２）自動車分野」を参照。

[168] なお欧州委員会は、クロスボーダーでのサービス提供に係る障壁を緩和するためのプロポーザルを 2017 年 1 月になってから提出しており、その中には、現行のサービス指令（Directive 2006/123/EC）の改善を図るための指令（案）も含まれている。これにより、今後制定される内容によっては、企業のサービス提供における Brexit の影響は限定的となる可能性もある。

一方で、他のシナリオの場合、EU 離脱後は英国へ EU 競争法は適用されなくなるため、英国競争法の内容をどのように改定するか（どのように EU 競争法の規定や EU 司法裁判所の判決を尊重するか）により、今後の競争法の内容・制度が変わるため、現時点では不確実性が高く、今後の動向を注視する必要がある。

- ✓ 現在英国の競争規制として、**「1998 年英国競争法（Competition Act 1998）」**が定められており、競争法当局である競争・市場庁（Competition &Market Authority: CMA）が EU 競争法及び欧州委員会の決定や EU 司法裁判所の判決に基づき、英国競争法を適用することで、調和が保たれている。Brexit 後は、日系企業が英国・EU 双方でビジネスを行う際に、英国競争法と EU 競争法の重複適用のリスク、複数の競争法当局（英国競争・市場庁、欧州委員会）への並行的対応に伴う追加的負担が発生する可能性がある[169]。

[169] 例えば、M&A に際して問題となる企業結合規制に関し、現在は欧州内で売上など一定の要件を満たす共同体規模案件については、欧州委員会のみが審査を行う「ワンストップショップ審査」が行われ、複数の加盟国競争当局による並行審査は行われていない。しかし、英国の EU 離脱後は、ワンストップショップ審査の適用がないため、英国競争法と EU 競争法の双方が適用される事案では、それぞれに届出を行い並行審査に応じなくてはいけない可能性がある。
また、国際カルテルとして問題となる競争法違反行為については、現在は EU 加盟国間の影響を与える違反行為について欧州委員会が調査を行い、英国競争・市場庁は調査を行わないという運用がされているが、英国の EU 離脱後は、同一事案について英国・EU 双方の当局から調査が並行して行われる可能性があり、制裁金の減免の為に双方に対してリニエンシー申請を行わなくてはいけなくなるなど、企業の負担が増大する可能性がある。

➢ 【廃棄物等の内外移動】

英国での廃棄物処理は、EU 離脱後も引き続き EU 指令に基づき定められた現行の国内規則の内容に従い運用されることが想定され、企業への影響は限定的と考えられる。

一方、国外への廃棄物輸送では、現在と同様国際ルール（バーゼル条約及び OECD 理事決定）の内容に準拠した運用が行われ、EU 離脱による大きな変更は生じないと考えられる。

(a) 関連法令の内容

- 全ての廃棄物は、**「廃棄物枠組み指令（2008/98）」**に従い、廃棄に際しての適切な包装及びラベル表示の義務を行う必要があるほか、**「廃棄物輸送規則（1013/2006）」**に従い、対象の有害廃棄物の越境移動に際しては、「事前の通告及び同意」手続きを行う旨の規定がある。

(b) Brexit による影響

- 英国は温室効果ガスの削減をはじめとし、廃棄物削減等の EU 環境政策に概ね推進の立場であったことから、引き続き現行の（EU 法令を反映した）国内法に基づく廃棄物処理政策がとられる可能性が高い。
  - ✓ 英国には、資源効率及び持続性を促進するために生産者の責任を定めた**「1995 年環境法（Environment Act 1995）」**を国内制定法として定めるほか、「廃棄物枠組み指令」に基づいた**「2011 年廃棄物規則（The Waste Regulations 2011）」**や**「2005 年有害廃棄物規則（The Hazardous Waste Regulations）」**を制定している。
  - ✓ 英国はかつて廃棄物処理政策が遅れていたが、EU の廃棄物政策を国内法化し取り組んできた結果、リサイクル率の工場や廃棄物の削減を達成してきた経緯がある。そのため、離脱後は引き続き現行の廃棄物規制を適用する可能性が高い。（EEA 型の場合には、引き続き廃棄物枠組み指令の内容が英国にて適用されるが、それ以外の場合には適用の必要がなくなることから、将来的には産業活動促進等を目的とした廃棄物処理規制の緩和を図られる可能性もある。）
    （環境政策に関する詳細は、「VII. Brexit によって影響が懸念される主要法令の解説」中の「5. その他業界横断分野において Brexit による影響が懸念される主要法令」を参照）

- また EU の廃棄物輸送規則に定められる各規制リストは、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（バーゼル条約）」及び OECD 理事会決定を参照した内容であり、英国はバーゼル条約の締結国であることから、EU 離脱後も廃棄物の越境輸送等に係る規制に関し、大きな変更は生じないと考えられる[170]。
  - ✓ 英国では、廃棄物の輸出入に関し、環境・食料・農村地域相が制定した**「廃棄物の輸出入のための英国管理規則（UK Management Plan for Exports and Imports of Waste）」**にて、バーゼル条約に関連した英国の国際的な責任が規定されている。また、**「2007 年廃棄物の越境輸送規則（The Transfrontier Shipment of Waste Regulations 2007, TSWR）」**により、輸送の違反・罰則等が規定されている。

[170] EU の廃棄物輸送規則に定められる規制リストは、カテゴリに応じて、グリーンリスト、アンバーリスト、輸出禁止リストに分類される

（２）自動車分野

EU にて自動車に関連する素材（「植物性生産品・林産物」、「鉱物性生産品・金属類」、「化学・薬品類」、「素材・繊維製品類」）、中間財（「機械・機器類」）、最終財、それぞれに関連する各バリューチェーン（「研究・開発」～「廃棄物等の内外移動」）上での主な規則・指令を特定し、体系的な整理を行った。

図 24　自動車分野におけるルール類型リスト

図 25　自動車分野における関連ルールマップ

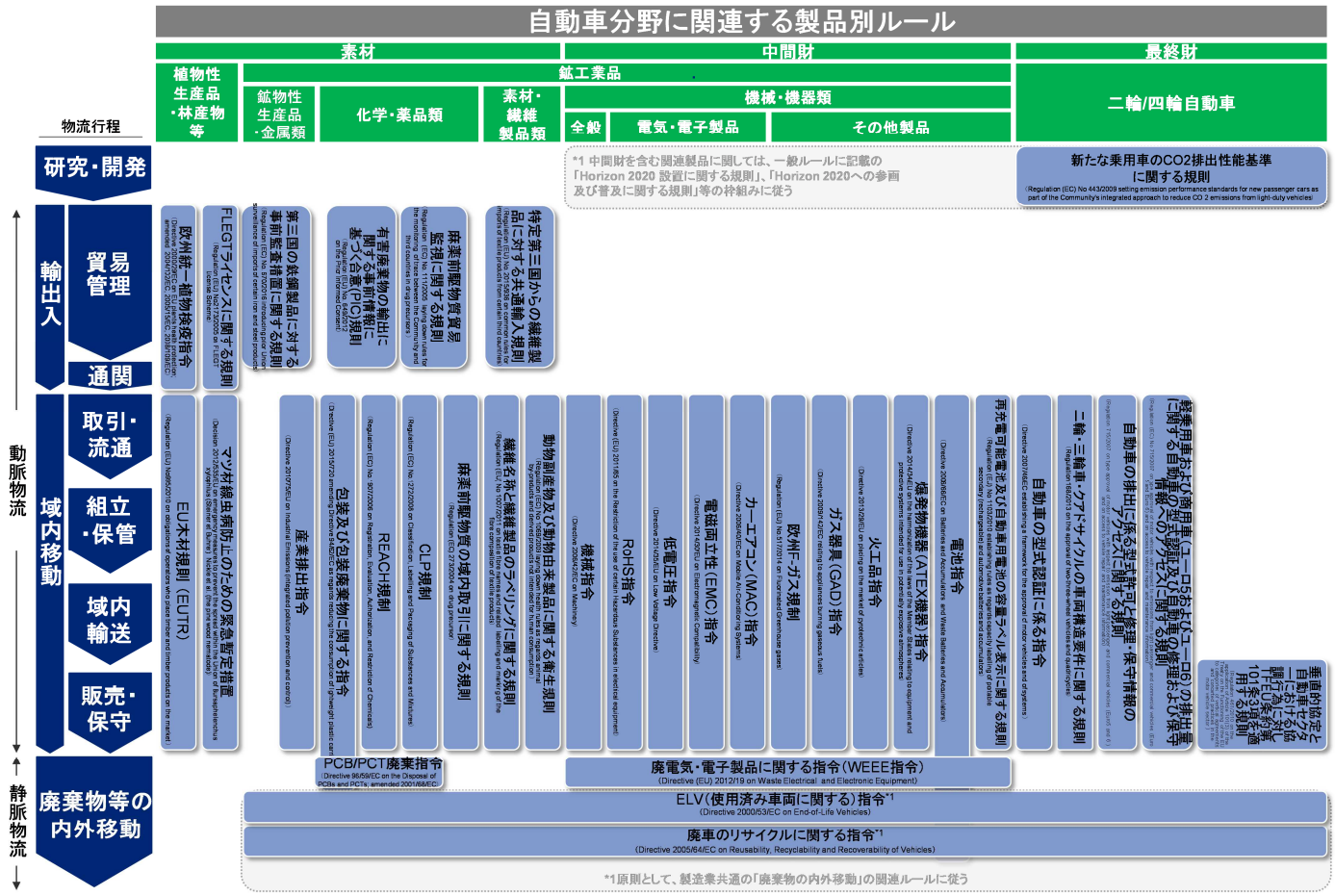
自動車分野に関連する製品別ルール
素材
中間財
最終財
植物性生産品・林産物等
鉱工業品
鉱物性生産品・金属類
化学・薬品類
素材・繊維製品類
機械・機器類
全般
電気・電子製品
その他製品
二輪/四輪自動車
物流行程
研究・開発
*1 中間財を含む関連製品に関しては、一般ルールに記載の「Horizon 2020 設置に関する規則」、「Horizon 2020への参画及び普及に関する規則」等の枠組みに従う
新たな乗用車のCO2排出性能基準に関する規則
(Regulation (EC) No 443/2009 setting emission performance standards for new passenger cars as part of the Community's integrated approach to reduce CO 2 emissions from light-duty vehicles)
輸出入
貿易管理
通関
欧州統一植物検疫指令
(Directive 2000/29/EC, 2003/91/EC, 2004/102/EC, 2006/35/EC, 2008/61/EC, 2009/141/EC, 2009/142/EC, 2009/143/EC, 2009/145/EC, 2009/146/EC, 2009/147/EC, 2009/148/EC, 2009/149/EC, 2009/150/EC, 2009/151/EC, 2009/152/EC, 2009/153/EC, 2009/154/EC, 2009/155/EC, 2009/156/EC, 2009/157/EC, 2009/158/EC, 2009/159/EC, 2009/160/EC, 2009/161/EC, 2009/162/EC, 2009/163/EC, 2009/164/EC, 2009/165/EC, 2009/166/EC, 2009/167/EC, 2009/168/EC, 2009/169/EC, 2009/170/EC, 2009/171/EC, 2009/172/EC, 2009/173/EC, 2009/174/EC, 2009/175/EC, 2009/176/EC, 2009/177/EC, 2009/178/EC, 2009/179/EC, 2009/180/EC, 2009/181/EC, 2009/182/EC, 2009/183/EC, 2009/184/EC,

➢ 【研究・開発】

EU 離脱により英国では、新たな自動車の設計・製造に際し適用される CO2 削減等の EU 共通ルールが適用されなくなる。ただし、英国が CO2・温室効果ガス削減施策に積極的であること、英国から EU 市場への自動車販売には引き続き EU 法令に定める基準を満たすことが求められる可能性が高いことから、当分は現行の自動車設計・製造に関連するルール内容に大きな変更は生じないと考えられる[171]。

－ 最終財（二輪／四輪自動車）

(a) 関連法令の内容

- 欧州では、2009 年に新たに設計・製造を行う自動車の CO2 排出の基準等を定めた**「軽量自動車の CO2 排出を削減する EU の統一的取組みの一環としての新たな乗用車の CO2 排出性能基準に関する規則（443/2009）」**を制定している。当規則の基準を達成するために、自動車の設計に際して環境に配慮し、革新的技術を用いることを求めている[172]。

(b) Brexit による影響

- 英国が EU を離脱した場合、当該規則の直接適用はなくなるものの、英国が CO2・温室効果ガス削減施策に積極的であることや、引き続き EU 市場へ自動車を流通させる際に EU の環境基準を満たす必要があることを考えると、現行の基準・規制内容（又はそれに近似した基準・規制内容）が適用されると予測される[173]。
  - ✓ EU は世界的に見ても厳格な環境規制を設けており、自動車の CO2 排出基準についても厳格な基準を設けている。英国で生産した自動車を他欧州で販売・流通させるためには引き続き EU 内の基準への適合を求められる可能性が高い。

[171] 環境に関するルールについては、（水質・大気・廃棄など）分野によって英国のスタンスは異なっている。詳細については、「VII.Breixt によって影響が懸念される主要法令の解説」の「５．その他業界横断的分野において Brexit による影響が懸念される主要法令」の「（２）環境分野」を参照

[172] 加えて、地球温暖化対策として、「軽トラック、バン等小型商用車の CO2 排出性能基準に関する規則（510/2011）」が別途定められているほか、型式証明を取得のために一定の騒音基準を満たした設計を行わなければならないことを規定した「自動車及び交換用消音装置の騒音基準に関する規則」、等が定められている。また、排ガスについては、「自動車の排気ガスに関する理事会指令（70/220）」や「ディーゼルエンジン車の排気ガスに関する理事会指令（72/306）」が EU の基準として定められている。EU の自動車の大気汚染物質排出規制である Euro 5、Euro 6 の排出制限値については、「軽乗用車及び商用車（ユーロ 5 及びユーロ 6）の排出量に関する自動車の型式認証及び自動車の修理及び保守情報へのアクセスに関する規則（715/2007）」にて定められている。（※詳細は、後述の【取引・流通】／【組立・保管】／【域内輸送】を参照）

[173] 英国では、国内法として「2008 年気候変動法」を定めており、2050 年までに英国における温室効果ガス排出量を 1990 年比で 80%削減することを掲げるなど、積極的な目標を設定しており、原則として CO2 削減には推進の立場である。

➢ 【貿易管理】／【通関】

植物検疫や化学品・薬品の輸出入手続きにおいては、国際条約（国際植物検疫条約（IPPC）、ロッテルダム（PIC）条約等）に準拠した運用を継続すると考えられ、企業への影響は少ないと予測される。
一方、第三国からの鉄鋼・繊維製品の英国への輸出に関しては、EU 離脱後に英国として既存基準を採用する又は新たな基準・ルールを検討する必要があり、場合によっては企業に対し従来と異なる手続き等が要求される可能性がある。

(a) 関連法令の内容

－ **植物性生産品・林産物等**

- 規制対象となっているマツ等の木材及び木材を使用した梱包材等の製品類については、**「欧州統一植物検疫指令（2000/29）」**に従い各国への登録を行い、植物検疫を受ける必要がある。
  - ✓ 本指令は、国際連合食料農業機関（FAO）が管理する多国間条約である国際植物検疫条約（International Plant Protection Convention: IPPC）に準拠した内容となっており、木材製品類は、本条約に基づいた植物検疫措置の国際基準（International Standards for Phytosanitary Measures: ISPM15）に従い熱消毒又は燻蒸消毒を行うこととされている。
- また不法伐採による木材製品取引防止のため、EU との自主的二国間協定（Voluntary Partnership Agreement: VPA）締結国（東南アジアやアフリカ等）から EU 域内へ輸出される製品に対しては、**「FLEGT ライセンスに関する規則（2173/2005）」**により、FLEGT（Forest Law Enforcement, Governance, and Trade）ライセンスの取得を求めている。

－ **鉱物性生産品・金属類**

- EU 域内へ輸入する鉄鋼製品については、**「第三国の鉄鋼製品に関する事前監査措置に関する規則（670/2016）」**があり、該当する輸入者は所管官庁へ申請を行い、監査文書を取得する必要がある。

－ **化学・薬品類**

- 規制対象となる化学物質の輸出の際には、**「有害化学物質の輸出に関する事前情報に基づく同意（PIC）規則（649/2012）」**により所管官庁への事前申請や、輸出者から輸入者への安全性データシートの送付等の対応が求められている。
- また、**「麻薬前駆物質貿易監視に関する規則（111/2005）」**に従い、バッテリー液（硫酸等）を取り扱う運用者は、EU への輸出に際し、所管官庁よりライセンス取得（又はカテゴリにより登録）を行い、輸出入の記録・ラベル表示等を行わなければならない。

－ **素材・繊維製品類**

- 欧州域内の全ての繊維の輸入者は、**「特定第三国からの繊維製品に対する共通輸入規則（2015/936）」**により各国の所管官庁へ輸入承認のための申請を行わなければならないことが規定されている。

(b) Brexit による影響

－ **植物性生産品・林産物等**

- 海外から輸入される植物性生産品・林産物に対する植物検疫は、引き続き英国として締結している IPCC に従い実施されることが予測される。また、植物検疫の国際基準である ISPM　No.15 等についても、**「2006 年植物衛生（木材梱包素材マーキング）（木材）令（The Plant Health (Wood Packaging Material Marking) (Forestry) Order 2006）」**により英国での採用が定められていることから、EU 離脱後英国への木材輸出や、英国・EU 間での木材流通に際し大きな基準・プロセスの変更は生じないと考えられる。

- 不法伐採による木材の輸入防止のための VPA は、EU と第三国間で締結している協定であり、EU 離脱後の英国での FLEGT ライセンスの適用は、今後の離脱交渉の内容やその後の英国での政策によるところが大きい。
  - ✓ ただし、英国は、FLEGT アクションプランの主要な推進国の一つであったこと、FLEGT ライセンスの内容を**「2012 年森林法、施行、ガバナンス及び貿易規則（The Forest Law Enforcement, Governance, and Trade Regulation 2012）」**として国内法化し、公共調達基準に FLEGT ライセンスを取り入れていることから、現行制度を引き続き有効とするための調整、制度設置等が行われる公算が大きい。

－ **鉱物性生産品・金属類**

- EU 離脱により､英国への鉄鋼製品に対する事前監査措置のプロセスが変更となる可能性がある。
  - ✓ 現時点では､英国貿易産業省（Department of Trade and Industry）の輸入ライセンス局（Import Licensing Branch）が窓口となり、鉄鋼製品の英国への輸入に際しての事前監査を行っている[174]。 EU 離脱により、英国が EU から「第三国」として扱われる場合、英国から EU への鉄鋼輸出の際に事前監査が必要となり、企業の負担が増大する可能性がある。

－ **化学・薬品類**

- 「PIC 規則」「麻薬前駆物質貿易監視に関する規則」共に、英国として批准している国際条約に準拠した規定であるため、英国の EU 離脱による化学物質の貿易・税関手続きへの影響は僅少と考えられる。
  - ✓ 「有害化学物質の輸出に関する事前情報に基づく合意（PIC）規則」は、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約（PIC 条約）」を EU で施行する目的として定められたものである。英国として PIC 条約を締結していることから、英国は EU 離脱後に PIC 条約に準拠した化学物質の貿易管理に係る国内法を制定するものと考えられ、内容に大きな変更はないと考えられる。
  - ✓ 同様に、「麻薬前駆物質監視に関する規則」についても、「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」に準拠した内容であり、英国として同条約を締結していることから、EU 離脱後に大きな影響はないと考えられる
  - ✓ EU で定める REACH 規則や CLP 規則の内容については、今後の法制化検討の際に、（英国に関連の低い事項等については削除を行うなど）細かい部分での変更はあると想定されるものの、概ね現行の内容が継承され、対象やプロセスが大きく変更される可能性は低いと考えられる[175] [176]。

－ **素材・繊維製品類**

- EU 離脱により、英国への繊維製品輸出に対する事前監査措置のプロセスが変更となる可能性がある。
- また、EU 離脱により、英国が EU から「第三国」として扱われる場合、英国から EU への繊維輸出の際に事前監査が必要となり、企業の負担が増大する可能性がある。

---

[174] 現時点では､英国貿易産業省から鉄鋼輸入措置についての方針等は特に言及されていない｡現在英国では､事前監査の申請の対象を第三国（EU 域外）としており、EU、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーからの鉄鋼製品に対しては、事前監査措置を不要としている。

[175] 「The Biocidal Products and Chemicals (Appointment of Authorities and Enforcement) Regulations 2013」にて PIC 規則に係る所管官庁等を規定している。

[176] 現在英国では、REACH の内容について、「2008 年 REACH 施行規則（The REACH Enforcement Regulations 2008）」、CLP 規則の内容について、「2009 年化学物質（ハザード情報及びパッケージ）規則（The Chemicals (Hazard Information and Packaging for Supply) Regulations 2009）」が制定されている。 （詳細については、次項【取引・流通】／【組立・保管】／【域内輸送】を参照）

➢ 【取引・流通】／【組立・保管】／【域内輸送】

木材や鉱物性製品の取引・流通に関しては、英国は EU 加盟国の中でも流通のトレーサビリティ確保や CO2 削減施策等に推進の立場であったため、EU 離脱後も引き続き現行の規制又は同等の基準に従った規制を適用する可能性が高く、企業への影響は限定的と考えられる。

化学・薬品類においても、概ね現在の REACH 規則や CLP 規則と同様の規制内容を維持したものが適用される可能性が高いと考えられる。

一方、（CE マークなど）機械製品等の安全性・適合性評価に係るルールについては、第三者認証機関による認証の相互承認が担保されない場合、英国・EU 市場間での製品取引・流通の際に、別途認証手続きが求められるなど、企業にとっては負担が増大する可能性がある[177]。

(a) 関連法令の内容

－ **植物性生産品・林産物等**

- EU 域内市場における取引・流通においては、非合法に伐採された木材の流通を防ぐための**「EU 木材規則（EUTR）（995/2010）」**に従い、木材製品の市場流通のためのデューデリジェンスの実施や、木材流通のトレーサビリティ確保が義務化されている[178]。

－ **鉱物性生産品・金属類**

- EU 域内では、金属加工・化学製品加工等を行う工業施設の運用に際しては、**「産業排出指令（2010/75）」**に従い、環境汚染物質の排出抑制やエネルギー効率化等を含む EU 共通の要件を満たし、所管官庁より許可を取得するほか、所管官庁への定期的な報告や立ち入り検査に対応する必要がある。
- また、保管・輸送に使用する金属製の包装材については、**「包装及び包装廃棄物に関する指令（2015/720）」**により、健康・環境への配慮から包装材中の重金属の含有量を制限することが求められている。

－ **化学・薬品類**

- 製造・輸送・取引の対象となる化学物質、混合物、形成品については、**「REACH 規則（1907/2006）」**が適用され、一定量（1 トン以上）の流通に際しては、当局への登録・届出が必要となるほか、取引の相手方へ安全性データシート（SDS）などの安全性情報の伝達が求められている。
- 製造者・輸出者・流通業者は、**「CLP 規則（1272/2008）」**に基づき、市場流通前には危険物質か否かの分類を行い、EU 共通の適切な表示（サプライヤ情報、物質量、ピクトグラム等を含む）・包装を行うことが求められている。
- 加えて、バッテリー液等覚せい剤原料となり得る物品については、**「麻薬前駆物質の域内取引に関する規則（273/2004）」**に従い、規制対象物質の取引の際に当局への届出が必要となる。

－ **素材・繊維製品類**

- **「繊維名称と繊維製品のラベリングに関する規則（1007/2011）」**では、EU 共通での繊維の名称や関連ラベルの表示、マークの要件、市場監視等が規定されている。本指令では、加工～流通において、使用可能な繊維の名称と構成比の表示義務、表示に使用可能な繊維の名称等が定められている。
- また皮革製品の加工・製造、輸送については、**「繊維名称と繊維製品のラベリングに関する規則（1007/2011）」**に従い、動物由来製品輸送の際の証明書の添付やトレーサビリティの確保等が必要となる。

[177] 加えて、現在 RoHS 指令や REACH 規則などで、加盟国工場で生産された製品に対し認められている検査や登録に係る免除については、Brexit により英国工場製品に対し認められなくなる可能性も示唆されている。

[178] その他規則・指令ではないが、マツ材線虫の存在が認められる地域にて処理されるマツ・モミなど、特定の木材及び木材製品の域内流通においては、「マツ材線虫病防止のための緊急暫定措置」があり、国際基準（ISPM No.15）に基づいた処理・認定マークの付与を求めている。

- なお、繊維製品の域内流通に関しては、**「一般製品安全指令（GPSD）（2001/95）」**が適用され、使用上の安全に関する規則の遵守が求められる。

－ **機械・機器類**

- 交換可能・取り外し可能な機械類、安全コンポーネント、半完成機械類については、ニューアプローチ指令の一つである**「機械指令（2006/42）」**に基づき、製造者による適合性評価の実施及びEU 共通の製品安全を示す CE マークの貼付けが必要である。
- 加えて、照明機器や制御機器など特定の電気・電子機器[179]については、**「RoHS（特定有害物質使用制限）指令（2011/65）」**、特定の電気・電子製品を除く全ての電気・電子製品は、**「低電圧指令（2014/35）」**、電磁妨害を発生する機器又は機器の組み合わせ、及び固定設備（固定設備に組み込まれる機器も含む）については、**「電磁両立性（EMC）指令（2014/30）」**に基づき、製造者は適合性評価の実施及び CE マークの貼付けと関連情報の表示を行わなければならないほか、輸入業者・販売者としても適合性評価及び CE マーク貼付の確認を行う必要がある。
- また、乗用車・小型商用車に装備するエアコンについては、**「カーエアコン指令（2006/40）」**に従い GWP150 以上の F ガスの使用が禁止されているほか、**「欧州 F ガス規制（517/2014）」**により製品・機器への F ガス関連情報のラベル表示や生産時の当局への報告等が求められている。
- 発煙筒等の火工品については、**「欧州火工品指令（2013/29）」**に従い、製造業者・輸入業者は身元情報や安全性情報等を製品又は包装に表示する必要がある。
- 製品に含まれるバッテリーについては、**「電池指令（2006/66）」**により、製造者による回収義務や製品に対するラベル表示義務が定められており、特に再充電可能な電池及び自動車電池については、**「再充電可能電池及び自動車用電池の容量ラベル表示に関する規則（1103/2010）」**により、国際規格に基づく容量ラベルの表示が義務付けられている。

－ **最終財（二輪／四輪自動車）**

- 型式認証を必要とする一般自動車（完成品）及び自動車部品については、**「自動車の型式認証に係る指令（2007/46）」**により、型式認証の取得、適合性証明書・型式認証マーク（欧州 e-マーク）の取得・貼付け等を行うことが定められている[180]。
  - ✓ また、**「軽乗用車及び商用車（ユーロ 5 及びユーロ 6）の排出量に関する自動車の型式認証及び自動車の修理及び保守情報へのアクセスに関する規則（715/2007）」**に基づき、企業は EU における自動車の大気汚染の物質排出規制である Euro 5、Euro 6 排出規制値を満たす自動車の設計・製造を行わなくてはならないとされている。

(b) Brexit による影響

－ **植物性生産品・林産物等**

- 英国は前述のとおり、FLEGT アクションプランや EUTR の主要な推進国の 1 つであることを鑑みるに、今後の EU 離脱シナリオに関わらず、現行と同等の FLEGT ライセンスや木材トレーサビリティの実施が適用されることが想定され、EU 離脱による制度変更は限定的と想定される。
- 英国では EUTR に基づく木材デューデリジェンスの方法等の詳細が、**「2013 年木材及び木材製品に係る規則（The Timber and Timber Products (Placing on the Market）Regulations 2013)」**にて定められている。EFTA/ EEA 型として EUTR の施行が自動的に求められる場合、そうでない場合に関わらず、現行制度を引き続き有効とするための調整、制度設置等が行われる公算が大きい[181]。

[179] 当指令に定める附属書 I に定める 11 分野全ての電気・電子機器（交流 1,000 ボルト、直流 15,00 ボルト以下）が該当する。
[180] なお、一般自動車のカテゴリに属さない二輪・三輪・クアドサイクル等に対しては、別途「二輪・三輪・クアドサイクルの車両構造要件に関する規則（168/2013）」によって適合性評価・型式認証マークの必要性等が定められている。
[181] 現在（スイスを除く）EFTA や EEA 協定を締結しているノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインでは、EUTR の施行が求められていることから、交渉の結果 EFTA や EEA と同等の地位を得る場合には、引き続き EUTR が適用される可能性が高い。

－ **鉱物性生産品・金属類**

- **「産業排出指令（2010/75）」**や**「包装及び包装廃棄物に関する指令（2015/720）」**については、既に EU 指令に基づく国内法があるため、EU 離脱後も当国内法が適用されることが予想される。
  - ✓ ただし、将来的には、環境汚染物質の排出規制やエネルギー効率化など、一部の環境政策分野においては、（EU への市場アクセスに支障のない範囲で）基準の変更を行う可能性もある。

－ **化学・薬品類**

- 現在英国では、REACH 規則、CLP 規則に対しそれぞれ**「2008 年 REACH 規則（The REACH Enforcement Regulations 2008）」**、**「2009 年化学物質（ハザード情報及びパッケージ）規則（The Chemicals (Hazard Information and Packaging for Supply) Regulations 2009）」**の執行規則を定めている。
- 離脱交渉の結果 EEA 型もしくは同等の地位を得る内容である場合、引き続き REACH 規則及び CLP 規則の適用を受けることとなり、EU における登録企業のステータスや化学・薬品類の申請手続き等は維持されることとなる。
- 一方、EEA 型でない場合、英国政府として新しい REACH 規則／CLP 規則と同等の政策検討が必要となる（離脱までに代理の独自法が成立しない場合は、暫定的な規則が検討されると想定される）が、概ね現在の各規則と同様の規制内容を維持したものが適用される可能性が高い[182]。
  - ✓ 英国は概ね REACH 規則に係る規制に合意をしているため、現行と同等のシステムを維持するものと考えられる[183]。
    - － ただし、現在日系企業等が EU 域内に所在する唯一の代理人（OR）として英国内の OR を指名している場合には、EU 離脱後に有効でなくなる可能性が高く、その場合、異なる加盟国の OR を指名しなおすといった措置が必要となる。
  - ✓ CLP 規則については、化学品の危険有害性ごとの分類基準、ラベル、安全性データシートの内容の世界的な統一を目指す国連勧告（GHS）に基づき作成されたものであることから、英国としても国際ルール遵守の観点から、大きな内容の変更を行うことなく引き続き適用するものと考えられる。

－ **素材・繊維製品類**

- 繊維のラベリングや表示方法等に関し、EU 離脱後に英国独自の新たな基準等を設けることは、今後の対 EU の取引等を考慮すると非現実的であり、現在と同等の基準等を設けるための規則を制定する可能性が高い。
  - ✓ なお、現在英国内では、**「2012 年繊維製品（ラベル表示及び繊維構成）規則 The Textile Products (Labelling and Fibre Composition) Regulations 2012」**が制定されている。

－ **機械・機器類**

- 機器製品の適合性評価や CE マークの貼付け等の要求を定めたニューアプローチ指令（機械指令、RoHS 指令、低電圧後方、EMC 指令、欧州火工品指令等）は、離脱交渉のシナリオによっては、企業の流通戦略や認証手続きコストに影響を及ぼすことが予測される。
  - ✓ EEA 型のシナリオの場合、該当製品の移動は CE マーキング下で継続されるため、通知機関（Notified Body）と代理人を英国の拠点を置き続けることが可能であり、Brexit の影響は僅少と考えられる。

また、EFTA/ EEA 型でない場合にも、既述の通り FLEGT ライセンスの木材の使用を調達基準に取り入れるなど、木材取引においてトレーサビリティの確保が根付いていることから、今後現行の規制をなくすといった変更は非現実的と考えられる。

[182] 2017 年 1 月 17 日に英国のメイ首相が欧州連合（EU）離脱交渉方針に関する演説を行い、単一市場残留に向けた妥協案を否定し、ハードブレグジット（強行離脱）を目標に掲げたことから、EEA 型ではないシナリオとなる可能性が高い。

[183] なお REACH 規則については、離脱後新たな基準が設けられる場合でも、離脱交渉中は現行の EU 規則の適用を受けるため、REACH 規則に定められる登録期限（2018 年 5 月までの生産量（輸入量）年間 1t～100t 未満の予備登録者による登録）などは英国にて適用されることに留意する。

- ✓ EEA 型以外のシナリオであっても、CE マーキング済みの機器が英国で自由に流通できるよう、EU 加盟国と各機器等に対する相互認証取り決めを準備した場合、（追加制約が課される可能性があるものの）通知機関と代理人は英国での操業が引き続き可能となり、Brexit の影響は限定的と考えられる。
- ✓ EU 加盟国との相互認証や協定等の取り決めが難航し、通常の WTO 枠組みに従うシナリオとなった場合には、CE マークによる相互認証が担保されず、EU から英国への輸入に際して企業に追加的な業務とコストが発生する可能性が高い[184]。

- 乗用車・小型商用車に装備するエアコンに関しては、**「2009 年自動車（サービス提供者によるエアコン設置）規則（The Motor Vehicles (Refilling of Air Conditioning Systems by Service Providers) Regulations 2009）」**及び**「2008 年 F-ガス規則（Fluorinated Greenhouse Gases Regulations 2008）」**がそれぞれ定められている。英国は F-ガスを含む CO2 削減や温室効果ガス削減を推進しており、引き続き F-ガス規則の内容に従い使用が制限される可能性が高い[185]。
- また電池に関しては、EU 電池指令に基づき、英国内で**「2008 年電池及びアキュムレーター（市場流通）規則（The Batteries and Accumulators (Placing on the Market) Regulations of 2008）」**が定められている。英国内で新法令の検討・制定がされない限り、現行の EU 指令と合致したものが適用されると予測され、企業への影響は限定的と考えられる。

－ 最終財（二輪／四輪自動車）

- 英国では、「自動車の型式証明に係る指令」適用のため、**「2007 年自動車（EC 型式認証）規則（The Motor Vehicles (EC Type Approval) Regulations 2007）」**、**「2009 年道路用自動車（認可）規則（The Road Vehicles (Approval) Regulations 2009）」**を定めている。EU 指令に定める型式認証の要件は、UNECE 規則との整合性が図られており、英国の EU 離脱後も英国に対し UNECE 規則は適用されることから、型式認証の基準に大きな変化は生じないと考えられる。ただし EU 離脱により、英国規則に定める EU 共通の型式認証制度やマーキングのルールに関しては、内容が変更される可能性がある[186]。

[184] 2017 年 1 月 17 日に英国のメイ首相が欧州連合（EU）離脱交渉方針に関する演説を行い、単一市場残留に向けた妥協案を否定し、ハードブレグジット（強行離脱）を目標に掲げたことから、EEA 型ではないシナリオとなる可能性が高い。

[185] EU では、2017 年 1 月 1 日以降エアコン冷媒に関し、温暖化係数（GWP）が 150 未満の場合に限り型式認証（TC）を受け販売することが可能となっており、GWP が 150 を超えるものについては販売・使用が禁止されている。

[186] 現在英国では、「2009 年道路用自動車（認可）規則（The Road Vehicles (Approval) Regulations 2009）」により、EC Whole Vehicle Type Approval (CEWVTA)（大量生産車向け EC 共通の型式認証制度）、EC Small Series Type Approval （少量生産車向け EC 共通の型式認証制度）、National Small Series Type Approval（英国独自の型式認証制度）、Individual Vehicle Approval (IVA)（日本等からの輸入車に対する 1 台ごとの検査制度）、等の型式認証制度が管理されているが、今後交渉の内容によっては EU 離脱によって英国にて EC 共通の型式認証制度が適用されなくなる（もしくは EU にて英国車に対し共通の型式認証制度が適用されなくなる）可能性がある。
現在 EU 加盟国では EU 型式認証として、基準によって 1）EU 指令に従った型式認証マーク（通称”e-マーク”）、もしくは 2）UNECE の「車両等の型式認定相互認証協定に基づく型式認証マーク（通称”E-マーク”）」が付与されているが、EU 離脱により英国内での流通に際しマークの変更等が生じる可能性がある。

➢ 【販売・保守】

自動車分野における EU 競争法の一括適用免除ルールが、EU 離脱後にも英国にて適用されるかは不透明であり、企業が競争法違反に晒されるリスクや英国・EU 当局双方への追加対応といった負担が増大する可能性がある。

(a) 関連法令の内容

－ **最終財（二輪／四輪自動車）**

- 前述のとおり、現在 EU では、**「EU 競争法」**が存在するが、商品の生産・販売の改善、技術的・経済的進歩の促進といった経済効率性が上回る可能性がある場合には、一定のカテゴリに対し、一括適用免除（Block Exemption）を認めている。
  - ✓ 特に自動車分野に対しては、**「垂直的協定と自動車セクターにおける協調行為に対し TFEU 条約第 101 条 3 項を適用する規則（461/2010）」**が発行されており、一括適用免除の対象となっている。
- また、自動車の販売・保守に関しては、**「自動車の排出に係る型式許可と修理・保守情報へのアクセスに関する規則（715/2007）」**等が定められており、自動車の生産者は、自動車の購入者に対し、CO2 排出や燃費情報に関する文書を購入時に提示しなくてはならないことが定められている。また製造者は、修理・保守に携わる（独立系を含む）ディーラー・修理業者に対し、修理・保守に係る情報やトレーニング教材等を、規定のフォーマットに従い提供することが求められている。

(b) Brexit による影響

- 競争法について、EEA 型シナリオの場合は、引き続き EU 規則が適用となり、Brexit による変更はほぼないと考えられる。一方で他シナリオの場合は、適用免除に係るルールが存在しなくなるため、既存の英国競争法への適用免除ルールの盛込みや独自改正が必要となると予測される。離脱交渉の内容次第では、企業が競争法違反にさらされるリスクの増大や、英国と EU の競争法当局双方への対応に伴う追加負担の増加の可能性がある。
  - ✓ 前述のとおり、英国では、競争規制として EU 競争法に基づく**「1998 年英国競争法（Competition Act 1998）」**が定められているが、自動車分野における協調行為等に対しては、EU 規則がそのまま適用されており、国内での適用免除規則等は特に設けられていない。
- 自動車の販売や保守に関しては、製造者から消費者やディーラー・修理業者に対する情報提供に関し、現行と同様のルールを国内法化し、適用することが考えられる[187]。

[187] 「自動車の排出に係る型式許可と修理・保守情報のアクセスに関する規則」に対応する国内法として、英国にて「2009 年道路自動車（認可）規則（The Road Vehicles (Approval) Regulations 2009）」が定められている。
なお、データの取扱いに関するルール及び Brexit による影響示唆については、「５．その他業界横断分野において Brexit による影響が示唆される主要法令」の「（４）データ・情報保護分野」を参照

➢ 【廃棄物等の内外移動】

使用済み車両や廃電気・電子製品の取扱いに関しては、既に EU 指令を国内法化した規則が存在しているため、英国離脱後に既存の内容が適用される限りにおいて、企業への影響はほぼないと考えられる。 （ただし、EU 指令ないし英国法の見直しにより、リサイクル基準等に差が生じる場合には、企業の製品スペックや流通に影響を及ぼす可能性がある。）

(a) 関連法令の内容

－ **機械・機器類／最終財（二輪／四輪自動車）**

- 電気・電子製品の廃棄物については、**「廃電気・電子製品に関する指令（WEEE 指令）（2012/19）」**に従い、製造者は回収が必要な製品についてラベル表示を行うことが必要であるほか、回収・処理スキームを構築し、WEEE の処理を行う際には登録・許可を取得することが求められる。また電気・電子製品について、当指令に規定されるリカバリー基準を達成することを求めている。
- また自動車の廃棄については、**「使用済み車両（ELV）指令（2000/53）」**に従い、事業者が回収スキームを構築し、破壊証明を発行しなくてはならない。なお、（WEEE と同様）ELV の処理を行う際は、許可の取得が求められる。

(b) Brexit による影響

－ **機械・機器類／最終財（二輪／四輪自動車）**

- 英国の EU 離脱が EEA 型のシナリオとなる場合、現行のノルウェーのように、EU 関連の環境法令の全ての受入れが要求されるため、現行の WEEE 指令や ELV 指令の基準がそのまま適用されることが考えられる。
- 英国の EU 離脱がそれ以外のシナリオとなる場合、引き続き WEEE 指令や ELV 指令の適用のために制定された国内法（各々**「2013 年 WEEE 規則（The Waste Electrical and Electronic Equipment Regulations 2013）」**、**「2003 年使用済み車両規則（The End-of-Life Vehicles Regulations 2003）」**）が既にあるため、引き続き内容が踏襲されると考えられる。
  - ✓ ただし離脱後は、現行 EU 指令の内容に基づき定められる（リカバリー値など）基準が英国法改正により変更となる可能性がある。加えて、現在 EU では（WEEE 指令の関連法である）RoHS 指令の改正検討が行われていることから、それに伴い現行の WEEE 指令が近い将来見直された場合、英国法と EU 法との間に差が生じる可能性も指摘されている。

（３）鉄道分野

EU にて鉄道に関連する素材（「植物性生産品・林産物」、「鉱物性生産品・金属類」、「化学・薬品類」、「素材・繊維製品類」）、中間財（「機械・機器類」）、最終財それぞれに関連する各バリューチェーン（「研究・開発」～「廃棄物等の内外移動」）上での主な規則・指令を特定し、体系的な整理を行った。

図 26　鉄道分野におけるルール類型リスト

図 27　鉄道分野におけるルールマップ

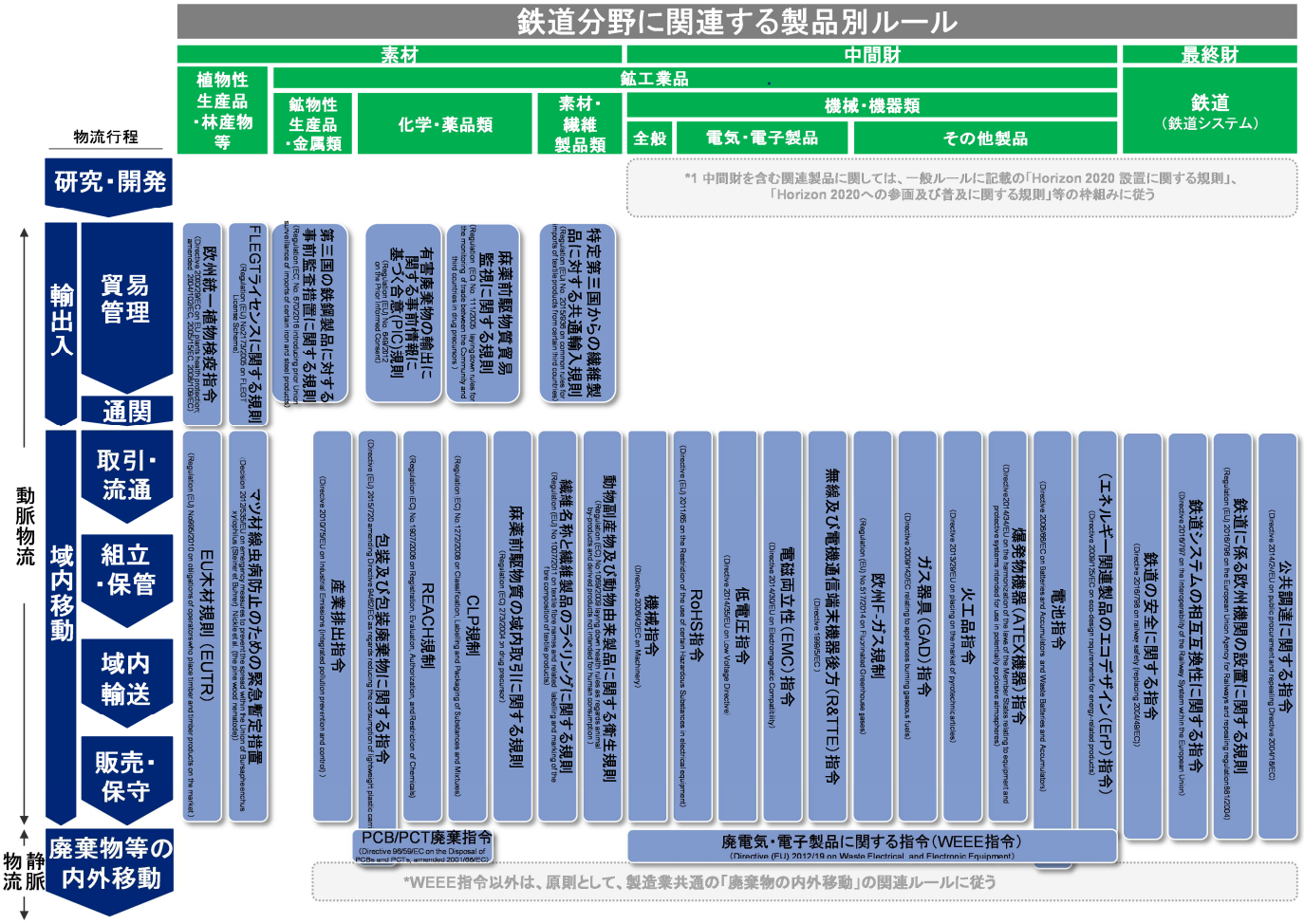

➢ 【研究・開発】

（略）
※基本的には、（２）自動車分野にて取り上げた法令が関連するため、Brexit による影響もほぼ同じと推定される。

➢ 【貿易管理】／【通関】

（略）
※基本的には、（２）自動車分野にて取り上げた法令が関連するため、Brexit による影響もほぼ同じと推定される。

➢ 【取引・流通】／【組立・保管】／【域内輸送】／【販売・保守】

- 植物性生産品・林産物等（略）
- 鉱物性生産品・金属類（略）
- 化学・薬品類（略）
- 素材・繊維製品類（略）

※基本的には、（２）自動車分野にて取り上げた法令が関連するため、Brexit による影響もほぼ同じと推定される。

- **最終財（鉄道システム）**

Brexit によって、英国の鉄道システムと EU 域内システムとの整合性に差が生じる場合、相互運用性が保てなくなることで、英国で使用されるシステム・部品のコスト高や、鉄道システム開発・技術革新の遅れが生じ、英国の鉄道産業の競争力が低下する可能性がある。

(a) 関連法令の内容

- 欧州では、EU 全域にわたる相互互換性のある鉄道システム構築を目指し、EU 域内での共通の安全基準（Common Safety Targets: CST）や安全保証の方法（Common Safety Method: CSM）を定めた**「鉄道の安全に関する指令（2004/49）」**が適用されており、個別の鉄道事業又は鉄道運営会社、鉄道整備及び鉄道職員に対する認証制度を設置している。
  さらに今後改正指令・新指令が施行されることにより、EU 域内での鉄道システムの整合性がさらに図られることとなっている。
  - ✓ 2016 年に**「鉄道の安全に関する改正指令（2016/798）」**が発効され、（2020 年より施行）、他の安全認証と同様に第三者認証・適合性評価機関（Notified Conformity Assessment Bodies）の要件・役割等が新たに規定されている。
  - ✓ また同じく 2016 年に、EU 域内での鉄道システムの相互互換性・運用性を高めるための技術要件（Technical Specifications for Interoperability: TSI）、適合性評価プロセスの詳細を定めた**「鉄道システムの相互互換性に関する指令（2016/797）」**が発効されている。
  - ✓ さらに**「鉄道に係る欧州機関の設置に関する指令（2016/796）」**により、EU 域内の鉄道システムの相互運用性を推進するための欧州鉄道機関（European Railway Agency）の役割・権限等の詳細が定められている。
- なお欧州では、**「公共調達一般に関する指令（2014/24）」**により、価格に加え品質を総合的に評価する総合方式（the Most Economically Advantageous Tender: MEAT）への統一による、サービス・品質基準やクロスボーダー調達率の向上が図られている。

(b) Brexit による影響

- Brexit によって､英国の鉄道システムが EU 域内の鉄道システム標準の枠組みから外れることで、英国・EU との間にダブルスタンダードが生じる場合、英国で使用されるシステムや部品のコスト高、新たな鉄道システム開発・品質改善・技術革新の遅延等が発生することもありうる。
  - ✓ ただし、英国が既に EU 共通の枠組みのもとに車両設計や線路建設を行っていることから、引き続き EU にて採用される基準を受け入れる公算が大きく、関連企業への影響は限定的と考えられる。

➢ **【廃棄物等の内外移動】**

（略）
※基本的には、（２）自動車分野にて取り上げた法令が関連するため、Brexit による影響もほぼ同じと推定される。

（4）食品分野

食品分野のバリューチェーン（「貿易管理」、「通関」、「生産・加工」、「保管」、「域内輸送」、「販売」、「廃棄物等の内外移動」）にて関連する主な規則・指令を特定し、体系的な整理を行った。
（なお、バリューチェーン上における貿易・通関管理等の一般的なルールについては、基本的には、（１）製造業共通にて取り上げた法令が関連し、Brexit による影響もほぼ同じと推定されるため、本項では省略する。）

なお、EU にて定められる食品全般、一次産品（生鮮食品）、二次産品（加工食品、添加物、その他）それぞれに関連する各バリューチェーン（「貿易・管理」～「廃棄物の内外移動」）上での主な規則・指令は以下のとおりである。

図 28　食品分野におけるルール類型リスト

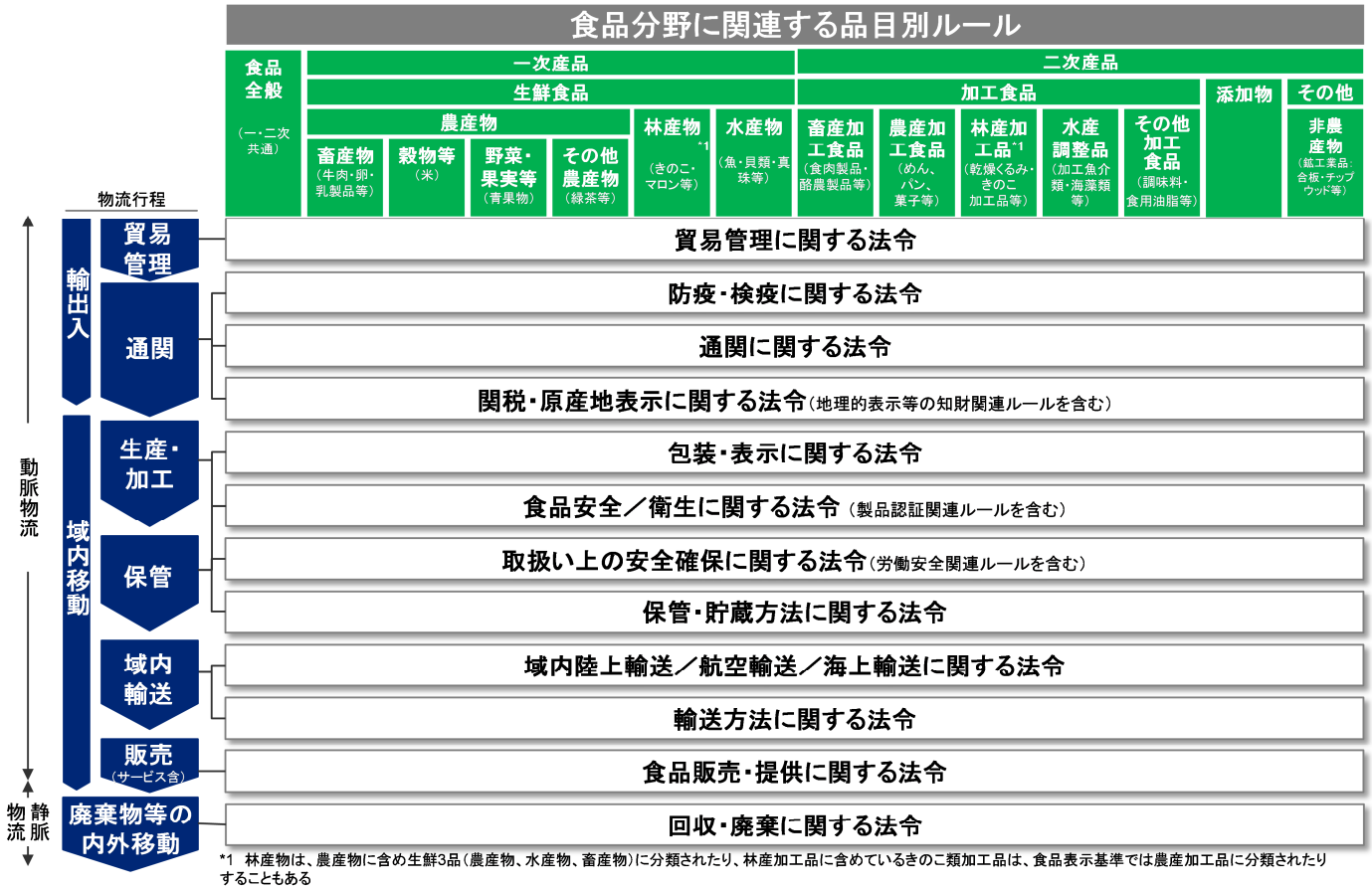

図 29　食品分野における関連ルールマップ（食品カテゴリ別）

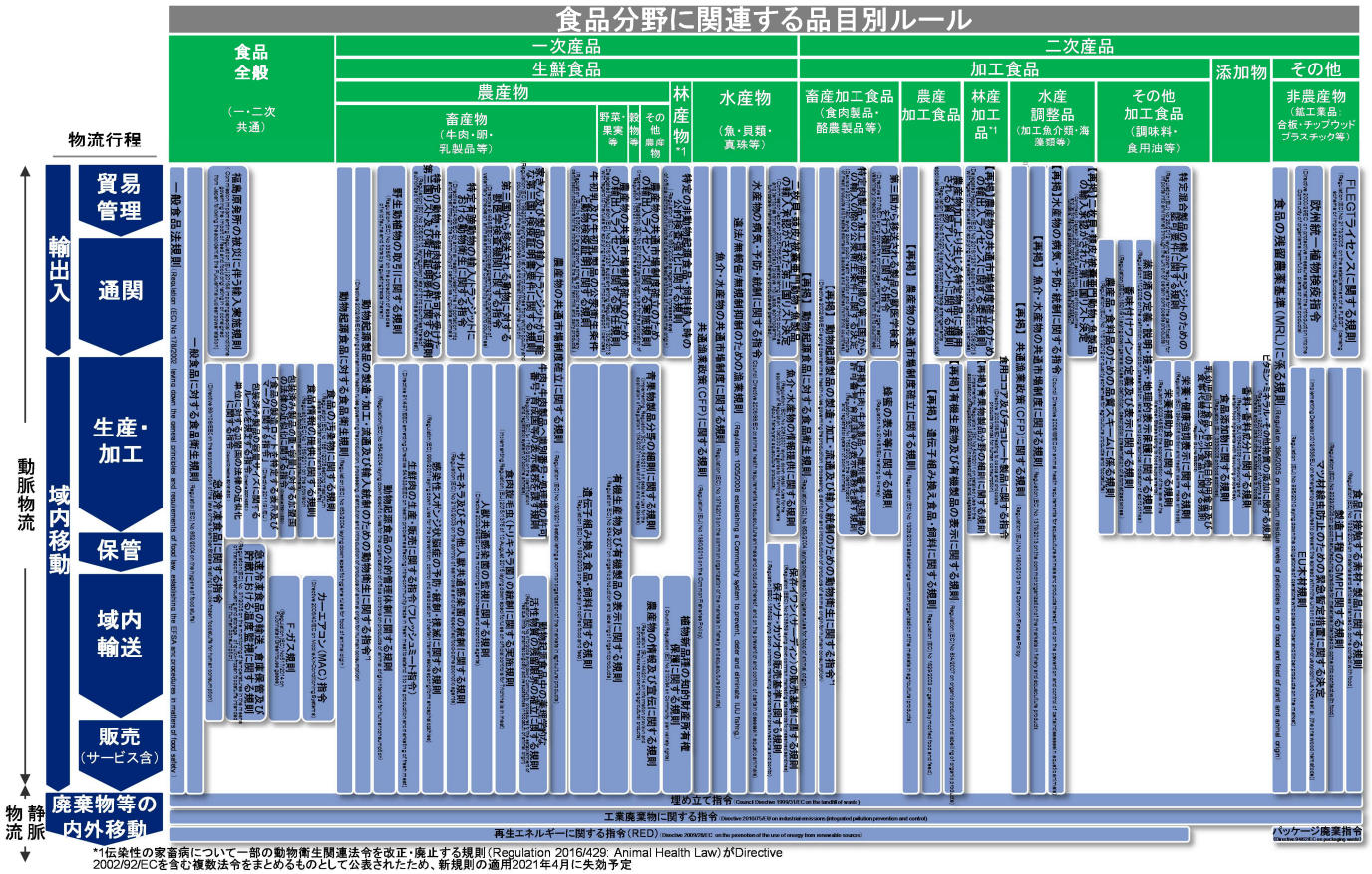

*1伝染性の家畜病について一部の動物衛生関連法令を改正・廃止する規則（Regulation 2016/429: Animal Health Law）がDirective 2002/92/ECを含む複数法令をまとめるものとして公表されたため、新規則の適用2021年4月に失効予定

➢ 【貿易管理】／【通関】

EU 離脱により英国が「第三国」としてみなされる場合、英国から EU 域内への食品類の輸出に際し、新たな関税の賦課や一部ライセンス内容の変更等が発生する可能性あり、企業にとっては手続きや生産コストが増加する可能性がある。
また、EU 離脱により英国では、EU 統一で決定されている第三国からの農林水産品・食品輸入リストの適用を受けなくなるため、第三国から英国へ輸出可能な対象品目が変更となる可能性がある。
動植物の検疫は原則として（WTO SPS 協定等）国際ルールに基づくため、EU 離脱後も引き続き英国にて現行の検疫基準が適用される可能性が高く、企業への影響は限定的と考えられる

(a) 関連法令の内容

－ **食品全般（一次・二次共通）**

- 人間の健康と消費者利益保護の確保を目的とし、食品全般（未加工・半加工・加工全てを含む食品・飼料）を EU にて輸出入・流通させるために企業が従うべき一般原則や安全管理の要件等が**「一般食品法規則（178/2002）」**にて規定されている。

－ **一次産品：生鮮食品**

（農産物・林産物）

畜産物

- 畜産物の輸出入において食品産業事業者は、**「動物起源食品に対する食品衛生規則（853/2004）」**及び**「動物起源製品の製造・加工・流通・及び輸入統制のための動物衛生に関する指令（2002/99）」**に定める動物起源食品向けの安全・衛生基準等を遵守する必要がある。日本など第三国から EU への畜産物の輸出は、その種類・品目ごとに、各種規則・指令により許可／制限がされている[188]。（以下、例）
  - ✓ **「野生動植物の取引に関する規則（338/97）」**
    - ワシントン条約に準拠し、特殊な野生動植物の輸出入・取引の制限・保護を規定。
  - ✓ **「特定の動物・生鮮肉持込の許可を受けた第三国リスト及び衛生証明要件に関する規則（206/2010）」**
    - 牛・ヒツジ等の動物及び生鮮肉、ミツバチ等の EU 域内への輸入及び EU 域内でのトランジットに必要となる動物検疫証明の要件等を規定。なお日本は 2013 年より第三国リストに追記され、生鮮肉の EU への輸出が可能。
  - ✓ **「特定有蹄動物の輸入/トランジットにおける動物衛生に関する指令（2004/68）」**
    - 牛・羊・山羊・豚のほか同様の病気伝染の危険性があるその他の有蹄類の輸入／トランジットの際の動物検疫ルール等を規定。
  - ✓ **「第三国から移送される動物に対する獣医学検査機関に関する指令（91/496）」**
    - 第三国から EU 域内に移送される際の動物検疫ルール等を規定。
  - ✓ **「家きん及び製品の輸入/トランジットが可能な第三国・検疫証明書要件に関する規則（798/2008）」**
    - 家きん、孵化卵、ひよこ、特定の無菌卵及び走鳥・野生猟鳥を含めた家きんの肉とひき肉及び機械的除去肉、卵と卵製品の EU 域内への輸入及び EU 域内でのトランジットに必要となる動物検疫ルール等を規定。
  - ✓ **「牛初乳及び牛初乳製品の公衆衛生条件と動物検疫証明に関する規則（605/2010）」**
    - 牛、雌羊、ヤギ、水牛の生乳及び乳製品の EU 域内への輸入及び EU 域内でのトランジットに必要となる動物検疫ルールを規定。

[188] これら規則・指令に基づき、輸入承認リストに当該国としての記載がなければ、EU への輸出は認められないこととなっており、現在日本が第三国リストに掲載されているのは、牛肉（と一部加工品）となっている。「特定肉製品、加工胃袋/膀胱/腸の第三国からの輸入の際の公衆衛生条件に関する決定」（Decision 2007/777/EC）の改正（2015/267）により、肉製品及び処理済み内蔵の域内への輸入が許可される第三国リストに日本が追記された。日本からの牛肉以外の食肉及び同加工品、生乳及び乳製品等の輸入は認められていない。
なお、日本から EU 向け輸出が認められている水産品や牛肉についても、日本から EU への輸出に際しては、「福島原子力発電所の被災に伴う輸入実施規則」によって、日本から輸入される食品及び飼料に対し、一次的な措置が導入されている。2016 年にこれまでの改正規則が制定され、現在も引き続き規制措置が適用されている。

野菜・果実、穀物、その他農産物、林産物

- **「農産物の共通市場制度確立に関する規則（1308/2013）」**によって、EU 共通農業政策（Common Agricultural Policy: CAP）など EU の農産物市場体系の確立及びそのための EU 域内における農産物の輸出入に係るライセンス条件等が規定されている[189]。
  - ✓ EU 共通農業政策（CAP）で保護されている農産品の一部を対象として輸入ライセンス制度が導入されており、その対象品目やプロセス等についての詳細は、**「農産物の輸出入ライセンス制度及び事前確認証明の申請に関する共通細則に関する規則（376/2008）」**、**「農産物の共通市場制度確立のための輸出入ライセンスに関する実施規則（2016/1239）」**、**「農産物の共通市場制度確立のための輸出入ライセンスに関する委任規則（2016/1237）」等**にて定められている。
- また、**「特定の非動物起源食品・飼料輸入時の公的検査強化に関する規則（669/2009）」**等により、農産物の検疫措置に関するルールが規定されている[190]。

（水産物）

- 水産製品の輸出入から流通までの水産活動に係る規制等が、**「共通漁業政策に関する規則（1380/2013）」**及び**「魚介・水産物の共通市場制度に関する規則（1379/2013）」**に定められている。
  - ✓ EU 統一の共通漁業政策（Common Fisheries Policy: CFP）に関する原則が**「共通漁業政策に関する規則（1380/2013）」**にて定められている。また同規則により、EU 域内における持続可能な漁業のための管理体制、漁業保護のための財政支援基準、（一部水産物の第三国からの輸入統制のための）関税措置、上市の際の販売基準・情報表示方法についても規定されている。
- EU への水産物の輸出は、「**二枚貝・棘皮/被嚢亜門動物・魚製品の輸入承認がされた第三国リスト決定（2006/766）」**に定める「二枚貝・棘皮動物、被嚢亜門動物、海洋性腹足類の輸入が承認される第三国リスト」、「魚製品の輸入が承認される第三国リスト」に記載がない限り、第三国からの輸出は不可となっている。（日本は対象の第三国リストに含まれるため、日本から EU への魚製品、冷凍又は加工した二枚貝等の輸入は基本的に可能である[191]。）
  - ✓ EU 域内への水産物・加工水産製品の輸出の際には、水産物の捕獲の要件等について定めた**「違法/無報告/無規制（IUU）抑制のための漁業規則（1005/2008）」**や水産物の衛生基準や病気の伝染防止等を定めた**「水産物の病気・予防・統制に関する指令（2006/88）」**の遵守が前提となる。

－ **二次産品：加工食品**

畜産加工食品

- 畜産品（生鮮物）と同様、輸出入において食品産業事業者は、**「動物起源食品に対する食品衛生規則（853/2004）」**及び**「動物起源製品の製造・加工・流通及び輸入統制のための動物衛生に関する指令（2002/99）」**に定める動物起源食品向けの安全・衛生基準等を遵守する必要がある。日本など第三国から EU への畜産加工食品の輸出は、その種類・品目ごとに各種規制・指令による許可／制限がされている。

---

[189] 共通農業政策（CAP）は EU において加盟国 28 か国にて共通して講じられている農業政策であり、制度自体は 1960 年代から導入されているが、財政負担の増大、WTO 農業交渉など国際通商対応の観点から、1992 年、1999 年、2003 年、2008 年に政策見直しが行われ、さらに 2013 年には農業の公共財としての役割強化の観点から見直された。本規則は CAP の 2013 年改革を反映するものであり、CAP 改革及び各国の財政支援等に関しては、「財政支援・管理・モニタリングに係る EU 共通農業政策（CAP）を規定する規則」に定めがある。
また、この「農産物の共通市場制度確立に関する規則」の制定により、これまでの「農業市場の共通組織の設置及び特定農業製品の特別規定に関する規則（単一 CMO 規則）」は原則廃止されているが、一部の条項及び関連法令は引き続き EU にて適用されている。

[190] 特定の非動物起源食品の輸入時の管理や公的検査の許可を規定しており、当規定の対象となる食品・飼料のリストは毎年更新されている（最新は規則 2016/1024）。

[191] ただし、日本から EU 向け輸出が認められている水産品や牛肉についても、日本から EU への輸出に際しては、「福島原子力発電所の被災に伴う輸入実施規則」によって、日本から輸入される食品及び飼料に対し、一次的な措置が導入されている。2016 年にこれまでの改正規則が制定され、現在も引き続き規制措置が適用されている。

✓ 「**特定肉製品・加工胃袋/膀胱/腸の第三国からの輸入の際の公衆衛生条件に関する決定（2007/777）」**に定める「肉製品及び処理済み内蔵の域内への輸入が許可される第三国リスト」により、日本からは、ケーシング（ソーセージの表皮部分）の EU への輸出が認められている。

野菜・果実、穀物、その他農産物、林産物

- 生鮮品と同様、**「農産物の共通市場制度確立に関する規則（1308/2013）」**が適用され、CAP 対象品にはライセンス対応等が必要となるほか、**「農産物加工より生じる特定物品に適用される貿易アレンジメントに関する規則（510/2014）」**の対象となる物品については、当規則に定められる関税率や要件を遵守する必要がある[192]。

水産調整品

- 水産物（生鮮品）と同様に、基本的には**「共通漁業政策に関する規則（1380/2013）」**、**「魚介・水産物の共通市場制度に関する規則（1379/2013）」**、**「水産物の病気・予防・統制に関する指令（2006/88）」**、等が適用される。

その他加工食品

- 植物起源製品と加工された動物起源製品の双方を含む「混合製品」に関しては、**「特定混合製品の輸入/トランジットのための許可要件に関する規則（28/2012）」**に従い、企業は EU への輸入及び経由するトランジットに対する許可要件を満たさなくてはならない[193]。
- また EU では、**「農産物・食品の品質スキームに関する指令（1151/2012）」**にて、農産品・食品の地理的表示保護制度（GI 制度）を定めており、関連製品の EU への輸出、EU 域内での取引においては、本指令に従い、人々に誤解を与えるもしくは不公正な競争を招く表示を行ってはならないとしている[194]。（【生産・加工】／【保管】／【域内輸送】／【販売】にて詳述）

－ **二次産品：その他**

非農産物

- 残留農薬（有効物質・代謝産物・有効物質の分解生成物又は反応生産物の残留物）が存在する生鮮・加工・混合食品（ないし飼料。植物性製品と動物性製品の双方を含む）の EU への輸出については、**「食品の残留農薬基準に係る規則（396/2005）」**に従い、一律の残留農薬基準（Maximum Residue Levels: MRL）を満たす必要がある。
- また、合板・チップウッド等を含む木材製品の輸出入については、**「欧州統一植物検疫指令（2000/29）」**、**「FLEGT ライセンスに関する規則（2173/2005）」**等が適用される場合があり、当該ルールに従い EU 輸入時に検疫を受ける必要がある。
（詳細は、前項「（２）自動車分野」を参照）

[192] EU では、CAP にて保護されている農産品の一部を対象に、輸入ライセンス制度を導入しており、2016 年 11 月からは新たに委任規則 2016/1237（対象品目とライセンス保有者の権利・義務等に関する一般原則を規定）と実施規則 2016/1239（輸出入ライセンス制度運用のための各種手続きを規定）を発効している。現在委任規則 2016/1237 にて規定されている対象カテゴリは、米、砂糖、種子、亜麻と麻、野菜と果実、果物・野菜加工製品、その他製品、農産物由来のエチルアルコール、である。

[193] 「混合製品」として対象となるものは、①加工肉製品を含むもの、②加工乳製品を含み、加工肉製品以外の動物起源原料の含有量が半分以上のもの、又は加工肉製品を含まず加工乳製品が含有量の半分未満のもの、③加工魚製品又は加工卵製品が含有量の半分以上のもの、と定められている

[194] 地理的表示に関する国際ルールとしては、WIPO が管理する「原産地名称の保護及び国際登録に関する協定」（通称リスボン協定）や、WTO の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIPS）」等があり、全ての GI 製品に対し一般的な保護を与えているが、適用の方法については各締結国に委ねられている。
EU では、地理的表示について、主に①原産地呼称保護（Protected Designated of Origin: PDO）、②地理的表示保護（Protected Geographical Indication）、③伝統的特産品保証（Traditional Specialty Guaranteed: TSG）の 3 つの制度を定めており、EU 域内で与えられている法的保護は、TRIPS で醸造酒や蒸留酒の GI に与えられているものよりも高い水準となっている。

(b) Brexit による影響

- EU 離脱により英国が単一市場から外れ、「第三国」と見なされる場合、英国から EU 域内への農林水産品・食品の輸出に際し、新たな承認やライセンスが必要となる可能性があり、企業にとっては手続きのための追加コストが発生する場合がある[195]。
  また EU 域内への輸入が認められる「第三国」として英国が関連法令にて指定を受けない場合、英国から EU への輸出に制限がかかる恐れがある[196]。
  - ✓ ただし英・EU 間の輸出入のための基準を満たすことによる許可の取得又は協定の締結等により、引き続き EU へ輸出が可能となる公算が大きい。

- 農林水産品全体において、英国から EU への輸出の際に新たな関税が発生する可能性があり、食品企業によっては、生産コストの上昇回避のため、サプライチェーンの見直し等を迫られる可能性がある
  - ✓ 例えば、現在英国では、（肉・卵等の）畜産物に輸入関税がかけられ、国内製品が高い値段で取引されているが、（貿易が自由化された場合）これら製品の値段が下がり、英国内での生産が減る可能性がある

－ **一次産品：生鮮食品　／二次産品：加工食品**

（農産物・林産物）

- 畜産物の輸入に際し EU で適用される動物検疫ルールは、原則として「国際動物衛生規約（International Zoo-Sanitary Code: Terrestrial Animal Health Code）」や「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（WTO SPS 協定）」等の国際的な検疫ルールに準拠している。EU 離脱後も引き続き英国にてこれら検疫ルールや、それに基づく国内法が適用されることが予想され、企業への影響は限定的と考えられる[197]。
  - ✓ 実際現行の EU 法令でも動物検疫については加盟国にある程度の裁量が与えられており、特に英国では動物殺傷・保護に関して既に EU 基準よりも厳格な基準が設定されている。
- 一方、生鮮肉や乳製品など、第三国から EU 域内への輸出対象品を定める EU 統一の第三国リストについては、EU 離脱後にその適用を受けなくなることから、英国の輸入対象となる対象国・品目等が変更される可能性はある。

- 第三国から EU への野菜・果実等の農産物、林産物輸出に際しての検疫ルールについても、WTO SPS 協定等の国際的な検疫ルールに準拠した内容となっていることから、Brexit 後の企業への影響は限定的と考えられる[198]。
  - ✓ 現在 EU では、動植物の健康及びアグリフードチェーンの安全に関する法令が提出され審議中である[199]。本法令（案）は輸出から販売までアグリフードチェーン全体での安全・健康基準を強化するものであり、本法令の制定時期によっては、英国に当該内容が適用されなくなり、英国から EU への輸出に影響を及ぼす可能性がある。

- EU 離脱により英国が CAP 政策の恩恵を享受できなくなることで、農業・漁業者の収入や英国内の農産物のコストに影響を与える可能性がある。
  - ✓ 英国では、過去 20 年間一貫して CAP の直接助成金制度に反対していたことから、EU 離脱及びそれに伴う CAP スキームからの撤退により、英国で助成金が削減される可能性が高い。

---

[195] 例えば、現在 EU 域内で食品類等を輸送する際に必要となるライセンス（例えば、域内で生きた動物を移動する際に必要となる「公的獣医による EU 域内貿易・動物衛生証明（Intra Trade Animal Health Certificates: ITAHC）」等については、英国が EU を離脱することによって変更となる可能性がある
一方で、日本等 EU 域外から英国へ食品類の輸出を行う際には、現在も英国当局よりライセンスを取得することとなっているため、EU 域外から英国へ輸出を行う際のプロセスに大きな変更は生じないと考えられる。

[196] 特に英国の農産物輸出の約 7 割は EU への輸出であることから、EU 域内への輸入が認められるための第三国リストに入る、もしくは協定にて貿易が認められない場合、英国から EU へ輸出ができないことによるマイナスのインパクトは大きいと考えられる。

[197] 「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（WTO SPS 協定）」の対象は、食品衛生、動植物検疫及び飼料安全となっている。

[198] ただし、一部作物では、現在 EU で採用されている基準が（他加盟国の技術的・政策的事情との調整から）UK の基準よりも低水準に定められており、高い基準を設定している第三国への輸出への弊害となっている事例も見受けられる（例：種ジャガイモのエジプト等第三国への輸出等）。こうした EU 統一の基準が第三国への市場アクセスへの弊害となっている部分に関しては、EU 離脱後に英国で基準を設定しなおす可能性があると考えられる。

[199] 「COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL AND THE EUROPEAN PARLIAMENT Healthier Animals and Plants and a Safer Agri-Food Chain A modernised legal framework for a more competitive EU　/* COM/2013/0264 final */」が 2013 年に提出されている。

また EU から英国が離脱することで、EU 内の CAP／農業支援制度の見直し・変更が行われる可能性もある[200] [201]。

（水産品）

- 二枚貝・棘皮動物、被嚢亜門動物、海洋性腹足類の輸入に関する EU 統一の決定が英国に適用されなくなることで、英国への輸入が認められる第三国、対象品目等が変更となる可能性がある。

- また、共通漁業政策（CFP）についても、EU 離脱に伴い変換を迫られる可能性がある。
  - ✓ 英国として EU 離脱後も CFP に留まるという選択肢もあるが、そうでない場合には、EU と漁業政策の新たな枠組みについて交渉を行う必要がある。交渉の内容によっては、漁師・漁業関連事業者、水産物の価格等に影響を及ぼす可能がある。
  - ✓ EU 離脱後も英国にて持続的な漁業活動・水産物の流通を行うためには、漁業管理・漁業割当、航行制限水域と排他的経済水域（EEZ）、海洋保護、漁業破棄の禁止等の分野にて、EU と交渉を行い、英国としての漁業政策を決定していく必要がある[202]。

－ <u>二次産品：その他</u>

- 英国では､EU 法令に基づく食品への殺虫剤／農薬等の規制が過剰であるとの批判もあるものの、今後も引き続き EU への輸出を行うためには現行の水準の維持が必要であり、輸出品の品質基準等が大きく変わる可能性は低いと考えられる[203]。

- 海外から輸入される植物性生産品・林産物に対する植物検疫は、引き続き英国として締結している国際植物防疫条約（IPCC）に従い実施されることが予測され、Brexit による影響は限定的と考えられる。
- 不法伐採による木材の輸入防止のための VPA は、EU と第三国間で締結している協定であり、EU 離脱後の英国での FLEGT ライセンスの適用は、今後の離脱交渉の内容やその後の英国での政策によるところが大きい。
  - ✓ ただし、英国が FLEGT アクションプランや EUTR の主要な推進国の 1 つであることを鑑みるに、今後の EU 離脱シナリオに関わらず、現行と同等の FLEGT ライセンスの適用や木材トレーサビリティの実施が行われることが想定され、EU 離脱による制度変更は限定的となると想定される。

---

[200] 2013 年に CAP の見直しが図られ､新 CAP では基本支払制度（Basic Payment Scheme）に基づき､毎年支出される農業者支援（Pillar 1 Funding）と農村振興計画に基づき加盟国の実情に応じて柔軟に運用される支援（Pillar 2 Funding）に分けられている。英国は、2014 年から 2020 年までの間に、Pillar 1 にて 251 億ユーロ、Pillar 2 にて 26 億ユーロを受け取る予定となっている。
政府は EU 離脱後も農業者に向け何かしらの補助を引き続き行う旨発表しているが、補助金額は引き下げられる可能性が高い（環境・食料・農業大臣の George Eustice 氏は、現在英国の農業者が受け取っている約 30 億ポンドの助成金が EU 離脱に伴い CAP から外れることで 20 億ポンド程度まで引き下げられる可能性を表明している。）

[201] なお、英国の EU 離脱に係る国民投票前には、漁業関係者の 9 割が EU の共通漁業政策（CFU）に否定的な意見を持っており、農業従事者は、約 5 割が EU の共通農業政策（CAP）に反対していた、という調査結果もある

[202] EU 離脱によって CFP の適用を受けなくなる場合、下記項目について新たな施策を検討する必要性が指摘されている：
①「漁業管理や漁業割当のための交渉」：漁業割当量（捕獲制限）は、魚資源の乱獲防止を試みるために使用されており、漁業可能量は割当量として EU 加盟国間で共有されている。これら割当量は､各加盟国に振り分けられているが均等配分でなく交渉で決定される仕組みを採用している。英国が CFP を離れた場合、新たな規則を適用する必要があるが、EU との交渉次第では不利益な割当を与えられる可能性がある。
②「航行制限水域と排他的経済水域（EEZ）」：国の排他的経済水域（EEZ）とは、その国が海洋資源へのアクセス権を持つ沿岸から 200 海里以内の水域と定められており、現在英国海域には、（「オープンアクセス」の原則により）他の EU 船にも漁業の権限が付与されている。今後英国が EEZ への外国漁船によるアクセスを許可するかどうかは不明であり、今後の英国及び他 EU の水産物捕獲量やそれに伴う市場流通時の価格に影響を与える可能性がある。
③「海洋保護」：EU 海洋戦略枠組み指令（MSFD）と EU 生息地指令により、EU では生物多様性と生息地保全のための目標が設定されている。これら法令に関連し、（EU 基準としての）海洋生態系保護のため海洋保護区（MPA）が定められているが、EU 離脱によって、新たな沿岸法策定等を行い、海洋保全の方針枠組み策定が行われる可能性がある。
④「漁業破棄禁止」：漁業破棄（割当制限等の理由により不要な魚を海中に投げ戻すこと）を削減するために EU では、漁業系廃棄物の水揚げ責任（漁獲した全ての魚介類の陸揚げ責任）を加盟国に課している。英国では、CFP に基づき、2015 年から漁業破棄禁止を定め、2016 年から 2019 年に全ての魚資源にまで拡大することが計画されているが、CFP が適用されなくなった場合、廃棄禁止のルールを改定する可能性がある。

[203] 例えば全農農業者連盟（National Farmers Union: NFU）からは、植物防疫剤の販売に係る規則の内容は、農業者の生産プロセスにおける選択肢・生産品質の裁量を奪っている可能性があるという指摘がされている。EU 離脱後には、英国市場でのみ流通させる食品に対し独自の基準を設ける施策も考えられるが、企業にとってダブルスタンダードは混乱を招く恐れがあり、非現実的との見方が強い

➢ 【生産・加工】／【保管】／【域内輸送】／【販売】

農林水産物・食品の加工・製造工程（包装・表示方法含む）、安全・衛生基準等などは、引き続き EU 域内への輸出の際に EU が定める基準を満たす必要があることから、現在の EU 法令の内容を国内法として適用する可能性が高く、変更に伴う企業への影響は限定的と考えられる。
ただし、EU にて定める地理的表示保護制度（GI 制度）については、EU 域外からの GI 商品に自動適用とならないため、EU 離脱後英国にて TRIPS 等国際ルールに基づく自国制度を確立し、EU との協定により保護する方法等が想定されうるが、今後の政策の方向性については不確実性が高い。
また、英国が EU 離脱により共通農業制度（CAP）、共通漁業制度（CFP）等の EU 共通スキームから抜けることで、事業者への助成金、英国内市場での農林水産品のコスト等に影響を与える可能性がある。

(a) 関連法令の内容

－ **食品全般（一次・二次共通）**

- 食品産業事業者（第一次生産に携わる食品事業者及び食品の製造・加工・流通のあらゆる段階に従事する事業者）は、**「一般食品法規則（178/2002）」**にて定める食品全般の一般原則・要件を満たさなくてはならない他、**「一般食品に対する食品衛生規則（852/2004）」**に定める微生物等の衛生基準や、温度管理要件、危害分析重要管理点（HACCP）に基づく衛生管理手続き等を遵守しなくてはならない。
  - ✓ また、**「食品の汚染物に関する規則（1881/2006）」**及び**「食品の汚染物のためのプロセスに関する規則（315/93）」**に従いサンプリング等を行い、食品中の汚染物・有害物の最大容量を超えてはならない。
- 食品全般の栄養表示・ラベリング方法については、食品産業事業者は、**「食品情報の提供に関する規則（1169/2011）」**に定める文字サイズ、表示言語、表示義務事項（品名、原材料名、重量、貯蔵・使用条件、製造者／梱包者／販売者の名称等）、（生鮮果実や乳製品等一部食品を除く）成分リスト、品質保持期限、地理的表示やアルコール度数の表示方法等に従う必要がある。
  - ✓ **「食品の製造ロットを特定する表示及びマークに関する指令（2011/91）」**にて、EU 域内の全ての食品に製造ロット番号を付けることを義務付け、その表示方法を規定している[204]。そのほか、**「単位に対する加盟国の法律の近似化に関する指令（80/181）」**にて、EU 域内流通円滑化のための重・容量単位の域内統一、**「包装済み製品の量・容量に対する加盟国の法律の近似化に関する指令（76/211）」**にて、重量の単位、表示文字の大きさの統一、**「包装済み製品の容量サイズに関するルールを規定する指令（2007/45）」**にて、（ワイン、蒸留酒（スピリッツ）等商品に対する）容量規制の統一が図られている。

- 食品加工時の冷凍処理、冷凍品の輸送・販売（コールドチェーン）に関しては、欧州各国の急速冷凍食品の加工・取扱いに係る一般要件の統一を図るため、**「急速冷凍食品に関する指令（89/108）」**が定められている[205]。また、当指令にて対象となる急速冷凍食品の輸送、倉庫保管・貯蔵においては、**「急速冷凍食品の輸送、倉庫保管及び貯蔵における温度監視に関する規則（37/2005）」**中の温度維持のための温度監視機器及び記録期間等の具体的な規定事項に従う必要がある。

－ **一次産品：生鮮食品**

（農産物・林産物）

畜産物

- 動物起源食品の製造から流通までの全段階における衛生・安全に係る一般原則は、**「動物起源食品に対する食品衛生規則（853/2004）」**にて定められている。
- 動物性製品を取り扱う事業者は、**「動物起源食品の公的管理体制に関する規則（854/2004）」**、**「動物起源製品の製造・加工・流通及び輸入規制のための動物衛生に関する指令（2002/99）」**に基づ

[204] ただし、賞味期限又は使用期限が表示されている食品の場合には、製造ロットの表示を省略することが可能である
[205] 本指令では、食品事業者に対し、急速冷凍加工の生産工程に関する要件（物理的・生化学的・微生物学的な変化を抑制するための機材の使用要件等）、輸送・貯蔵工程に関する要件（冷凍急速温度の基準等）、包装及び製品表示に関する要件等を定めている

き、EU 加盟国での動物起源食品の検査業務（公的検査）に係る要件、原料となる動物の製造・加工・流通時の衛生条件等を満たす必要がある[206]。また**「動物起源食品中の薬理学的な活性物質の残留限界の確立に関する規則（470/2009）」**により、ホルモン剤使用牛肉の上市は制限されている。

- ✓ （冷凍・冷蔵を含む）生鮮肉の加工・輸送・域内取引にあたっては、**「生鮮肉の生産・販売に関する指令（フレッシュミート指令）（91/497）」**に定める食肉処理場の許可条件、従業員の衛生状態、製品への健康認証の発行等の健康・安全上の各種条件を満たす必要がある。なお、生産・加工される牛肉に対しては、**「牛肉・牛肉製品へ識別番号・処理場の許可番号・育成国等の表示義務を課す規則（1760/2000）」**に従い、識別番号や処理施設の番号等を付し、流通に際し安全・衛生面での保証を示さなくてはならない。
- ✓ また、BSE 等の発生を受け、食肉用牛の健康・安全要件が**「感染症スポンジ状脳症の予防・統制・撲滅に関する規則（999/2001）」**にて規定されている。加えて、食肉による人獣共通感染症を予防するための衛生基準・検査方法等が**「サルモネラ及びその他人獣共通感染菌の統制に関する規則（2160/2003）」**、**「人獣共通感染症の監視に関する規則（2003/99）」**、**「食肉旋毛虫（トリキネラ菌）の統制に関する実施規則（2015/1375）」**等の規則にて規定されている。

野菜・果実、穀物、その他農産物、林産物

- EU 域内における（穀物、野菜・果実、畜産物・魚介類、アルコール類に至るまでの）農水産物一般の取引・流通に際しての原料・品質の基準、（ワイン等に対する）原産地表示の条件などが**「農産物の共通市場制度確立に関する規則（1308/2013）」**にて定められている。
  - ✓ また、販売に際しての消費者への表示、情報提供・広告に関しては、**「青果物製品分野の細則に関する規則（543/2011）」**、**「農産物の情報及び宣伝に関する規則（1144/2014）」**それぞれに定める要件に従うこととされている。

- 欧州にて販売・流通を行う植物の新品種については、**「植物新品種の知的財産所有権保護に関する規則（2100/94）」**に定めるとおり、欧州植物品種保護庁（Community Plan Variety Office: CPVO）へ申請を行い、品質が認定・登録された場合には、個人・法人は、最大 25 年間（ワイン用葡萄、ジャガイモは最大 30 年）の保護を受けることが可能である。

- 遺伝子組み換え食品については、**「遺伝子組み換え食品・飼料に関する規則（1829/2003）」**にて上市のための一般要件が定められているほか、**「遺伝子組み換え食品承認のための申請等に関する詳細規則（641/2004）」**に遺伝子組み換え食品の流通承認のための申請プロセスが、**「遺伝子組み換え体の追跡可能性とラベル表示及び遺伝子組み換え体から製造された食品・飼料製品の追跡可能性に関する規則（1830/2003）」**に遺伝子組み換え食品のトレーサビリティの確保・表示方法等が定められている[207]。

- また、有機生産物（対象には生鮮／加工農産品及び食品として利用される農産加工品、飼料、栽培用の栄養繁殖物及び種子を含む）に対し、EU 域内での有機生産物への共通認識を確立するため、**「有機生産物及び有機製品の表示に関する規則（834/2007）」**が定められている。食品事業者は、加盟国で生産された包装済みの有機食品を EU 域内で流通させる際には、有機ロゴマーク（ユーロリーフ）の貼付けが義務づけられている[208]。
  - ✓ 第三国から輸入される有機製品についても、**「有機生産及び有機製品の表示に関する規則（834/2007）に関し第三国からの有機製品の輸入についての施行規則を制定する規則**

[206] 2016 年 3 月に動物衛生に関する現行の複数法令を取り纏めるものとして、「伝染性の家畜病について、一部の動物衛生に関する法令を改正・廃止する規則」が公表された。本指令は 2021 年 4 月から適用となり、これと同時に「動物起源製品の製造、加工、流通及び輸入を統制するための動物衛生に関する指令」は廃止される予定である。

[207] 遺伝子組み換え食品に対し、EU 加盟国では、「遺伝子組み換え体の環境への意図的放出に関する指令」に従い、遺伝子組み換え体（GMO）の市場投入の全段階におけるラベル表示を確実に行うために必要な措置を講じることが定められている。

[208] なお、当該規則については、実施規則である「有機生産物及び有機製品の表示に関する規則（834/2007）に関し、有機生産、表示及び統制についての施行規則を制定する規則」にて、ロゴ表示のある有機製品の生産・流通を含む全段階でのトレーサビリティを改善するため、加盟国による有機農業の管理システムに携わる事業者リストの公開を要求している。

（1235/2008）」により、EU 域内製品と同様に**「有機生産品及び有機製品の表示に関する規則（834/2007）」**に定める要件を満たすことが義務付けられている[209]。

（水産物）

- 水産製品の輸出入から流通までの水産活動に係る規制等（上市に際しての食品の安全確保のための各種要件を含む）が、**「共通漁業政策に関する規則（1380/2013）」**及び**「魚介・水産物の共通市場制度に関する規則（1379/2013）」**に定められている。
  - ✓ なお魚介類の販売に際しては、特定の魚介・水産品の加工・販売基準に関し別途規則が定められている場合がある。（例として、保存ツナ・カツオに対する**「保存ツナ・カツオの販売基準に関する規則（1356/92）」**、保存イワシに対する**「保存イワシ（サーディン）の販売基準に関する規則（2136/89）」**、鮮魚・冷凍魚類に対する**「鮮魚・冷凍魚類の販売基準に関する規則（3703/85）」**等がある。）
- なお、水産物製品の流通に際してのラベル・表示方法に関しては、**「魚介・水産物の情報提供に関する規則（2065/2001）」**に定めるとおり、その種類（海産・淡水産・養殖の別）、捕獲区域等を記さなければならない。

－ **二次産品：加工食品**

畜産加工食品

- 畜産品（生鮮品）と同様、**「動物起源食品に対する食品衛生規則（853/2004）」**、**「動物起源製品の製造・加工・流通及び輸入統制のための動物衛生に関する指令（2002/99）」**により、食品事業者が遵守すべき動物起源食品の衛生条件や公的検査の体制・業務内容が規定されているほか、**「感染症スポンジ状脳症の予防・統制・撲滅に関する規制（999/2001）」**等の法令により、製品による人獣共通感染症を予防するための衛生基準・検査方法等が決められている。また、**「牛肉・牛肉製品へ識別番号・処理場の許可番号・育成国等の表示義務を課す規則（1760/2000）」**に畜産加工食品の表示方法も定められている。

- その他加工食品に関しては、その加工品の種別により各種規則が定められており、食品の上市の際には、原料の配合率や表示の方法など、当該規則に規定される基準を満たす必要がある[210]。

野菜・果実、穀物、その他農産物、林産物

- 野菜・果実（生鮮品）と同様に、加工食品においても、**「農産物の共通市場制度確立に関する規則（1308/2013）」**が適用される他、**「青果物製品分野の細則に関する規則（543/2011）」**により製品表示の方法が、**「農産物の情報及び宣伝に関する規則（1144/2014）」**により消費者への情報提供・広告の要件等が定められている。
- また野菜・果実（生鮮品）と同様に、**「遺伝子組み換え食品・飼料に関する規則（1829/2003）」**、**「有機生産物及び有機製品の表示に関する規則（834/2007）」**、等が製品の種類により適用されることがある。

- その他加工食品に関しては、その加工品の種別により、**「食品ココア及びチョコレート製品に関する指令（2000/36）」**、**「オリーブオイルの市場基準に関する実施規則（29/2012）」**等が定められており、食品の上市の際には、原料の配合率や表示の方法など当該規則に規定される基準を満たす必要がある[211]。

---

[209] 当規則の改定規則（471/2010）により日本の有機製品が EU 同等の基準で生産管理されていることが認められ、さらにその後の改定規則（125/2013）により日本の規則で定められるのと同等のルールに従い生産管理していると日本が認めた第三国からの原料も EU 域内で使用可能となった。

[210] 加工食品等に関しては、蜂蜜、ココア／チョコレート、オリーブオイル、コーヒー、ジャム・ゼリー・ママレード、粉ミルク、砂糖等に関し、個別の法令が定められている。

[211] 「食用ココア及びチョコレート製品に関する指令」では、ココア及びチョコレートに関し、カカオバター以外の植物性脂肪を含有する場合にその旨の表示義務を課している。また「オリーブオイルの市場基準に関する実施規則」では、オリーブ製品の表示方法を含む市場活動に係る包括的な法令として、バージンオリーブオイル等製品区分の表示義務、製品化地域・生産地等の表示義務等を規定している。

水産調整品

- 水産物（生鮮品）と同様に、**「魚介・水産物の共通市場制度に関する規則（1379/2013）」**、**「水産物の病気・予防・統制に関する指令（2006/88）」**、**「魚介・水産物の情報提供に関する規則（2065/2001）」**等が適用される。

その他加工食品

- 栄養・健康補助食品（サプリメント）に対しては、適切な情報提供と誤飲の防止、消費者保護を図るための**「栄養補助食品に関する規則（2002/46）」**が定められており、事業者は**「栄養・強調表示に関する規則（1294/2006）」**に従い、健康上・栄養上の真正の利点がある場合に限りラベル表示が認められている[212]。（虚偽・曖昧さ、誤解を招くような訴求や安全性・栄養上の適正に疑問を抱かせるような訴求、過剰摂取を促すような訴求は禁止されている。）

- 特殊栄養用途食品（乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等を主とした特定の対象者の栄養補給等に適する食品）の安全基準・表示方法等については、**「乳幼児向け食品、特別医療目的用食品及び食事代替型ダイエット食品に関する規則（609/2013）」**に従うこととされている。[213]
  - ✓ 特殊栄養用途食品の中でも、乳児用と離乳期用のミルクの組成と（ミネラル・ビタミン成分等の）情報表示の要件については、**「乳児・離乳期用ミルクの組成及び乳幼児の栄養補給に係る情報要件に関する委任規則（2016/127）」**が定められている。また、特別医療目的食品の組成と情報表示の要件については、**「特別医療目的用食品の組成及び情報に係る要件に関する委任規則（2016/128）」**が別途定められている[214]。

- また、ビタミンやミネラル等の食品への添加に関しては、食品への添加が許可される物質が**「ビタミン・ミネラル・その他物質の添加に関する規則（1925/2006）」**にて定義されており、過剰摂取が人体に危険を及ぼす恐れがあるビタミン及びミネラル以外の物質の使用を原則禁止している。（当該規則にて禁止・制限・精査の対象となる物質については、本規則に従い追加手続きが必要となる。）また、原則として**「食品情報の提供に関する規則（1169/2011）」**に規定される内容が表示されていなくてはならない。

- EU では、**「農産物・食品の品質スキームに関する指令（1151/2012）」**にて、農産品・食品の地理的表示保護制度（GI 制度）を定めており、関連製品の EU への輸出、EU 域内での取引においては、本指令に従い、人々に誤解を与えるもしくは不公正な競争を招く表示を行ってはならないとしている。[215]
  - ✓ なお、本指令に加え、**「農産物の共通市場制度確立に関する規則（1308/2013）」**にてワインの地理的表示、**「香味付けワインの定義・説明・提示・地理的表示保護に関する規則（1601/91）」**にて香味付けワインの地理的表示、**「蒸留酒の定義・説明・提示・地理的表示保護に関する規則（110/2008）」**にてスピリッツの地理的表示が別途定められている[216]。

---

[212] 健康強調表示に関しては、「病気発症リスクの軽減と子供の成長及び健康に関する表示を除く、食品への許可された健康強調表示のリストに関する規則」において、許可された健康強調表示について一覧にまとめられたリストが公開されている。また、「栄養・健康強調表示に関する規則」に規定される健康強調表示の許可を申請する際の手続き等については、「規則 1294/2006 15 条に規定される健康強調表示の許可申請に関する規則」が定められている。

[213] 本規則では、特殊栄養食品を 1）乳児用ミルクと離乳期用ミルク、2）加工穀類食品とベビーフード、3）特別医療目的用食品、4）全食事代替型ダイエット食品、の 4 種類に分類している。

[214] 特殊医療目的食品には、「食品情報の提供に関する規則」が定める栄養表示に加えて、本規則の附属書に記載されているミネラルやビタミン成分、製品が想定する適切な使用に当たって必要なタンパク質や脂質、炭水化物の構成要素、その他栄養素の含有量と構成要素、及びその浸透圧等の表示が必要であることを規定している。

[215] 地理的表示に関するルールとしては、WIPO が管理する「原産地名称の保護及び国際登録に関する協定」（通称リスボン協定）や、WTO の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIPS）」等があり、全ての GI 製品に対し一般的な保護を与えているが、適用の方法については各加盟国に委ねられている。
EU では、地理的表示について、主に①原産地呼称保護（Protected Designated of Origin: PDO）、②地理的表示保護（Protected Geographical Indication）、③伝統的特産品保証（Traditional Specialty Guaranteed: TSG）の 3 つの制度を定めており、EU 域内で与えられている法的保護は、TRIPS で醸造酒や蒸留酒の GI に与えられているものよりも高い水準となっている。

[216] 例えば、日本産のワインに「ボルドーワイン」や「ｘｘ産ボルドー風ワイン」といった公衆の誤認を惹起させる表示を行い、EU へ輸出してはならないとしている。

－ **二次産品：添加物**

- 食品添加物については、**「食品添加物に関する規則（1333/2008）」**にて、食品添加物の許可リスト、添加物を食品に用いる際の条件、食品添加物として販売する商品の表示ルール等が規定されている[217]。
  - ✓ また上記規則の添加物の期限・純度基準等の仕様について定めた、**「食品添加物に関する規則（1333/2008）の附属書Ⅱ及びⅢに記載されている食品添加物の仕様に関する規則（231/2012）」**、食品添加物の承認プロセスについて定めた**「食品添加物の承認に関する規則（1331/2008）」**等がある。
  - ✓ 食品に添加する香料の種類の定義、（人体に害を及ぼす懸念のある特定物質の食品への添加禁止・使用上限を含む）安全要件、ラベル表示項目については、**「香料・香料成分に関する規則（1334/2008）」**に規定されている。

－ **二次産品：その他**

その他（非農産物）

- 残留農薬（有効物質、代謝産物、有効物質の分解生成物又は反応生産物の残留物）が存在する生鮮・加工・混合食品（ないし飼料。植物性製品と動物性製品の双方を含む）を EU へ流通・販売させる際には、**「食品の残留農薬基準に係る規則（396/2005）」**に従い、一律の残留農薬基準（Maximum Residue Levels: MRL）を満たす必要がある[218]。

- 合板・チップウッド等の林産物については、不法伐採された木材の EU 域内での流通・販売を防止するため、**「EU 木材規則（995/2010）」**に従い、木材製品の市場流通のためのデューデリジェンスの実施や、木材流通のトレーサビリティの確保が義務化されている[219]。

- 食品に接触する全ての素材・製品に対しては、**「食品に接触する素材・製品に関する規則（1935/2004）」**にて製品が人体に影響を及ぼすこと、味・匂い・外見等の特徴を損なうことのないように生産・使用されることが定められている。また食品と接触する素材及び製品は、**「製造工程の GMP に関する規則（2023/2006）」**に定める製造工程の適正製造規範（Good Manufacturing Practice: GMP）に沿って製造されたものでなければならず、製造工程にて品質保証システムの確立・文書化を行わなければならない。（以下、包装素材ごとの法令の例）
  - ✓ **「プラスチック素材及び製品に関する規則（プラスチック施行規則：PIM）（1282/2011）」**
    - 食品に転移する成分の許容限度を規定
  - ✓ **「エポシキ誘導体の製品に関する規則（1895/2005）」**
    - エポシキ誘導体の制約・安全要件を規定
  - ✓ **「陶磁器、ガラス製に関する指令（2005/31）」**
    - 陶磁器・ガラス・ガラス陶磁器・ホーロー製品の鉛・カドミウム許容限度を規定
  - ✓ **「再生セルロースフィルムに関する指令（2007/42）」**
    - 食品と再生セルロースフィルムの印字面の直接接触の禁止、使用が認可されている再生セルロースフィルムの原料・種類等を規定
  - ✓ **「インテリジェント素材に関する規則（食品に接触するアクティブ及びインテリジェント素材及び製品に関する規則）（450/2009）」**
    - アクティブ素材・インテリジェント素材の構成品・表示方法等を規定
  - ✓ **「食品に接触する再生プラスチック素材及び製品に関する規則（282/2008）」**
    - 再生プラスチック素材及び製品販売のための再生加工プロセスの詳細を規定

---

[217] 本規則で許可されている食品添加物には、着色料、保存料、酸化防止剤、乳化剤、安定剤、ゲル化剤等で加工補助を目的とするもの、植物・植物製品の保護を目的としたもの、香料並びに栄養素として加えられたもの、が含まれており、特定の食品酵素は対象外となっている。

[218] （参考）肥料の上市の際には、**「肥料の市場流通に関する規則」**に従い、環境・人体への影響、植物の育成への効果、サンプリング、分析等を適切な手続きにて行う必要がある。また、青果物の流通・販売の際には、製品に含まれる農薬／植物防疫剤（製剤）の有効成分の同等性評価を**「植物防疫剤の販売に関する規則（1107/2009）」**に基づき行う必要がある。

[219]加えて、マツ材線虫の存在が認められる地域にて処理されるマツ・モミ等、特定の木材及び木材製品の域内流通においては、「マツ材線虫防止のための緊急暫定措置に関する決定」に基づく国際基準（ISPM No.15）に基づいた処理・認定マークの付与が求められている。（※詳細については、「（２）自動車分野」に関するルールを参照）

(b) Brexit による影響

－ **食品全般（一次・二次共通）**

- 英国では、国内法である**「1990 年食品安全法（Food Safety Act 1990）」**の他、既に**「2006 年食品衛生法（The Food Hygiene (England) Regulations 2006）」（「The Food Safety and Hygiene (England) Regulations 2013」）**、等の国内規則を定め、EU の一般食品法規則や衛生関連規則に規定される内容を施行している。
- 英国が EU 離脱後にも引き続き EU へ農林水産物を提供するためには、EU が定める加工・製造における管理プロセスや安全・衛生基準、包装・表示要件を満たす必要があることから、現在 EU 法令に基づき国内で規則化している内容を EU 離脱後もそのまま適用する可能性が高く、企業への影響は限定的と考えられる。
- しかしながら、今後の離脱交渉の内容によっては、EU 離脱に伴い、食品一般規則に基づく「EU 食品・飼料緊急警告システム（Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF)）」の枠組みから英国が除外される可能性がある。その場合、EU 域内での食品の市場監視・安全衛生対策の情報が英国に共有されなくなることにより、英国内に拠点を持つ企業の食品安全管理対策や製品回収等の対策に遅れが生じることが懸念されている[220]。

－ **一次産品（生鮮食品）**

（農産物・林産物）

畜産物

- 英国内にて、畜産物の検疫・衛生基準については、**「2005 年公的飼料及び食品統制規則（The Official Feed and Food Controls (England) Regulations 2005）」**、**「1992 年フレッシュミート（衛生・検査）規則（Fresh Meat (Hygiene and Inspection) Regulations 1992）」**等の国内規則が定められており、現行の EU 規則・指令に規定される内容について、英国にて特に問題等が生じていないことから、引き続き EU 規則・指令に基づく内容を国内法化し、適用することが考えられる。

野菜・果実、穀物、その他農産物、林産物

- 遺伝子組み換え食品等については、一部 EU の厳格なルールへの反対があるものの、有機食品ルール等については、英国として概ね EU の方針に賛成の意を示している。引き続き EU へ輸出を行うためにも、EU 規則・指令に基づく内容を国内法化し、適用することが考えられる。
  - ✓ ただし英国が第三国となる場合、ユーロリーフのロゴ添付等が任意となる可能性がある。

－ **二次産品・加工食品**

- 食品添加物や香料については、既述の EU 規則に基づく英国国内規則が定められており、引き続き EU 市場へ食品を輸出するためにも現行の基準・ルールが踏襲されると想定される。
- 地理的表示保護制度（GI 制度）に関しては、EU の原産地保護規則が EU 域外の国からの GI 商品に自動適用にならない仕組みとなっている。そのため、EU 離脱後に英国が第三国と見なされる場合には、1）既に英国にて GI として保護されているものを個別に EU へ直接申請し、審査・承認を受ける、2）二者間協定により英国の GI 保護対象を EU でも保護対象とする、等の方法により対処することが考えられるが、今後の方向性については不確実性が高い[221]。

---

[220] 「EU 食品・飼料緊急警告システム（RASFF）」は、EU 及び EFTA/EEA 加盟国並びに欧州委員会・欧州食品安全機関（EFSA）が参加する連絡網で、食品・飼料に関する衛生上のリスクが生じた場合、各メンバーは RASFF を通じ相互に情報を共有・通知することが規則にて定められている。原則 EU 域外へは非公開であるが、EU 域外国との間で輸出入される食品・飼料に関するリスクについては、諸外国へ情報提供も行われている。（日本の場合は、2008 年の日 EU 定期首脳協議共同プレス声明別添文書「消費者の安全・安心に関する日・EU 協力」中の食品安全に関する情報交換の強化の具体策として、EU との合意がされており、日本が関連する情報を欧州委員会の専門ウェブサイト（非公開）から直接受け取ることが可能となっている。

[221] 1）の方法について、原産国で既に GI として保護されている食品に関しては、その生産者は自国の所管官庁を通じて、又は欧州委員会の農業・農村開発総局に直接申請を行うことで EU 加盟国での保護を得ることが可能である。ただし、自国で GI 制度が確立されていることが前提となり、かつ 6 か月の審査期間と 3 ヵ月の異議申し立て期間を経なくてはならないなど、煩雑なプロセスを伴う。

2）については、近年 EU が第三国と二者間通商協定を締結する際に、GI について規定を設け、相手側の領域における GI を自分側の領域で保護する条件について相互に合意する方法を採っている。保護の迅速化や手順の効率化の面で 1）よりも利点があるとされている。

－ <u>二次産品：その他</u>

- 英国では、EU 法令に基づく食品への殺虫剤／農薬等の規制が過剰であるとの批判もあるものの、今後も引き続き EU への輸出を行うためには現行の EU 基準を維持する必要があり、輸出品に対する品質基準等が大きく変わる可能性は低いと考えられる[222]。

- また、包装容器の素材や製造工程 GMP に関する規則についても、今後も引き続き EU への輸出を行うためには現行の EU 基準を維持する必要があることから、ルール変更に伴う企業への影響は限定的と考えられる。

- 海外から輸入される植物性生産品・林産物に対する植物検疫は、引き続き英国として締結している IPCC に従い実施されることが予測される。

- 英国は前述のとおり、FLEGT アクションプランや EUTR の主要な推進国の 1 つであることを鑑みるに、今後の EU 離脱シナリオに関わらず、現行と同等の FLEGT ライセンスの適用や木材トレーサビリティの実施が行われることが想定され、EU 離脱による制度変更は限定的と想定される。
- 英国では EUTR に基づく木材デューデリジェンスの方法等の詳細が、**<u>「2013 年木材及び木材製品に係る規則（The Timber and Timber Products (Placing on the Market）Regulations 2013)」</u>**にて定められている。EFTA/ EEA 型として EUTR の施行が自動的に求められる場合、そうでない場合に関わらず、現行制度を引き続き有効とするための調整、制度設置等が行われる公算が大きい[223]。

[222] 例えば全農農業者連盟（National Farmers Union: NFU）からは、植物防疫剤の販売に係る規則の内容は、農業者の生産プロセスにおける選択肢・生産品質の裁量を奪っている可能性があるという指摘がされている

[223] 現在（スイスを除く）EFTA や EEA 協定を締結しているノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインは EUTR の施行が求められていることから、交渉の結果 EFTA や EEA と同等の地位を得る場合には、引き続き EUTR が適用される可能性が高い。
また、EFTA/ EEA 型でない場合にも、既述の通り FLEGT ライセンスの木材の使用を調達基準に取り入れるなど、木材取引においてトレーサビリティの確保が根付いていることから、今後現行の規制をなくすといった変更は非現実的と考えられる。

➢ 【廃棄物等の内外移動】

英国での廃棄物処理は、EU 離脱後も引き続き EU 指令に基づく現行の国内規則の内容に従い運用することが想定され、企業への影響は限定的と考えられる。
（ただし、EU 離脱後のエネルギー政策の方向性によっては、将来的にバイオマス・食品廃棄物の取扱いに関する国内規制の変更や、環境規制に係る基準に変更が生じる可能性はある。）

(a) 関連法令の内容

- 食品廃棄物においても、EU における廃棄物削減の基本的な法的枠組みである**「廃棄物枠組み指令（2008/98）」**が適用される。
- また、温室効果ガス（GHG）排出を規制し、環境負荷の高いエネルギー利用を抑制するため、**「再生エネルギーに関する指令（RED）（2009/28）」**が定められており、食品廃棄物のバイオマス活用についても言及されている。
- その他、食品廃棄物を含む一般廃棄物（Municipal Biodegradable Solid Waste）の埋め立て削減を掲げた**「埋め立て指令（1999/31）」**や、（バイオマスとしての食品廃棄物を含む）廃棄物焼却に関する規定を定めた**「工業廃棄物に関する指令（2010/75）」**、食品のパッケージ・レジバッグの使用削減を掲げた**「パッケージ廃棄指令（94/62）」**等が EU 域内で適用されている。

(b) Brexit による影響

- 英国は温室効果ガスの削減をはじめとし、廃棄物削減等の EU 環境政策に概ね推進の立場であったことから、引き続き現行の（EU 法令を反映した）国内法に基づく廃棄物処理政策がとられる可能性が高い。
  - ✓ 英国には、資源効率及び持続性を促進するために生産者の責任を定めた**「1995 年環境法（Environment Act 1995）」**が国内法として制定されているほか、「廃棄物枠組み指令」に基づいた**「2011 年廃棄物規則（The Waste Regulations 2011）」**や**「2005 年有害廃棄物規則（The Hazardous Waste Regulations）」**が既に制定されている。
  - ✓ 英国はかつて廃棄物処理政策が遅れていたが、EU の廃棄物政策を国内法化し取り組んできた結果、リサイクル率の工場や廃棄物の削減を達成してきた経緯がある。そのため、離脱後は引き続き現行の廃棄物規制を適用する可能性が高い。（ただし、EU 離脱後のエネルギー政策の方向性によっては、将来的にバイオマス・食品廃棄物の取扱いに関する国内規制の変更や、環境規制に係る基準に変更が生じる可能性はある。）
    （環境政策に関する詳細は、「VII. Brexit によって影響が懸念される主要法令の解説」中の「5. その他業界横断分野において Brexit による影響が懸念される主要法令」を参照）

2． 製薬業において Brexit による影響が懸念される主要法令の詳細説明

製薬業のバリューチェーン（「製薬／製品研究・開発」、「貿易管理」、「通関」、「取引・流通」、「保管」、「域内輸送」、「提供・販売」、「廃棄物等の内外移動」）にて関連する主な規則・指令を特定し、体系的な整理を行った

図 30 製薬業におけるルール類型リスト

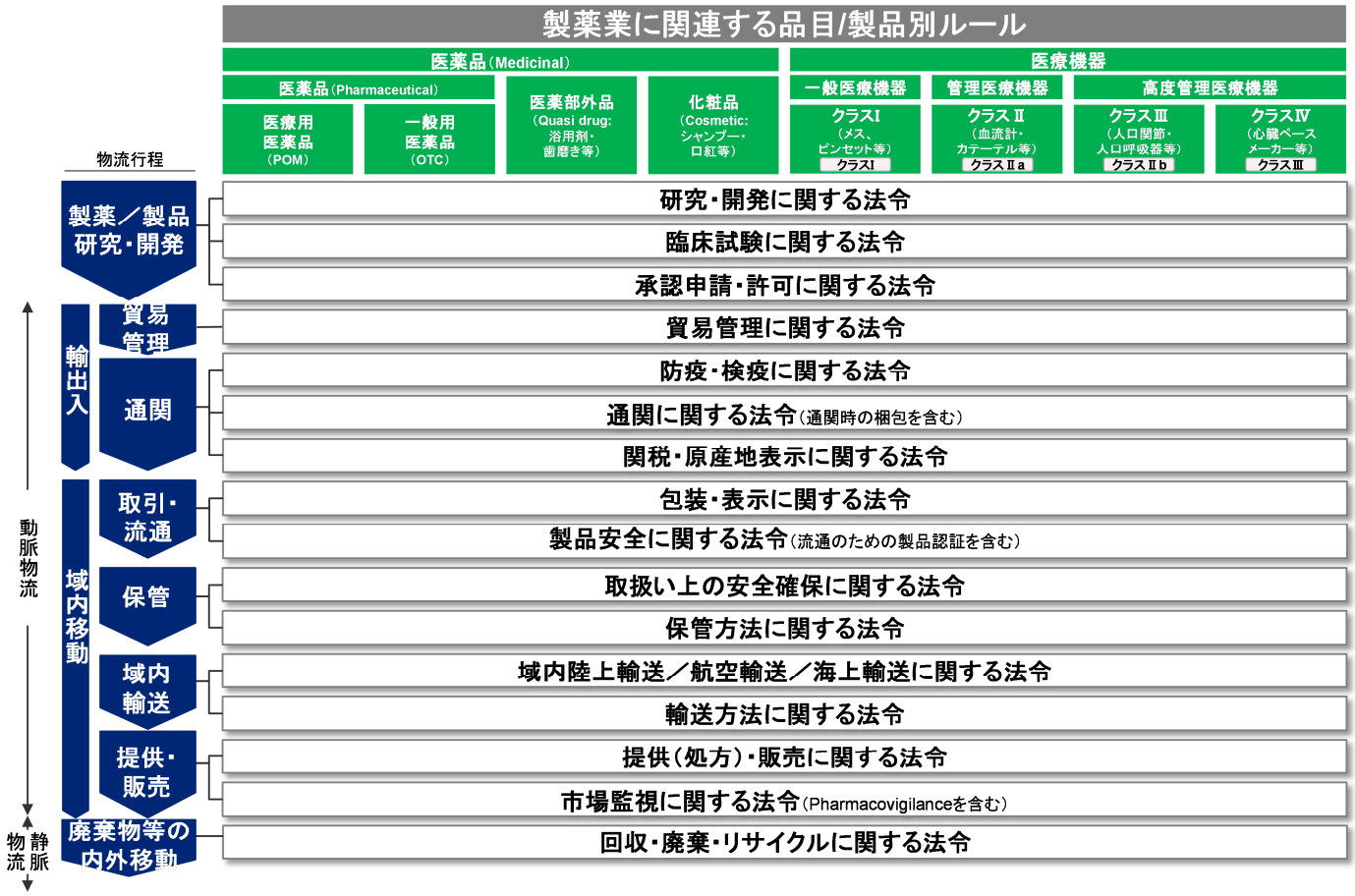

なお、EU にて定められる医薬品（医薬品・医薬部外品・化粧品）、医療機器（一般・管理・高度管理機器）それぞれに関連する各バリューチェーン（「製薬／製品研究・開発」～「廃棄物等の内外移動」）上での主な規則・指令は以下のとおりである。

図 31　製薬業における関連ルールマップ

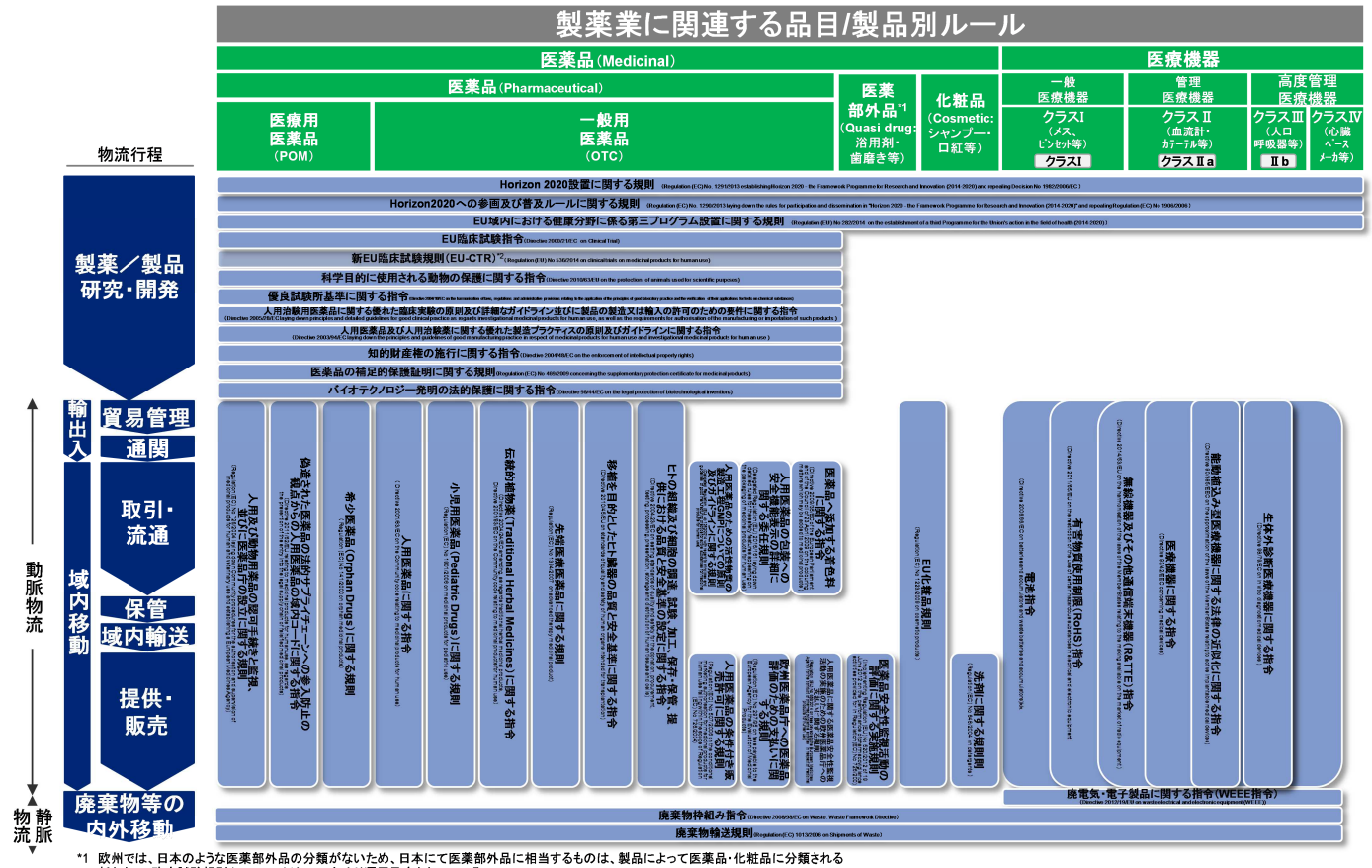

*1　欧州では、日本のような医薬部外品の分類がないため、日本にて医薬部外品に相当するものは、製品によって医薬品・化粧品に分類される
*2　新たなEU臨床試験規則(EU-CTR)は2018年より運用予定となっている

➢ 【製薬／製品研究・開発】

EU 離脱により、加盟国／関連国でなく「第三国」と見なされる場合、英国法人は EU 加盟国／関連国機関としての地位を失う他、Horizon2020 の自動助成金の対象外となる可能性がある。その場合、これまでよりも参画・助成の制約を受け、科学技術発展・イノベーションが滞る可能性がある。

また EU 離脱によって、現在施行に向け準備が進められている多国籍臨床試験の単一申請の恩恵を受けられなくなる可能性があり、EU と英国双方で臨床試験を行う企業にとっては、追加の手続き業務・コストが発生する可能性がある

また開発した医薬品の特許については、TRIPS など国際協定が前提となるため、EU 離脱による大きな変更はないと考えられるものの、今後の補足的保護証明（SPC）の取扱い等については不透明な部分も多く、留意する必要がある。

(a) 関連法令の内容

－ **医薬品**

- 現在 EU では、欧州での研究・開発事業の促進及び研究の成果のイノベーション・経済成長・雇用への寄与を目的とし、7 年間の科学技術・イノベーションの方向性を定めた「Horizon 2020 - the Framework Programme for Research and Innovation (2014-2020)」や、EU 全域で健康の増進・促進、不平等の解消、健康分野におけるイノベーション促進を目標とした「第三次 EU 健康プログラム（EU Health Programme）」等が設置されている。それぞれのプログラムの内容についてそれぞれ、**「Horizon 2020 設置に関する規則（1291/2013）」**（及び**「Horizon2020 への参画及び普及ルールに関する規則（1290/2013）」**）、**「EU 域内における健康分野に係る第三プログラム設置に関する規則（282/2014）」**が制定されており、一定の要件を満たした企業は、参加資格、助成金を得ることが可能である。

- 企業が臨床試験を実施する際には、**「EU 臨床試験指令（2000/21）」**に従い当局へ申請を行うと共に、ヘルシンキ宣言及び同宣言に由来する Good Clinical Practice（GCP）を反映した臨床試験の実施手順（インフォームドコンセント、レポーティング等を含む）を遵守しなくてはならない。2018 年より、本指令に代わる**「EU 臨床試験規則（EU-CTR）（536/2014）」**の運用が開始される予定であり、当規則では臨床試験の更なる効率性・透明性のため、EU 域内における多国籍臨床試験申請の一本化、臨床試験結果を登録・公開するための情報ポータルサイト「EU ポータル」の設置等が定められている[224] [225]。
- また臨床試験に際しては、**「科学目的に使用される動物の保護に関する指令（2010/63）」**に基づき、動物を使用する EU 域内の繁殖者・供給者・使用者は、所管官庁へ許可・登録を行わなければならない。
  - ✓ 試験では、動物の使用に代わる方法、使用する動物の数を削減する方法、動物の苦痛を制限する方法（「代替・削減・改善（Replacement, Reduction, Refinement：3R）の法則」[226]）を実践することとし、脊椎動物・頭足類を保護対象、絶滅危惧種・霊長類を使用制限対象としている。
  - ✓ また非臨床試験は、**「優良試験所基準に関する指令（2004/10）」**に基づき、OECD による医薬品の非臨床試験の安全性・信頼性確保のための基準である「Good Laboratory Practice（GLP）」に準拠した環境で実施しなくてはならない。
  - ✓ その他治験薬に関し、**「ヒトの使用のための治験用医薬品に関する優れた臨床実践の原則及び詳細なガイドライン、並びに製品の製造又は輸入の許可のための要件に関する指令**

[224] 原則として、臨床試験の実質承認は各加盟国レベルで決定される。実施申請と承認手続きに関しては、各国でコンタクトポイント（National Contact Point）を設け、欧州医薬品庁（EMA）と欧州委員会が臨床試験調整助言グループ（Clinical Trials Coordination and Advisory Group: CTAG）を通じてこれを支援する仕組みとなっている。本規則により、EU 域内での達国製臨床試験の実施申請を 1 つのポータルサイト「EU ポータル」へと一本化しており、臨床試験の更なる透明性のために、企業は（個人情報の保護や商業上の機密等の例外を除き）臨床試験の開始前に規則に定められる情報をポータルサイトのデータベースに登録・公開すること、臨床研究結果のサマリを試験終了後 1 年以内に登録・公開すること等が定められている。

[225] また、先端医療医薬品（Advanced therapy medicinal products）を対象とし、中小企業が開発した医薬品の申請・登録を行う際には、「中小企業が開発した先端医療医薬品に関しての質・非臨床データの評価・認証に関する規則」が定められている。

[226] 本規則は、ボローニャ宣言により国際的に認知されている「代替・削減・改善（Replacement, Reduction, Refinement：3R）の法則」を EU 法に明文化するものであり、動物の不要な使用を制限するため、各加盟国は実験の重複を回避するために、EU 法の規定によって認定された他の加盟国の実験によって得られた情報を当該情報に関する更なる実験を実施する必要がない限り正当なものとして受け入れる必要があることも定められている。

（2005/28）」、「ヒト使用のための医薬品及び治験薬に関する優れた製造プラクティスの原則及びガイドラインに関する指令（2003/94）」等が定められている。

- EU では知的財産権に関し、国際ルールである「知的財産の貿易関連の側面に関する協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIPS）」を前提とし、域内での知財ルールの統一を図るため、**「知的財産権の施行に関する指令（2004/48）」**を定めている。特に医薬製品の開発には、長期の労力と高額な研究費を要することから、研究開発奨励を目的とし、**「医薬品の補足的保護証明に関する規則（469/2009）」**にて企業に対し最大 5 年間の特許延長と補足保護証明（Supplementary Protection Certificate: SPC）の取得を可能としている[227]。

- なお、一般的な医薬品については、**「人用医薬品に関する指令（2001/83）」**に定める研究開発から、製造／販売許可手続き、販売、廃棄までのバリューチェーン全体での品質・安全基準等を遵守する必要がある[228]。
  - ✓ 加えて、特殊な医薬品については、**「希少医薬品（Orphan Drugs）に関する規則（141/2000）」**、**「小児用医薬品（Pediatric Drugs）に関する規則（1901/2006）」**、**「伝統的植物薬（Traditional Herbal Medicines）に関する指令（2004/24）」**等それぞれが定めるプロセス、要件、品質・安全基準等に従い、当局への申請、臨床試験データの提出を行わなければならない[229]。
    （詳細は、後述の【取引・流通】/【保管】/【域内輸送】/【提供・販売】を参照）

(b) Brexit による影響

- 英国の EU 離脱後も英国が引き続き Horizon 2020 の提携を申請し認められる場合には、英国の研究機関・企業は現在と同じ条件下で Horizon 2020 のプロジェクトへの参加資格を有することとなるため、EU 離脱の影響は少ないと考えられる[230]。
  一方、第三国としての扱いを受ける場合は、引き続き英国側のパートナーがプロジェクトへ参加することは可能となるが、殆どの場合において、EU から資金を受け取ることが難しくなるため、製薬分野における研究・開発の促進が妨げられる恐れがある[231]。
- なお、「第三次 EU 健康プログラム（EU Health Programme）」については、第三国の場合でも申請や助成金の受取が可能であるため、英国による EU 離脱の影響は限定的と考えられる。

- EU では、「新 EU 臨床試験規則」の施行により、EU 域内での多国籍臨床試験の申請業務が EU ポータルを通じ一本化される予定であるが、EU 離脱によって英国が第三国となることで、多国籍臨床試験時の単一申請が行えなくなる可能性がある。これにより、（英国・EU 間で協定等により相互承認の為のスキームが構築されない限り）企業は、多国籍臨床試験において、英国と EU 双方へ申請を行う必要が生じ、手続きコストが増加することが懸念される[232]。

---

[227] 医薬の開発全般に対し「医薬の補足的保護証明に関する規則」が定められている他、バイオテクノロジー分野においては、TRIPS 及び「生物の多様性に関する条約（Convention on Biological Diversity: CBD）」等の国際条約を前提とし、企業による申請やパテント使用のためのライセンス取得方法を示した**「バイオテクノロジー発明の法的保護に関する規則（98/44）」**が定められている。

[228] 「人用医薬品に関する指令」は、市場に流通する薬全般が対象であり、処方薬は原則として適用除外である。

[229] 「希少医薬品に関する規則」にて、希少医薬品（Orphan Drugs）は「生命を脅かす又は慢性的に衰弱させる状態の者に対し診断、予防又は治療のために適用されるものであり、（状態が深刻で予防・治療により大きな利益がもたらされると考えられるにも関わらず、）インセンティブがなければ当該医薬品の販売による投資回収が困難と判断される医薬品」と定義されており、EU 域内で希少医薬品として指定されるためには、販売承認（Marketing Authorization）の前に、医薬品開発の段階で医薬品庁へ申請を行うこととなっている。
また、希少医薬品に関する規則の 3 条の詳細について定めた「希少医薬品としての医薬品指定のための基準並びに「類似の医薬品」及び「臨床的優位性」の定義の実施に関する規則」が別途定められている。
「小児用医薬品に関する規則」については、臨床試験データ等を所管官庁へ提出し、その後データが EMA へ報告される体制が設立されている。

[230] EFTA 国となった場合、一定の要件を満たせば、Horizon 2020 の関連国として GDP に応じた一定の拠出が求められる一方、加盟国と同様 Horizon 2020 からの資金配分を受け取ることは可能である。

[231] 英国の離脱交渉期間中は、英国は EU の加盟国として扱われるため、Horizon 2020 に参加している英国の関係者は、EU の他加盟国及び関連国からの参加者と同様の身分・立場としての権利が全面的に認められる。
EU 離脱後も、英国の離脱前に英国機関が直接応札した研究・プロジェクトに対しては HM UK Treasury が離脱前に発生した金額及び離脱後～プロジェクト完了までの発生費用を負担するため、離脱までは引き続き英国政府を含むコンソーシアムの形成及び Horizon 2020 への応募が可能である。
なお、既に HM UK Treasury は、英国が EU から離脱した場合、Horizon 2020 のコンソーシアムに参加している英国機関の助成金は英政府が負担することを発表している。
（なお詳細については、HM UK Treasury「Chancellor Philip Hammond Guarantees EU Funding beyond date UK leaves the EU」を参照。
（https://www.gov.uk/government/news/chancellor-philip-hammond-guarantees-eu-funding-beyond-date-uk-leaves-the-eu）

[232] Brexit により EMA が大陸へ移転した場合でも、英国と EU との新協定において英国で準備した臨床試験データを EMA に送ることで新薬承認を受ける枠組みが設けられた場合には、英国に拠点を持つ製薬企業は、臨床試験データを EMA に送ることで新薬承認を得ることができる可能性があり、企業への影響は限定的という見方も広がっている。ただし、欧州医薬品庁（EMA）が移転した場合、当局に優秀な人材が確保できないことで、臨床試験に関し企業へ適切な助言等を行うことができない恐れがあり、結果として新薬承認がこれまでよりも長引くことなどが懸念されている。

- ✓ なお、臨床試験における動物の取扱いに関しては、英国では、**「1986 年動物（科学的手続）法」**や**「2006 年動物福祉法」**をはじめとし、動物愛護、動物保護を推進する法令・政策が定められてきていることから、EU 離脱後も、引き続き欧州と同等もしくはそれよりも厳格な臨床試験での動物の使用制限を設けるものと考えられる[233]。

- 開発医療品の知的財産管理・特許に係る方針については、今後の EU 離脱に向けた交渉により決定される部分も多く、現時点では不確実な部分も多い。ただし、英国政府は、知的財産に関し、すぐの変化はないとコメントすると共に、EU 離脱に向け最善のものとなるよう取り組むとしていることから、EU 規則に基づく補足保護証明（SPC）についても国内法での対応等を行うなど、EU 離脱に伴い大きな変更のないようにすることが予測される[234]。
  - ✓ SPC について、現在英国では、EU 規則を**「2014 年知的財産規則（The Patents (Supplementary Protection Certificates) Regulations 2014）」**として適用しており、EU 離脱後は、英国として同内容に基づいた制度を国内法化することが考えられる。ただし、現行英国にて認められている SPC の今後の取扱い等については、不確実性が高く、今後の動向に注視する必要がある。
  - ✓ 加えて、近年 EU で制定された域内における単一特許取得（Unitary Patent）／統一特許裁判所（Unitary Patent Court: UPC）についても、EU 離脱後に英国が引き続き統一特許裁判所（UPC）協定に留まるかについては、今後の交渉次第となっている[235] [236]。

一方で製薬企業としては、英国は製薬産業の（研究機関等）インフラが欧州で最も整備されており、EMA が大陸側に移転した場合であっても、臨床試験拠点や製造拠点を容易に移転できないという意見もあり、企業として、今後の（EMA 拠点移転を含む）臨床試験スキームの動向に注視していく必要がある。

[233] 英国では、動物の福祉という観点から 1822 年に家畜虐待防止法である「マーティン法」が制定されるなど、古くから動物愛護政策に力を入れており、また王立動物虐待防止協会（Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals: RSPCA）をはじめとする大規模な動物保護・愛護団体が数を多く存在している。

[234] 英国知的財産庁（UKIPO）は、EU 離脱に関する国民投票の結果を受け、すぐの変化はないとコメントすると共に、今後の交渉が英国の発明者、創作者及び消費者にとって最善のものとなるように取り組むとしている。

[235] 英国は、2016 年 11 月に統一特許裁判所（UPC）協定に批准する意向であることを発表しており、政令「2016 年英国知的財産法（Patents (European Patent with Unitary Effect and Unified Patent Court) Order 2016）」が制定している。英国としては UPC 協定に引き続き参加する地位を得ることを「ベストシナリオ」として挙げている。

[236] （参考）その他知的財産関連の EU 離脱による影響について、欧州特許庁は、欧州特許条約（European Patent Convention: EPC）は EU とは別枠組みであるため、EPC に基づく欧州特許機構（EPO）、及び英国における欧州特許の効力に関しては国民投票の結果による影響はないことを表明している。
また、登録共同体意匠（Registered Community Design: RCD）及び欧州連合商標（European Union Trade Mark: EUTM）については、英国が正式に EU を離脱した時点で効力を失うこととなるが、その時点で効力を有する RCD／EUTM については、何かしらの移行措置／変更がされるものと想定されている。意匠・商標については、英国政府が様々なオプションを検討しており、今後最善策となりうる制度についてユーザーからの意見を求める予定であるとしている。

➢ 【貿易管理】／【通関】

第三国から英国への医薬品輸出に関しては、EU 指令に基づく国内法（英国薬事法）が定められており、現行のライセンス申請も英国医薬品・医療製品規制庁（MHRA）へ行う仕組みとなっている。そのため、EU 離脱による手続き変更やそれに伴う企業への影響は僅少と考えられる。

化粧品については、現在第三国からの輸入商品の域内販売に責任を持つ者（Responsible Person）を英国企業としている場合、EU 離脱により英国内の RP が認められなくなる可能性があるため、別の加盟国の企業を RP として指定しなおさなければならない可能性がある。

(a) 関連法令の内容

－ **医薬品（・医薬部外品）**

- 医薬品に関しては、**「人用医薬品に関する指令（2001/83）」**にて、EU 域内での流通、第三国から EU への輸出に際して、事前に承認の取得を求めているほか、第三国から EU への医薬品の輸入時においては、バッジ毎に安全基準に照らし合わせた量的・質的分析を実施することが規定されている。
  - ✓ なお治験薬に関しては、**「ヒトの使用のための治験用医薬品に関する優れた臨床実践の原則及び詳細なガイドライン、並びにそのような製品の製造又は輸入の許可のための要件に関する指令（2005/28）」**に定める EU への輸出要件を満たす必要がある。

－ **化粧品**

- **「EU 化粧品規則（1223/2009）」**では、EU 域内での安全な化粧品の流通及び人間の健康保護のため、化粧品の輸出入・上市の要件が定められている。
  第三国から EU へ化粧品を輸出する際には、指定された域内の責任者（Responsible Person）が本規制への遵守を確認しなくてはならず、また動物実験を行った化粧品や、本規則に定める着色剤、保存剤、UV フィルター等物質を含んだ製品は、EU への輸出が禁止されている。

－ **医療機器（一般・管理・高度管理医療機器）**

- 第三国から EU 市場への医療機器類の輸出や、EU 域内での輸出入においては、その機器の種類ごとに、**「医療機器に関する指令（93/42）」**、**「能動植込み型医療機器に関する法律の近似化に関する指令（90/385）」**、又は**「生体外診断医療機器に関する指令（98/79）」**に従い、適合性評価の実施や CE マークの付与等を行うことが前提となる。
  （詳細については、後述【取引・流通】／【保管】／【域内輸送】にて記載）

(b) Brexit による影響

－ **医薬品（・医薬部外品）**

- 現在英国では、「人用医薬品に関する指令」等 EU 法令の内容を含む**「1968 年英国薬事法（Medicines Act 1968）」**が定められており、医薬品の販売許可（Product license）、臨床治験の許可、卸売・販売業（輸入も含む）は、英国医薬品・医療製品規制庁（MHRA）へ申請するスキームとなっている。また、日本から英国への医薬品の輸出に際しては、多くの医薬品の関税は無税となっている。
- そのため、日本等から英国への医薬品の輸出に関しては、申請プロセスや関税の面で EU 離脱による影響は僅少と考えられる。ただし、交渉シナリオによっては、「人用医薬品に関する指令」に定める EU 域内での流通許可手続き及び加盟国間での同許可の相互承認手続きの枠組みが EU･英国間で適用されなくなり、EU 英国間での医薬品の輸出入において新たな手続きが必要となる可能性がある。

－ **化粧品**

- 英国では、欧州化粧品規則（及び旧化粧品指令）に基づき、**「2008 年消費者保護―化粧品（安全）規則（Consumer Protection The Cosmetic Products (Safety) Regulations 2008）」**及びその

修正版**「2013 年消費者保護―化粧品（安全）実施規則（Consumer Protection The Cosmetic Products Enforcement Regulations 2008）」**等の規則が定められている。

- そのため、EU 離脱後は当該規則内容に基づいた運用を行うことが想定され、現行ルールからの大きな変更はないと考えられる[237]。ただし、現在英国に拠点を持つ企業や第三国の企業で、EU 域内での販売における責任者を英国企業としている場合は、今後別の EU 加盟国に拠点を持つ責任者を指名しなおすといった対応を行う必要が生じる可能性がある。

－ **医療機器（一般・管理・高度管理医療機器）**

- 医療機器については、EEA 型のシナリオの場合、もしくは医療機器に特化した相互認証取り決めを英国・EU 間で準備した場合、（合意内容により、ある程度の制約が課される可能性はあるものの）対象製品についての自由な移動は CE マーキング下で継続される。そのため、ノーティファイドボディと欧州代理人は英国に拠点を置き続けることが可能であり、企業への影響は限定的と考えられる。
- 英国・EU 間で相互認証取り決め等を行わず、通常の WTO の枠組みとなる場合には、対象製品の自由な流通は制限され、ノーティファイドボディ及び欧州代理人は英国内で操業を続けることが難しくなる。これによって、英国・EU 間での輸出入、第三国から英国への輸出に際し、企業に追加的な業務とコストが発生する可能性がある。
  （詳細については、後述【取引・流通】/【保管】/【域内輸送】/【提供・販売】を参照）

[237] ただし、化粧品を第三国から英国へ輸出し、その後他の EU 加盟国へ輸出するモデルの場合には、英国の輸入者（Responsible Person）とは別に他 EU 加盟国の輸入者による確認、所管官庁への申請が必要となり、企業にとってはプロセスの煩雑化やコスト増につながる可能性がある（※詳細については要確認）

➢ 【取引・流通】／【保管】／【域内輸送】／【提供・販売】

医薬品の製造・保存要件等に関しては、EU へ製品を流通させる観点からも、引き続き現行の EU ルールに基づく GMP を採用することが想定され、EU 離脱による影響は限定的と考えられる。 **一方医薬品の販売に関しては、交渉シナリオによっては、英国での医薬品販売に EMA での中央承認審査方式を利用できなくなる。その場合企業は、英国と EU 域内での医療品販売の際に EMA と MHRA 双方へ申請する必要が生じ、手続き業務やコストが増加する可能性がある。** **また、（CE マークなど）医療機器類の安全性・適合性評価に係るルールについては、第三者認証機関による認証の相互承認が担保されない場合、第三国から英国への輸出、英国・EU 市場間の取引の際に別途認証手続きが求められるなど、企業にとって負担が増大する可能性がある。**

(a) 関連法令の内容

－ **医薬品（・医薬部外品）**

- 現在 EU では、人及び動物用を含む薬品に対し、EU 域内共通の販売許可手続き（中央承認審査方式）、市場の医薬品の安全性の監視方法等を規定し、これらを推進する機関として、欧州医薬品庁（European Medicines Agency: EMA）を設置することを、**「人用及び動物用薬品の許可手続きと監視並びに医薬品庁（EMA）の設立に関する規則（726/2004）」**にて規定している[238]。

- 医薬品に関しては、医薬品一般に適用される**「人用医薬品に関する指令（2001/83）」**に加え、医薬品の種類ごとに**「希少医薬品（Orphan Drugs）に関する規則（141/2000）」**、**「小児用医薬品（Pediatric Drugs）に関する規則（1901/2006）」**、**「伝統的植物薬（Traditional Herbal Medicines）に関する指令（2004/24）」**等が定められており、対象となる製薬の販売を行う企業は、これら法令に定める製造方法や、安全性保証のための承認・登録要件、ラベル表示方法に従う必要がある[239]。
  - ✓ 人用医薬品の販売に際しては、偽装医薬品（Falsified Medicinal Products）を取り締まり、消費者の健康を保護するため、製造工程・トレーサビリティ確保に関する各種法令が定められている。[240]
    - － **「人用医薬品のための活性物質の製造工程 GMP についての原則及びガイドラインに関する規則（1252/2014）」**
      - ✧ 医薬品製造における品質管理、人材、施設/機器の安全・衛生基準、文書記録方法、包装・ラベリング方法、試験場の安全性確保のための統制方法等を規定
    - － **「人用医療品の包装への安全機能表示の詳細に関する委任規則（2016/161）」**
      - ✧ 処方/処方以外の薬に関し、包装の Unique Identifier の貼付け、バーコード表示方法、製造者の情報共有のための Repositories System の構築等テクニカルな事項を規定
    - － **「偽装された医薬品の法的サプライチェーンへの参入防止の観点からの人用医薬品の域内コードに関する指令（2011/62）」**
      - ✧ 偽装医薬品を定義し、偽装医薬品の流通取締りのための要件等を規定
  - ✓ また医薬品の販売後の安全性監視活動（Pharmacovigilance）についての原則は、**「人用及び動物用薬品の許可手続きと監視並びに医薬品庁の設立に関する規則（726/2004）」**及びその実施規則に定められている[241]。

- 加えて、遺伝子治療や体細胞治療あるいは組織工学等に基づいて人体に用いられる先端医療医薬品（Advanced Therapy Medical Products: ATMPs）については、**「先端医療医薬品に関する規則（1394/2007）」**に基づき、（患者からドナーの）トレーサビリティの確保、安全性監視活動、リスクマネジメントシステムの構築、有効性フォローアップ（事後評価）等を行う必要がある。さらにヒトの細胞・臓器の取扱い、移植等に関しては、**「ヒトの組織及び細胞の調達、試験、加工、保存・保管、提供における品質と安全基準の設定に関する指令（2004/23）」**、**「移植を目的とした**

---

[238] 現在 EU では医薬品の製品流通のための事前承認に関しては、欧州医薬品庁（EMA）へ申請を行うと、単一販売承認が得られ、販売先の EU 加盟国（及び EEA 国）ごとに申請を行わなくても良い仕組みとなっている。

[239] なお医薬品の承認・登録に係る具体的な審査方法やプロセスについては、**「人用医薬品の条件付き販売許可に関する規則」**、**「人用医薬品及び獣医医薬品の販売許可の変更に関しての審査等に関する規則」**を参照。

[240] その他、製薬の製造時に使用される着色料に関しては、**「医薬品へ添加する着色料に関する指令」**等に定められる要件に従う必要がある。

[241] 詳細について、**「人用及び動物用薬品の許可手続きと監視並びに医薬品庁の設立に関する規則（726/2004）及び人用医薬品に関する指令（2001/83）についての医薬品安全性監視活動の評価に関する実施規則」**、**「人用医薬品に関する医薬品安全性監視活動の実施のための欧州医薬品庁への支払いに関する規則」**等が定められている。

ヒト臓器の品質と安全基準に関する指令（2010/45）」等のルールがあり、移植に際しては細胞・臓器等の品質・安全基準（ドナーに係る情報の管理、試験方法、輸送のためのプロセス確立・ラベル表示方法等を含む）等を遵守しなくてはならない。

－ 化粧品

- 化粧品に関しては、「EU 化粧品規則（1223/2009）」にて、EU 域内での安全な製品流通及び消費者の健康保護のための上市要件が定められている。
  - ✓ なお、化粧品の製造は、Good Manufacturing Practice（GMP）に従うこととし、製品の上市の際には、指定された責任者（Responsible Person）が製品の安全性について本規制への遵守を確認しなくてはならないとしている。また責任者は、製品の流通において提供者を特定し、評価を実施できるようサプライチェーンの明確化を行う必要がある。
- 洗剤及び洗剤用の界面活性剤に関しては、EU 域内での自由な移動、環境及び人間の健康の保護を確保することを目的とし、「洗剤に関する規則（648/2004）」にて生分解性やアレルゲン物質に関する基準、表示等について国際/欧州規格に従うことが定められている。

－ 医療機器（一般・管理・高度管理医療機器）

- EU 域内での流通・使用を意図したほぼ全ての医療機器（アクセサリ類を含む）には「医療機器に関する指令（93/42）」が適用され、対象機器は、（その医療機器のクラスごとに）本指令の附属書に規定されたルールに従い、（ノーティファイドボディによる審査を含む）適合性評価の実施、CE マークの貼付け等を行う必要がある[242]。また、EU 域外の製造業者は、EU において法的窓口となる代理人を指定し、製造業者は代理人と代理人としての義務を明確にした適切な合意又は契約を締結する必要がある。
- また、部分的又は完全に体内に導入され（かつ導入後に体内に残る）医療機器に関しては、「能動植込み型医療機器に関する法律の近似化に関する指令（90/385）」が、試薬やキット、機器・ソフトウェアを含む対外診断薬及びそのアクセサリについては、「生体外診断医療機器に関する指令（98/79）」がそれぞれ適用され、本指令に定められる適合性評価の実施、CE マークの貼付け等を行わなければならない[243]。
  - ✓ また上記 3 つの医療機器に関する指令に加え、機器/製品の種類によっては、「無線機器及びその他通信端末機器（Radio Equipment and Telecommunications Terminal Equipment :R&TTE）指令」（2014/53）や、「有害物質使用制限（RoHS）指令（2011/65）」、「電池指令（2006/66）」等が適用される場合がある[244]。

[242] 本指令では、医療機器は、単独使用か組み合わせ使用かを問わず、製造業者が特に診断及び/もしくは治療の目的で使用を意図したあらゆる計器、器具、ソフトウェア、材料、あるいはその他の品目とされており、「生体外診断（インビトロ）機器指令」、「能動植込み型医療機器に関する法律の近似化に関する指令」、「人用医薬品に関する指令」、「EU 化粧品規則」の法令でカバーされる医療機器・医療製品・化粧品や、ヒトの血液、組織・細胞等を除くほぼ全ての医療機器が本指令の対象となっている。
EU にて医療機器は、本指令の附属書に規定されたルールに従い、①Class I-低リスク（聴診器、車いす、石膏等）、②Class IIa-中リスク（カテーテル、注射器、補聴器、電子式体温計など）、③Class IIb-高リスク（患者モニター、対外型除細同器、レントゲン、コンタクトレンズ、人工呼吸器、非吸収性外科用縫合素材等）、④Class III-最高リスク（人工血管、人工心臓弁、非能動植込型医療機器、吸収性外科用縫合素材等）、の 4 つのカテゴリに分類されており、Class I であれば EC 適合宣言、Class IIa、ClassIIb、ClassIII であれば、総合品質保証等の手続きが必要となる。適合宣言や総合品質保証には通知機関による審査が必要となる。

[243] 本指令により対外診断薬は、生理学的もしくは病理学的情報、先天性異常の情報、患者の安全性及び適合性の決定、又は治療結果のモニタリングを行うための情報提供を目的として、人体の血液及び組織を含む検体の対外検査に用いられることを意図された、単独もしくは組み合わせで使用される試薬、試薬製品、キャリブレーター、コントロール物質、制御物質、キット、機器装置又はシステムを指す。

[244] 医療機器が「R&TTE 指令」に定められる製品の範囲に含まれる場合、第 3 条（必須要件事項）等が適用される場合がある。
能動植込み型医療機器以外の医療機器は、RoHS 指令への適合が必要となっている。また、一部要求の緩和はあるものの、医療機器用のバッテリーは、「電池指令」の適用対象となっている。なお、医療機器が機械類である場合、「機械指令」そのものへの適合は不要となるが、機械指令に定められる必須健康安全要求（EHSR）に適合しなくてはならない。

(b) Brexit による影響

－ <u>医薬品（・医薬部外品）</u>

- 医薬品の製造工程や保存等に係る要件については、引き続き英国・EU 間での製品流通の円滑化のためにも、現在の EU 指令に基づく GMP の基準を維持することが想定され、EU 離脱後に企業へ基準等変更に伴う追加負担・コストが生じる可能性は低いと考えられる。

- 医薬品の販売許可手続きに関しては、EEA 型シナリオの場合には、引き続き EMA での中央承認審査方式がカバーされることとなるため、企業への影響は少ないと考えられる。
  一方、それ以外の場合には、EU 離脱後に EMA の中央審査方式が適用されなくなるため、企業は、英国と EU 域内で同一の医薬品を開発・流通させる際に、EMA への申請と医薬品・医療製品規制庁（MHRA）それぞれへの申請が必要となり、追加業務・コストが発生する可能性がある[245]。（但し、EMA と MHRA との間で協定等が締結された場合にはこの限りではない。）

－ <u>化粧品</u>

- EU 化粧品規則では、製品のラベルに記載する責任者を EU 域内に拠点を持つ者と規定しているが、EU 離脱によって（EEA 型となり英国企業が RP として認められない限りは）現在英国に拠点を持つ企業や第三国の企業で英国企業を RP としている企業は、別の EU 加盟国への拠点設置、又は他 EU 加盟国に拠点を持つ企業を RP として機能させるよう対応を行う必要が生じると予測される。

－ <u>医療機器（一般・管理・高度管理医療機器）</u>

- EEA 型となった場合もしくは、CE マーキング済みの医療機器が英国で自由に流通できるよう、英国・EU 間で医療機器に特化した相互認証を締結した場合、既述の 3 指令の対象となる医療機器の流通は、CE マーキング下で継続される。そのため、ノーティファイドボディと欧州代理人を英国に置き続けることが可能である。
- 一方通常の WTO の枠組みに従う場合、英国・EU 間の取引において CE マークによる相互認証が担保されなくなり、それによりノーティファイドボディ及び欧州代理人も英国内で操業を続ける可能性がある。これにより、英国・EU 間の医療機器の取引に際し、企業に追加的な業務とコストが発生することが予測される[246]。
  - ✓ また、2012 年より「医療機器に関する指令」、「能動植込み型医療機器に関する法律の近似化に関する指令」、「生体外診断医療機器に関する指令」の 3 指令に代わる「医療機器規則（Medical Device Regulation）」の検討が行われており、現在最終文書のレビューが行われている。近くに草案が欧州議会及び理事会で承認され、規則発行から 3 年後に適用となる予定である。
    本規制案では、臨床評価と市販後臨床フォローアップについてより厳しい要求事項を設定しており、サプライチェーンを通じた機器のトレーサビリティについても盛り込んでいる。本法令の成立時期及び離脱交渉の内容によっては、2020 年頃に予想されている MDR の執行前後に英国と EU 加盟国との間で法枠組みが分かれる可能性がある。英・EU 間で移行期間や相互認証に係る取り決め等がされない限り、企業にとっては異なる認証基準への対応などが発生する可能性がある。

[245] 現在 EU にて採用されている加盟国ごとの個別申請制度である「相互認証審査方式」と近い形となる可能性がある。
[246] 英国医薬品・医療製品規制庁（MHRA）は、国民投票後に（現在 5 つ設置されている Notified Bodies 等と協力しながら健康・医療活動に貢献するよう今後も務めると共に、今後の体制に大きな変更はない主旨の内容を表明している

➢ 【廃棄物等の内外移動】

英国内の廃棄物処理に関しては、EU 指令を適用させた現行の国内規則に従い運用することが想定されるため、EU 離脱による企業への影響は少ないと考えられる。
（ただし、将来的には環境水準やリカバリー値等の基準が変更される可能性はある。）
また国外への廃棄物輸送についても、現在と同様バーゼル条約及び OECD 理事決定等の国際ルールに基づく運用となると考えられるため、EU 離脱による大きな変化はないと考えられる。

(a) 関連法令の内容

- 全ての廃棄物については、**「廃棄物枠組み指令（2008/98）」**にて廃棄に際しての適切な包装及びラベル表示の義務が定められているほか、医薬品を含む廃棄物の越境移動に関しては、**「廃棄物輸送規則（1013/2006）」**にて廃棄物の域外輸送制限が設けられている[247]。
  - ✓ また、**「人用医薬品に関する指令（2001/83）」**、**「移植を目的としたヒト臓器の品質と安全に関する指令（2010/45）」**、**「ヒトの組織及び調達、試験、加工、保存・保管。提供における品質と安全基準の設定に関する指令（2004/23）」**の対象となる医薬品や組織については、各指令に定める要件、各加盟国に定められた医薬品の廃棄枠組みに従い処理されることとしている。
- また、植込み型あるいは感染症のものを除く医療機器は**「廃電気・電子製品に関する指令（WEEE 指令）（2012/19）」**に従い処理する必要がある。

(b) Brexit による影響

- 英国はこれまでも EU 廃棄物関連法令に従い、環境政策を進めてきており、また資源効率及び持続性を促進するために生産者の責任を定めた国内法である**「環境法（Environment Act）」**や、「廃棄物枠組み指令」に基づいた**「2011 年廃棄物規則（The Waste Regulations 2011）」**、**「2005 年有害廃棄物規則（The Hazardous Waste Regulations 2005）」**を制定している。EU 離脱後にも既存の内容を引き継ぐことが想定され、企業への影響は限定的となることが想定される。
- また EU の廃棄物輸送規則に定められる各規制リスト[248]は、バーゼル条約及び OECD 理事会決定を参照した内容であり、英国はバーゼル条約の締結国であること、また EU 規則に基づく**「2007 年廃棄物の越境輸送規則（Transfrontier Shipment of Waste Regulation, TSWR, 2007）」**が定められていることから、引き続き現行の内容を適用する可能性が高く、廃棄物の輸出規制の内容に大きな変更は生じないと考えられる。
- 英国の EU 離脱が EEA 型のシナリオとなる場合、現行の WEEE 指令はそのまま適用されることが考えられ、英国の EU 離脱がそれ以外のシナリオとなる場合でも、引き続き WEEE 指令適用のために制定された国内法（**「2013 年 WEEE 規則（The Waste Electrical and Electronic Equipment Regulations 2013）」**）の内容を踏襲することが予測される[249]。

[247] 「廃棄物輸送規則」の附属書 Part 2（バーゼル条約にて記載されていない輸出禁止対象）中の「18　Wastes from Human or Animal Health Care and/or Related Research (Except Kitchen and Restaurant Wastes not Arising from Immediate Health Care)」にて、ヒトの臓器や細胞傷害性薬剤の域外輸送を禁止している
[248] カテゴリに応じて、グリーンリスト、アンバーリスト、輸出禁止リストに分類される。
[249] 基本的に Brexit による大きな変化はないと考えられるものの、EU の枠組みから外れ、EU 法令の要件に従う必要がなくなることから、今後現行 EU 指令の内容に基づき定められる（リカバリー値など）基準を変更するための英国法改正が行われる可能性はある

３． 金融・保険業において Brexit による影響が懸念される主要法令の詳細説明

信用機関（銀行）、投資サービス関連会社（証券含む）、保険会社、その他サービスごとにそれぞれ金融サービス提供者（金融機関）、金融サービス利用者（顧客）、サービスインフラ整備者（政府機関）に関連する主要な法令の特定を行い、体系的な整理を行った。

図 32　金融・保険分野におけるルール類型リスト

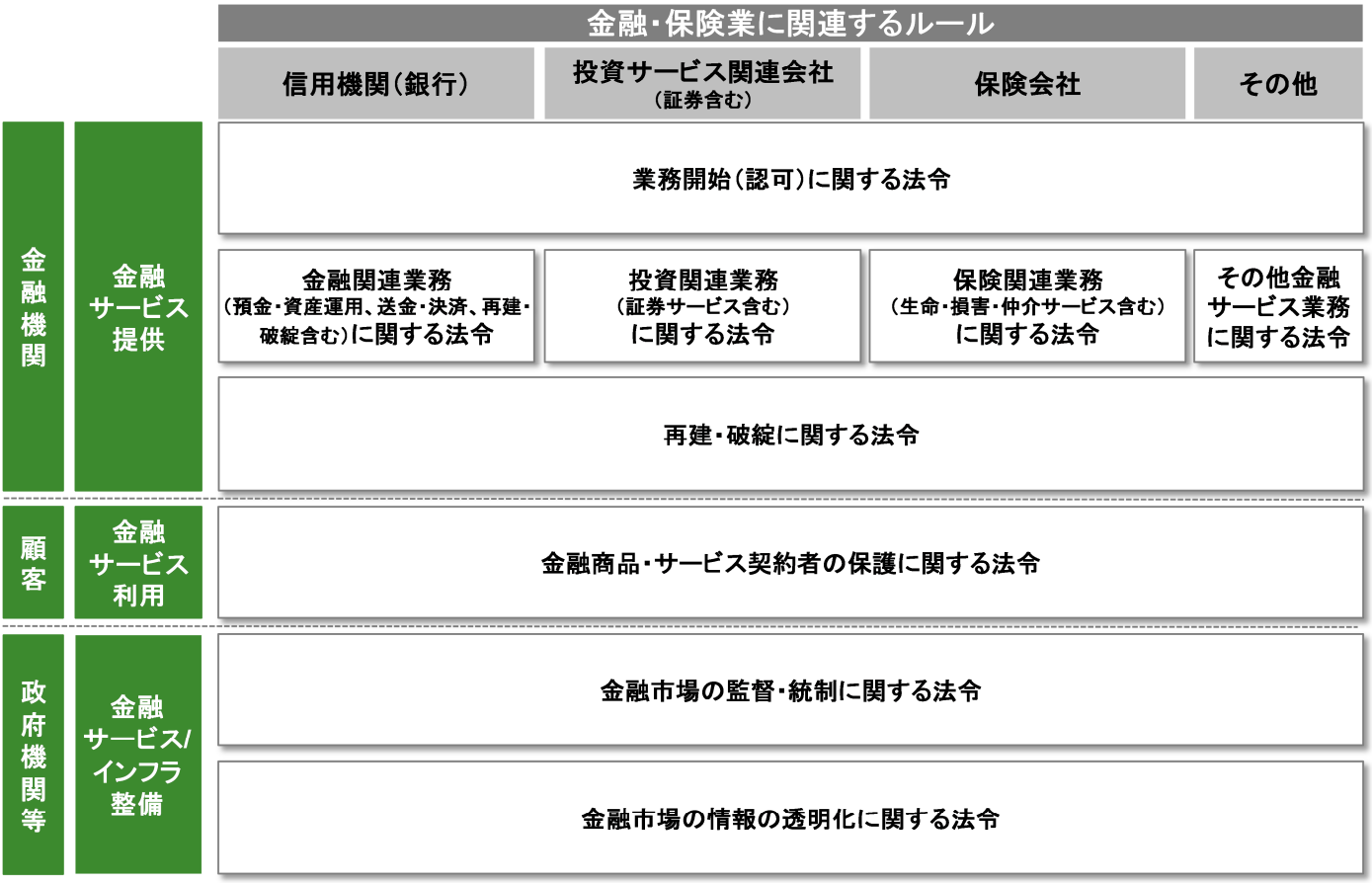

上記ルール類型リストに基づき特定した主な EU 規則・指令は以下のとおりである。

図 33　金融・保険分野における関連ルールマップ

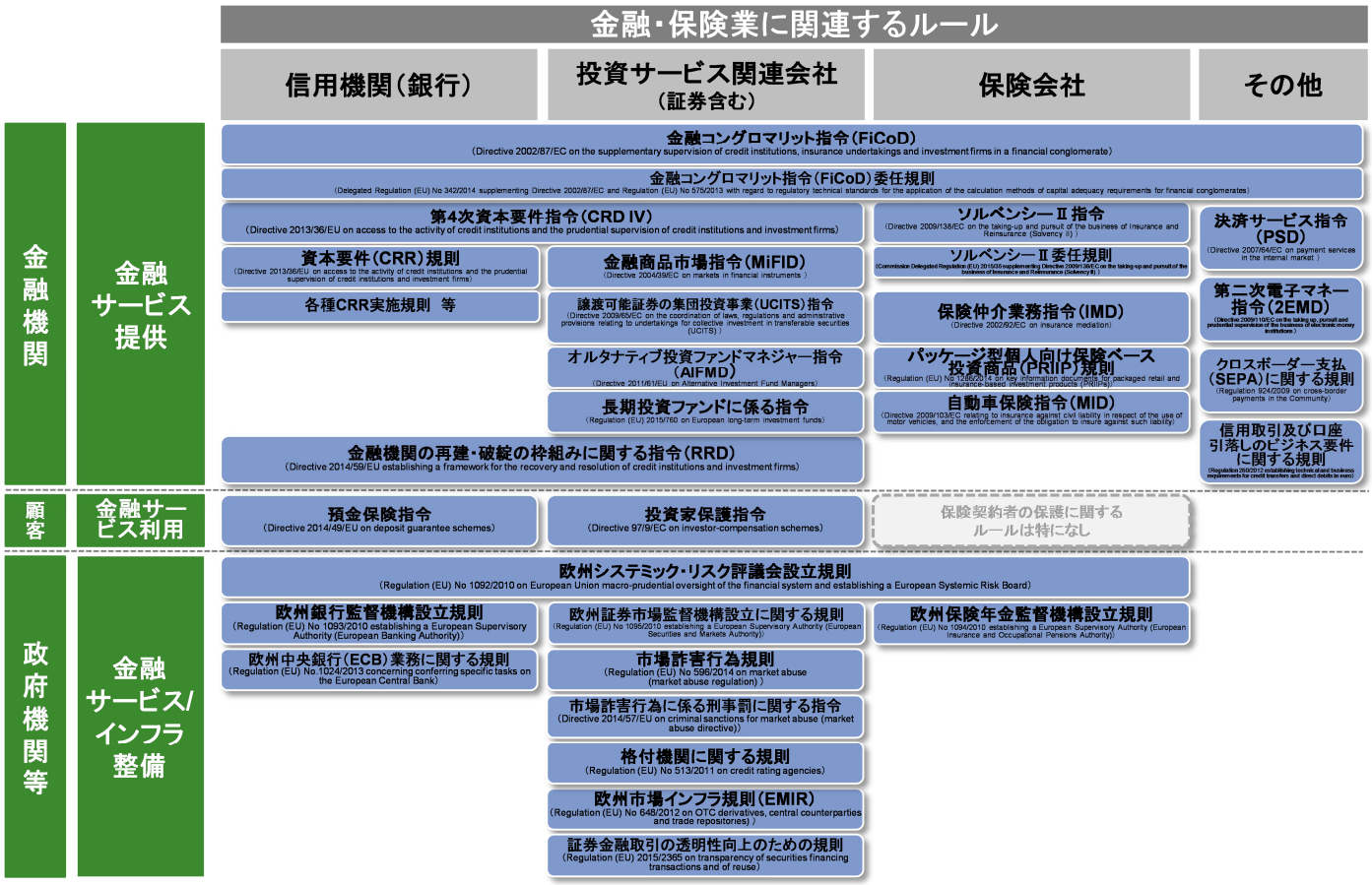

➢ 【金融機関：金融サービス提供】

現在各金融サービス（銀行業・投資サービス業・各種保険業など）毎に規定される単一パスポート制度が英国に適用されなくなることで、EU の金融拠点がロンドンからその他 EU 域外へ移行してしまうリスクがある[250]。

現在英国では、信用機関の運用・資本要件において、EU の枠組みに準拠するために、本来の規制内容よりも一部緩和している内容もあることから、EU 離脱後は、（ボーナスキャップ等の一部制度を除き）厳格化する可能性もある。

また、保険関連業務に関するルールについては、（技術要件など一部 EU 共通の詳細規定を廃止する可能性はあるものの）、原則として今後も現行の EU 指令に基づく内容を踏襲する可能性が高い。

(a) 関連法令の内容

－ 信用機関（銀行）

- EU では、銀行業務を行う金融機関を「信用機関（Credit Institution）」と呼んでおり、信用機関に対し、**「第 4 次資本要件指令（4th Capital Requirement Directive: CRD IV）（2013/36）」**に従い、業務開始に際しての認可（Authorization）取得を義務付けている。取得した認可は、単一免許制度／相互承認制度（本店の所在国での許可取得により、他国でも金融サービスの提供が可能な制度）によって他加盟国でも有効となる。
  - ✓ また信用機関の運用に際しては、**「資本要件規則（Capital Requirement Regulation: CRR）（2013/36）」**に定める資本・流動性・レバレッジ等の基準・要件を満たし、当規則に基づく自己資本比率を計算する必要がある。
- また金融危機を受け、EU 全体での信用機関及び投資機関の健全化・安定化を図る目的で、**「信用機関及び投資機関の再建・破綻の枠組みに関する指令（Recovery and Resolution Directive: RRD）（2014/59）」**により、各加盟国における予防（Prevention）、早期介入（Early Prevention）、破綻処理（Resolution）それぞれの段階において導入すべき措置・処理制度の統一化が図られている。

－ 投資サービス関連会社（証券含む）

- 投資サービス関連会社の設立・運用に関しては、**「金融商品市場指令（Markets in Financial Instruments Directive: MiFID）（2004/39）」**にて単一免許制度が定められており、投資サービス関連会社は、サービス提供にあたり本指令の認可要件（及び投資運用業務と投資助言業務に係る規制事項等）を遵守する必要がある。
  - ✓ 一般的な投資サービス会社の業務に対し適用される MiFID に加え、提供するサービスの種類・形態により他指令に定められる要件・規制事項を遵守する必要がある。
    具体的には、投資ファンド（リテール投資家へ販売されるファンドが対象）へ適用される**「譲渡可能証券の集団投資事業（Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities: UCITS）指令（2009/65）」**、特定の規制対象となるファンドの運用業者に適用される**「オルタナティブ投資ファンドマネジャー指令（Alternative Investment Fund Directive: AIFD）（2011/61）」**等があり、それぞれ当該業務に対する単一免許制度について定めている。
  - ✓ また、欧州長期投資ファンド（ELTIF）の運用・販売に際しては、**「欧州長期投資ファンド指令（2015/760）」**に定める投資方針・運用条件の遵守、申請・許可の取得が必要となる。
- また上記信用機関（銀行）と同様、機関・組織の健全化・安定化を図る目的で、**「信用機関及び投資機関の再建・破綻の枠組みに関する指令（Recovery and Resolution Directive: RRD）（2014/59）」**により、破綻処理等に関する EU 統一ルールが定められている。

[250] ただし、証券関連業務等（投資運用業務・投資助言業務を含む）を行う投資サービス会社に適用される「金融商品市場指令（MiFID）」については、2018 年より「改定 MiFID」及び「金融商品市場規則」によって EU 加盟国内に子会社を設立せずとも、第三国から EU 顧客への投資サービスの提供が可能となる新措置が導入される予定であるため、改定指令においてカバーされる投資サービスについては、英国の EU 離脱による影響が限定的となると考えられている。

－ 保険会社

- 保険関連事業の設立・運用に関しては、「ソルベンシーⅡ（Solvency II）指令（2009/138）」とその「委任規則（2015/35）」にて単一免許制度が定められており、保険関連企業は、サービス提供にあたり本指令の認可要件を満たし、業界の健全性担保のための監督制度等に従う必要がある[251]。
  - ✓ 一般的な保険業務に対する「Solvency II 指令」に加え、保険仲介業者がサービスを提供するにあたっての登録要件、仲介業者の職務上の要件については、「保険仲介業務指令（Insurance Mediation Directive: IMD）（2002/92）」に定めがある[252]。
  - ✓ その他保険事業に関しては、貯蓄型商品の運用要件に関する「パッケージ型個人向け保険ベース投資商品（Packaged Retail and Insurance-based Investment Products: PRIIP）規則（1286/2014）」や、全自動車の第三者強制賠償責任保険への加入義務付け、国境での保険有無の確認をなくすことでの EU 域内の自由な移動を目的とした、「自動車保険指令（Motor Vehicle Insurance Directive: MID）（2009/103）」等が定められている。

- なお、銀行・投資・保険セクター横断的に業務を行う一定の規模以上のグループは、「金融コングロマリット指令（FiCoD）（2002/87）」及びその「委任規則（324/2014）」に従い、業務特有の技術要件等を遵守する必要がある。

－ その他

- その他金融業務に関する EU 共通ルールとしては、支払サービス事業者へ適用される「決済サービス指令（Payment Service Directive: PSD）（2007/64）」[253]、電子マネー事業者に適用される「第二次電子マネー指令（2EMD）（2009/110）」等が定められている。「決済サービス指令」の発効に伴い、「クロスボーダー支払（単一ユーロ経済圏: Single European Payment Area: SEPA）に関する規則（924/2009）」及び改定規則である「送金・口座振込（Credit Transfer）及び自動引落し（Direct Debit）の技術・ビジネス要件に関する規則（260/2012）」が発効され、同一の条件の下でユーロ通貨を送受信できる EU 全体の決済圏が構築されている。

(b) Brexit による影響

－ 信用機関（銀行）

- 英国は、「第 4 次資本要件指令（CRD IV）」に規定される銀行の資本、流動性、及びレバレッジの健全性要件に関する単一ルールブックなど、概ね指令の内容には賛成の立場を示している[254]。
  - ✓ 現行の英国規制は、一部 EU の統一ルールよりも厳格な内容となっており、また EU の水準に準拠するために英国本来の規制から緩和した内容もある。このことから、EU 離脱後はレバレッジ比率や流動性などの一部規制については、厳格化する可能性もある[255]。加えて「銀行の再編・破綻の枠組みに関する指令」についても、枠組み策定に指示の立場であり、EU 離脱後にはより厳格な規制を導入する可能性がある。
  - ✓ 一方で英国は、優秀な人材を確保する上で、高額報酬が大きな貢献要素となるとの立場から、CRD IV に規定される賞与報酬規則（ボーナスキャップ）の導入には反対の立場を示しており、EU 離脱後に導入を行わない可能性が高い。

---

[251] これまでは、「生命保険統合指令（2002/83）」にて生命保険業の認可要件・単一免許制度を規定し、「第三次損害保険指令（92/49）」にて損害保険業の認可要件や単一免許制度を規定する等、分野別に複数指令を採択していたが、2016 年より従来の 13 の保険関連指令を廃止・統合し、「Solvency II」が制定された。

[252] 保険仲介業務指令は 2018 年に失効となり、新しく「保険販売指令（Insurance Distribution Directive: IDD）（2016/97）」が適用される予定となっている。保険販売指令では、販売前商品情報書類（PID）の作成要件やホーム・ホスト間の責任の明確化、保険会社と仲介業者を対象とする適用範囲の拡大が盛り込まれている。

[253] 決済サービス指令（PSD）に代わり、2018 年より「EU 域内における改正決済サービス指令（2015/2366）」が施行されることになっている。

[254] また、英国健全性規制機構は英国主要行に対し、CRD IV の内容に基づく「健全性規制機構規則集（PRA Rulebook）」を定めている。

[255] 例えば、英国では独自のバーゼル規制を適用しており、PRA が発表したレバレッジ比率規制案（Implementing a UK Leverage Ratio Framework）では、バーゼル規制適用予定 2018 年を前倒しし、2016 年よりレバレッジ比率 3%を達成するよう求めている。また英国独自のレバレッジ規制では、景気過熱時には主要高に対し更なるレバレッジ比率バッファー等を求めるようになっており、結果として英国の主要行は EU 規則に加え別途レバレッジ比率規制要件が課されている。

－ 投資サービス関連会社（証券含む）

- 投資ファンドへ適用される UCITS については、英国として基本的に支持の立場を示していることから、離脱後も当指令の内容を国内法化した**「2011 年譲渡可能証券の集団投資事業規則（The Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities Regulations 2011）」**の内容を踏襲する可能性が高い。
- 一方で特定の規制対象となるファンド運用業者に適用される AIFMD については（特に EU 以外の国に対する制約について）反対の立場を主張しており、EU 離脱後には、規制が緩和される可能性がある。

－ 保険会社

- 保険関連業務については、現行の Solvency Ⅱ指令との同等性評価が認められるか否かにより、保険関連機関への影響が異なってくると想定される。
  - ✓ 現在 EU 域外の国（第三国）の保険監督制度に対し、「再保険」、「グループ・ソルベンシー評価」、「グループ監督」の 3 つの監督分野について、同等性評価が実施されており、保険監督制度が Solvency Ⅱと同等と認められた場合には、その第三国の規制に従う保険会社が EU の規制に従う保険会社と（同等と認められた監督分野において）同等に取り扱われる措置が採られている。そのため、EU 離脱後に英国の保険監督制度が同等性評価により同等とみなされる場合には、保険関連会社への影響は限定的と考えられる。
  - ✓ 一方で、EU 離脱後第三国となった英国にて同等性評価が得られない場合、英国と EU の 2 重の監督規制を受けることとなり、保険関連会社への影響は大きくなる可能性が高い。

- 保険仲介業務や、保険ベース商品の取扱い、自動車保険については、EU 離脱後も引き続き現行の EU 規則・指令に即した内容を踏襲する可能性が高い。
  - ✓ 保険仲介業務については、IMD が**「2003 年保険仲介業務規則（The Insurance Mediation Directive (Miscellaneous Amendments) Regulations 2003）」**として英国法に置き換えられた際に、2018 年から適用される保険販売指令についても、内容を英国法に盛り込み、EU 離脱後も引き続きこれら要件に従う可能性が高い。
  - ✓ パッケージ型個人向け保険ベース投資商品の運用については、英国金融行為監督機構（Financial Conduct Authority: FCA）が（有用な情報開示を含む）消費者の公平な取扱いに重点を置いており、現在も PRIIP 規則に即し、違反に対し規則相応又はそれ以上の厳格な罰金額を課す措置をとられてきている。EU 離脱後にも引き続き現行の厳格な水準が適用される可能性が高い。「自動車保険指令（MID）」に関しては、EU 離脱後も EU 内の車両の移動の自由、EU 国籍のドライバーが関与する事故に遭遇した場合に MID が保険契約者に認める追加的な保護措置が維持されるよう、今後交渉を行っていく公算が大きい。

- 英国は、原則として金融コングロマリットに対する監督強化に支持の立場であることから、EU 離脱後も引き続き FiCoD の内容を適用することが考えられる。
  - ✓ 英国は、FiCoD の国内法である**「2004 年金融コングロマリット及びその他金融グループ規則（The Financial Conglomerates and Other Financial Groups Regulations 2004）」**を制定しており、現在も当該規則に基づき銀行・投資セクター、保険セクターの双方で業務を行うグループに対し、監督業務を実施している。

－ その他

- 英国は、単一ユーロ決済圏の設立（SEPA）、革新的支払サービス（カード、インターネット、モバイルペイメント）等分野へのルール改定に対し、基本的に支持の立場を表明していたことから、PSD、SEPA を国内法化した**「2009 年支払サービス規則（The Payment Services Regulations 2009）」**、**「2010 年欧州クロスボーダー支払規則（The Cross-Border Payments in Euro Regulations 2010）」**、**「2012 年ユーロ支払規則（The Payments in Euro (Credit Transfers and Direct Debits) Regulations 2012）」**等の内容を踏襲する可能性が高い[256]。

[256] また、英国の EU 離脱により英国・EU 間でデータ移転の自由が制限されることを懸念する声もあるが、データ移転の制限やそれ伴う業務への支障は少ないと考えられる。現行の「EU データ保護指令」の改定版である「一般データ保護指令（GDPR）」には例外規定が存在し、本人の明確な同意に加え、欧州委員会の十分性認定（国単位で、個人情報が十分に保護されていると EU 当局にて認定）、当局の承認を受けた個人情報保護の

➢ 【顧客（個人・法人）：金融サービス利用】

英国は、信用機関の利用者、投資家保護に関するルールに対して、基本的に支持の立場である。実際英国では、自国の規制強化の意向に反し、関連する EU 指令を国内法へ適用する際には（EU 法の内容に即するため）規制対象を削減する措置等をとっていたことから、EU 離脱後には投資家保護に関するルールを厳格化することも考えられる。

(a) 関連法令の内容

－ 信用機関（銀行）

- 信用機関の利用者保護のため、**「預金保証制度指令（Deposit Guarantee Scheme Directive: DGSD）（2014/49）」**では、保護限度額、払い戻し・資金調達方法、預金者への周知の徹底、クロスボーダー破綻における預金保護といった、預金保険制度の実務に関する共通ルールが定められている[257]。

－ 投資サービス関連会社（証券含む）

- 投資家保護の調和を目的とし、**「投資家保護指令（Investor Compensation Schemes Directive）（97/9）」**が EU 統一ルールとして定められている。

－ 保険会社

- （保険契約者の保護に関するルールは、2010 年に基本方針が提示されているものの合意されておらず、EU 域内共通の明確な規則・指令等は定められていない。）

(b) Brexit による影響

－ 信用機関（銀行）

- 英国は、「預金保証制度指令」に定められる金融サービス利用者（個人・法人）の保護に、基本的に支持のスタンスを示している。
  当指令の検討の際、英国は当初より多くの規定を盛り込むことを要求していたが、適用時に EU が同意した規則に即し対象を減らさざるを得なかった経緯がある。このことから、EU 離脱後は、預金保証制度をより厳格にする可能性もある[258]。

－ 投資サービス関連会社（証券含む）

- 上記預金保証制度指令と同様、英国は投資家保護には賛成の立場を示している。英国国内法である**「2012 年金融サービス法（Financial Services Act 2012）」**にて定める金融サービス補償制度では、投資商品も消費者への補償金支払いの対象としており、EU 離脱後も本制度を踏襲する可能性が高い。

－ 保険会社

- 英国では、金融サービス市場法に定める金融サービス補償制度にて、保険契約についても、認可業者は債務不履行となった場合に、消費者に一定の補償金が支払うこととしている。EU 離脱後も引き続き当該補償制度が踏襲されるものと想定される。

ための対策を備えていれば、データの移転が可能である。承認プロセスに時間がかかると予想されるものの、英国はこれまで EU データ保護指令を国内法制化してきていることから、欧州委員から例外規則の適用を受けられる可能性は高いと考えられる。

[257] なお、2014 年の改定においては、保護限度額が引き上げられた他、預金保険制度の実務に関するルールが詳細化された。

[258] 英国では、消費者保護のための制度として、主に 1）金融サービス市場法にて金融サービス補償制度（認可業者の債務不履行が生じた場合に、消費者に対し一定額までの保証金を支払う制度であり、預金、投資商品、保険契約、住宅ローンアドバイス・仲介等が対象）、2）金融オンブズマンサービス（消費者に対し、金融商品に関する苦情処理や裁判外紛争解決サービスを提供する制度）、を定めている。

➢ 【政府機関：金融インフラ/サービス整備】

英国は、EU のミクロプルーデンス監督機能である欧州監督機構（ESA）の権限拡大に反対の立場であるため、EU 離脱交渉では、ESA からの監督・是正を抑制する方向で協議を進めるものと考えられる。

一方、英国は信用格付け業務の透明性・信頼性向上、デリバティブ市場の規制の厳格化、市場詐害行為の取締まり等の EU 共通での取り組みには賛成であることから、EU 離脱後も関連する EU 規則の内容を適用するか、もしくはそれよりも厳格な内容を制定する可能性もある。

(a) 関連法令の内容

- 金融危機等を受け、欧州のシステミック・リスクの防止又は緩和を目的とし、EU 金融システムのマクロ・プルーデンシャル監督を行う機関として「欧州システミック・リスク評議会（European Systemic Risk Board: ESRB）を設置することが、**「欧州システミック・リスク評議会設立規則（1092/2010）」**に定められている。
- ESRB がマクロ・プルーデンシャル機能を果たすのに対し、ミクロ・プルーデンシャル機能として、信用機関、投資サービス、保険それぞれに対する監督組織（3 機関）が「欧州監督機構（European Supervisory Authorities: ESA）」として設置されている。

－ 信用機関（銀行）

- EU の金融機関の監督にあたるミクロ・プルーデンシャル機関として、欧州銀行監督機構（European Banking Authority: EBA）の設置が、**「欧州銀行監督機構設立に関する規則（1093/2010）」**に定められている[259]。
- 加えて EU では、金融危機の発生後、①金融危機と財政危機の悪循環の解消、②金融セクターの信任の回復、③納税者負担の軽減、を目的とし、欧州委員会が銀行同盟の創設を提案している。その一環として**「欧州中央銀行（ECB）業務に関する規則（1024/2013）」**では、単一銀行監督制度（Single Supervisory Mechanism）の本格導入に向けた方向性として、ECB が単一の銀行の監督機関として、ユーロ採用加盟国、同制度に参加する非ユーロ圏の EU 加盟国における信用機関の監督にあたることが規定されている。

－ 投資サービス関連会社（証券含む）

- EU の投資サービス会社の監督、投資家保護にあたるミクロ・プルーデンシャル機関として、欧州証券市場監督機構（European Securities and Markets Authority: ESMA）の設置が、**「欧州証券市場監督機構設立に関する規則（1095/2010）」**に定められている[260]。
- 加えて、EU では証券・投資市場の健全性の担保、証券・投資機関の運用インフラ基盤の整備を目的とした共通ルールが定められている。信用格付けの業務の統合性・透明性・責任・ガバナンス・信頼性向上を目的とし、各加盟国統一的な規制アプローチを導入するための**「格付機関に関する規則（513/2011）」**、店頭デリバティブ取引、市場取引規制のための**「欧州市場インフラに関する規則（European Market Infrastructure Regulation: EMIR）（648/2012）」**等が定められている。

- 近年は、金融危機の際に特に悪影響の大きかった証券金融取引に対し、規制当局や投資家による監督強化及び透明性向上を目指し、**「証券取引の透明性向上のための規則（2015/2365）」**が定められている[261]。

[259] なお、欧州銀行監督機構は、EU の一機関であると同時に、独立した法人格を持つ機関として設置されている。
[260] 上記欧州銀行監督機構と同じく、欧州証券市場監督機構は、EU の一機関であると同時に、独立した法人格を持つ機関として設置されている
[261] 2012 年に明るみに出たロンドン銀行間取引（LIBOR）、欧州銀行間取引金利（EULIBOR）、東京銀行間取引金利（TIBOR）の金利ベンチマークの操作問題に起因し、EU レベルでの金融ベンチマークに関する原則を規定した**「市場詐害行為規則」**及び関連する刑事罰を定めた**「市場詐害行為に係る刑事罰に関する指令」**等がある。

- また金融危機を受けて、シャドーバンキングにおける特有リスクに対処するために、投資対象の制限、分散投資業務の義務等を含めた規則案（「マネー・マーケット・ファンド規則（案）」）が提出されているが、3 年間程交渉が膠着状態にあり、EU での法令化は実現していない[262]。

－ <u>保険会社</u>

- EU 域内の保険関連会社に対し、効果的かつ一貫した健全性規則・監督を実施するため、欧州保険年金監督機構（European Insurance and Occupational Pensions Authority: EIOPA）の設置が、<u>**「欧州保険年金監督機構設立に関する規則（1094/2010）」**</u>に定められている[263]。

(b) Brexit による影響

- 英国は、原則として ESA の権限拡大に反対の立場であったことから、離脱交渉においては、英国の監督機関に影響を及ぼす内容については反対の立場を示し、国内機関の独立した裁量権を主張するものと予測される[264]。

- 一方、信用格付け業務の統合性・透明性・信頼性の向上を目的とした「格付機関に関する規則」や店頭デリバティブ取引や市場に対する規制を導入した「欧州市場インフラに関する規則（EMIR）」については、基本的に支持の立場であることから、EU 離脱後も EU 規則と同等の規制を設置（／現行制度を踏襲）することが予測される[265]。

- なお、シャドーバンキングに関する特定リスクの対処を目的とした「マネー・マーケット・ファンド規則」については、現在欧州で定められていないものの、英国としては基本的には支持のスタンスを表明している。よって、EU 離脱までに当規則が制定されていない場合、現行の提案内容に従った内容あるいは金融安定理事会（FSB）等の国際基準に準拠した内容を自国で法制化し適用する可能性もある。

---

[262] 詳細は、Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on Money Market Funds (/* COM/2013/0615 final - 2013/0306 (COD) */)（http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52013PC0615）を参照。

[263] 欧州年金監督機構設置規則についても、EU の一機関であると同時に、独立した法人格を持つ機関として設置されている。
なお、欧州銀行監督機構（EBA）、欧州証券市場監督機構（ESMA）、欧州保険・年金監督機構（EIOPA）の 3 機関を合わせて欧州監督帰国（European Supervisory Authorities: ESAs）と総称される。

[264] 英国では、金融監督機関として、2013 年より健全性規制機関（Prudential Regulations Authority: PRA）、と金融行為監督機構（Financial Conduct Authority: FCA）が設置されている

[265] また、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）、欧州銀行間取引金利（EURIBOR）等のベンチマーク操作の問題の再発のために定められた、「市場詐害行為に関する規則」には指示の立場であることから、EU 離脱後は、EU 規則と同等の規制を設置（／又は現行制度を踏襲）することが予測されている

Deloitte.
デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家（公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitterもご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL（または“Deloitte Global”）はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited